

平成 27 事業年度に係る業務の実績及び第 2 期中期目標期間に係る
業務の実績に関する報告書

平 成 2 8 年 6 月

国 立 大 学 法 人
京 都 大 学

○ 大学の概要

(1) 現況

- ① 大学名
国立大学法人京都大学
- ② 所在地
吉田キャンパス（本部）・桂キャンパス 京都府京都市
宇治キャンパス 京都府宇治市
- ③ 役員の状況
学長名 松本 紘（平成20年10月1日～平成26年9月30日）
山極 壽一（平成26年10月1日～平成32年9月30日）
理事数 7名
監事数 2名（非常勤1名を含む）
- ④ 学部等の構成
【学部】
総合人間学部、文学部、教育学部、法学部、経済学部、理学部、医学部、薬学部、工学部、農学部
【研究科】
文学研究科、教育学研究科、法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、人間・環境学研究科、エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究科、総合生存学館、地球環境学堂・地球環境学舎、公共政策連携研究部・公共政策教育部、経営管理研究部・経営管理教育部
【附置研究所】
化学研究所※、人文科学研究科※、再生医科学研究科※、エネルギー理工学研究所※、生存圏研究所※、防災研究所※、基礎物理学研究所※、ウイルス研究所※、経済研究所※、数理解析研究所※、原子炉実験所※、霊長類研究所※、東南アジア研究所※、iPS細胞研究所
【教育研究施設等】
学術情報メディアセンター※、放射線生物研究センター※、生態学研究センター※、地域研究統合情報センター※、野生動物研究センター※、高等教育研究開発推進センター、総合博物館、低温物質科学研究センター、フィールド科学教育研究センター（瀬戸臨海実験所※、舞鶴水産実験所※、芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地※）、福井謙一記念研究センター、こころの未来研究センター、文化財総合研究センター、学生総合支援センター、大学文書館、アフリカ地域研究資料センター、白眉センター、学際融合教育研究推進センター

【教育院等】

国際高等教育院、環境安全保健機構、国際交流推進機構、情報環境機構、図書館機構、産官学連携本部

【拠点】

物質－細胞統合システム拠点

【附属図書館】

（注）※は、共同利用・共同研究拠点又は教育関係共同拠点に認定された施設を示す。

⑤ 学生数及び教職員数

学部学生数 13,416名（うち、留学生 220名）
大学院学生数 9,150名（うち、留学生 1,261名）

教員数 3,472名

職員数 3,216名

(2) 大学の基本的な目標等

- ・ 自由の学風を継承・発展させつつ多元的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献するため、下記の基本的な目標を定める。

【研究】

- ・ 未踏の知の領域を開拓してきた本学の伝統を踏まえ、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた先見的・独創的な研究活動により、次世代をリードする知の創造を行う。
- ・ 総合大学として、研究の多様な発展と統合を図る。

【教育】

- ・ 多様かつ調和のとれた教育体系のもと、対話を根幹とした自学自習を促し、卓越した知の継承と創造的精神の涵養に努める。
- ・ 豊かな教養と人間性を備え、責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に貢献し得る、優れた研究能力や高度の専門知識をもつ人材を育成する。

【社会との関係】

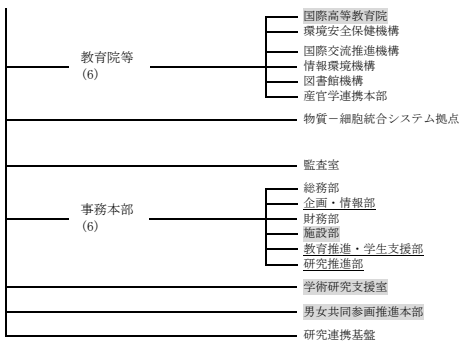
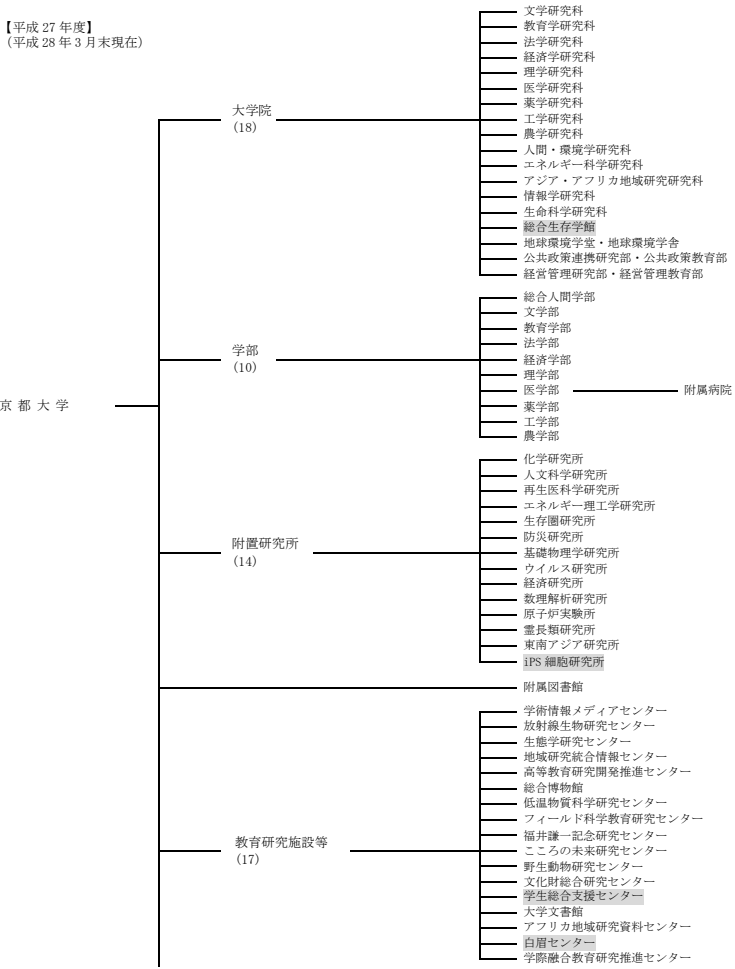
- ・ 国民に開かれた大学として、地域をはじめとする国内社会との連携を強め、自由と調和に基づく知を社会に還元する。
- ・ 世界に開かれた大学として、国際交流を深め、地球社会の調和ある共存に貢献する。

【運営】

- ・ 学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重しつつ、調和のとれた全学的組織運営を行う。
- ・ 環境に配慮し、人権を尊重した運営を行うとともに、社会的な説明責任に応える。

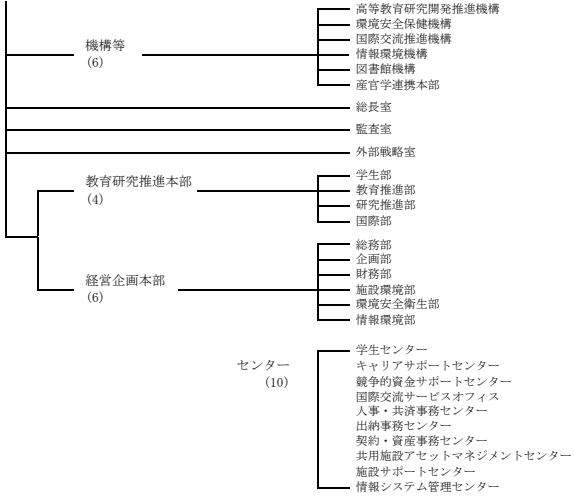
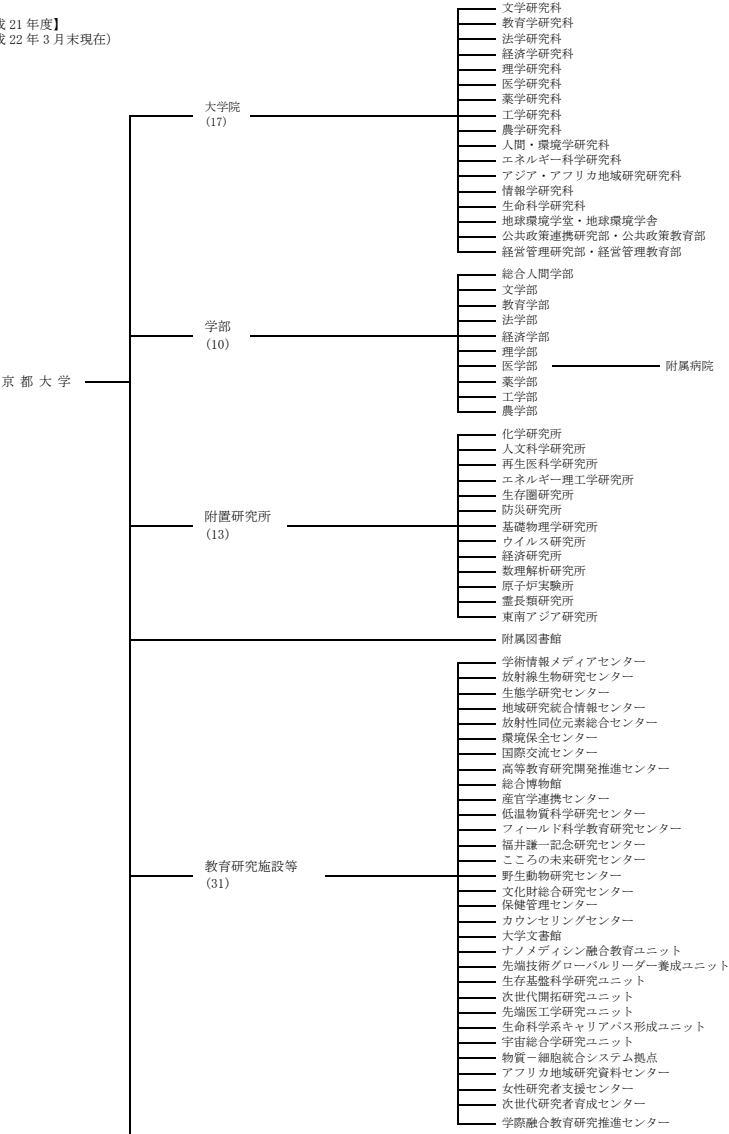
(3) 大学の機構図

【平成 27 年度】
(平成 28 年 3 月末現在)



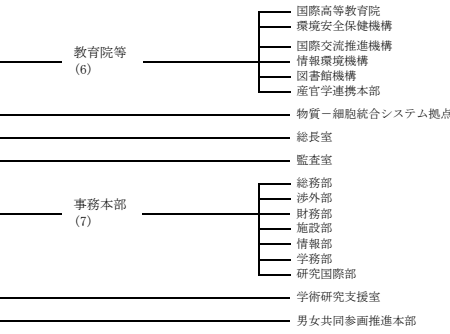
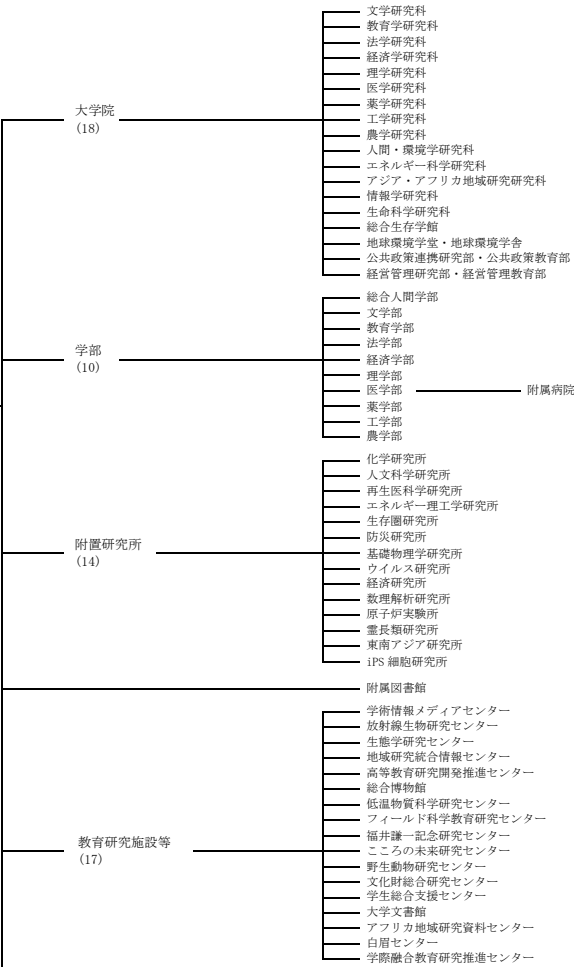
下線 : 平成 26 年度からの再編部署
網掛け: 平成 21 年度からの再編部局等

【平成 21 年度】
（平成 22 年 3 月末現在）



【平成 26 年度】
(平成 27 年 3 月末現在)

京 都 大 学



○ 全体的な状況

京都大学は、第2期中期目標期間においても、「自由の学風を継承・発展させつつ多角的な課題の解決に挑戦し、地球社会の調和ある共存に貢献する」ため、総長のリーダーシップの下、教育・研究・社会との関係・運営に関する基本的な目標を定め、高等教育を取り巻く国内外の環境の変化に柔軟に対応しながら、各種改善に取り組んでいる。中期目標・中期計画の着実な実施のため、特に戦略的・重点的に実施しなければならない事業について、「京都大学第二期重点事業実施計画」を策定し、必要に応じて改訂を行いながら、実施しているところである。

平成27年度においても、重点戦略経費・目的積立金を利用し、同計画を実施した。

以下、平成22～26年度及び平成27年度における活動の全体的な状況を記述する。

1. 教育研究等の質の向上の状況

【平成22～26事業年度】

(1) 教育に関する目標

①教育内容及び教育の成果等に関する目標

- 優れた入学者を確保すべく、明確に定めた本学並びに学部及び大学院のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを本学ホームページに公表するとともに、平成24年度に新たに総長諮問の「入学試験検討タスクフォース」を設置し、本学にふさわしい新機軸入試の理念、選抜のポイント、選抜方法等について検討を重ね、高等学校段階までに育成されている学ぶ力並びに個々の学部の教育を受けるにふさわしい能力及び志等を総合的に評価して入学者を選抜する「京都大学特色入試」を平成28年度入試から導入することを決定した。
- 新たな高大連携事業として、平成25年度から、博士後期課程学生・ポストドクを高校へ派遣する出前授業及び本学を訪問する高校生を対象としたオープン授業を行う「学びコーディネーター」を開始した。本事業は、受講者にとって大学進学への動機付けになるとともに、大学院生にとっても、貴重な教育経験となっている。
- 教育課程の俯瞰化・可視化への取り組みとして、平成25年度に教育制度委員会で決定したコースツリーの雛形に基づき、全学部においてコース

ツリーの作成を進め、平成26年度中に全学部においてコースツリーの作成を完了し、平成27年度用学生便覧やホームページに掲載した。なお、全学共通科目と学部専門教育との連関が明らかとなるよう、各学部のコースツリーに全学共通科目も含めて記載した。

- 英語運用能力を育成する独自の「国際言語実践教育プログラム」を実施するため、学部生の英語学習教材のe-Learningでの提供や、学生による語学関連の試験や授業での成果物を蓄積して個別支援を行うためのeポートフォリオに係る機能を備えた「国際学術実践教育システム」を平成26年度に構築した。
- 附属図書館では、平成25年度にアクティブ・ラーニング支援機能整備のためのフロア改修を行い、学生がグループで対話しながら能動的に学修できる「ラーニング・コモンズ」を設置したほか、静粛な個人学習が可能な「サイレントエリア」を設け、多様な学習スタイルに対応できる自学自習環境を提供した。
- 講義をインターネット配信する「大規模公開オンライン講座(MOOC)」のひとつであるedX(MIT及びハーバード大学をはじめ20以上の世界のトップクラスの大学が参加するコンソーシアム)に日本で最初に参加し、平成26年度から、上杉志成教授(物質-細胞統合システム拠点)の英語講義「Chemistry of Life」を開講した(受講登録者:約26,000名)。当該講義は、反転授業(全学共通科目「生命の有機化学(The Organic Chemistry of Life)」を受講する本学学生に予めオンライン講義を視聴させ、教室では主に議論や対話による演習を行う授業方法)や、課題で優秀な成績を挙げたものを本学へ招待し教室講義で発表を行う機会を設ける等、新たな試みを取り入れた内容となった。

②教育の実施体制等に関する目標

- 教養教育改革やグローバル人材育成についての横断的な検討体制を構築するため、部局長会議の下に「大学改革特別委員会」を設置して検討を重ね、教養・共通教育の企画、調整及び実施等を一元的に所掌する全学組織として、平成25年度から新たに国際高等教育院を設置した。同院内に、教養・共通教育の実施方針及び編成方針、人事、予算等の重要事項を審議する「教養・共通教育協議会」及び科目等教養・共通教育の実施状況、組織・運営等の状況の評価と、これを踏まえた科目、内容、配分、教育方法等の改善案を提案する「企画評価専門委員会」を設け、教養・

共通教育の実施体制及びカリキュラムの検討を進めた。

- ・ 大学院教育においては、平成 23 年度から平成 25 年度に採択された 5 件の「博士課程教育リーディングプログラム」に履修生を受け入れ（平成 26 年度履修生：計 114 名）、従来の専門分野の枠を超えて研究所・センターを含む複数部局の協力による教育プログラムを展開した。
- ・ スマートホンなど新たなデバイスへの対応や BYOD（Bring your own device）の考え方を受けて、急増する無線ネットワークの需要に対応すべく、共用スペースにおけるアクセスネットワーク環境整備として、5 年間で計 719 台の無線 LAN アクセスポイントを設置した。また、本学が行う教育研究活動（共同研究、学会、講演会等）に外部から参加する研究者等のためのネットワーク環境の充実・利便性の向上、本学を見学する高校生等の来訪者への利便性の向上を図るため、学内の無線 LAN アクセスポイントを利用した各キャリア（固定電話や携帯電話等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者）の公衆無線 LAN サービスの提供を開始した。

③学生への支援に関する目標

- ・ 経済支援としては、国から措置された授業料免除予算に加え、「京都大学第二期重点事業実施計画」（経済的支援強化事業）による授業料免除予算の拡大（年間 1 億円）（平成 22 年度から）、国際化拠点整備事業（グローバル 30）により本学が推進している「京都大学次世代地球社会リーダー育成プログラム（K.U.PROFILE：Kyoto University Programs for Future International Leaders）」の英語コースに入学する学生に対する授業料免除枠の新設（平成 23 年度から）、東日本大震災被災学生に対する入学料及び授業料免除（平成 23 年度から）、民間企業からの寄付金を原資とする学資支弁が困難な学部学生（2 回生以上）及び東日本大震災被災学生に対する奨学金支援（平成 23 年度から）、博士課程教育リーディングプログラム履修者の中から選考された者に支援を行う「博士課程教育リーディングプログラム特待生奨励金」制度の新設（平成 24 年度から）、学資負担者の死亡や被災時に一時金として一人当たり 25 万円を給付する「京都大学基金緊急支援一時金」の創設（平成 25 年度から）等、期間中に多数の新たな制度を導入し、支援を拡充した。
- ・ 学生支援を総合的に実施する体制として、これまで個別に存在していた学生支援に係る施設を集約配置し、事務組織を一元化するとともに、学生相談に関する体制の充実、各相談機関等との連携の強化を図るため、

それまでのカウンセリングセンター、キャリアサポートセンター及び障害学生支援室を改組し、平成 25 年度に「学生総合支援センター」を設置した。また、平成 26 年度には同センターの障害学生支援ルームに助教及び特定職員（コーディネーター）を各 1 名配置したほか、視覚障害のある学生が文献等を音声読み上げソフトで講読するにあたり必要となるテキストデータ化作業を強化するための専門スタッフ（事務補佐員）1 名を配置した。

- ・ キャリア支援に関しては、平成 23 年度から新たに学生担当理事補及び複数の研究科の教員で構成するキャリアサポート懇談会を設置し、キャリアサポートセンター（平成 25 年度から「学生総合支援センター」）と各部局における就職支援の役割の明確化、京都大学における就職支援の在り方等について検討するとともに、各部局における現状と課題を把握するためのアンケート調査を実施した。それらの結果に基づき、平成 24 年度から、各学部・研究科等の教職員を対象に「就職担当教職員向け研修会・情報交換会」を開催し、「学生の就職活動における注意点」や「初年次からのキャリア教育・キャリア支援の重要性と必要性」等についての講演、「就職活動中の学生への指導方法」や「キャリア教育・キャリア支援への取組」等についての意見・情報交換を行った。

④教育の国際化に関する目標

- ・ 社会・経済のグローバル化が急速に進み、今後さらに国際競争が激化していくことが想定される中、本学が世界に卓越した知の創造を行う大学として一層の発展をなし、世界トップレベル大学（WPU（World Premier University））としての地位を確立することを目標に、これまでの「国際交流の推進」から、数値目標の達成に裏付けられた真の「国際化の実現」へとシフトしていくため、国際化指標を 2020 年度（平成 32 年度）までに 2 倍にすることを目指し、研究・教育・国際貢献に係る基本目標及びそのための施策を定めた「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」を平成 25 年度に策定した。本戦略に掲げた「学生の海外留学者数の増加」（中長期の海外留学者数 600 名、短期留学者数 1,000 名）及び「より多くの国・地域からの留学生受け入れ推進」（学位取得・コース認定型の留学生数 4,000 名、受入交換留学生数 300 名）の達成を目指し、教育の国際化に係る取り組みを一層加速化させた。
- ・ 主に中国、香港、台湾からの優秀な留学生を受け入れるための選考システムとして、アドミッション・アシスタント・オフィス(AAO)を平成 22

年度に設置した。AAO では中国から日本の大学へ出願をする際に行われている出願斡旋ブローカーを利用した学歴証明書（卒業証書や学位証書）の偽造に対して、中国政府関係機関による学歴確認用 Web サイトを活用し、申請者の学歴に虚偽が無いかどうかの検証を行った。得られた検証結果に在学・卒業大学のランキング等を参考情報として付加して、学内関係部局へ情報提供することにより、各部局において優秀な留学生を選考する際の判断材料として大きく貢献した。

- ・海外派遣学生及び留学生に対する経済支援としては、文部科学省国際化拠点整備事業（グローバル 30）の採択を受けた京都大学次世代地球社会リーダー育成プログラム（K. U. PROFILE）による受入学生への授業料免除（平成 22 年度から）、「京都大学第二期重点事業実施計画」に基づく「東アジア圏学生交流推進プログラム」による本学の受入留学生及び本学からの派遣学生への奨学金支給（平成 22 年度から）、中国政府の奨学金政策である中国高水平学生に対する授業料免除（平成 24 年度から）等、ニーズに応じた新たな支援策を展開した。

⑤教育関係共同利用拠点について

○高等教育研究開発推進センター

「相互研修型 FD 共同利用拠点」として、相互研修型 FD の理念のもと、FD ・教育改善の拠点となるべく、学内・地域・全国・国際の 4 つのレベルにおける連携と協働を通じた業務を遂行した。

学内では、階層ごとに「新任教員教育セミナー」「文学研究科プレ FD プロジェクト」「大学院生のための教育実践講座」を毎年度実施するとともに、「自学自習等実態調査」等を含む FD 研究検討委員会の活動を支援した。

地域拠点としては、本学が代表幹事校と事務局を担当した「関西地区 FD 連絡協議会」を中心に、大学間連携により、初任教員向け FD 研修プログラム、アカデミック・ライティング指導に関する研修、携帯電話を利用した出欠確認及び授業評価アンケートシステム（Saai-MAS）の導入などを実施、推進した。成果の一部は関西 FD ウェブサイトやニュースレターで共有されるとともに、「思考し表現する学生を育てるためのライティング指導のヒント」として単行本化された（平成 25 年 3 月）。

全国拠点としては、電通育英会や東京大学大学総合教育研究センターとの共催による「大学生研究フォーラム」、河合塾教育研究開発本部と関西 FD の協賛による「大学教育研究フォーラム」を毎年度実施し、ともに 500～700 名の参加者を得て、大学教育関係者の情報交換や実践交流を促進した。

国際拠点としては、毎年、学生の学習・成長や教育改善に関する国際シンポジウムを開催するとともに、成果の一部を単行本「Building Networks in Higher Education: Towards the future of faculty development」として刊行した（平成 23 年 10 月）。

○フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所

平成 23 年度から新たに教育関係共同利用拠点として認定され、公開臨海実習を開講するとともに、本実験所施設を利用した実習（共同利用実習）及び卒業・修士・博士論文研究（共同利用研究）の受け入れを行った。

ホームページ・ニュースレター等多様な媒体を使った拠点活動の情報発信に努め、また、公開臨海実習案内ポスターを作成し関係機関へ配付した。さらに、平成 24 年度から舞鶴水産実験所と合同でフィールド実習ワークショップを開催し、拠点活動の紹介と検討を行った。

公開臨海実習は、平成 23 年度は年間 2 回の開講であったが、平成 24 年度からは年間 5 回に数を増やして実施し、平成 23 年度は 5 大学（延べ 84 名）の利用実績であったが、平成 24 年度以降は年間 13～18 大学（延べ 154～196 名）に増加した。公開臨海実習の受講生には受講証明書を発行し、各学生の在籍する大学にて単位の認定が行えるようにした。また平成 24 年度から、公開臨海実習のうち「海産無脊椎動物多様性実習」の受講生は、理学部特別聴講学生として受け入れ、京都大学から単位認定を行えるようにした。

共同利用実習は、関西圏の国公立大学により、年間 8～13 大学、11～15 科目の利用実績があった。

共同利用研究は、関西圏を中心とした全国の国公立大学生により、年間 11～15 大学（延べ 239～493 名）の利用実績があった。

○フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所

平成 23 年度から新たに教育関係共同利用拠点として認定され、公開実習を開講するとともに、本実験所施設を利用した実習（共同利用実習）の受け入れを行った。実習やフィールド調査を円滑に実施するため、有期雇用研究員を配置した。また、教育関係共同利用拠点の案内ポスター等を大学等に配布するなど、拠点活動の周知に努めてきた。

公開実習は、平成 23 年度には 3 科目であったが、平成 24 年度及び平成 25 年度に各 1 科目を加え、以後は 5 科目を開講している（「森里海連環学実習 I」「海洋生物科学実習 I」「海洋生物科学実習 II」「若狭湾秋季の水産海洋生物実習」「若狭湾春季の水産海洋生物実習」）。また他大学による共同利

用実習も、毎年4件～5件実施してきた。

国際化への対応として、平成25年度には、カナダのアルバータ大学の研修を実施し、また約半数が外国人学生である本学地球環境学舎の臨海実習を受け入れ、英語と日本語による講義及び実習を行った。平成26年度には、本実験所を一般公開したところ、一般市民261名の参加があり、魚類標本や飼育施設の見学、実験や観察体験コーナー等を通して、教育活動に関する情報を発信した。

教育目的での他大学からの利用実績は、平成22年度には282名であったが、平成23年度には714名と急増し、以後は安定した実績を残している。平成26年度には31機関から延べ824名の他大学生による利用があった。

（２）研究に関する目標

①研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 世界初のiPS細胞に特化した先駆的な中核研究機関として、平成22年度に「iPS細胞研究所(CiRA)」を設置し、iPS細胞の基礎・応用並びに実用化に向けた研究の環境整備、人員面の体制充実を図った。同研究所は科学技術振興機構（JST）「再生医療実現拠点ネットワークプログラム」の「iPS細胞研究中核拠点」に採択され（平成25年3月）、我が国のiPS細胞等を用いた再生医療を先導していくこととなった。なお、大学として重点的に支援を行ってきたiPS細胞研究に関する成果が評価され、iPS細胞研究所 山中 伸弥 所長・教授がノーベル生理学・医学賞を受賞した。また、世界トップレベル研究拠点プログラムの「物質－細胞統合システム拠点（iCeMS）」についても、経費面、施設面、人員面の体制充実を継続的に実施した。
- ・ 優れた研究基盤を活かし高度な教育と研究を融合する卓越した拠点を有する大学に対し交付される文部科学省「卓越した大学院拠点形成支援補助金」の採択を受け、本補助金を活用した各拠点への経費措置により、若手研究者の研究環境の整備を支援した。
- ・ 世界を牽引する総合研究大学として、基礎研究・応用研究・開発研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合を図りつつ、地球社会の調和ある共存への寄与を目指す、卓越した研究者が集う世界トップレベルの国際研究拠点として「国際高等科学院（仮称）」を整備するため、平成26年度に研究担当理事のもとに国際高等科学院（仮称）設置構想検討委員会及び小委員会を設置し、本構想の趣旨や組織の位置付け、果たすべき役割等を示した「国際高等科学院（仮称）設置に向けた提言【中間ま

とめ】」を取りまとめた。

- ・ これまでの個人研究を基に、学内の多様な人材や研究資源を活用してチーム研究を形成しようとする挑戦的な提案や、コアとなる共同研究体制を強化して大型チーム研究を構成し、次年度事業として募集される大型外部資金獲得を目指す提案に対して支援を行う「京都大学【チーム研究】強化型の外部資金獲得支援制度」を平成25年度に実施したほか、平成25年度に採択された文部科学省「研究大学強化促進事業」の一環として、卓越した多様な知の創出を加速するとともにProject Manager型研究リーダー（PM型研究リーダー）を輩出し、本学の研究力の持続的発展を図ることを目的として、「学際・国際・人際融合事業「知の越境」融合チーム研究プログラム（SPIRITS）」を開始する等、本学独自の戦略的な研究支援を行った。

②研究実施体制等に関する目標

- ・ 文部科学省事業「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」（平成23年度採択）及び「研究大学強化促進事業」（平成25年度採択）並びに間接経費を財源として平成26年度に創設した「戦略的研究推進経費」により、計44名（平成26年度末現在）のリサーチ・アドミニストレーター（URA）を学術研究支援室及び部局URA組織に配置し、競争的資金獲得等のための研究支援体制を強化し、教員が研究に専念できる環境の整備を推進した。
- ・ 平成21年度から実施している京都大学次世代研究者育成支援事業「白眉プロジェクト」により、毎年度20名程度を年俸制特定教員として採用し、自由な研究環境を与え、次世代を担う先見的な研究者を育成した。期間中に採用した白眉研究者のうち、累計39名（平成26年度末現在）が本学や他大学のテニユア教員等として採用され、また、競争的資金獲得件数は延べ103件（総額約1,227,347千円）（平成26年度末現在）となった。
- ・ 次世代を担う若手教員の国際的な研究活動を強化・促進することを目的として、京都大学若手人材海外派遣事業「ジョンワプログラム」による「研究者派遣プログラム」及び「研究者派遣元支援プログラム」を実施し、期間中に計87件（平成26年度末現在）の支援を行った。
- ・ 文部科学省「科学技術人材育成のコンソーシアムの構築事業」の採択（平成26年度）を受け、世界水準の優れた研究型総合大学（Research University）である京都大学、大阪大学、神戸大学をコア機関として、

①若手研究者の安定的雇用、②海外機関、産業界、異分野の研究者等との交流に基づく多様な経験を積む研鑽の場・プログラムの提供、③手厚い育成支援体制、研究支援体制を三位一体で構築し、独創的で世界を牽引する次世代グローバル研究リーダーの育成を目指す「京阪神次世代グローバル研究リーダー育成コンソーシアム The Keihanshin Consortium for Fostering the Next Generation of Global Leaders in Research (略称「K-CONNEX」)」を設立した(平成27年2月)。平成26年度は、学内でコンソーシアムの参画部局の募集を行い、8部局(8名)の次代を担う若手研究者の育成を目指す事業を選定し、平成27・28年度の採用を目指して、国際公募等の調整を行った。

③研究の国際化に関する目標

- 平成23年度に国際共同研究の調査を実施したところ、東南アジアを重要視する必要性が認められたことから、ASEAN 諸国の大学との研究ネットワーク構築事業を優先して実施することとし、平成24年度に ASEAN+3 U-Net (ASEAN+3 大学連合ネットワーク: ASEAN 大学連合 (AUN) と日中韓3カ国の大学で構成) への加盟を行った。この取り組みは、平成23年度及び平成24年度に採択された文部科学省「大学の世界展開力強化事業」において ASEAN 諸国との連携により行う各事業の円滑な実施にも寄与した。
- 国際化指標を2020年度(平成32年度)までに2倍にすることを旨とし、研究・教育・国際貢献に係る基本目標及びそのための施策を定めた「京都大学の国際戦略(2x by 2020)」を平成25年度に策定し、そこに掲げる海外拠点数の増加に取り組み、平成26年5月に「京都大学 欧州拠点 ハイデルベルクオフィス」(ドイツ・ハイデルベルク)、同6月に「京都大学 ASEAN 拠点」(タイ・バンコク)を新たに開設した。欧州拠点は、本学の欧州地域における研究教育交流推進のハブ的な役割に加えて、日独6大学学長会議コンソーシアム(HeKKSaG0n)の日本側窓口としても活用した。ASEAN 拠点は、ASEAN Foundation から留学生支援のファンド獲得や国際シンポジウムの支援、ASEAN・タイ高等教育機関との連携推進等に活用した。また、同戦略に掲げた大学間学術交流協定締結数の増加を目指し、戦略的な検討・交渉を行った上で、期間中に58大学等との新規締結に至った。平成26年度末現在における大学間学術交流協定数は、132大学4大学群5機関となった。

④共同利用・共同研究拠点について

○化学研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成22年度に68件(全て新規)、平成23年度に75件(新規17件、継続58件)、平成24年度に77件(新規40件、継続37件)、平成25年度に76件(新規42件、継続34件)、平成26年度に98件(新規59件、継続39件)採択・実施した。各年度の成果報告書を関連研究者・研究機関に配布し、拠点ホームページにも掲載した。

平成23年度には、課題公募に東日本大震災枠を設け、応募1件を採択した。平成26年度には、課題公募に国際枠を設け、5件の国際共同研究課題を採択した。国際枠の公募は平成27年度以降も継続している。

平成26年度までの特筆すべき成果として、ヒト iPS 細胞の心筋細胞への分化を促進する新規化合物の発見、ベンゼン環が三次元的につながったボール状構造を持つ新規炭素ナノ構造体の創製、準平面型骨格を持ち顕著に異方性な電荷輸送性を示す、革新的な有機半導体材料の開発などが挙げられる。これらの成果は「Nature Communications」などのトップジャーナルに掲載された。また、拠点の活性を示す国際シンポジウムも13回開催した。

②独自の取り組み・成果

平成26年度までの特筆すべき成果として、化合物ナールスゲンの画期的アンチエイジング性の発見(及び、これを社会に供給するベンチャー企業の立ち上げ)、超高分解能電子顕微鏡によるペロブスカイト型遷移金属酸化物界面の格子歪みの直接観察、新規太陽電池材料である有機-無機ハイブリッド型ペロブスカイト半導体中の電子の挙動の解明、そして太陽電池の高機能化などが挙げられる。これらの成果は「Journal of the American Chemical Society」などのトップジャーナルに掲載された。

また、国外の化学関連研究機関との連携を積極的に推進し、部局間交流協定の締結数は、本学の部局として最多の64機関(平成26年度末現在)となった。

○人文科学研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成22年度において27件(新規15件、継続12件)、平成23年度において27件(新規6件、継続21件)、平成24年度において28件(新規6件、継続22件)、平成25年度において28件(新規11件、継続17件)、平成26年度において28件(新規4件、継続24件)採

択し、実施した。

共同研究については、各研究班においてその成果を逐次発表しており、「第一次世界大戦の総合的研究」班は、第一次世界大戦開戦から 100 年を機に国際的研究の連携を進め、ベルリン自由大学等が中心となって実施する「International Encyclopedia of the First World War 1914-18 プロジェクト」に参画したほか、「現代の起点 第一次世界大戦」（全 4 巻 岩波書店）を平成 26 年 4 月に刊行した。

「漢簡語彙辞典の出版」班は、簡牘、とくに居延漢簡、敦煌漢簡の研究において、人文研の伝統的な方法をもって会読をすすめ、その成果として「漢簡語彙—中国古代木簡辞典」、「漢簡語彙考証」（いずれも岩波書店）を平成 27 年 3 月に刊行した。集めた語彙は 7,000 語にもおよび、簡牘史料読解の基本工具書として高い評価を得ている。

共同利用については、全国漢籍データベース、拓本文字データベースなどの事業を間断なく発展させ、研究所所蔵の考古資料や映像資料などを電子化して公開するデジタルアーカイブ構築事業を実施している。これらデータの利用アクセス数は、平成 22～26 年度の平均で 3,700 万件に達した。

②独自の取り組み・成果

平成 22 年度に人文科学に関するコレクションの一層の充実を図るため「人文科学研究所寄贈資料受入基準」を制定し、それに基づき、平成 23～26 年度に「中国語翻訳書コレクション」（約 2,100 冊）をはじめ、計 13 件（約 1 万冊）の寄贈資料を受け入れた（平成 26 年度末現在、約 7,600 冊の整理完了）。

○再生医科学研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 10 件（新規 8 件、継続 2 件）、平成 23 年度において 10 件（新規 6 件、継続 4 件）、平成 24 年度において 13 件（新規 10 件、継続 3 件）、平成 25 年度において 13 件（新規 12 件、継続 1 件）、平成 26 年度において 15 件（全て新規）採択し、実施した。

共同利用・共同研究課題「幹細胞の stemness 維持を司る新規分子の研究」において、タンパク質・ナルディライジンが欠損したマウスを用いた研究を行った結果、ナルディライジンが体温セットポイント（中枢神経）、解放散（皮膚血管）、熱産生（BAT）のいずれの制御にも深く関わっており、体温恒常性維持に必須であることを明らかにした。この成果は「NAT COMMUN」に掲載された（平成 26 年 2 月）。

共同利用・共同研究課題「膵内分泌腫瘍の新規がん抑制遺伝子 PHLDA3 の機

能抑制を利用した膵島移植効果向上法の確立」において、新規がん抑制遺伝子 PHLDA3 が、膵臓がんの一つである膵神経内分泌腫瘍の抑制に重要な役割を果たしていることを発見した。この成果は米国科学アカデミー紀要「PNAS」に掲載された（平成 26 年 5 月）。

②独自の取り組み・成果

免疫担当細胞を含む血液細胞を生涯にわたり供給する造血幹細胞を維持している骨髓に存在する特異的な微小環境（造血幹細胞ニッチ）は、長年未解明で重要な問題であったが、造血幹細胞ニッチを構成する細胞を特定し、この細胞が産生する造血幹細胞の維持に必須のサイトカイン、特異的に発現して造血幹細胞ニッチの形成に必須の転写因子（Foxc1）を明らかにした。研究成果は、「Nature」及び「Immunity」に掲載され（平成 26 年 3 月）、「Immunity」に掲載された論文は 4 年間で 138 回引用されており、平成 26 年には、医学研究の分野において我が国で最も権威があると定評がある武田医学賞（武田科学振興財団）を受賞した（平成 26 年 10 月）。

○エネルギー理工学研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 23 年度 72 件（全て新規）、平成 24 年度 79 件（新規 30 件、継続 49 件）、平成 25 年度 78 件（新規 33 件、継続 45 件）、平成 26 年度 81 件（新規 39 件、継続 42 件）採択し、実施した。本研究所国際共同研究活動と連携し、国外研究者の課題も実施した。

幅広い所外研究者と共に独創的・先端的ゼロエミッションエネルギー（ZE）研究を展開し本研究所得意分野を生かすとともに、所外研究者の独創性に基づく共同利用・共同研究を推進し、年度毎に成果を公表した。

ZE 研究に関する国際シンポジウムを定期開催した。その際、分野横断型パレルセミナー、パネルディスカッション（平成 25 年：国外研究者による各国エネルギー状況報告、平成 26 年：関連学会長・理事による ZE 研究に関する共通認識の深化）を併設した。

課題間連携促進のため、各課題実施状況を Web 掲載した。

平成 23 年度に「ZE ネットワーク」を創設、24 年度には国公私大研究者による学外幹事団を組織した。

「ブランクットシステム開発のためのナノ構造を持つ高靱性 W-TiC と ODS 鋼の接合技術の開発」により、従来の約 2 倍の W/ODS 鋼接合強度を達成した（平成 23、24 年度）。

「高付加価値バイオマスの開発を目指した自己組織化複合糖質の構造解

析」により、バイオマスとして活用が期待される細菌が形成する微細チューブの化学構造決定に成功した（平成 25 年度）。

「顕微分光による高品質ナノカーボンおよび原子層物質の光・電子物性評価」により、高品質 WS₂ 原子層作成方法を開発した（平成 26 年度）。

②独自の取り組み・成果

JSPS 戦略的創造研究推進事業個人研究「ナノシステムと機能創発」研究領域で、カーボンナノチューブの発光効率の約 20 倍向上に成功、そのメカニズムを解明し、「Nature Photonics」に掲載された（平成 25 年 7 月）。

極細ナノ炭素細線を飛躍的な高効率で合成する手法を開発し、「Advanced Materials」オンライン版に公開された（平成 26 年 4 月）。

○生存圏研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 263 件（新規 149 件、継続 114 件）、平成 23 年度において 276 件（新規 132 件、継続 144 件）、平成 24 年度において 322 件（新規 139 件、継続 183 件）、平成 25 年度において 335 件（新規 152 件、継続 183 件）、平成 26 年度において 335 件（新規 145 件、継続 190 件）採択し、実施した。

平成 23 年度に「生存圏科学の新領域開拓ーロングライフイノベーション共同研究ー」を新たに立ち上げ、口蹄疫関係の課題であるバイオマス起源生理活性物質探索等 5 つのテーマを設定して学際新領域研究を推進した。

生存圏科学に関わる学際融合的な公募型研究集会共同利用として「生存圏シンポジウム」を平成 22～26 年度の期間中に 134 回開催し、延べ 11,378 名（内、拠点外から 8,986 名）の参加者を得た。

「MU レーダー・赤道大気レーダー共同利用」を通じて、「太陽地球系結合過程の研究基盤形成」が日本学術会議マスタープラン 2014／文部科学省ロードマップ 2014 に採択された。

「バイオナノマテリアル共同研究」において、セルロースナノファイバー強化による自動車用高機能化グリーン部材の開発に取り組み、化学変性したセルロースナノファイバーをポリエチレン、ポリプロピレンに 10～15%添加し結晶構造を高精度に制御することで、3～4 倍もの強度向上に世界で初めて成功した（平成 24 年 9 月）。

「ワイヤレス電力伝送実用化コンソーシアム（WiPoT）」の設立（平成 26 年度末時点：法人会員 28 社、研究機関会員 3 組織、学識会員 37 名）に深く関与し、マイクロ波無線電力伝送の産業展開を図るための体制を整備した。

②独自の取り組み・成果

生存圏科学の基礎となる研究分野の総合的コミュニティの意見交換の場である「生存圏フォーラム」（設立：平成 20 年度、関連 328 機関、262 学・協会、724 名の会員）において総会・講演会を毎年度開催し、生存圏科学の発展に資する有機的ネットワークを構築した。

○防災研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 51 件（全て新規）、平成 23 年度において 68 件（新規 58 件、継続 10 件）、平成 24 年度において 65 件（新規 54 件、継続 11 件）、平成 25 年度において 60 件（新規 48 件、継続 12 件）、平成 26 年度において 67 件（新規 56 件、継続 11 件）採択し、実施した。

平成 23 年度には、東日本大震災の発生を受けて、特別緊急共同研究枠を設け、11 件の課題を採択した。また、自然災害や防災対策について分かりやすく解説した「自然災害と防災の事典」を刊行した。平成 24 年度には、津波による防波堤の被害軽減を目的としたカウンターウェイトブロック工法を開発し、青森県八戸市の防波堤復旧工事に採用された。この研究成果は、国際航路協会 De Paepe - Willems 賞を受賞した。平成 25 年度には、東日本大震災の緊急調査結果を英語の報告書集として Springer 社から刊行した。平成 26 年度には、地震・火山科学の共同利用・共同研究拠点（東京大学地震研究所）との拠点間連携共同研究を開始した。

また、平成 23 年度に第 1 回および平成 26 年度に第 2 回の世界防災研究所サミットを開催して、世界防災研究所連合（GADRI）を設立し、防災研究所がその事務局を務めている。

②独自の取り組み・成果

防災研究所公開講座を毎年開催し、平成 25 年度からはインターネット生中継を行っている。平成 25 年度は会場での参加者 232 名に加え、1,658 名ものインターネット参加者を得て、総合的な防災・減災に関する最新の研究成果をより広く社会発信できるようにした。また、平成 26 年度には、南海トラフの巨大地震・津波、台風・高潮災害、土砂災害など様々な自然災害リスクをかかえる高知県において開催し、予想される複合災害の姿とその防災対策、避難さらには事前復旧・復興計画まで視野に入れた幅広い観点からの講義を行った。これは平成 27 年度、防災研究所と高知県との連携協力協定書の締結にもつながった。

○基礎物理学研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 36 件、平成 23 年度において 41 件、平成 24 年度において 38 件、平成 25 年度において 37 件、平成 26 年度において 29 件採択し、実施した（各年度全て新規採択）。

毎年度、第一線の研究者数十名が数週間から 2 ヶ月にわたり滞在し、国際共同研究を進める滞在型プログラムを実施するとともに、海外の研究機関との学術交流協定に基づいた国際研究集会や、新たな研究分野の開拓を目指す研究会を開催した。

アトム型研究員制度やビジター制度によって全国から若手研究者を受入れ、国際共同研究に参加する機会を提供した。その他若手研究者が中心となり開催している夏の学校（各年 4 回程度）や全国各所で開催される地域スクール（各年 6 回程度）を支援し、次世代を担う若手研究者の育成を行った。

全国の理論物理学研究者 760 名以上に対して理論物理学電子計算機システム（スーパーコンピュータ）を無料で提供した。

共鳴非弾性 X 線散乱で観測される銅酸化物高温超伝導体のスピン励起の特徴を理論的に明らかにし、新たな実験への提案を行った（平成 26 年 2 月）。重力のアインシュタイン方程式と等価であるエンタングルメントエントロピーの満たすべき方程式を初めて見出した（平成 25 年 10 月）。

②独自の取り組み・成果

計算資源を保有する 7 研究機関との研究協力協定締結により、計算科学の発展と研究教育体制の構築を進めるとともに、大型低温重力波望遠鏡を保有する東京大学宇宙線研究所と MOU を締結（平成 26 年 2 月）し、理論研究の中心的機関として研究を進めた。

平成 26 年度には、コンピュータによってゲージ理論の数値解析を行い、超弦理論に存在するブラックホールの内部エネルギーが、ゲージ理論側から超弦理論の量子効果も含めて再現されることを示し、ブラックホールの量子論的な物理をゲージ理論の数値解析に基づいて理解するという、新しい研究の方向性を切り開いた。

○ウイルス研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 21 件（全て新規）、平成 23 年度において 22 件（新規 8 件、継続 14 件）、平成 24 年度において 17 件

（新規 10 件、継続 7 件）、平成 25 年度において 19 件（新規 11 件、継続 8 件）、平成 26 年度において 25 件（新規 11 件、継続 14 件）採択し、実施した。

平成 23 年度に、本学にて発生した致死性出血症「ニホンザル血小板減少症」について、サルレトロウイルス 4 型（SRV4）を分離同定し、当研究所の霊長類 P3 施設を使用した実験を行い、当該ウイルスが原因であることを証明した。平成 24 年度に、SRV4 遺伝子のクローニング（特定の遺伝子を取り出し増やすこと）に成功するとともに、SRV4 に有効な抗ウイルス剤を発見し、ウイルス対策を確立した。

平成 25 年 3 月に中国で突然出現した新興ウイルスである H7N9 インフルエンザウイルスの病原性の評価のため、ヒトに最も近縁な霊長類（カニクイサル）を用いた実験を当拠点の P3 感染実験室で行い、その病原性を明らかにした。

②独自の取り組み・成果

神経幹細胞（神経を構成するニューロンやグリア細胞へ分化する細胞を供給する細胞）の自己複製と細胞分化制御機構の解明に係る研究において、神経幹細胞が多分化能（様々な細胞種に分化しうる能力）を備えつつ増える（自己複製する）ためには、運命決定因子がリズムを刻んでいることが重要であることを発見し、この知見をもとに、マウスの神経幹細胞の増殖と神経細胞への分化を光照射にて人工的に制御する技術を開発した。この成果は「Science」に掲載された（平成 25 年 9 月）。

CD4 陽性 T リンパ球（免疫系に必須の白血球の一種）の悪性腫瘍である成人 T 細胞白血病（adult T-cell leukemia: ATL）や難治性進行性神経疾患である HTLV-1 関連脊髄症（HTLV-1 associated myelopathy: HAM）の原因となるレトロウイルス（RNA を遺伝子として持ち、宿主細胞に感染すると自身の RNA を鋳型として DNA を合成し増殖するウイルス）であるヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型（HTLV-1）について、HTLV-1 が末梢の成熟 T 細胞を標的とする理由の一端を明らかにした。この成果は米国科学アカデミー紀要「PNAS」に掲載された（平成 27 年 2 月）。

○経済研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 8 件（全て新規）、平成 23 年度において 10 件（新規 7 件、継続 3 件）、平成 24 年度において 12 件（新規 9 件、継続 3 件）、平成 25 年度において 8 件（新規 6 件、継続 2 件）、

平成 26 年度において 7 件（全て新規）採択し、実施した。

毎年度、我が国初の経済理論系国際学術雑誌「International Journal of Economic Theory (IJET)」および国際誌「Journal of Comparative Economic Studies」の編集を行った。平成 23 年度より香港経済学会と連携し、学会誌「Pacific Economic Review」の編集を、平成 25 年度より数理経済学のトップジャーナルである「Journal of Mathematical Economics」の編集を毎年度行った。また、共同利用・共同研究の研究者が国内外の経済データベースを包括的に利用できるデータ室を設置し（平成 24 年 8 月）、全世界の企業財務情報を収録した「ORBIS」・「OSIRIS」をはじめ、「International Statistical Yearbook 2012」や「日経 NEEDS」等、収録データベースを拡充した。

○数理解析研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 86 件、平成 23 年度において 78 件、平成 24 年度において 90 件、平成 25 年度において 93 件、平成 26 年度において 83 件採択し、実施した（各年度全て新規採択）。

国際交流拠点としての活動を推進するため、関連する学問分野の外国人研究者の招へいを積極的に行っており、平成 23 年度は 475 名の外国人研究者等を受け入れた。なお、外国人研究者を含む研究員の研究環境改善のため、北部総合教育研究棟に新たにスペースを確保した。

共同利用・共同研究拠点の研究を推進し、「調和バンドルと純ツイスター D-加群の研究」にて第 30 回大阪科学賞受賞（平成 24 年 11 月）や計算機科学基礎理論分野の国際会議「RTA 2012 - 23rd International Conference on Rewriting Techniques and Applications」における最優秀論文受賞（平成 24 年 5 月）へつながった。

平成 25 年度は共同利用・共同研究課題「離散最適化理論に基づく組合せ剛性理論の展開」における分子剛性予想の解決の成果により、本拠点の研究者が「藤原洋数理解科学賞奨励賞」を受賞した。

特色ある活動としては、平成 25 年 5 月に新たに「数学連携センター」を設置し、本学理学研究科教授 2 名及び本研究所教授 2 名により、力学系の位相計算法と生命科学、気象学への応用研究、気象学と数学の連携研究を開始した。

②独自の取り組み・成果

本研究所では 1976 年以来継続実施している公開講座「数学入門公開講座」を通じて、高校生から熟年層に至る一般市民の数学・数理科学への関心を喚

起し、知的欲求に応えている。そのテキストは後日、ホームページで公開した。

平成 25 年 11 月には創立 50 周年を記念し、記念講演会・記念式典・記念祝賀会を開催した。記念講演会では 3 つの講演が行われ、一般参加者も含む約 260 名が参加した。翌年には 50 周年誌をまとめた。

平成 26 年度から理学研究科数学教室とともにスーパーグローバル大学創成支援事業を実施しており、海外の有力大学・著名研究者と協力して大学院生の教育を進めている。

○原子炉実験所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 158 件（新規 69 件、継続 89 件）、平成 23 年度において 178 件（新規 77 件、継続 101 件）、平成 24 年度において 202 件（新規 99 件、継続 103 件）、平成 25 年度において 217 件（新規 87 件、継続 130 件）、平成 26 年度において 225 件（新規 108 件、継続 117 件）採択し、実施した。

機動的に推進すべきプロジェクトを、所員が中心となって研究グループを組織し、総合的かつ効率的に行うプロジェクト研究の採択区分を設けることで先端的・先導的な共同利用・共同研究の実施を図った。また、共同利用研究推進室を設置（平成 25 年 2 月）して効率的かつ利便性の高い運営を進め、ワークショップや専門研究会を 77 件開催して関連する研究分野での情報交換や研究ネットワークの構築を支援するとともに、そのニーズを把握して実験設備や装置の設置や更新を進めた。その結果、世界で最も多い治療数を誇り新しいがん治療として各界から大きな期待を受けている「ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）研究」、世界で初めて加速器と臨界集合体実験装置を結合した加速器駆動システム（ADS）に成功した「原子力システム研究開発事業」などにより、世界的に卓越した成果を得た。

②独自の取り組み・成果

原子炉や加速器を利用した様々な研究を独自に行い、特に、物質科学や生命医科学の分野で優れた成果をあげた。例えば、物質科学の分野では放射光メスバウアー分光法と呼ばれる核物理学的な分析法の研究に取り組み、内部転換電子を検出することにより検出効率を大幅に向上することに成功し、これを利用して種々の元素の物性研究が行われた。その成果は「Nature Communications」等著名科学雑誌に掲載された（平成 26 年 11 月）。また、生命医科学の分野では、生物で重要な機能を果たしている単核非ヘム鉄酵素

の構造解明に関わる研究を進め、その成果が「Nature」誌に掲載された（平成 25 年 7 月）。

○霊長類研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 98 件（新規 41 件、継続 57 件）、平成 23 年度において 102 件（新規 50 件、継続 52 件）、平成 24 年度において 119 件（新規 53 件、継続 66 件）、平成 25 年度において 129 件（新規 69 件、継続 60 件）、平成 26 年度において 136 件（新規 67 件、継続 69 件）採択し、実施した。

本学ウイルス研究所と連携して、共進化してきたウイルスと宿主の相互依存機序の研究から「進化ウイルス学」という新たな学問領域を確立し、新興ウイルス感染症のアウトブレイクに対応できる国際研究ネットワークを構築するため、「協働型ウイルス感染症ユニット」を設置した（平成 25 年 4 月）。

共同利用・共同研究課題「ニホンザルにおけるサル T 細胞白血病ウイルスの動態の解析・免疫治療」において、ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型が、成熟 T リンパ球を標的とする理由を解明することに成功した。この成果は米国科学アカデミー紀要「PNAS」に掲載された（平成 27 年 2 月）。

動物園で自然死したチンパンジーの皮膚を培養してよみがえらせた線維芽細胞を用いて、iPS 細胞を作成することに成功した。これにより、希少な霊長類の遺伝情報を iPS 細胞の凍結保存によって残すほか、iPS 細胞を精子や卵子等の生殖細胞や神経細胞に変える研究に取り組むことができるようになった。

本学野生動物研究センター及び人類学・霊長類学研究の国際コンソーシアムとの共同研究における過去 50 年間のデータの精査によって、チンパンジーに見られる同種間の殺しが、生息地の破壊や餌付けなどの人為的かく乱の結果として表れているものではなく、食物や配偶相手などの資源を得るための雄の適応戦略であることを証明した。この成果は「Nature」に掲載された（平成 26 年 9 月）。

②独自の取り組み・成果

平成 25 年度に新たに採択された独立行政法人日本学術振興会による「頭脳循環を活性化する若手研究者戦略的海外派遣プログラム」を活用して、若手研究者を長期又は短期で海外に派遣し（平成 26 年度末現在 4 名）、国際化戦略を推進した。

○東南アジア研究所

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 19 件（全て新規）、平成 23 年度：25 件（新規 14 件、継続 11 件）、平成 24 年度：26 件（新規 14 件、継続 12 件）、平成 25 年度：28 件（新規 14 件、継続 14 件）、平成 26 年度：31 件（新規 18 件、継続 13 件）採択し、実施した。

バンコク（タイ）及びジャカルタ（インドネシア）にある本学の海外連絡事務所の共同利用化を推進し、フィールドワーク支援や東南アジア諸国での研究会の開催等により、学術交流拠点としての活用を行った。また、外国人客員研究員ポストを活用した国際共同研究を展開した。萌芽的研究として、東南アジアならびに周辺地域に関する文理融合のフィールド研究を実施した。ASEAN 研究に関する成果としては、毎年 of 年次成果報告会で概要が紹介されその数は通算 129 題を数える。成果出版としては著書 6 冊、研究論文としても、「BMJ Open」や「Journal of Geophysical Research」など、世界の一流誌に研究成果が掲載された。平成 22 年度～26 年度に 9 名の共同利用関連研究者が、学会ならびに学術団体から表彰を受けた。

②独自の取り組み・成果

研究所独自の大型プロジェクトは、グローバル COE プログラム、アジア研究教育拠点事業など数本の文理融合プロジェクトが併行して実施された。特に ASEAN を中心とする「生存基盤持続型の発展を目指す地域研究」では、「講座・生存基盤論 6 巻」（京都大学出版会）として結実した（平成 24 年 12 月）。文理融合における医系の研究としては、「Lancet」、「J American Geriatrics Society」（計 19 論文）などのインパクト・ファクターが高い雑誌に論文が掲載された。研究所員がこの間に出版した著作は 18 冊を数え、文部科学省を始めとする科学研究費課題は総計 25 本となった。

○学術情報メディアセンター

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 37 件（全て新規）、平成 23 年度において 39 件（新規 8 件、継続 31 件）、平成 24 年度において 35 件（新規 11 件、継続 24 件）、平成 25 年度において 44 件（新規 21 件、継続 23 件）、平成 26 年度において 34 件（新規 13 件、継続 21 件）採択し、実施した。

ネットワーク型拠点の全体の取り組みとしては、平成 22 年度から平成 24 年度まで、スーパーコンピュータ利用課題の施設利用負担金額の一部を補助

し、複数拠点の計算資源を利用した大規模な研究テーマを取り組めるよう支援するとともに、特に優れた課題に対して利用負担金の免除を行った。平成 25 年度からは、HPCI（革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ）と連携のうえ、HPCI-JHPCN システムの利用へ移行し、共同研究課題実施グループに対する利用負担金については原則不徴収としたことで、公募課題への応募件数の増加に繋がった。また、経費助成制度を開始し、国際会議での発表や論文投稿、研究集会の開催について支援を行った。

本センターでは、独自の取り組みであるプログラム高度化共同研究の成果を発展させた共同研究課題の実施に重点を置いており、「巨大地震発生サイクルシミュレーションの高度化」、「超並列宇宙プラズマ粒子シミュレーションの研究」など延べ 20 件の共同研究課題において中心的な役割を果たした。またこれらの研究の成果として、「J. Geophys. Res.」などの学術誌に成果論文 60 編（うち国際誌掲載論文 60 編）が掲載された。

②独自の取り組み・成果

本センター独自の共同研究として、スーパーコンピュータ関係で、平成 22 年度において 25 件（若手研究者奨励 11 件、大規模計算支援 8 件、プログラム高度化 6 件）、平成 23 年度において 9 件（若手研究者奨励 7 件、大規模計算支援 1 件、プログラム高度化 1 件）、平成 24 年度において 14 件（若手研究者奨励 10 件、大規模計算支援 1 件、プログラム高度化 3 件）、平成 25 年度において 19 件（若手研究者奨励 13 件、大規模計算支援 1 件、プログラム高度化 5 件）、平成 26 年度において 16 件（若手研究者奨励 11 件、大規模計算支援 1 件、プログラム高度化 4 件）を採択・実施した。なかでも、平成 26 年度には、プログラム高度化に係る共同研究において、メニーコア型スーパーコンピュータの活用により性能が 10 倍程度向上する等、近い将来拠点や HPCI の公募型研究に繋がる成果を得たことは特筆できる。

○放射線生物研究センター

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 47 件（新規 20 件、継続 27 件）、平成 23 年度において 56 件（新規 17 件、継続 39 件）、平成 24 年度において 50 件（新規 11 件、継続 39 件）、平成 25 年度において 43 件（新規 7 件、継続 36 件）、平成 26 年度において 51 件（新規 13 件、継続 38 件）採択し、実施した。

福島第一原発事故に対応した取り組みとして、平成 23 年度に、「東京電力福島原発事故に関する新聞・ニュース報道を読み解く放射線の基本用語」に

ついで解説を本学ホームページに掲載したほか、チェルノブイリ事故後に汚染地域住民や医療関係者等のために作成された「長期汚染地域の住民のための放射線防護の実用的手引き」を和訳し、パンフレットとして、一般人、自治体、政府機関等に 1,400 部配布した。平成 24 年度には、「放射線安全確保に資するコミュニケーション技術開発と専門家ネットワーク構築」（科学技術振興機構（JST）推進事業）を実施し、東北大学等 9 機関と連携し、文部科学省人材育成事業「被ばくの瞬間から生涯」を見渡す放射線生物・医学の学際教育」を実施した。

共同利用・共同研究課題の成果として、「The EMBO Journal」、「Nucleic Acids Research」、「Journal of Cell Science」、「Cell Reports」、「Stem Cell Reports」などの一流誌に論文が 11 件掲載された。

②独自の取り組み・成果

フランスの細胞分子放射線生物学研究所（IRCM）からの連携の申し入れを受け、本センターが主催する国際シンポジウムに同研究所から 3 名を講演者として招聘した（平成 26 年 2 月）。これを機に、今後さらなる連携に向けた検討を進めていくこととなった。

小児血液疾患であるファンコニ貧血に係る研究において「Blood」（平成 25 年 9 月）に、染色体の安定性に重要な分子 CENP-A の制御機構に関する研究において「Nature Communications」（平成 26 年 4 月）に、それぞれ論文が掲載された。

○生態学研究センター

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 55 件（全て新規）、平成 23 年度において 52 件（全て新規）、平成 24 年度において 65 件（全て新規）、平成 25 年度において 69 件（新規 48 件、継続 21 件）、平成 26 年度において 84 件（新規 57 件、継続 27 件）採択し、実施した。

若手研究者養成を目的として、琵琶湖調査船や安定同位体解析技術等、当拠点ならではの技術や設備を活かし、安定同位体解析手法、生態系長期観測データ解析手法等に関し、参加者が主体的に取り組むワークショップを実施している。

平成 24 年度、JST 課題達成型基礎研究「栄養モジュール間相互作用に着目した食物網維持機構の解明」および環境省環境研究総合推進費「生物多様性の機能評価のための安定同位体指標に関する研究」の一環で、生態系に多様な生物種間関係が存在することが自然のバランスを保つ鍵であることを、世

界で初めて明らかにした。本研究の成果は、米国の科学誌「Science」に掲載され、多数の新聞等マスコミで報道された。

平成 26 年度、一般市民を対象としたシリーズ公開講演会「つなぐ・つながる生物多様性」を 5 回開催し、琵琶湖研究等の生物多様性に関する当拠点の研究成果を広く発信した。

②独自の取り組み・成果

開花を制御する遺伝子を調べることにより、自然環境で開花の始まりと終わりを予測できることを明らかにした。これにより、温暖化にともない開花時期が単に早まるだけでなく、植物によっては開花できなくなる等、新たなリスクを示した。この成果は、「Nature Communications」に掲載された（平成 25 年 8 月）。

健全な植物が隣接する食害植物由来の揮発性物質を受容すると、あたかも食害されたかのような誘導的な防衛を開始する現象を世界で初めて明らかにした。この成果は、米国科学アカデミー紀要「PNAS」のオンライン版で公開された（平成 26 年 4 月）。

○地域研究統合情報センター

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 29 件（全て新規）、平成 23 年度において 32 件（新規 4 件、継続 28 件）、平成 24 年度において 27 件（新規 16 件、継続 11 件）、平成 25 年度において 39 件（新規 36 件、継続 3 件）、平成 26 年度において 40 件（新規 1 件、継続 39 件）採択し、実施した。

上述の研究活動の成果は、センターの出版物として、CIAS 叢書シリーズ「地域研究のフロンティア」の和文研究書 4 冊・英文研究書 2 冊、研究雑誌「地域研究」10 冊、CIAS Discussion Paper Series として 28 冊を刊行した。また、商業出版で、和文書 10 冊、外国語専門書 10 冊（スペイン語 5 冊、英語 2 冊、韓国語・中国語・タイ語各 1 冊）を公にした。

ジャウィ（マレー語のアラビア文字表記）の雑誌「カラム」のデータベースを整備し、東南アジア・ムスリムの近代思想に関する国際学術雑誌「Dari Warisan ke Wawasan」を創刊した（平成 25 年 9 月）。

②独自の取り組み・成果

専門的な知識や技術を必要とせずにデータベースの構築と公開を支援するための「My データベース」を開発し、平成 25 年度より試験公開を開始して研究者に提供した。

インドネシア・アチェ津波災害関連データを整理し「アチェ津波アーカイ

ブ」、「アチェ津波モバイル博物館」及び「アチェ津波被災地メモリーハンティング」の三つの防災教育や津波ツーリズムに活用できるスマートフォン・アプリを作成し、インドネシア及び日本両国で公開した（平成 26 年 12 月）。

ラテンアメリカ地域については、当該地域全体に関する日本の国公立大学の研究拠がないことに加え、現地に日本の研究機関の研究拠がないことから、研究ハブ形成事業を実施した。具体的には、毎年平均 3 回の国際研究集会を開催するとともに、関連する国内学会と国際学会の定期集会をそれぞれ 1 回ずつ主催することで、内外の研究ネットワーク形成と研究交流を推進し、研究成果として研究書 7 冊（スペイン語 5 冊、英文書 1 冊、和文書 1 冊）を刊行した。

○野生動物研究センター

①拠点としての取り組み・成果

共同利用・共同研究課題を平成 22 年度において 36 件（全て新規）、平成 23 年度において 59 件（新規 33 件、継続 26 件）平成 24 年度において 68 件（新規 38 件、継続 30 件）、平成 25 年度において 97 件（新規 54 件、継続 43 件）、平成 26 年度において 95 件（新規 58 件、継続 37 件）採択し、実施した。

動物園・水族館は希少な動物を生息域の外で保存していくという重要な役割を持つ。当拠点では、動物園・水族館の動物を対象に、動物園・水族館の職員や、研究者による共同研究を積極的に推進した。このような取り組みの一例として、希少動物の精子をフリーズドライ法という簡易な方法で保存する技術を確立し、平成 26 年度に論文を発表した。動物園・水族館などの希少動物の精子を、長期間に保存し、必要な時に人工授精に用いることができる、有用な方法である。

当センターと（株）三和化学研究所と運営協力を行っていたチンパンジー・サンクチュアリ・宇土を譲り受け、「熊本サンクチュアリ」として発足させた。平成 25 年度より本格的に共同利用研究を行い、人に最も近い類人猿の心の研究を進めた。

国際共同研究としては、マレーシア・ブラジル等の大学、研究所等と熱帯生物の多様性保全に関する研究を平成 23 年度から開始し、SATREPS の大型の共同研究プロジェクトとして発展させた。

②独自の取り組み・成果

人類学・霊長類学研究の国際コンソーシアムとの共同研究における過去 50 年間のデータの精査によって、チンパンジーに見られる同種間の殺しが、生

息地の破壊や餌付けなどの人為的かく乱の結果として表れているものではなく、食物や配偶相手などの資源を得るための雄の適応戦略であることを示した。この成果は「Nature」に掲載された（平成 26 年 9 月）。

平成 25 年度に、タンザニアの野生チンパンジーの長期データから、離乳後であっても、母親を亡くすと生存が困難になることを明らかにするとともに、ミナミハンドウイルカの行動観察のための水中映像撮影において、世界で初めて野生のイルカの突発性射精（夢精）を記録した。

（３）その他の目標

①地域を志向した教育・研究等に関する目標

- 平成 25 年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業」に採択された「KYOTO 未来創造拠点整備事業－社会変革期を担う人材育成」の実施にあたり、「京都」が抱える課題に対応し、未来を創造できる人材育成を行う「京都学教育プログラム」の一環として授業科目を提供するプログラム又は授業科目の提供を目的として準備を行うプログラムに対して経費支援を行う「地域志向教育研究経費」の公募を行い、「京都の自然と文化的景観を活かす」、「京野菜の栽培を習う」等 23 件を採択した。平成 26 年度は、地域に関する科目として、全学共通科目に拡大科目群・地域交流・貢献科目として 16 科目、学部専門科目に 5 科目を開講した。また、地域の企業や高等学校等の関係者を講師やシンポジストとして招いて、本学の教職員・学生並びに一般市民を対象とする 9 件のセミナー等を開催し、地域の課題について、地域の視点に基づいた問題提起を受け、議論を深めた。さらに、職員の地域志向の教育・研究の推進に関する知識を高める目的で、学生支援・教務関係事務職員研修において「教育改革・教育プログラムの現況」をテーマにスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施した。

②社会との連携や社会貢献に関する目標

- 広く社会に生涯学習の機会を提供するため、多様な分野で活躍する本学の卒業生を迎えて講演等を行う「未来フォーラム」（毎年度 3 回程度）、京都大学の学術研究活動の中で培われた知的資源について学内外の人々との共有を図る「京都大学春秋講義」（毎年度春季・秋季各 4 講義程度）、本学の教育研究活動の成果等を全国で発信する「京都大学地域講演会（毎年度 2 都市程度）、首都圏での一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ京大の知」（毎年度 3 シリーズ、各 4 回程度）等多様な事業を展開した。

- 地域連携事業として、平成 22 年度から「京都の未来を考える懇話会」（京都大学、京都商工会議所、京都市、京都府、京都府観光連盟、華道池坊家、京都新聞の代表者による意見交換会）の運営に主体的に携わり、京都のもつ文化、産業における本学のリソースを活かした地域連携について検討を重ね、平成 25 年 5 月に、30 年後の京都の「ありたい姿」（ビジョン）を最終提言書「京都ビジョン 2040」に取りまとめた。
- 高大連携事業としては、研究の最先端に触れることにより大学の学びを体験し、進学へのモチベーション向上を図ることを目的に、各教育委員会が定めた連携指定校の生徒を対象に、「京都大学サマースクール」を平成 26 年度から新たに実施したほか、京都府教育委員会との連携による「京都サイエンスフェスタ」等 11 件の各教育委員会との連携事業を実施した。さらに、科学技術振興機構（JST）「グローバルサイエンスキャンパス」事業の採択を受けて、12 都府県・都市の教育委員会が組織する広域コンソーシアムと連携し、平成 26 年度から新たに「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム（略称：ELCAS（エルキャス）」（将来グローバルに活躍しうる傑出した科学技術人材を育成することを目的として、地域で卓越した意欲・能力を持つ高校生等を募集・選抜し、国際的な活動を含む高度で体系的な理数教育を提供するプログラム）を開始した。

③国際化に関する目標

- 平成 23 年度に独立行政法人国際協力機構（JICA）と技術協力プロジェクト業務委託契約を締結し、「エジプト日本科学技術大学（E-JUST）設立プロジェクト」における材料工学専攻、化学・石油化学工学専攻への支援をはじめ、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイ等へ JICA からの要請に基づき期間中に累計 305 名の専門家（教員・研究者）派遣を実施し、エジプト・ASEAN 諸国への学術的国際貢献を推進した。
- 平成 24 年度から国際担当理事が中心となって各部局との間で国際交流全般に係る意見交換を実施する中で、国際戦略推進体制の強化並びに国際関係事務組織体制の整備及び機能強化の重要性が明らかとなったことから、平成 25 年 6 月に策定した「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」の中で、それらを重点施策として位置付け、平成 25 年度に新たに国際戦略委員会を設置し、役員からの諮問に応じて重点施策の実現に向けた国際戦略の推進を行った。また、平成 26 年度には学術研究支援室に国際部

門を設置し、国際交流推進機構（平成 27 年度末廃止。後継組織として平成 28 年度から「国際戦略本部」及び「国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター」設置）及び事務本部組織と連携して、海外の大学等との国際シンポジウムの企画・運営支援、開催後のフォローアップ、海外拠点の運営支援、国際シンポジウム等のイベント開催の広報活動や情報発信、大学間ネットワークの各種事業支援等の国際化にかかる業務を担当する URA（学術研究支援員）7 名を配置する等、国際戦略推進体制の強化を進めた。

- ・ 国際化に対応した職員の育成に向けた取り組みとして、平成 26 年度から新たに短期派遣プログラムとして、本学の海外拠点である欧州拠点ハイデルベルクオフィス（ドイツ・ハイデルベルク大学内、平成 26 年 5 月開所）に 4 名、ASEAN 拠点（タイ・バンコク、平成 26 年 6 月開所）に 5 名を各 2 ヶ月～3 ヶ月の期間で派遣し、各地域における研究教育活動の発展に資する実務に携わることで国際的な資質の向上を図った。また、図書系職員海外研修プログラムや医学部附属病院看護師海外研修プログラムによる一般事務職員以外の派遣も行った。

④附属病院に関する目標

(i) 安全で良質な医療サービスに関する目標

- ・ 診療業務の標準化に向けた取り組みとして、平成 23 年度から順次クリニカルパスを作成するとともに、講習会を開催する等その運用拡大を図り、クリニカルパス適用率は、導入当初の平成 23 年度平均 5.4%から、平成 26 年度には平均 33.7%まで向上した。
- ・ 医師の過重業務の見直しのため、人事に関するヒアリングを通じて要望を聴取するとともに、平成 24 年度には「医療従事者の業務負担軽減検討委員会」を設置し、毎年度医師をはじめとする医療従事者の業務負担を軽減するための具体的な計画を策定した。当該計画に基づき、平成 24 年度には、診療科（部）に医師及び医療技術職員を増員するとともに、医師が作成する診断書について事務職員がその作成補助業務を行うことや、医師の確認を前提に、診療情報管理士がシステムへの DPC（診療報酬の請求対象となる診断群分類）登録を代行する等、医師から事務職員等への業務の移行を行った。さらに、平成 25 年度においては、新たに医師クランク（医師事務作業補助者）の配置や術前外来の開設を行った。
- ・ 院内サービスの向上を図るため、毎年度患者満足度調査を実施し、その結果を患者サービス推進委員会において分析したうえで、駐車スペース

の増加、公衆無線 LAN サービスの開始、採血受付及び外来診療受付時間の変更等に患者の声を反映させた。

(ii) 良質な医療人の育成に関する目標

- ・ 学部学生の教育については、医学部医学科の「臨床実習マニュアル」に沿ってコア診療科（内科・外科、総合診療、産婦人科、精神科、小児科）の臨床実習、内科・外科以外の専門診療科での臨床実習及びイレクティブ実習（学生が自身で実習先を選択）を実施したほか、薬学部及び医学部人間健康科学科の臨床実習カリキュラムに沿って臨床実習を実施した。
- ・ 高度医療人材を育成するための卒後研修プログラムとしては、プライマリ・ケアの基本的診療能力を習得させるための卒後 1、2 年目の医師（研修医）を対象とした他機関との連携プログラム、産婦人科重点プログラム、小児科重点プログラム、歯科医師に必要な基本的診療能力を習得させるためのプログラム等の卒後研修プログラムを実施した。

(iii) 先端的医療の開発と実践に関する目標

- ・ 国立医薬品食品衛生研究所「スーパー特区対応部門」との薬事相談等、スーパー特区専用に設けられている特別制度の活用により、平成 24 年度までに「革新的な医療機器の開発」及び「国民保健に重要な治療・診断に用いる医薬品・医療機器の研究開発」の各分野において医師主導治験を進め企業より薬事承認申請を行う等、着実にプロジェクトを進行させた。なお、平成 24 年度のスーパー特区制度期間の終了を受けて、これらのプロジェクトについてはこれまで実施した治験・臨床研究等の成果の取りまとめを行い、平成 25 年度以降は臨床研究総合センター及び先端医療機器開発・臨床研究センターにおいて実用化に向けた研究を引き続き実施した。
- ・ 平成 24 年度に「臨床研究中核病院」に選定されたこと、また、難病治療、医療産業の発展、研究分野における競争力強化といった社会的要請を背景に、総合的で幅広いミッションを一貫して遂行する臨床基盤を構築するため、医学部附属病院の探索医療センター、治験管理センター、医療開発管理部と医学研究科の EBM 研究センターを統合し、平成 25 年度から新たに、「臨床研究総合センター」（iACT: Institute for Advancement of Clinical and Translational Science）として活動を開始し、「骨髄間葉系幹細胞を用いた難治性骨壊死疾患に対する新規治療法の開発」等 42 件のシーズを着実に進行させた。

- ・平成 24 年度から「臨床研究ネットワーク」（中部から西日本の大学・大学病院を中心に、臨床研究を行う際に複数の大学や医療機関が手を結ぶ協力体制）の構築を推進し、平成 26 年度末現在の連携大学は 15 となった。それら全ての連携大学の協力を得て、「開花プロジェクト(Kyoto Alliance For Clinical Achievement)」(京都大学と連携の大学が共同で臨床研究を行うことにより、両者の臨床研究活動における一層の推進を図る協力プロジェクト)を推進した。

(iv) 効率的な経営と病院運営体制の整備に関する目標

- ・医薬品、医療材料等の採用品目の適正化及び標準化を図るため、採用薬品及び採用材料の削除、各部署における長期間使用実績のない医療材料等の引き上げと使用する部署への再配分を行った。また、平成 22 年度の物流管理システム（SPD：Supply Processing&Distribution）の更新に伴い、新機能として「定数自動計算機能」を導入し、定数見直しが簡単に随時行えるようになるなど、定数管理体制の充実を図った。
- ・外部委託の活用としては、平成 24 年度から院内夜間保育所に係る業務を、平成 26 年度から手術部における手術セット組の業務をそれぞれ外部委託し、医療スタッフの業務軽減を図った。また、手術部、デイサージャリー診療部及び集中治療部エリアの請負業務の作業内容について、より効率的な組織体制とするため、従来の請負契約（清掃業務、医療器材の洗浄・滅菌・管理等業務、SPD 管理業務）の相互間の連携等を検討し、平成 27 年 4 月から各請負の作業内容や看護助手の業務を変更することとした。

⑤産官学連携に関する目標

- ・「京都大学 新技術説明会」（科学技術振興機構（JST）との共同主催）をはじめ多数の説明会の開催及び国外を含む他機関主催のフォーラム等への積極的な参加により、本学で創出された研究成果を公開し、産官学共同研究の実施を促進した。
- ・共同研究等の件数と研究経費の増加に向けた産官学連携活動の質の向上に関する制度を検討し、「京都大学学術指導取扱規程」を平成 26 年度新たに制定した。この制度により、研究者及び企業が連携して行う活動で共同研究・受託研究には当たらない指導分野でも、本学の業務と密接に関連し、かつ、当該学術指導を担当する教職員の教育研究に支障がないと認められる場合には、実施することを可能とした。

- ・期間中における受託研究は延べ 5,288 件・99,662 百万円、民間等との共同研究は延べ 5,771 件・41,279 百万円となった。
- ・期間中における特許出願件数は、国内 315 件・国外 360 件、知的財産のライセンス件数・収入は、特許によるものが 144 件・371 百万円、著作物によるものが 11 件・3 百万円、マテリアルによるものが 53 件・15 百万円の計 208 件・389 百万円であった。特に iPS 関連技術については戦略的な知的財産化に取り組み、105 件の特許出願を行った。

⑥平成 24 年度補正予算（第 1 号）に関する目標

- ・事業化に向けた官民共同の研究開発を推進するため、産官学連携本部内に事業準備室を設置する（平成 25 年度）とともに、金融機関から投資担当者を同準備室の室長として迎え投資事業のスキームの担当に充てたほか、弁護士 3 名を迎え利益相反やインサイダー取引防止等のためのルール策定の担当に充て、外部人材を活用し、体制整備を行った。同準備室は平成 26 年度から「出資事業プロジェクト室」として、大手銀行からの出向者 3 名及び新規採用者事務職員 2 名の体制とし、新会社設立手続き等を進めた。
- ・平成 25 年度に産学共同実用化促進事業準備委員会を設置し（平成 25 年 10 月からは準備委員会をさらに発展（構成員の増員等）させた「産学共同実用化促進事業実施委員会」として開催）、平成 26 年度には同委員会において、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ認定申請を行い、文部科学大臣及び経済産業大臣による認定を受けた。事業計画認定後速やかに新会社へ資本金及び資本準備金を出資するための認可申請を行い、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」を設立した。併せて、本事業に係る外部評価を実施するため、外部評価委員会を発足させた。なお、本事業の実施に当たっては本学が中心となり、文部科学省、経済産業省及び 4 大学（本学の他、東北大学、東京大学、大阪大学が参加）の意見交換会を定期的に開催（月 1 回～2 回）して情報共有を行いながら必要な手続き等を着実に進めた。

【平成 27 年度】

（１）教育に関する目標

①教育内容及び教育の成果等に関する目標

- ・優れた入学者を確保すべく、高等学校段階までに育成されている学ぶ力

並びに個々の学部の教育を受けるにふさわしい能力及び志等を総合的に評価して入学者を選抜する「京都大学特色入試」を平成 28 年度入試から開始した。初の試みとなる今回の特色入試の志願者は 616 名、合格者は 82 名となった。

- ・ 全学共通科目の体系の検討を進め、平成 28 年度から全学共通科目を人文・社会科学科目群、自然科学科目群、外国語科目群、統合科学科目群、情報科学科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、少人数教育科目群に再編するとともに、これまでの英語のライティング授業について、ライティングとリスニングを組み合わせた内容とするとともに、1 クラス平均 45 名から 20 名とし手厚い授業を行うこと、外国人教員が行う英語による全学共通科目と 2 回生向けに開講している英語Ⅱ等とを併せて、英語力の向上に資する科目を「E 科目」と称して開講すること、少人数科目として実施している「ポケット・ゼミ」については、基礎ゼミナールや少人数で実施することが望ましい一部科目と再編・統合した「ILAS セミナー」として改めて実施すること等を決定した。
- ・ 教育課程の俯瞰化・可視化への取り組みとして、学士課程教育と大学院課程教育との連携に向けて、平成 27 年度に教育制度委員会においてガイドライン「カリキュラムの可視化」を作成するとともに、教育制度委員会及び FD 研究検討委員会による勉強会を開催し、全研究科で学士課程教育との連携を考慮した「大学院課程教育に関する可視化」（大学院コースツリー・カリキュラムマップの作成）を完了し、各研究科の平成 28 年度用学生便覧やホームページに掲載した。
- ・ 講義をインターネット配信する「大規模公開オンライン講座（MOOC）」として、平成 26 年度から開始した「The Chemistry of Life」の講義を引き続き提供するとともに、山極壽一総長の英語講義「Evolution of the Human Sociality」を含む 7 講義を開講した。

②教育の実施体制等に関する目標

- ・ 大学院教育においては、平成 25 年度までに採択された 5 件の「博士課程教育リーディングプログラム」に履修生を受け入れ（平成 27 年度履修生：計 195 名）、従来の専門分野の枠を越えて研究所・センターを含む複数部局の協力による教育プログラムを展開した。
- ・ スマートホンなど新たなデバイスへの対応や BYOD（Bring your own device）の考え方を受けて、急増する無線ネットワークの需要に対応すべく、共用スペースにおけるアクセスネットワーク環境整備として、平

成 27 年度は計 885 台の無線 LAN アクセスポイントを設置した。このうち 858 台（新規 469 台、更新 389 台）については、最新の無線 LAN 規格である IEEE802.11ac 準拠のアクセスポイントを設置し、併せてこれらを効率的に管理する無線 LAN 集中管理コントローラを導入した。また、各部局に対する無線 LAN アクセスポイントの設置希望調査を実施し、当該調査の結果に基づき平成 28 年度に実施するさらなるネットワーク環境拡充に向けた設置計画の立案を行った。

③学生への支援に関する目標

- ・ 平成 25 年度から新たに導入した「京都大学基金緊急支援一時金」制度により、学資負担者の死亡や被災にあった学生に対し緊急支援一時金として一人当たり 25 万円を給付し、修学や生活の支援を行った（平成 27 年度：10 名、総額 2,500 千円）。さらに、平成 23 年度に受け入れたゴールドマン・サックス証券株式会社からの寄付金を原資に、学資支弁が困難な日本人の学部学生（2 回生以上）を対象に奨学金支援（平成 27 年度：10 名、総額 5,000 千円）を行うとともに、同ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの寄付金を原資に、東日本大震災被災学生に対しても奨学金支援を行った（平成 27 年度：2 名、総額 1,000 千円）。
- ・ 平成 27 年度から、本学のプレゼンスを世界に示すに相応しい教育研究活動、課外活動又は社会貢献活動に関する学生の取り組みに対して、クラウドファンディングによって、卒業生や企業など社会から広く寄附を募って支援を行う新たな学生支援制度 SPEC（学生チャレンジコンテスト）を開始した。採択された学生プロジェクト 6 件に対し、支援総額 264 万円の寄附が集まった。さらに、本取り組みについては、新聞や TV など各種メディアで取り上げられ、採択された学生への取材が殺到するなど、京大生の独創性や特色ある活動が社会に可視化されたという点でも大きな成果が上げられた。

④教育の国際化に関する目標

- ・ 平成 27 年 4 月に、各学部・研究科の協力のもと、京都大学全体の学生派遣・受け入れを支援するための組織として、国際教育支援室を新たに設置し、室長 1 名、室員 2 名を配置した。平成 27 年度は、同支援室において、英語コースを設置している学部・研究科の教員との意見交換、ニューサウスウェールズ大学及びオークランド大学への短期派遣プログラム

の新設、JASSO 奨学金採択事例の検証と検証結果に基づく部局担当者向け説明会の開催等、新たな取り組みを実施した。

- ・ 数学系、化学系、医学生命系、人文社会系サブユニットにおいて、フィールズ賞受賞者を含む世界トップレベルの研究者 17 名を海外大学等から招へいし、学部学生及び大学院生向けに特別講義や単位認定科目を提供した。
- ・ 「京都大学ジャパングートウェイ構想」に基づくスーパーグローバルコースの実施を促進し、更なる教育の国際化を推進するため、教育担当理事が主催する全学委員会「スーパーグローバルコース実施運営協議会」を設置し、同事業の全学的な運営体制をさらに強化した。

⑤教育関係共同利用拠点について

○フィールド科学教育研究センター海域ステーション瀬戸臨海実験所

「発展生物学実習」等 5 件の公開臨海実習を開講したほか、9 大学 10 科目の本実験所施設を利用した実習（共同利用実習）が実施された。

教育関係共同利用についての公開臨床実習についての案内ポスターの関係機関への配付やシンポジウムにおける拠点活動の紹介、ホームページ、ニュースレター等多様な媒体による情報発信に努め、平成 27 年度は 33 機関から延べ 1,566 名の利用があった。

○フィールド科学教育研究センター海域ステーション舞鶴水産実験所

「森里海連関学実習 I」等 5 件の公開実習を開講したほか、3 大学 4 科目の本実験所施設を利用した実習（共同利用実習）が実施された。

教育関係共同利用についての案内ポスターの関係機関への配付やホームページ、ニュースレター等多様な媒体による情報発信に努め、平成 27 年度は 24 機関から延べ 647 名の利用があった。

○フィールド科学教育研究センター芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地

平成 27 年度から新たに教育関係共同利用拠点として認定され、「公開森林実習」等 3 件の公開実習を開講したほか、7 大学 7 科目の本実験所施設を利用した実習（共同利用実習）が実施された。

共同利用説明会の開催やニュースレター、一部共同利用科目のオープンコースウェア公開等多様な媒体による情報発信に努め、平成 27 年度は 38 機関から延べ 1,013 名の利用があった。

(2) 研究に関する目標

①研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 平成 25 年度に採択された文部科学省「研究大学強化促進事業」の一環として、卓越した多様な知の創出を加速するとともに Project Manager 型研究リーダー (PM 型研究リーダー) を輩出し、本学の研究力の持続的発展を図ることを目的として、「学際・国際・人際融合事業「知の越境」融合チーム研究プログラム (SPIRITS)」を実施した。平成 27 年度は、76 件（国際型 55 件、学際型 21 件）の応募があり、18 件（国際型 14 件、学際型 4 件）を採択し、経費の支援を行った。これにより、平成 26 年度から継続して支援しているプロジェクトと合わせて計 38 件（トップダウン型 1 件、国際型 27 件、学際型 10 件）のプロジェクト等を支援した。
- ・ 文部科学省による期末評価及び第 3 期中期目標期間における認定の更新申請にあたって、平成 27 年度に企画委員会において申請の可否に係る書面審議を行うとともに、中間評価で B 評価を受けた 2 拠点に対してはヒアリングを行い、第 2 期中期目標期間中の活動実績等について検証を行った。期末評価では殆どの拠点が S 又は A 評価を受けるとともに、第 3 期認定更新申請においても、18 拠点全てについて引き続き拠点として活動する必要があると認められ、共同利用・共同研究拠点として認定されることとなった。
- ・ 世界を牽引する総合研究大学として、基礎研究・応用研究・開発研究、文科系と理科系の研究の多様な発展と統合を図りつつ、地球社会の調和ある共存への寄与を目指す、卓越した研究者が集う世界トップレベルの国際研究拠点を整備するため、平成 27 年度に研究担当理事のもとに国際高等科学院（仮称）設置検討委員会を設置し、同委員会において、本構想の趣旨や組織の位置付け、果たすべき役割等を示した「高等研究院の設置について」を取りまとめた後、高等研究院設置準備委員会及び高等研究院設置準備室を設置し、平成 28 年 4 月設置に向けた準備を進めた。

②研究実施体制等に関する目標

- ・ リサーチ・アドミニストレーター (URA) を中長期的に機能させるため、平成 26 年度から研究担当理事の下に設置した研究戦略タスクフォース会議等において、平成 27 年度においても引き続きガバナンス、業務の範囲、規模、雇用の安定等多面的な検討を進め、①学術研究支援室と各地区 URA 室の連携及び各地区 URA 室間の連携を促進すること、②各地区 URA

の人員規模の制約を解消すること、③URA の学内での流動性を高めることを目的に、平成 28 年度から URA の所属を学術研究支援室に一元化することを大きな方向性として決定した。

- ・次代を担う若手研究者の国際的な研究活動を強化・促進することを目的として、京都大学若手人材海外派遣事業「ジョン万プログラム」を実施し、「研究者派遣プログラム」16 件及び「研究者派遣元支援プログラム」9 件について、若手研究者の海外渡航及びそれを促進する環境整備に対して支援を行った。
- ・本学に採用されたばかりの若手研究者を対象に、今後の競争的資金の獲得に結びつける研究に係る経費を支援する「若手研究者スタートアップ研究費」の公募を年 2 回（春・秋）行い、第Ⅰ期は 49 件の応募の中から 30 件・14,440 千円を、第Ⅱ期は 26 件の応募の中から 21 件・9,440 千円を採択した。また、研究キャリアを積んだ若手研究者を対象に比較的大型の研究費の獲得へつながる研究に係る経費を支援する「若手研究者ステップアップ研究費」の公募を行い、40 件の応募の中から 24 件・32,870 千円を採択した。

③研究の国際化に関する目標

- ・大学間協定については、「大学間学術交流協定締結基準」（平成 23 年国際交流委員会承認）に基づき協定空白国との締結を推進し、ネパールのトリブバン大学、インドのパラナシ・ヒンドゥー大学と新たに締結するとともに、前年度までの取り組みを検証し、平成 27 年度も引き続き積極的に協定締結を推進することとした。具体例としては、ヤンゴン大学（ミャンマー）、フランス国立社会科学高等研究院（フランス）、ヴェネツィア大学（イタリア）、スイス連邦工科大学ローザンヌ工校（EPFL）（スイス）、バーミンガム大学（イギリス）と大学間学術交流協定を新規締結し、パリ第 7 大学（フランス）、ストラスブール大学（フランス）、ストックホルム王立工科大学（スウェーデン）、国際連合大学（日本）との大学間学術交流協定を更新し、インドネシア科学院（インドネシア）、国際核融合エネルギー機構（フランス）とインターンシップを目的とした協定を締結したほか、国際連合食料農業機関（フランス）とも協定締結に向けて協議を進めた。これにより、平成 27 年度における大学間学術交流協定数は、145 大学 4 大学群 6 機関（計 155 件）となり、協定空白国も含めた協定校開拓を積極的に進めた。
- ・ボルドー大学との共催による「Bordeaux-Kyoto Symposium」の実施（平

成 27 年 5 月、フランス・ボルドー、約 200 名出席）等、多数の国際シンポジウムの実施又は参加により、海外の大学との連携強化を図った。

④共同利用・共同研究拠点について

○化学研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、104 件（新規 61 件、継続 43 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「磁壁移動における Dzyaloshinskii-Moriya 相互作用の効果」において、磁壁移動に対する界面効果（ここではジャロシンスキー・守谷相互作用のことをさす）を調査した結果、界面効果のある系では、Walker 磁場より大きな磁場を印加しても磁壁のトポロジーが不変である新しい磁壁移動機構を持つことを解明するとともに、この移動機構は、細線が 2 次元の場合にのみ成り立ち、1 次元の場合には成り立たないことも発見した。この成果は、「Nature Physics」に掲載された（平成 27 年 11 月）。

共同利用・共同研究課題「熱活性型遅延蛍光を利用した有機 EL 材料の設計・合成と素子化」において、理論化学計算に基づいた有機分子の精密な設計により、励起子の挙動制御を可能とし、効率 100%で電気を光に変換する有機エレクトロルミネッセンス材料を高性能化することに成功した。この成果は、「Nature Communications」に掲載された（平成 27 年 10 月）。

②独自の取り組み・成果

国外の化学関連大学や研究所等との連携を推進し、部局間交流協定の締結数は本学の部局として最多の 66 機関（平成 28 年 3 月現在）となった。

独自に設計した座布団型の構造をもつ革新的な有機半導体材料を開発し、これを p 型バッファ層に用いることでペロブスカイト太陽電池の光電変換効率を著しく向上させることに成功した。この成果は、「Journal of the American Chemical Society」に掲載された（平成 27 年 12 月）。

○人文科学研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、24 件（新規 10 件、継続 14 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「チベット・ヒマラヤ文明の史的展開の学際的研究」において、国内研究者を対象に連続セミナー「チベット学の現在：言語・歴史・文化・社会」を開催し、チベット文化圏各地で行われたフィールド

調査によって地方文化の特色が次々と明らかになるとともに、文献学の進化によってその歴史にも新たな知見がもたらされていることが紹介された（全4回、延べ225名参加）。

また、前年度に実施した共同利用・共同研究課題「日本・アジアにおける差異の表象」において、平成27年度には、現在の日本社会で起きているヘイトスピーチなどの人種主義問題を踏まえて、その歴史的な背景に迫ることを意図し、「Japanese Studies」の特集号を組んだ。同誌では、明治期の教科書の「人種」等の概念の分析にもとづき、当初欧米の教科書の翻訳に基づく欧米概念の紹介・受容であったものが、日本のナショナリズムの高揚とともに、どのように変容したのかを考察した。

②独自の取り組み・成果

人文学に関するコレクションの一層の充実を図るため、新たに「中国文化大革命関連刊行物コレクション」をはじめとして、計3件の寄贈資料を受け入れ、平成27年度は約2,900冊の整理を完了した。

国内研究者及び一般市民を対象に、琳派400年記念祭としてジャズ・コンサート「すごいジャズには理由（わけ）がある」を開催し、ジャズの魅力を発信した（平成27年5月、560名参加）。

○再生医科学研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成27年度においては、21件（全て新規）の共同利用・共同研究課題を実施した。

ヒト体細胞からiPS細胞へ再プログラム化される中間段階にある幹細胞株、ヒトiRS（intermediately Reprogrammed Stem）細胞を新たに樹立した。また、ゲノム編集技術を応用し、ヒトiRS細胞の内在性OCT4遺伝子の下流にGFPレポーター遺伝子を挿入することで、ヒトiRS細胞がOCT4陽性の幹細胞（iPS細胞）に変化する瞬間を生きた細胞で可視化する事に成功したことを明らかにした。この成果は、「Development」誌電子版で公開された（平成28年1月）。

共同利用・共同研究課題「移植環境の超高解像度3次元可視化技術が拓く戦略的細胞移植治療法の開発」においては、放射線に応答して薬剤や生理活性物質を放出するナノ材料を共同開発し、生体材料中にてその有用性を実証した。この成果は、「Analytical Chemistry」に掲載された（平成27年11月）。

○エネルギー理工学研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成27年度においては、91件（新規41件、継続50件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「新しい光電変換素子創成に向けた2次元原子層状物質表面改変によるナノ構造デザインと機能設計（企画型）」においては、密度汎関数理論に基づく第一原理電子状態計算の手法を用いて、armchair型の端を有するリボンはzigzag型の端を有するリボンよりエネルギー的に安定であり、端の形状をarmchairからzigzagに変えると、ある端の角度まで一定の端形成エネルギーを有し、それ以上では端の形成エネルギーが単調に増加することを明らかにした。この成果は、「Carbon」に掲載された（平成28年1月）。

共同利用・共同研究課題「負三角度トカマクとヘリカルと比較研究II（MHD安定性と乱流輸送の共存）」においては、逆三角度断面トカマクの周辺部安定性、ベータ限度ならびに熱負荷制御に関する検討を行い、核融合炉級のプラズマを想定した際に、適当なプロファイル最適化制御や磁気シア制御を用いることで、従来の正三角度断面に比して有意となる可能性を明らかにした。この成果は、「Nuclear Fusion」に掲載された（平成27年5月）。

②独自の取り組み・成果

本研究所において開発したDNA結合性アダプターを介して、DNAナノ構造体上に2種類の酵素を酵素分子数と距離をナノメートルの精度で厳密に制御して配置した。2つの酵素間の空間配置とその連続する代謝反応の効率を網羅的に解析するとともに、反応中間体と補酵素が効率よく受け渡される代謝反応を試験管内で再現することに成功した。この成果は、「Journal of the American Chemical Society」に掲載された（平成28年2月）。

○生存圏研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成27年度においては、336件（新規134件、継続202件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「電波科学計算機実験装置利用課題・磁気嵐・サブストームに伴う磁気圏高エネルギー荷電粒子変動の研究」において、オーロラが急激に明るく光り出す「オーロラ爆発」現象をスーパーコンピュータで再現し、詳しく解析した結果、地球近くの宇宙空間でおこる磁力線のつなぎ替えをきっかけとして高緯度地方の上空に熱いプラズマが集まり、それ

らが自ら回転運動を始めることで大電流を急激に作り出し、オーロラ爆発が始まることを突き止めた。さらに、オーロラの近くで電気が余るために周囲のプラズマが回転運動をはじめ、宇宙空間に向けて薄い上向き電流を流すことでサージと呼ばれるオーロラ爆発特有の極めて明るいオーロラが現れることも明らかにした。これらは世界で初めて得た知見であり、この成果は、「Journal of Geophysical Research」誌オンライン版に公開された（平成 27 年 12 月）。

共同利用・共同研究課題「木質バイオマス由来樹脂原料製造法の開発」において、マイクロ波反応によりリグニンから機能性樹脂原料を高選択的に生成させる方法を見出した。この成果は、「Green Chemistry」に掲載された（平成 27 年 3 月）。

②独自の取り組み・成果

従来は根のカスパリン線に必要なスベリン形成に関すると報告されていた OsABC5 が、葉においては乾燥ストレスに関わる植物ホルモンのアブシジン酸の輸送体であることを明らかにした。この成果は、「Molecular Plant」に掲載された（平成 28 年 3 月）。

○防災研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、63 件（新規 50 件、継続 13 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「アンサンブルシミュレーションによる台風の可能最大豪雨の推定：2011 年台風 12 号による紀伊半島豪雨を対象とした事例研究」において、2011 年台風 12 号を対象として経路をコントロールしたアンサンブルシミュレーションを行い、台風は急速に発達することにより、与えられた大気条件の下で最大強度にまで到達することが可能となることを解明した。台風の可能最大強度に至る物理メカニズムを明らかにすることにより、可能最大豪雨の推定も可能となるため紀伊半島の地域において可能最大豪雨となる経路や強度の推定をすることが可能となった。この成果は、「Journal of the Atmospheric Sciences」に掲載された（平成 27 年 2 月）。

公開講座「“防災研究のフロンティア”－地震・火山と複合災害－」を開催し、近畿地方に潜在する活断層による強震動はどのように予測されているのか、また、地震や火山噴火が交通施設や産業施設に及ぼす被害やそれが社会に与える影響についても考慮する必要性も踏まえ、これらの課題について最新の研究成果をもとに講義した。本講座はインターネットによる生中継を

実施し、会場では 128 名、インターネットでは 400 名の受講があった（平成 27 年 10 月）。

12 カ国から約 200 名の参加をえて、「国際応用地質学会（IAEG）第 10 回アジア地域会議」を開催し、地質災害などの発表・議論・フィールド調査を行い、情報共有を図るとともに今後の研究交流について討論した（平成 27 年 9 月）。

○基礎物理学研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、33 件（全て新規）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「New Frontiers in Non-equilibrium Physics 2015」において、スモルコフスキーの凝集方程式に、衝突の際に最小単位に分裂する効果を取り入れた方程式の定常解を解析的に解き、その結果が土星の環の中に含まれる粒子のサイズ分布に従う観測結果とよく一致することを明らかにした。この成果は、「Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America」に掲載された（平成 27 年 8 月）。

共同利用・共同研究課題「Geometry in Gauge Theories and String Theory」において、3 次元量子重力の分配関数を、Chern-Simons 理論との等価性の仮定の下で厳密に計算することに成功した。この成果は、「Physical Review Letters」に掲載された（平成 27 年 10 月）。

②独自の取り組み・成果

ゲージ重力対応において、バルク（重力理論の時空）の一点を表す状態をゲージ理論の立場で明らかにした。この成果は、大きな謎として関心を持たれているゲージ重力対応の局所性の理解の糸口を開くものとして意義が高く評価され、「Physical Review Letters」に掲載された（平成 27 年 10 月）。

ニュートリノと荷電レプトンの質量行列には、背後に世代に関する対称性の存在を示唆している可能性があり、一般に世代電荷を担うスカラー粒子が存在している場合には、稀崩壊などからフレーバー構造に実験的に厳しい制限が存在している。荷電レプトンの質量に離散的な非可換対称性が良い近似で残っている場合に荷電レプトンの異なるフレーバー間の遷移を起こすような現象にどのような役割を果たし得るかを明らかにした。この成果は、「The Journal of High Energy Physics」に掲載された（平成 27 年 10 月）。

○ウイルス研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、29 件（新規 17 件、継続 12 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「自然免疫応答における転写後調節の解明」においては、2 つの異なる RNA 結合蛋白質（Regnase-1 及び Roquin）が、炎症性サイトカイン mRNA に存在する同じステムループ構造を認識し分解することで炎症性サイトカイン量を厳密に制御しているが、機能する空間/場や分解する mRNA の翻訳状態や分解のメカニズムが異なることを解明した。この成果は、同じ mRNA エレメントが複数のタンパクによって認識され、異なる機構で制御される全く新しい免疫制御機構を解明するものであり、「Cell」に掲載された（平成 27 年 5 月）。

共同利用・共同研究課題「インターフェロン誘導性抗 Deng ウイルス因子の機能解析」においては、新規の Deng ウイルス感染抑制宿主蛋白質として RyDEN を発見し、RyDEN の抗ウイルス作用は、C 型肝炎ウイルス、チクングニアウイルス、単純ヘルペスウイルス、アデノウイルスにも及ぶことも見出すとともに、RyDEN の作用機序には、抗ウイルス因子であるインターフェロンの誘導経路が関わることを明らかにした。この成果は、「PLoS Pathogens」に掲載された（平成 28 年 1 月）。

②独自の取り組み・成果

Notch リガンド Delta-like1 (Dl11) の発現振動の情報が隣接細胞間でやり取りされ、振動のタイミングが、ダイナミックな遺伝子発現制御にとって重要であることを示唆した。この成果は、「Genes & Development」に掲載された（平成 28 年 1 月）。

○経済研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、9 件（新規 8 件、継続 1 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

国際的な共同利用・共同研究拠点としての特色ある取り組みとして、我が国初の経済理論系国際学術雑誌「International Journal of Economic Theory (IJET)」や香港経済学会との連携による学会誌「Pacific Economic Review」の編集を引き続き行ったほか、経済発展に注目が集まるモンゴルの現状と展望、ともに豊かな観光資源を有する京都との関係を通して、地域振興や市場の質について考察することを目的として、一般市民を対象とする公開シンポジウム「モンゴルと京都」を開催した（平成 28 年 1 月、252 名参加）。

②独自の取り組み・成果

先進国では 7 割以上の経済活動が都市に集積しており、都市・地域・国際経済における産業構造・貿易等を考察する上で、集積形成とその空間分布に関する系統的分析枠組が不可欠であるところだが、本研究所において、確率的立地モデルに基づく集積検出手法を用いて地図上で個々の集積を同定し、個々の集積の空間規模と、集積群の空間分布範囲を評価する指標を開発した。一連の手続きは、理論及び現実の産業集積パターンを共通の方法で比較することを可能にする初めての分析枠組として、「Journal of Urban Economics 誌」第 89 巻の巻頭論文として公表された（平成 27 年 9 月）。

政策関係機関から任期付き教員を受け入れている本研究所附属先端政策分析研究センター（CAPS）において、平成 27 年度は、財務省より新たに教員を受け入れ、5 名の教員体制を整備することにより、政策関係機関との緊密な連携を構築するとともに、エビデンスベース・ポリシーを推進する観点から、社会科学統合研究教育ユニットの基盤整備を行うことにより数量的・統計的な統一的方法を横ぐしとするエビデンスベース人間科学という国際的にも新しい科学分野の確立に向けた基礎を作った。また、先端的な経済学に基づく政策提言に向けた研究（関係省庁より 6 件の研究を受託）や、国内外の政策関係機関等と連携したシンポジウム（4 件）及び国際コンファレンス（2 件）を実施した。CAPS・OB の元准教授の博士論文を書籍化した著書『グローバル経済下の法人税改革』（京都大学学術出版会）が租税資料館賞（著書の部）を受賞した。

○数理解析研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、86 件（全て新規）の共同利用・共同研究課題を実施した。特に、「数理解析研究所プロジェクト研究」（数学・数理科学の分野で特に重要と認められるテーマを選定し、年間を通じてそのテーマに沿った国際研究集会、共同研究、若手研究者育成等を集中的に実施するとともに、研究の中核メンバーとなる国内外の研究者を国内客員教授や（3 ヶ月以上滞在の）外国人客員教授として本研究所に招聘し、多様な研究交流・共同研究の進展を図るもの）として 2 件を採択・実施した。プロジェクト研究「理論計算機科学の新展開」では、2 名の招へい外国人客員教授を受け入れ、研究集会「国際会議 ICALP2015 と LICS2015」（平成 27 年 7 月、海外研究者 330 名を含む 489 名参加）をはじめとした研究集会 2 件及びセミナー 1 件を開催した。プロジェクト研究「確率解析」では、2 名の招へい外国人客員教授を

受け入れ、研究集会「Stochastic Analysis」（平成 27 年 9 月、海外研究者 35 名を含む 146 名参加）をはじめとした研究集会 2 件、合宿型セミナー 1 件を開催した。

②独自の取り組み・成果

1976 年以来継続実施している公開講座「数学入門公開講座」を、「ポアンカレ予想とリッチフロー」、「天体ダイナモ理論の数理—なぜ星や惑星は固有の磁場を持っているのか？」及び「バナッハ＝タルスキーのパラドックス」をテーマとして開催した（平成 27 年 8 月、114 名参加）。

○原子炉実験所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、66 件（新規 12 件、継続 54 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）研究では、京都大学研究用原子炉（KUR）の重水設備の整備により基礎研究を行うとともに、対象腫瘍を拡大させ、国内外の医療機関との共同研究を促進した。臨床件数は累計 510 例（平成 28 年 3 月末現在）となった。また、民間企業との共同研究で開発した加速器中性子源を用いた世界初の臨床治験を平成 24 年度より開始しており、引き続き実施した。

②独自の取り組み・成果

放射光メスバウアー分光法を用いた研究において、これまで測定が非常に難しかったカリウム原子核のメスバウアー吸収を、大型放射光施設 SPring-8 の BL09XU を用いた手法で初めて観測することに成功した。測定対象は、カリウム金属のナノ粒子が規則正しく配列することにより、磁気的な性質を帯びるという特異な物質であり、その磁性の原因にミクロな視点から迫る情報も世界で初めて得た。この成果は、新たな磁性材料の開発などにつながることから、学術的にも産業面でも重要なものであり、米国物理学会誌「Physical Review B, Rapid Communication」オンライン版で公開された（平成 27 年 4 月）。

本実験所が世界で初めて実証に成功した加速器駆動システム（ADS）に係る研究において、ADS 実験炉の冷却材として検討されている Pb-Bi（鉛－ビスマス合金）の断面積特性に関して、臨界集合体実験装置（KUCA）での Pb のサンプルワーズ実験とを比較することで、Pb 核データ断面積の精度に関する妥当性を検証した。これは、今後の ADS 研究の Pb-Bi 特性を調べる工学的課題の解決につながる重要なものであり、その成果は、「Journal of Nuclear Science

and Technology」に掲載された（平成 27 年 8 月）。

○霊長類研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、135 件（新規 60 件、継続 75 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「脂質を標的としたサル免疫システムの解明」において、サルエイズモデルの詳細な解析から、リポペプチド抗原提示を担う新しいタイプの MHC クラス 1 分子を同定し、リポペプチドとの詳細な結合様式を X 線結晶構造解析によって解き明かした。この成果は、免疫学的新発見をもたらしただけでなく、グローバルな感染症であるエイズの制圧に向けた新たな一歩となることが期待できるものであり、「Nature Communications」に掲載された（平成 28 年 1 月）。

②独自の取り組み・成果

トウレット障害は、咳払いや奇声などを発する音声チック症状と、まばたきや顔しかめなどの動きを繰り返し行う運動チック症状が現れる神経発達障害であり、治療法の開発には、音声チックを呈するモデル動物の開発と、症状をもたらす脳のメカニズムの解明が急務であった。本研究所を含む 6 機関の研究グループにより、側坐核と呼ばれる脳部位の活動を興奮状態にすることで音声チックが再現可能なモデルザルの作出に世界で初めて成功した。この成果は、「Neuron」オンライン版に掲載された（平成 28 年 1 月）。

ニホンザル血小板減少症について、ベータレトロウイルス属に分類されるサルレトロウイルス 4 型（SRV-4）の感染の有無に相関があること、短期間のうちに誘導されること、及び遺伝的に単一な SRV-4 の感染によっても誘導されることを見出し、SRV-4 単独感染で引き起こされる疾病であることを証明した。この成果は、「Scientific Reports」に掲載された（平成 27 年 4 月）。

○東南アジア研究所

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、33 件（新規 21 件、継続 12 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「東南アジア諸国の認知症の現状と歴史、健康政策の文献検討」において、タイの地域在住高齢者における仏教ネットワークが特に高次日常生活機能並びに認知機能に強い関連を認めることを明らかにし、バンコク在住高齢者の日常生活機能の維持並びに認知症の予防に有用で

ある可能性を提起した。この成果は、「Geriatrics & Gerontology International」に掲載された（平成 27 年 11 月）。

②独自の取り組み・成果

老年医学的総合機能評価を用いたチベット高所の地域在住高齢者の研究において、耐糖能異常と貧血の関連が J-Curve 現象を示すことを明らかにした。この成果は、「Journal of the American Geriatrics Society」に掲載された（平成 28 年 1 月）。

強力な温室効果ガスであるメタンの亜熱帯湖沼における動態を調査し、暖冬による湖の不完全な鉛直混合が翌夏の湖底でのメタン生成の増大に繋がることを明らかにした。この成果は、「Journal of Geophysical Research-Biogeosciences」オンライン版に掲載された（平成 27 年 6 月）。

東南アジア研究をこの地域に根差したものとして発展振興させるという目的で、平成 25 年 10 月に設立した「アジアにおける東南アジア研究コンソーシアム」（SEASIA）を構成する 27 カ国からの参加者がセッションを構成し、東南アジア研究に関する様々なテーマについて議論を行う国際シンポジウム「Southeast Asian Studies in Asia Conference 2015」を開催した（平成 27 年 12 月、530 名参加）。

○学術情報メディアセンター

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、35 件（新規 19 件、継続 16 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

ネットワーク型拠点の全体の取り組みとしては、成果の社会発信と計算科学を核とした諸学問分野横断型コミュニティの形成などを目的に、公開シンポジウム（167 名参加）を開催したほか、学会主催のセッションを協賛するなど、共同研究の成果等の発信を積極的に行った。

本センターがプログラム開発や高度化について中心的な役割を果たした「社会インフラの破壊・非破壊シミュレーションの高度化に資する大規模数値解析」、「流体・固体連成を考慮する防災計算力学」、「超並列宇宙プラズマ粒子シミュレーションの研究」等の共同利用・共同研究課題 6 件において、「Physics of Plasmas」等の学術誌に成果論文計 16 編（うち国際誌掲載論文 11 編）が掲載された。

②独自の取り組み・成果

本センター独自の共同研究として、スーパーコンピュータ関係では若手研究者奨励 13 件、大規模計算支援 2 件、プログラム高度化 5 件を採択・実施し

た。またコンテンツ作成支援では、本学総合博物館およびアジア研究教育ユニットと共同研究を実施した。

国内のコンピュータ技術発達史上の貴重な研究開発成果・製品として、情報処理学会 2015 年度「情報処理技術遺産」に、KDC-1 論理パッケージ（昭和 35 年に本学と日立製作所で共同開発され、我が国の大学初の計算センターで共同利用された電子計算機 KDC-1 の構成部品）及び TTL 論理回路カード（昭和 43 年に富士通で開発され、昭和 44 年に本センター前身の大型計算機センターに設置されたマルチプロセッサシステム FACOM230-60 の構成部品）が認定された。

○放射線生物研究センター

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、49 件（新規 11 件、継続 38 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「ファンコニ貧血経路の示すヌクレオソーム形成活性の DNA 修復における役割」において、日本人のファンコニ貧血患者のゲノムを解析し、新たな原因遺伝子 UBE2T の変異を見出した。これは FANCT という別名で呼ばれることになった。この成果は、「Am J Hum Genet.」に掲載された（平成 27 年 6 月）。

平成 26 年 7 月に MOU の調印を行ったフランスの細胞分子放射線生物学的研究所（IRCM）と合同で、ワークショップ「First CEA-RBC Joint Workshop」をフランスの細胞分子放射線生物学的研究所内で開催し（平成 27 年 4 月、約 40 名参加）、同時に共同研究に向けた協議を行った。

②独自の取り組み・成果

TIP60 ヒストンアセチル化酵素によってアセチル化された H2AX が、クロマチンから放出され、DNA 損傷シグナルの活性化因子である NBS1 と結合して損傷領域へ取り込まれることを明らかにした。この成果は、「Molecular Biology of Cell」に掲載された（平成 27 年 12 月）。

○生態学研究センター

①拠点としての取り組み・成果

平成 27 年度においては、44 件（新規 25 件、継続 19 件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「アオコの分布拡大に関する生態・分子系統地理学的研究」においては、大量の油成分を生産・蓄積することによりバイオ燃

料としての利用が期待されているものの、増殖速度が遅いことが欠点とされてきた群体形成の緑藻*Botryococcus braunii*について、共生することにより、この緑藻が高い生産性を示す細菌（BOTRYCO-2）を新たに発見し、*Candidatus Phycosocius bacilliformis*と命名した。この成果は、「Scientific Reports」に掲載された（平成27年7月）。

共同利用・共同研究課題「菌類群集の遷移によるリター分解プロセスへの影響評価」においては、植物・土壌生物など複数の分類群を対象とした大規模な生物相調査を知床羅臼岳にて行い、気温の上昇に伴って生物種の構成は変化するものの生態系機能は維持されること、及びエゾシカによる食害を考慮すると生物多様性に加えて生態系機能が低下し生態系が脆弱化し得ることを解明した。この成果は、「Journal of Biogeography」に掲載された（平成27年8月）。

②独自の取り組み・成果

土壌菌類を対象に、多様性を人為に操作した実験系でなく、自然プロセスで多様性が形成されている現実系においても、生物多様性が生態系の多機能性を支えていること、及び機能的冗長性の低さを明らかにした。この成果は、「Ecology Letters」に掲載された（平成28年3月）。

○地域研究統合情報センター

①拠点としての取り組み・成果

平成27年度においては、25件（新規12件、継続13件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

本拠点では、相関型地域研究の一グループとして、平成22年度より形成しているラテンアメリカハブ研究拠点において、平成27年度は、共同研究の成果の一つである村上勇介編「21世紀ラテンアメリカの挑戦—ネオリベリズムによる亀裂を超えて」（京都大学学術出版会、平成27年3月）を基にしたシンポジウムを上智大学中央図書館棟において開催し、大学院生や若手研究者を含む学界のみならず、在日大使館を含む官公庁や財界関係者などの参加を得て議論を深めた（平成27年6月、81名参加）。これらの成果は、拠点期末評価においても高い評価を受けたことから、ラテンアメリカハブ研究拠点の形成は、第3期中期目標期間において、「アメリカ大陸ハブ（仮称）」プロジェクトに継承され、対象をアメリカ大陸に拡大することとした。

②独自の取り組み・成果

WEB上に分散している地域研究関連データベースの国内最大の統合検索システムである「地域研究資源共有化データベース」について、共有化対象を

海外（カリフォルニア大学バークレイ校）に拡大した。これにより、本センター（17個）、東南アジア研究所（5個）、国立民族学博物館（19個）、総合地球環境学研究所（5個）、及びOPAC（本センターが属する拠点、東南アジア研究所、北海道大学スラブ・ユーラシア研究センター、東京外国語大学アアジア・アフリカ言語文化研究所、カリフォルニア大学バークレイ校東アジア図書館の5個）の合計51データベースの共有を実現した。

○野生動物研究センター

①拠点としての取り組み・成果

平成27年度においては、95件（新規56件、継続39件）の共同利用・共同研究課題を実施した。

共同利用・共同研究課題「野生動物・動物園動物を対象とした遺伝的研究」においては、絶滅危惧種のグレビーシマウマなどシマウマ3種について、日本と英国の飼育個体の遺伝的多様性を解析した結果、新規開発したマーカーを用いて、種の特異性、雑種個体の特定など、飼育管理に必要な情報を得られることを明らかにした。この成果は、動物園などで飼育されているシマウマの遺伝的な多様性を維持しながら、繁殖をしていく上で、有用な知見を得られるものであり、「Scientific Reports」に掲載された（平成27年8月）。

共同利用・共同研究課題「熊本サンクチュアリにおける、大型類人猿を対象にした、比較認知科学研究」においては、ヒトに進化的に最も近縁な類人猿2種、ボノボとチンパンジーのアイ・コンタクトについて赤外線式アイ・トラッキング（無害に視線を測定する方法）を用いて調べ、ボノボはチンパンジーよりも頻繁にアイ・コンタクトすることを発見した。ヒトの心の進化を探求するうえで、チンパンジーとボノボの比較が役立つことを証明した研究であり、日本の熊本サンクチュアリに平成25年と平成26年にかけて、6個体のボノボが導入された後に発表される、初めてのボノボに係る研究成果となった。この成果は、「PLOS ONE」に掲載された（平成27年6月）。

（3）その他の目標

①地域を志向した教育・研究等に関する目標

- 平成25年度文部科学省「地（知）の拠点整備事業」に採択された「KYOTO 未来創造拠点整備事業—社会変革期を担う人材育成」の実施にあたり、「京都」が抱える課題に対応し、未来を創造できる人材育成を行う「京都学教育プログラム」の一環として授業科目を提供するプログラム又は授業科目の提供を目的として準備を行うプログラムに対して経費支援を

行う「地域志向教育研究経費」の公募を平成 27 年度においても行い、「産業都市京都の課題と可能性」や「平安京・京都の歴史と日本都市史」等 24 件を採択した。

- ・平成 27 年度は、地域に関する科目として、京都に関する講義を中心とした科目群「まなびよし」を全学共通科目 20 科目、学部専門科目 3 科目開講し、地域課題の解決に向けてフィールドワークを中心に開講する科目群「いきよし」を全学共通科目 6 科目、学部専門科目 3 科目開講した。
- ・地域志向を進めることについての全学的なファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)として、「京都大学COC 事業 地域に関する教育・研究・社会貢献活動に関するアンケート」を学内の全教職員を対象に実施した(平成 27 年 5 月)。本アンケートは、本学構成員が本学の地域貢献活動の実施状況について認識し、地域貢献に対する動機付けに寄与した。

②社会との連携や社会貢献に関する目標

- ・高大連携事業としては、連携協定校対象の本学主催の京大連携事業として、京都大学サマースクール 2015「暑い夏の 1 日、京大生になろう！」(平成 27 年 8 月、95 校・約 1,700 名参加)及び京都大学サイエンスフェスティバル 2015「科学の頭脳戦」(平成 27 年 11 月、28 校・188 名参加)等を、教育委員会との共催による京大連携事業として、大阪府教育委員会「大阪サイエンスディ」(平成 27 年 10 月、約 2,000 名参加)、東京都教育委員会「京都大学高校生フォーラム in TOKYO」(平成 27 年 11 月、約 380 名参加)及び京都府・京都市教育委員会「京都大学ウィンターミーティング」(平成 27 年 12 月、15 校・145 名参加)等を実施した。
- ・科学技術振興機構「グローバルサイエンスキャンパス」事業の採択を受けて、平成 26 年度から開始した「科学体系と創造性がクロスする知的卓越人材育成プログラム(略称:ELCAS(エルキャス))」(将来グローバルに活躍しうる傑出した科学技術人材を育成することを目的として、地域で卓越した意欲・能力を持つ高校生等を募集・選抜し、国際的な活動を含む高度で体系的な理数教育を提供するプログラム)において、一般公募枠と教育委員会推薦枠の 2 形態で受講生を選抜し、基盤コース 146 名、専修コース 34 名を受け入れ、講義や実習を行った。専修コースの受講生は 18 分野の研究室へ 1~3 名を配属し、探究活動を行い、科学技術振興機構主催の平成 27 年度次世代育成プログラム「全国受講生研究発表会」でのポスターセッションにおいて、参加ポスターセッション 42 件の中から、本学参加の 3 件(受講生 4 名)が優秀賞を受賞した。

③国際化に関する目標

- ・独立行政法人国際協力機構(JICA)との間で締結した「技術協力プロジェクト業務委託契約」に基づく「エジプト日本科学技術大学(E-JUST)設立プロジェクト」における材料工学専攻、化学・石油化学工学専攻への支援をはじめ、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、インドネシア、タイ等へ JICA からの要請に基づき計 49 名を派遣した。また、JICA との連携協定を更新するとともに、アフリカ地域の学生を積極的に日本の大学に入学させることを目的とした JICA 事業「ABE イニシアティブプログラム」において、本学の 3 研究科等に 5 カ国から 8 名の学生を研究生として受け入れた。
- ・国際化に対応した職員の育成に向けた取り組みとして平成 26 年度から実施している「ジョン万プログラム」について、長期派遣プログラムとして、S&R 財団(米国・ワシントン)に 1 名を派遣(1 年間)したほか、短期派遣プログラムとして、平成 27 年度から、職員が経験を得られる期間としてより適切であることから、全学海外拠点である欧州拠点ハイデルベルクオフィス(ドイツ・ハイデルベルク大学内)並びに ASEAN 拠点(タイ・バンコク)への派遣期間を 3 ヶ月から 6 ヶ月に延長し、より長期的な視野に基づき各地域における研究教育活動の発展に資する実務に携わることによる国際的な資質の向上を実現した(京都大学欧州拠点ハイデルベルクオフィスに 2 名、京都大学 ASEAN 拠点(タイ・バンコク)に 2 名を派遣)。また、図書系職員海外研修プログラム(米国に 3 名を約 2 週間派遣)や医学部附属病院看護師海外研修プログラム(スウェーデンに 1 名、米国に 2 名を約 2 週間派遣)による一般事務職員以外の派遣も行った。また、カリフォルニア大学 UC デービス校との間で締結している覚書に基づき、原則として毎年交互に 1 名の事務職員を相手大学に派遣して実務に携わらせるインターンシップを継続して実施しており(平成 27 年度は受入年度)、このインターンシップによる実務経験を本学の業務に還元することで、大学実務の国際化に対応するうえでの職員の資質向上を促進した。

④附属病院に関する目標

(i)安全で良質な医療サービスに関する目標

- ・医師及び看護師の業務負担軽減検討委員会において、平成 26 年度に実施した業務移行等の業務負担軽減の実績をもとに、平成 27 年度の計画を策

定し、院内に周知した(平成 27 年 4 月)。同計画の達成に向け、平成 24 年度から実施している医師から事務職員への業務移行(診断書作成補助)、診療情報管理士による DPC 登録業務等を平成 27 年度においても引き続き実施した。

- ・ 院内サービスの向上を図るため、院内サービス向上のためのアンケート調査(患者満足度調査)を実施(平成 27 年 7 月)するとともに、患者サービス推進委員会において調査結果の分析を行った。当該分析結果に基づき、患者の利便性向上のため、院内に大型コインロッカーを設置した(平成 27 年 12 月)。

(ii) 良質な医療人の育成に関する目標

- ・ 学部学生の教育については、医学部医学科の「臨床実習マニュアル」に沿ってコア診療科(内科・外科、総合診療、産婦人科、精神科、小児科)の臨床実習、内科・外科以外の専門診療科での臨床実習及びイレクティブ実習(学生が自身で実習先を選択)を実施した(5 回生: 112 名、6 回生: 108 名受講)ほか、薬学部及び医学部人間健康科学科の臨床実習カリキュラムに沿って臨床実習を実施した(121 名受講)。
- ・ 平成 27 年度より新たに e-Learning 教材等のコンテンツを手持ちの PC 等から簡単に作成・編集できるクラウドコンピューティングサービスである「メディアデポ」を導入し、平成 28 年度から院外からも受講可能な講義の配信を開始するための準備を進めた。
- ・ 高度医療人材を育成するため、プライマリ・ケアの基本的診療能力を習得させるための卒後 1、2 年目の医師(研修医)を対象とした他機関との連携プログラム、産婦人科重点プログラム、小児科重点プログラム、歯科医師に必要な基本的診療能力を習得させるためのプログラム等の卒後研修プログラムを実施した。

(iii) 先端的医療の開発と実践に関する目標

- ・ 「臨床研究ネットワーク」(西日本の大学、大学病院を中心に臨床試験推進の協力に関する協定の締結を進め、臨床研究を行う際に複数の大学や医療機関が手を結ぶ協力体制)の構築及び拡充を進め、平成 26 年度までに締結した 15 大学に加え、新たに関西医科大学と協定を締結し、連携大学は 16 となった。また、連携大学 16 大学全ての参加を得て、「開花プロジェクト(Kyoto Alliance For Clinical Achievement)」(京都大学と連携の大学が共同で臨床研究を行うことにより、両者の臨床研

究活動における一層の推進を図る協力プロジェクト)を推進する一環として、「独自開発の増殖制御型ウイルス医薬の難治癌への医師主導治験」において鹿児島大学と連携して医師主導治験の届出を目指した。

- ・ 先端医療機器開発・臨床研究センターでは、平成 27 年度は新たに「バイオ三次元被包及び三次元組織開発」、「医療情報化における制度的な課題及び推進方策に関する研究」及び「京都大学ヘルスケアデータ解析プロジェクト」を開始し、計 15 件の革新的な医療機器の実用化に向けての機器開発、臨床研究を推進するとともに、産学連携拠点の特色を活かし、民間企業の研究者・技術者約 30 名を各研究プロジェクトの特任教員又は派遣研究員として受け入れ、人材育成を実施した。また、医療機器の臨床研究を活性化するために平成 26 年度に発足させた、有識者による「医療機器を用いた臨床研究の活性化に関する検討委員会」のホームページを平成 27 年 6 月に開設し、研究計画書作成支援ツール及び平成 26 年度に実施した医療機関に対するアンケートの集計結果を公開した。また、同委員会を 12 月に開催し、研究計画書テンプレートの改訂、Q&A コーナー等の検討を行い、ホームページを充実させるために臨床研究 Q&A コーナーを作成、公開した。

(iv) 効率的な経営と病院運営体制の整備に関する目標

- ・ 手術部エリアの請負業務の作業内容について現場担当者への確認を実施し、その結果に基づき、請負契約(清掃業務、医療器材の洗浄・滅菌・管理等業務、看護助手業務)の相互間の連携や効率的な組織体制の見直しを図るため、薬品の補充、リネンの収納、リカバリー室の清拭等の仕様書の変更を行った。
- ・ 院内焼却炉の稼働停止(廃炉)に伴う滅菌処理装置のレンタル及び運転管理に係る契約、廃棄物包括管理業務及び産業廃棄物・感染性廃棄物の処理に係る外部委託契約及び一般廃棄物の処理に係る外部委託契約の締結を新たに実施し、医療スタッフの業務負担の軽減による組織の効率化を図った。

⑤産官学連携に関する目標

- ・ 特許ライセンス活動については、本学単願特許を技術移転機関である関西ティー・エル・オー株式会社に引き続き委託し、平成 27 年度より、共同研究等によって生じた企業との共願特許も加え、単願・共願の効果的な技術移転が行える体制を構築した。さらに、同社との長期的な連携構

築のためガバナンスを強化し、平成 27 年度には同社の株式の約 68%を取得した。

- ・平成 27 年度において、iPS 関連技術を新たに 105 件（前年度 83 件）出願した。平成 27 年度の特許出願件数は国内 315 件・国外 360 件（前年度：国内 313 件・国外 340 件）、知的財産のライセンス件数・収入は、特許によるものが 144 件・371 百万円（前年度：158 件・357 百万円）、著作物によるものが 11 件・3 百万円（前年度：25 件・9 百万円）、マテリアルによるものが 53 件・15 百万円（前年度：57 件・16 百万円）の計 208 件・389 百万円（前年度：240 件・382 百万円）であった。

⑥平成 24 年度補正予算（第 1 号）に関する目標

産官学連携本部に「出資事業支援部門」を設置（平成 27 年 4 月）し、証券会社・地元地方銀行・商社・監査法人からの出向者 5 名及び事務職員 1 名の体制として、技術の市場性調査及び研究プロジェクトの事業化支援の為に企画立案を行った。

ファンド設立のため、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、京都大学イノベーションキャピタル株式会社において特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣・経済産業大臣による認可を受けた（平成 27 年 10 月）。さらに、当該ファンドへ出資するための認可申請を行い、文部科学大臣より認可を受けた（平成 27 年 11 月）。京都大学イノベーションキャピタル株式会社と三井住友銀行との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、ファンドを設立した（平成 28 年 1 月）。

2. 業務運営・財務内容等の状況

【平成 22～26 事業年度】

（1）業務運営の改善及び効率化に関する目標

①組織運営の改善に関する目標

- ・「京都大学第二期重点事業実施計画」を策定し、「教育国際化推進事業」、「若手研究者支援事業」等の全学的な視点から戦略的に実施すべき 46 事業を重点的に実施したほか、「総長裁量経費」や文部科学省「学長のリーダーシップの発揮を更に高めるための特別措置枠」により総長のリーダーシップの下で戦略的に取り組む事業に重点的に経費の措置を行った。
- ・時代の要請に応じた組織の見直しと新しい教育研究体制を構築すべく、平成 23 年度から全学的な教育研究組織の改革に向けた検討に着手し、改革を進める上での具体的な仕組みとして「10 年後の京都大学の発展を支

える教育研究組織改革制度」を策定した（平成 24 年 3 月役員会決定）。これに基づき、企画委員会の下に新たに設けた教育研究組織改革専門委員会において個別的教育研究組織のあり方について各部局と意見交換（熟議）を行うとともに、同専門委員会に外部有識者を加えた合同委員会において全学的な検討を重ね、平成 25 年度には「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」を策定した（平成 26 年 3 月役員会決定）。本骨子に基づき、人事の透明性の確保、新たな教育研究プログラムや学際分野・学術分野の創出、教育研究組織の再編等を柔軟に行える教員組織として学域・学系を構成するため、平成 26 年度は部局長会議の下に「学域・学系制度検討ワーキンググループ」を設置し、総合的かつ集中的な検討を進めた。

- ・平成 22 年度から平成 24 年度においては、平成 21 年度に創設した、「戦略定員」制度に基づき、全学的な機能を担う組織や新たな教育・研究等に係る組織等について、総長が必要と認める教員の定員を全学的な観点から措置した（平成 22 年度：101 名、平成 23 年度：20 名、平成 24 年度：9 名）。当該制度については、運営費交付金の削減に対応しつつ、本学の教育研究の質の維持向上等機能強化を図るための方策として新たに策定した「人件費削減、運営費交付金削減への対応を機能強化に向けた取組の方策について」（平成 25 年 3 月役員会決定）に基づき見直しを行い、改めて原則期限の定めのない定員として 116 名を各部局に措置した。また、教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、平成 25 年度に新たに「再配置定員」制度を決定し、全学的な視点から教員の定員を措置することとした（平成 26 年度：13 名を措置。平成 27 年度：23 名、平成 28 年度 8 名を措置することを決定。）。この再配置定員の仕組みにより、特に外国人教員の雇用を促進し、平成 26 年度末現在の英語による授業科目の提供は、全学共通科目 114 科目（平成 25 年度：71 科目）、各学部・研究科開講科目 707 科目（平成 25 年度：609 科目）となった。

②事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・事務組織の見直しについては、平成 23 年度に部局長会議の下に部局長の他本部部長及び部局の事務部長を構成員とする「事務改革に係る部局長会議ワーキング・グループ」を設置し、業務の効率化・集約化のための具体的な方策の検討を開始し、「事務改革に係る基本的な考え方」を取りまとめた。平成 24 年度には、その考え方に基づき、各構内（本部構内文

系研究科・研究所、本部構内独立研究科等、吉田南、医学部・病院、病院西・薬学部、北部、宇治地区、桂地区）における業務の効率化・集約化及び集約した業務を実施する共通事務部の設置について、当該構内の事務部長・事務長らで構成する準備室及び実務担当者で構成する業務系統ごとの部会を置き検討を進めるとともに、部局長と事務部長・事務長らで構成する検討会を設け、検討会と準備室間で主要な情報共有を図り、部局長らの意見も踏まえながら効果的に検討を進めた結果、既存の部局事務部で行う業務と集約処理する業務を整理した上で、平成 25 年度から各構内に集約処理する業務を実施するための共通事務部を新たに設置することを決定した。平成 25 年 4 月に本部構内（文系）、本部構内（理系）、吉田南構内、医学・病院構内、南西地区、北部構内、宇治地区、桂地区の 8 つの共通事務部を設置し、集約処理する業務を効率的・効果的に実施する組織体制を整備した。

- ・平成 24 年度から、部局事務部、事務本部及び共通事務部（平成 25 年度以降）の実務担当者で構成する専門部会（総務・文書、人事、財務、施設、教務、研究国際及び図書 の 7 つ）を設けて検討を進め、京都大学教務情報システム（KULASIS）と学納金管理システムの連携や受託研究及び共同研究の契約締結に関する事務の権限委譲等、各種業務の見直しを進めた。
- ・事務情報のデータ一元化を実現するため、基幹業務システム（人事・給与システム、財務会計システム及び教務情報システム）を連携させるべく、それらの個々のシステムを、仮想化技術を用いて 1 つの筐体内で稼働させるのに必要な事務用汎用コンピュータを新たに設置した。人事・給与システム及び財務会計システムについては平成 25 年度に、教務情報システムについては平成 26 年度に事務用汎用コンピュータへの移行を完了し、人事・給与、財務及び教務に係るデータを連携して出力することにより IR（Institutional Research）への活用を可能とする「データウェアハウス」への蓄積を開始した。

（２）財務内容の改善に関する目標

①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業（平成 23 年度採択）、文部科学省「研究大学強化促進事業」（平成 25 年度採択）及び「京都大学第二期重点事業実施計画」における「京都大学 URA ネットワーク構築事業」等の自主経費により、計 44

名（平成 26 年度末現在）のリサーチ・アドミニストレーター（URA）を平成 24 年度に新たに設置した学術研究支援室及び部局 URA 組織に配置し、科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ等）などの競争的資金等の継続的獲得に向けた支援を展開した。また、平成 25 年度には「京都大学 URA ネットワーク運営協議会」を設置し、部局 URA 組織及び産官学連携本部等の研究支援組織や特定の大型研究プロジェクトで雇用されている URA との連携に係る事項を審議する体制を整えるとともに、URA 業務の円滑な実施とネットワークの緊密な連携を図るための「URA ネットワーク定例会議」（原則月 1 回）を開催することとした。さらに平成 26 年度には学術研究支援室に新たに部門制（統括・企画部門、国際戦略部門、産学連携・情報部門、学際融合部門等）を導入するとともに、室長、副室長、部門長等の役職を設け、権限と責任を付与し、組織的な対応が可能となるような制度設計とすることで、国際交流推進機構（平成 27 年度末廃止。後継組織として平成 28 年度から「国際戦略本部」及び「国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター」設置）、産官学連携本部、情報環境機構、学際融合教育研究推進センター等の全学支援組織と学術研究支援室との円滑な連携体制を構築する等、京都大学 URA ネットワークを強化した。

- ・研究費の獲得に向けた本学独自の様々な取り組みとして、科学研究費助成事業の研究計画調書の作成等に関するポイントをまとめた『科研費申請書の教科書』の作成や、研究・国際交流・教育に関する各府省庁、公益法人、民間企業等が実施している事業の公募情報を一元化し、網羅的に情報を集約するとともに、検索機能等を付与することによって、ユーザーの利便性を追求したサイトである京都大学公募型資金情報サイト「鎗（やり）」の構築、学内に散在している研究費申請・獲得情報や論文情報等の定量的なデータに、研究者に対するヒアリングを通じて得た定性的なデータも加えた学内研究者の網羅的な研究者情報を収集する研究者情報環境基盤整備事業（P-MAX プロジェクト）の実施等を行った。

②経費の抑制に関する目標

- ・総人件費改革の実行計画の達成に向け、教員についてはシーリングによる雇用の抑制、職員については人員の削減の実施により、平成 18 年度から平成 23 年度の 6 年間に於いて、8.97%の人件費削減を行った。
- ・全学的な経費削減方策を検討する体制としては、平成 22 年度に、財務担当理事、理事補、研究推進部や総務部等の本部各部職員及び部局の教職

員（計 23 名）で構成する経費削減・有効利用プロジェクトチームを設置した。

- ・ 管理的経費について、複写機の調達方法の見直しによる複写機経費の削減により、平成 22 年度は対前年度比約 33,000 千円のコスト削減効果を得たほか、従来郵送していた振込通知を電子メール化することで平成 23 年度は対前年度比 8,200 千円のコスト削減効果を得た。
- ・ 各部局等における経費削減方策の積極的な実施を促すため、平成 23 年度から経費削減方策に係る取り組み事例について部局に対して照会を行い、「経費削減情報 Navi」として取りまとめ、本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。なお、経費削減情報 Navi 第 4 版及び第 5 版の公表に当たっては、併せて特に推奨すべき取り組み事例を「経費削減情報 Navi ダイジェスト版」として公表した。平成 26 年度には、「経費削減情報 Navi」をさらに効果的で活用しやすいものとするべく、教職員グループウェア上で情報の閲覧及び新規取り組み事例の登録等が行えるシステムを開発し、運用を開始した。
- ・ 経費の削減についての教職員の意識を向上させるため、教員に対しては新規採用教員研修会において、職員に対しては新採用職員研修や財務会計に関する講習会等において、コスト削減・資源の有効活用に関する説明を行ったほか、決算状況の比較資料として、毎年度部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。さらに、支出が多かったデジタル複合機の保守料や PPC 用紙の購入を削減するため、教職員を対象としたデジタル複合機を活用した紙媒体の出力最適化などに関する e-Learning 研修を実施した（平成 24 年 3 月～平成 24 年 9 月、実施部局数延べ 71）。

③資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 毎年度「資金管理計画」を定め、適切な資金運用を実施した。本学では、前年度実績をベースとして当該年度の増減要因を加味して資金運用見込額を算出しているが、資金繰り状況を迅速かつ正確な情報に基づき把握し、精度の高い資金繰りにより資金運用を行う等、適切な資金運用を実施した結果、平成 23 年度、平成 24 年度及び平成 25 年度においては、見込以上の運用益を得ることができ、それを運営費交付金における大学改革促進係数の影響額に充当する等の措置を行った。
- ・ 保有設備の学内外共同利用を促進するため、平成 23 年度からデータベースの構築を進め、平成 24 年度には本学教職員を対象に「大型設備検索シ

ステム」の運用を開始した。さらに、平成 26 年度には、学外にも共同利用を促進するため、設備整備ワーキンググループにおいて意見交換を行ったうえで、学外への保有設備データの公開を開始した。

- ・ 職員宿舎について、平成 25 年度に民間資金の活用を含めた大学全体の宿舎整備計画を検討するためのワーキンググループを施設部内に立ち上げ検討を進め、施設整備委員会において職員宿舎整備方針を示し、耐震性能を満たしていない職員宿舎について、建替え、改修及び廃止する宿舎をそれぞれ決定した。特に熊野職員宿舎の整備に当たっては、民間事業者に土地を貸し付け、設計・整備・運営・維持管理を含め大学に費用負担のない独立採算型の事業手法を採用することとし、平成 26 年度に事業者を選定した。

（３）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

①評価の充実に関する目標

- ・ 大学全体の自己点検・評価の実施について、平成 23 年度の大学評価委員会において、実施時期、実施体制、項目、結果の公表及び結果に基づく改善サイクルについて示した「京都大学における自己点検・評価の基本方針」を決定した。これに基づき、各部局における自己点検・評価に加えて、平成 24 年度末及び平成 26 年度末を基準日として、大学全体としての自己点検・評価を実施した。第三者評価機関による評価としては、各事業年度における業務の実績に関する評価、大学機関別認証評価（平成 25 年度）、専門職大学院認証評価（法科大学院及び公衆衛生系専門職大学院、平成 25 年度）を受審した。
- ・ 各評価結果については速やかに本学ホームページへの掲載により公表するとともに、点検・評価の過程で明らかとなった課題については、平成 23 年度に決定した手順に則って、評価担当理事から当該事項を所掌する理事又は関係部局長へ改善を要請し、一定期間経過後に改善結果の報告を求める等継続的なフォローアップを実施することで、改善に向けた取り組みが適切に実施されていることを確認した。また、学内外関係者の意見を聴取するに当たり、本学では、学士課程に加え修士課程及び博士課程でも多くの学生を擁し就学や卒後の状況が多様であり、特に卒業（修了）生を対象とするアンケートを統一的に実施することが難しい状況であったことから、事務担当者によるワーキング・グループを設け改善方策の検討を進め、平成 26 年度に「京都大学 教育の質の向上のためのアンケートシステム」を構築した。これにより、聴取対象者や時期の統一

と集計作業の負担の軽減を実現し、関係者からの意見を継続的に聴取し教育内容・方法等の改善に繋げる仕組みを整えた。

②情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ・「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に対応し、これまで研究者総覧データベースで蓄積してきた教員の研究活動に係るデータに教育活動に係るデータを加えた「教育研究活動データベース」を新たに構築し、教育・研究に係る情報の一元管理化を図り、公開した（平成 23 年度）。さらに、平成 26 年度には科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」との連携を実施し、情報入力の手軽化と掲載情報のさらなる充実を進め、平成 26 年度末における論文等の収録数は約 28 万件となった。
- ・大学情報をより広く効果的に発信するため、隔地施設紹介冊子「地に根づき、未知に挑む」の刊行（平成 22 年度）、百周年時計台記念館及び学士会館におけるタッチパネル式の学部・研究科紹介映像の公開（平成 22 年度）、季刊英文広報誌「Research Activities」の刊行（平成 23 年度）、「京都大学 Facebook」の運用開始（平成 24 年度）、ノーベル賞等著名な賞を受賞した本学関係研究者を紹介する英文広報誌「LAUREATES」の刊行（平成 26 年度）等、多様な媒体により戦略的な広報活動を展開した。
- ・広報委員会において、これまでに本学が実施してきた広報活動を検証したうえで、新たな広報戦略の検討を行い、「京都大学の基本理念」（平成 13 年 12 月 4 日制定）、「広報に係る基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日）等の方針をベースに、①基本理念、②基本目標、③基本施策、④重点施策、⑤施策実現に必要な体制強化等を明確に示した「京都大学の広報戦略」を策定した（平成 26 年度）。
- ・京都大学ホームページについて、大学の日々の「活動」やそれを生み出す「人」の動きが感じられ、さらに閲覧者がほしい情報に素早くたどり着けるデザインとするためのリニューアルを実施した（平成 26 年度）。
- ・本学の運営姿勢または本学の他大学には無い強みやユニークな取り組みを積極的に発信するため、京都大学が主体的に仕掛ける大学ブランド発信の取り組みに着手し、その第一弾として総長特設サイト「総長、本音を語る」を公開した（平成 26 年度）。
- ・海外に向けた情報発信強化の一環として、ホームページにおける記事の英訳体制を充実するため、従来の外注方式から英訳及びネイティブスタッフによるチェックを学内で実施する体制を構築した結果、これまで 4

～6 ヶ月要していた英訳記事の掲載が 1 週間程度でできるようになり、海外への情報発信のスピードが飛躍的に向上した（平成 26 年度）。

- ・海外への情報発信の取り組みをさらに進めるため、海外向け研究成果等特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」を公開した（平成 26 年度）。
- ・公正かつ適正な広報活動を行うため、毎年度「京都大学広報倫理ガイドライン（平成 19 年度策定）」の周知、広報委員会委員並びに本部及び部局の広報担当の教職員を対象とする弁護士による広報倫理講習会の実施、広報担当者連絡会における報道対応、広報誌・ホームページへの情報提供等について注意事項等の説明を行った。

（４）その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・施設整備費補助金、及び学内予算により計画的に耐震化事業を進め、平成 21 年度末現在には 84.0%であった耐震化率は、平成 26 年度末現在 94.1%に向上した。
- ・東日本大震災を機に、平成 23 年度には、非構造部材と実験設備の目視による点検、改善時期の調査を行い、異常の見られた箇所の改善を進めるとともに、それまで建造物のみを対象としていた「京都大学耐震化推進方針」について、非構造部材を対象に加え、耐震化に取り組んだ。特に、緊急性が高いと判断した屋内運動場の天井については、平成 25 年度までに総点検を完了し、平成 27 年度末までに落下防止対策を完了すべく対応を進めた。
- ・平成 24 年度に全学的なスペースチャージ制による「施設修繕計画」（老朽施設の機能回復を行うとともに、利用者のコスト意識を醸成し施設の効率的利用を図るため、施設の面積に応じて毎年度一定額を利用者（部局等）に負担させる施設利用課金制度に基づく修繕計画）を決定し、平成 25 年度及び平成 26 年度において、工学部建築学教室本館防水改修、医学部 A・B 棟外壁改修等計 135 件の整備事業を計画どおり実施した。
- ・民間企業、自治体等との連携研究教育の推進に向け、科学技術振興機構（JST）が保有していた「JST イノベーションプラザ京都」を平成 25 年度に同機構から寄附により取得し本学の産官学連携施設として活用する等、学内外にスペースを確保した。

②環境管理に関する目標

- 平成 20 年度から本学独自のシステムとして実施している環境賦課金制度（各部局のエネルギー消費量の 4～5%に対して賦課金を徴収するとともに同額を全学経費から支出し、これを原資として省エネルギー対策事業等を実施する制度）を活用して ESCO 事業（設計、施工、維持管理に関する提案を受け、審査し、得られる省エネルギー効果を定められた期間、保証する事業）や LED 照明への更新、空調設備の高効率化、太陽光発電設備の設置等省エネルギー対策事業を実施したほか、平成 25 年度から本学ホームページにて団地別（吉田（本部、病院）、宇治、桂、熊取）にリアルタイムで使用電力量を把握できる仕組みを導入し、夏季及び冬季の節電要請期間において節電目標（契約電力）を超える時間帯を即時に把握し、各部局で空調機の一時的停止等節電アクションを効果的に発動した。これらの取り組みにより、平成 21 年度には 2,126MJ/m²であった床面積あたりのエネルギー消費量は、平成 26 年度において 2,007MJ/m²となり、着実に削減効果を上げた。
- 構成員の低炭素化に向けた行動への参加を促す取り組みとしては、新たに構成員となった大学院生への環境配慮行動に関する説明、新たに入学した学部生への京都大学サステナブルハンドブック「エコ・CODE」の配付、環境負荷を低減する「持続可能なキャンパス」（サステナブルキャンパス）の実現を目指して、多様な視点から環境問題について考えるためのイベント「エコ～ど京大」の開催や、低炭素化に向けた自己宣言ウェブ（各構成員が環境配慮行動の実施状況をチェックし、また、未実施の行動については今後実施することを宣言することで、取り組むべき行動の認識と実践を促すためのウェブサイト）への参加登録の呼びかけ等、多様な啓発活動を実施した。
- 本学が中心となって、北海道大学・千葉大学・三重大学・立命館大学等との連携により、サステナブルキャンパス構築に向けた取り組みをより多くの大学へ展開するための方策や海外の取り組み状況、評価システム、環境教育、環境負荷の低減、学生参加等についての議論及び情報交換等を行う場として「サステナブルキャンパス推進協議会」を設立した（平成 26 年 3 月）ほか、平成 25 年度及び平成 26 年度に「サステナブルキャンパス構築」国際シンポジウムを開催した。

③安全管理に関する目標

- 年度毎労働災害・事故の発生数の統計を取り、事故原因の傾向や発生動向の分析を行ったうえで環境安全保健機構のホームページに掲載した。

また、分析結果に基づき、リスク低減策、再発防止策として、改善指導箇所は改善率が 100%になるまで報告を義務化したことや、KYT（危険予知訓練）講習を実施したこと等により、休業 4 日以上 の 重 大 災 害 は、平成 23 年度は 33 件だったが、平成 24 年には 17 件、平成 25 年には 15 件、平成 26 年度は 17 件（いずれも通勤災害を含む）と発生が低減する効果を得た。

- リスクの低減に向けた体制として、平成 23 年度に本学における防火・防災・防犯に関する業務を担当する「リスク管理課」を新たに組織し、同課において、本学の危機全般に対応するための基本規程となる「京都大学危機管理規程」及び「同規程施行細則」を策定するとともに、同規程に基づき危機管理委員会を設置した。
- マニュアル等については、危機管理委員会において本学に想定される様々な危機を管理するためのガイドラインとなる「京都大学危機管理基本計画」（平成 23 年度）、「危機管理計画（地震編）」（平成 24 年度）、地震発生時における「地震対応マニュアル（教職員用・学生用）」（平成 24 年度）を作成したほか、「京都市第 3 次被害想定」で想定されている花折断層に起因する地震災害発生時に、本学において、学生・医学部附属病院内の患者・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全を最優先するとともに、学内の資産の保全並びに教育・研究及び医療の活動継続又は速やかな再開を目指し、地域社会の復旧・復興に寄与するため、想定される人的・建物被害等に対する班別役割フロー及び事前対策並びに今後対策が必要と考えられる現状の課題を取りまとめた「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」を策定した（平成 25 年度）。平成 26 年度には、本事業継続計画に基づき、京都市を中心とした地域に地震が発生したという想定で災害対策本部の設置・運用についての訓練（「災害対策本部訓練」）を実施した。
- 災害時の大学基幹業務システムの事業継続（BCP）機能の強化を図るため、遠隔地の災害対策用バックアップシステムを導入し、財務会計システムや人事・給与システム、大学ホームページ等の事業継続対策を開始したほか、教職員用メール並びに各種サービス利用者の本人確認及び利用の可否を判定する認証基盤については遠隔地のデータセンターにメインシステムを置いて学内のバックアップシステムとのシームレスな連携を構築することで事業継続が可能な体制とした。さらに、平成 25 年度には「京都大学第二期重点事業実施計画」における「全学の計算機資源が集約可能な高性能、高信頼データセンター施設の実現」事業により学術情報メ

ディアセンター北館の改修を行い、自家発電機による非常電源設備を備え全学の計算機資源の集約及びバックアップ拠点として必要な計算機スペースを設計し、データセンターとして整備した。これにより平成 26 年度には強固な耐震性に優れたハウジングサービス（サーバ預かりサービス）の提供を開始し、4 部局・9 件の利用があった（平成 26 年度末現在）。

- ・全学情報セキュリティ委員会において随時情報セキュリティポリシー等の見直しを行い、平成 25 年度に「パスワードガイドライン」の改訂を行ったほか、平成 26 年度には、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」及び「京都大学情報セキュリティ対策基準」の見直しを行い、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 26 年度版）」を踏まえて、外部委託や約款による外部サービスの利用に際して守るべき事項を規定するとともに、セキュリティ対策実施における責任体制を明確化し、実効性を高める内容とした。教職員への啓発活動としては、新規採用教職員を対象とする情報セキュリティの講義（年 6 回程度）、情報環境機構講習会（年 2 回程度）を開催し情報セキュリティの基礎的な内容を周知すると共に、全ての教職員及び学生を対象に情報セキュリティ e-Learning を実施した。平成 21 年度には教職員 51.2%、学生 20.3%であった情報セキュリティ e-Learning の受講率は、平成 26 年度末現在教職員 51.9%、学生 55.0%と増加した。さらに、情報セキュリティ対策を身近なものとするために、平成 26 年度末には利用者のレベルで知っておくべき基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」（日本語版・英語版）を作成し、平成 27 年度に全教職員及び新入生を対象に配付することとした（配付部数：約 2 万 2 千部）。

④法令遵守に関する目標

- ・法令遵守に必要な体制整備としては、責任と権限を明確化するため、平成 22 年度にコンプライアンスを担当する理事を、平成 24 年度に法務・コンプライアンス及びリスクマネジメントを担当する副学長を任命した。また、平成 24 年度には当該副学長を室長とする「法務・コンプライアンス対策室」を設置した。対策室は、室長のほか、総務部長、総務部総務課長、弁護士有資格者である本学職員並びに事務本部各部、各部局事務部及び共通事務部のコンプライアンス担当で組織し、全学と各部署が有機的に連携・協力し、コンプライアンスを遂行する体制を構築した。
- ・年々増加する総務部内の法務及びコンプライアンス関連業務における職

員間の連携・協働を可能とする一体的な業務遂行体制の整備及び当該関連業務の機能強化を図るため、総務部に平成 25 年度に法務・コンプライアンス課を設置し、訟務、情報公開、個人情報の保護、公益通報等の業務を一の課に集約して実施した。

- ・研究費等の適正な使用に向けた取り組みとしては、従来からの事務系職員を対象とした財務会計に関する講習会の実施や e-Learning 研修の実施に加えて、平成 20 年度に策定した「京都大学競争的資金等不正防止計画」を随時更新するとともにその実施状況を分析し、改善が必要と認められた部局については、統括管理責任者（研究担当理事）から部局管理責任者（部局長）に対して改善要請を行った。改善状況について対応が不十分と思われる事項については、不正防止計画推進室が各部局不正防止計画の担当者に対してモニタリングを実施し、全て適切に対応されたことを確認した。さらに、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正（平成 26 年 2 月）等を踏まえて、平成 26 年度に「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」について、不正経理等の事前防止のための体制強化及び学内の責任体制を明確化するための改正を行った。また、同規程の改正に伴い、基本方針及び京都大学における競争的資金等の不正使用等に係る調査要項を制定した。
- ・公正な研究活動の実施に向けた取り組みとしては、平成 26 年度に新たに「京都大学研究公正の推進検討委員会」並びに同委員会の下に「研究不正対応小委員会」及び「研究公正教育小委員会」を設置した。研究公正の推進検討委員会において公正な研究を推進するための具体的な制度設計の検討を行い、各実施責任部署が取り組むべき事項を示した「研究公正推進アクションプラン」を策定した。さらに、当該アクションプランに基づき、学生へのガイダンスを実施するための教材の作成・配付、日英併記の教職員・大学院生向けリーフレットの作成・配付を行った。また、公正な研究、志の高い研究への倫理意識の向上を図るため、啓蒙活動の一環として、研究倫理の専門家による研究公正講演会を開催した。講演映像は本学のオープンコースウェア（OCW）に掲載のうえ、受講者自身が理解度を確認できるよう理解度テストを設けてサイバーラーニングスペース（本学の構成員に向けて e-Learning 型研修コースを提供するウェブサイト）上で提供し、対象となる教職員等に視聴を促した。さらに、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月）及び研究公正の推進検討委員会における検討結果

に基づき、「京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」について、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」とする全部改正を行った。これにより、研究活動上の不正行為の事前防止体制の強化と学内の管理責任体制を明確化するとともに、平成 26 年度から新たに常設の委員会として、公正な研究活動の推進等に係る業務を担う「研究公正委員会」及びその具体的な企画立案及び実施を担う「研究公正推進委員会」並びに研究活動上の不正行為又はそのおそれがある場合に調査を行う「研究公正調査委員会」を設置した。

⑤大学支援者等との連携強化に関する目標

- ・ 本学の学術研究成果や大学情報を発信し、大学支援者との連携を強化するため、本学の国内外拠点を活用して、本学卒業生を中心とした政官財界の各界で活躍する関係者に向けて本学研究者がその成果を発信する「東京フォーラム」、首都圏の一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ京大の知」、東南アジア研究所のジャカルタ連絡事務所及びバンコク連絡事務所や地球環境学堂のハノイ拠点オフィスの活用による、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムにおける「京都大学東南アジアフォーラム」等多様な事業を展開した。
- ・ 本学と卒業生、卒業生相互のネットワーク強化を促進するため、ホームカミングデイ等の事業を実施したほか、国内外で実施された地域同窓会総会等に本学役員及び渉外部関係者が出席し、地域同窓会役員等と意見交換を行い、当該地域での本学地域講演会（福岡、広島ほか）の開催や地域同窓会主催の講演会等（北海道、愛知、石川、愛媛ほか）に講師を派遣するなどの支援を通じて、新たな同窓会の設立や活動の活性化を図った。平成 22 年度から平成 26 年度において、大学が支援し設置に至った 37 の団体が新たに京都大学同窓会に加入し、加入団体は計 103 となった。また、本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワークの強化のため、「京大アラムナイ」（卒業生名簿管理システム）（平成 26 年度末登録者数：7,465 名）や、京都大学同窓会フェイスブック（平成 26 年度末お気に入り登録者数：3,073 名）を運用した。

【平成 27 事業年度】

（１）業務運営の改善及び効率化に関する目標

①組織運営の改善に関する目標

- ・ 本学の基本理念等を踏まえ、向こう 10 年間を見据えて重点的に取り組む

目標と今後の実行計画を示した「京都大学の改革と将来構想（通称：WINDOW 構想）」を策定した（平成 27 年 5 月役員会決定）。本構想は、「Wild and Wise」（野生的で賢い学生を育てる）をはじめとする 6 つの目標の下にそれぞれ重点戦略（計 19 戦略）を置き、それに対応する活動計画（計 41 計画）を定めたものであり、パンフレットやホームページ等により公表（平成 27 年 6 月）するとともに、第 3 期中期目標・中期計画素案作成の際の基本とした。

- ・ 平成 26 年度から文部科学省「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠の採択を受け、改革加速期間中の取り組みとして、「グローバル化」、「人事制度や組織改革等の機能強化」、「入試」の各分野を総長のリーダーシップにより取り組むべき最重要課題として 8 事業を選定し、平成 26 年度に引き続き経費措置を行った（平成 27 年度措置：713 百万円）。
- ・ 「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月 27 日役員会決定）に基づき、平成 26 年度に引き続き、「学域・学系制度検討ワーキンググループ」において学域・学系制の導入に向けて検討を行い、「京都大学の持続的発展を支える組織改革～学域・学系制度検討ワーキンググループ 最終まとめ～」を取りまとめた（平成 27 年 9 月）。運用に向けて規程の制定・改正等を行ったうえで、平成 28 年度より学域・学系制を運用することとした。
- ・ 教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、本学では、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設けている。当該制度により、20 名（うち外国人教員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。これは、「再配置定員（教員）について」（平成 27 年 3 月 25 日役員会決定（一部改正））に基づき、国立大学改革強化推進補助金事業により単年度経費で雇用する外国人教員を次年度以降も運営費交付金により継続雇用するための優先措置である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 27 年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 171 科目（平成 26 年度：114 科目）、各学部・研究科開講科目計 854 科目（平成 26 年度：707 科目）となった。
- ・ 年俸制の対象とする職種等について、平成 27 年 4 月には特別経費（国立

大学機能強化分)で措置された iPS 細胞研究所の教員や、国立大学改革強化推進事業による外国人教員が、同年 7 月には医学研究科及び医学部附属病院の助教が加わった。これにより、平成 27 年度は 189 名が年俸制に移行した(合計 290 名が年俸制に移行)。

②事務等の効率化・合理化に関する目標

- ・ 事務組織の改革としては、学生の国際交流関係業務について、教育推進と学生支援の観点から、教育推進・学生支援部が所掌する学生支援業務と一体的に推進していくことが効果的であることから、研究国際部(平成 27 年度から「研究推進部」)から教育推進・学生支援部に移行した(平成 27 年 4 月)。さらに、大学改革に係る業務の増大・高度化への効果的な対応等を目的として、企画・情報部(企画課、国際企画課(平成 28 年度から「国際交流課」)、広報課、情報推進課、情報基盤課により構成)を新たに設置するとともに、大学における IR 機能を強化するため、同部に IR 推進室を設置した(平成 27 年 4 月)。
- ・ 事務改革に係る連絡調整及び協議を実効的に実施するために、事務改革推進本部会議の下に置く共通事務部長連絡会の構成員を見直し、従来のメンバーである総務部長、共通事務部の部長、事務改革推進室長に加え、事務本部の部長・次長、共通事務部の次長、部局事務部の部長、専門部会の長を構成員とすることとしたうえで、京都大学事務改革推進本部会議要項の改正を行い(平成 27 年 5 月総務担当理事裁定)、事務改革推進連絡会として整備した。
- ・ 平成 26 年度に実施した教職員用ポータルサイト(教職員グループウェア)に関するアンケート結果を踏まえて、トップページのデザイン及び各種メニューの配置等について見直しを行い、リニューアルを実施した(平成 27 年 7 月)。本リニューアルにより、教職員グループウェアにポップアップ型の通知システムを実装することで、受講が義務付けられる各種研修等の督促を教職員に対して直接送付することが可能となり、事務効率及び教職員の利便性の向上につながった。

(2) 財務内容の改善に関する目標

①外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- ・ 研究担当理事の下に設置した研究戦略タスクフォース会議等において、学術研究支援室や京都大学 URA ネットワークの支援体制及び制度について、ガバナンス、業務の範囲、規模、雇用の安定等多面的な検討を進め、

①学術研究支援室と各地区 URA 室の連携及び各地区 URA 室間の連携を促進すること、②各地区 URA の人員規模の制約を解消すること、③URA の学内での流動性を高めることを目的に、第 3 期中期目標期間の初年度である平成 28 年度より全ての URA の所属を学術研究支援室とすることとした。

②経費の抑制に関する目標

- ・ 経費削減への教職員の意識向上を図るため、教員に対しては新規採用教員研修会(平成 27 年 5 月・10 月、平均 386 名参加)において、職員に対しては新採用職員研修(平成 27 年 4 月・10 月、平均 33 名参加)において、コスト削減・資源の有効活用に関する説明を行った。決算状況の比較資料による情報提供については、平成 26 年度部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を教職員グループウェア上で公表した(平成 27 年 7 月)。
- ・ 平成 26 年度以降の経費削減方策に係る取り組み事例については、教職員グループウェア上の「経費削減情報 Navi システム」にて随時公開した。また、各部局等での経費削減の取り組み状況(印刷コストの削減)を取りまとめるうえ、メールにて部局等へ送付することで取り組み実施を促進した(平成 28 年 3 月)。
- ・ 平成 26 年度締結の物品購入等の随意契約事項について点検し、部局に対して競争入札への移行等必要な指導を行った(平成 27 年 9 月)。

③資産の運用管理の改善に関する目標

- ・ 平成 26 年度より学外へ公開している保有設備のデータベースについて、公開内容の追加及び更新を行うため、まずは学内データベースの更新依頼を行った(平成 28 年 3 月)。また、保有設備の学外共同利用を促進するため、設備の共同利用実施に係る手続き等を示した「設備の共同利用に関するガイドライン」を財務委員会の下に設置する設備整備ワーキンググループにおいて意見交換を行ったうえで、策定した(平成 27 年 6 月財務担当理事決定)。
- ・ 本学が有するフィールド実習施設を他機関の利用に供することを目的とし、平成 27 年度「教育関係共同利用拠点」にフィールド科学教育研究センターの芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地(3 施設合同)、瀬戸臨海実験所、舞鶴水産実験所の 3 施設を申請し、全ての施設が認定され(平成 27 年 7 月)、学外利用に供することとなった。

（３）自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

①評価の充実に関する目標

- ・ 学校教育法第 109 条第 1 項及び平成 23 年度に策定した「京都大学における自己点検・評価の基本方針」に基づき、第 2 期中期目標期間の教育研究評価を視野に入れた自己点検・評価を実施し、対象部局の現況調査表を大学評価委員会において点検のうえ「現況評価結果」を取りまとめ、フィードバックを行った。また、各部局における教育・研究の状況を大学全体として取りまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し（平成 27 年 11 月、教育研究評議会）、本学ホームページに掲載した（平成 27 年 11 月）。
- ・ 今回の全学自己点検・評価に併せて、平成 25 年度大学機関別認証評価において明らかとなった課題に係る改善状況の調査を行い、概ね順調に取り組みが進められていることを大学評価委員会において確認するとともに、一部取り組みが遅れている事項が確認された部局に対しては、担当理事から関係部局長宛てに再度対応を要請し（平成 27 年 7 月）、年度末までに全ての部局において対応を完了した。

②情報公開や情報発信等の推進に関する目標

- ・ 海外からの優秀な学生・研究者の獲得、共同研究等の活性化に繋がるよう、京都大学の国際的地位の向上に資する広報活動を行い、ひいてはそれを通じた日本の研究力の強化に寄与することをミッションとして、企画・情報部広報課に「国際広報室」を設置（平成 27 年 10 月）するとともに、国際科学広報の専門人材 3 名を配置し、研究成果に係る海外への発信力の強化及び海外メディアとの新たなコネクション開拓等を開始した。
- ・ コンテンツの充実を目的として、本学の運営姿勢または本学の強みやユニークな取り組みを積極的に発信するために平成 26 年度より着手した大学ブランド発信の取り組みについては、平成 26 年度の総長特設サイト「総長、本音を語る」の公開に続き、平成 27 年度は第 2 弾として大学ブランドサイト「探検！京都大学」を公開した（平成 27 年 4 月）。
- ・ 研究成果に係る海外への発信力を強化するため、サイエンスライターを活用して英文論文を一般にもわかりやすい内容としたうえでホームページに掲載した。また、新たに海外メディア配信サービス「EurekAlert!」に加入し、23 本配信（平成 27 年度末現在）した。その結果「New York Times（Web 版）」等の海外メディアに掲載される等効果が出た。特に、北米地

域と東アジア地域において本学の研究成果が報じられる機会が飛躍的に増えており、1 月当たりの報道件数は国際広報室設置前に比べて 2 倍以上増加した。

（４）その他業務運営に関する重要目標

①施設設備の整備・活用等に関する目標

- ・ 学内予算により、「京都大学（関田南）総合研究棟耐震改修工事」他 23 事業の耐震化事業を実施し、耐震化が必要な職員宿舍（芦生、犬山、野口原）および学生寄宿舎等（吉田寮、女子寮、室町寮、西部講堂）を除き、全ての耐震化を完了した。これにより約 42 万㎡の施設の耐震化が完了し、耐震化率は平成 26 年度の 94.1%から 97.5%に向上した。
- ・ 全学的なスペースチャージ制による「施設修繕計画」（大学全体として老朽施設の機能回復を行うとともに、利用者のコスト意識を醸成し施設の効率的利用を図るため、施設の面積に応じて毎年度一定額を利用者（部局等）に負担させる施設利用課金制度に基づく修繕計画）に係る整備事業のうち、（中央）屋外污水排水管改修工事をはじめ 58 件の「平成 27 年度整備事業」を計画通り完了した。

②環境管理に関する目標

- ・ 低炭素化に向けた行動を促進するための取り組みとしては、新たに構成員となった大学院生に対して情報環境機構、図書館機構及び環境安全保健機構が合同で開催する「全学機構ガイダンス」を通じて、環境配慮行動についての説明を行った（平成 27 年 4 月及び 10 月、延べ 792 名参加）ほか、平成 27 年度は新入生へ環境配慮行動を促すことを目的として新たに「エコウォールステッカー」を作成し、学部新入生約 3,100 名に配付し、啓発活動を行った。また、「環境報告書 2015」を作成し、公開した（平成 27 年 9 月）。
- ・ 平成 20 年度に導入した自己宣言ウェブのより一層の参加促進を促すため、エコウォールステッカーに Web サイトの QR コードを掲載し、携帯電話からのアクセスを容易に行えるようにしたほか、「京都大学サステイナブルマンス エコ〜るど京大 2015」（平成 27 年 6 月）のイベントとして実施したスタンプラリーにおいて自己宣言ウェブへの参加をスタンプ対象行動のうちのひとつとした。
- ・ 平成 25 年度に本学が中心となって設立したサステイナブルキャンパス推進協議会において、サステイナブルキャンパス構築に向けた取り組み

をより多くの大学へ展開するための方策や、海外の取り組み状況、評価システム、環境教育、環境負荷の低減、学生参加等について議論するとともに、同協議会の年次大会（平成 27 年 11 月）及び総会（平成 28 年 2 月）に参加した。さらに、本学においても「サステナブルキャンパス構築」国際シンポジウム「地域にて展開する持続可能な環境配慮型大学の理想像～歴史都市 京都におけるサステナブルキャンパス構築の方向性～」を開催した（平成 28 年 2 月、124 名参加）。

③安全管理に関する目標

- 核燃料物質の管理に関し、国立七大学安全衛生管理協議会の下に新たに「核燃料物質ワーキンググループ」を設置（平成 27 年 8 月）し、各大学の管理状況について情報交換を行った（平成 27 年 8 月及び平成 28 年 2 月）。さらに、より安全な管理方法を検討するため、他大学の管理状況調査を実施（平成 27 年 10 月）し、調査結果をふまえて、核燃料物質（廃棄物）の管理強化を検討することとした。
- 平成 25 年度に策定した「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」に基づき、災害時に各部局の対策本部要員となる職員を対象とした地震体験、消火、避難、AED 取扱の各訓練を実施した（平成 28 年 3 月）。また、同事業計画（BCP）に基づく基本的かつ重要なデータ（人事給与データ等）の学外におけるバックアップを構築するため、基幹業務システム、ホームページ及び事務用統合ファイルサーバ等について、学外（群馬県館林市）に設置したバックアップサーバへのデータ蓄積を開始した。
- 最高情報セキュリティ責任者において、平成 26 年度までの情報セキュリティシステムを検証し、平成 27 年度は、情報に対する不正アクセスの監視装置を強化したほか、標的型メールに対する意識向上を目的として職員を対象とした標的型メール訓練を実施した（平成 28 年 2 月）。
- 情報セキュリティポリシー等に関しては、平成 26 年度に改正を行った「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」及び「京都大学情報セキュリティ対策基準」の英語化を行い、ホームページにより公表するとともに部局へ周知した（平成 27 年 9 月）。これら情報セキュリティポリシーの改正をふまえて、全学情報セキュリティ委員会常置委員会において部局情報セキュリティ実施手順書雛形の改訂及び部局情報システム運用手順書雛形の新規作成を行った（平成 27 年 6 月）。

④法令遵守に関する目標

- 全学的なコンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う組織として、理事、副学長等により構成する「コンプライアンス推進本部」を設置した（平成 27 年 7 月）。加えて、コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口の強化及び充実を図るため、学外の弁護士事務所にコンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口（コンプライアンスホットライン）を設置した（平成 28 年 1 月）。
- 研究費等の適正な使用に向けた取り組みとしては、近年発生した不正事案等についての発生原因などを整理し、教材を更新したうえで、教職員等の理解を深めるため、e-Learning 研修を実施するとともに、外国人の研究者への周知のため、e-Learning 研修の英語版を作成した（平成 28 年 2 月）。また、平成 26 年度に改正した「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」に基づき、競争的資金等不正防止計画を一部見直し、「京都大学競争的資金等不正防止計画－第 4 次－」を策定した（平成 27 年 9 月）。さらに、平成 26 年度の不正防止計画等の実施状況について 46 部局に対して競争的資金等の使用ルールの周知状況及び指摘、改善等が必要な状況にないかモニタリングを行い、競争的資金等の使用ルールが周知されていることを確認した（平成 27 年 8 月）。
- 公正な研究活動の実施に向けた取り組みとしては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年文部科学大臣決定）に基づき平成 26 年度に改正した「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に定める「一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない」という項目について、保存期間や保存の実施方法等の必要事項を定めた「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」を研究担当理事裁定として制定し（平成 27 年 7 月）、部局担当者向けに同ルールの内容の学内説明会を開催した（平成 27 年 9 月）。また、「京都大学研究公正推進アクションプラン」に基づき、研究公正推進委員会において、京都大学研究公正推進アクションプランに示す「修士・博士論文執筆前に、必ず 1 度は対面で、研究公正の基本について指定のチュートリアルを学生に受けさせる。」という項目について、研究公正推進委員会としての具体的な方法を示した、「論文執筆者（大学院生等）への全ての指導教員による対面型チュートリアル要綱」を定め、各部局への通知により周知した（平成 27 年 7 月）。さらに、「人を対

象とする医学系研究に関する倫理指針」(平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省制定)等に基づき、ライフサイエンス研究等に関するコンプライアンス体制の構築・強化を主な目的として、「京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程」を制定の上、施行した(平成 28 年 1 月)。

⑤大学支援者等との連携強化に関する目標

- ・ 第 3 期中期目標期間にむけて、品川に設置していた東京オフィスについて、役員会において学内の意見を参考に利便性の向上に向けた検討を重ねた結果、より都内のアクセスが至便である丸の内への移転を決定した(平成 27 年 7 月)。
- ・ ホームカミングデイ等の事業を実施し、学部・研究科等同窓会と地域同窓会の連携強化を図ったほか、国内外で実施された地域同窓会総会等に本学役員及び関係職員等が出席し、地域同窓会役員等と意見交換を行い、当該地域での本学地域講演会の開催や地域同窓会主催の講演会等に講師を派遣するなどの支援を通じて、新たな同窓会の設立や活動の活性化を図った。
- ・ 本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワークの強化のため、「京大アラムナイ」(卒業生名簿管理システム)(平成 28 年 3 月末登録者数: 7,942 名(平成 26 年度比 477 名増加))、京都大学同窓会フェイスブック(平成 28 年 3 月末お気に入り登録者数: 3,608 名(平成 26 年度比 533 名増加))について引き続き運用した。さらに、「京大アラムナイ」についてはシステムの改修を行い、利用者の利便性向上のため対象者を教職員に広げることとするとともに、京都大学同窓会のホームページに新しく英語版を作成することで、英語での情報発信が可能となった(平成 27 年 11 月)。

3. 戦略的・意欲的な計画の取り組み状況

【平成 26 事業年度】

■京都大学ジャパングートウェイ構想の推進(関連計画: 95)

平成 25 年度評価結果において戦略的・意欲的と認められた、グローバルに活躍できる人材を学部段階から育成するため、海外大学との連携・協力関係の強化を図る目標・計画について、平成 26 年度においては、理工系、医学生命系、人文社会系等本学が十分な国際競争力を有する分野を中心に、世界トップレベル大学とのスーパーグローバルコースやジョイントディグリー等の

国際共同学位プログラムの実施に向けて、学際融合教育研究推進センターに「スーパーグローバルコース実施準備ユニット」を設置し、学術分野単位で、数学系サブユニット、化学系サブユニット、医学生命系サブユニット、人文社会系サブユニットを置き、外国人教員の雇用契約や規程の整備を行った。数学系サブユニット及び医学生命系サブユニットでは、国立大学運営費交付金(特別経費(機能強化分))を活用して、フィールズ賞受賞者を含む世界トップレベル研究者 8 名を「京都大学特別招へい教授」として雇用し、学生の教育・研究指導を担当させるとともに、本学学生や教員を海外トップレベル大学へ派遣することにより、大学間の関係強化を図った。

【平成 27 事業年度】

■京都大学ジャパングートウェイ構想の推進(関連計画: 95)

平成 26 年度評価結果において、平成 25 年度に引き続き戦略的・意欲的と認められた、グローバルに活躍できる人材を学部段階から育成するため、海外大学との連携・協力関係の強化を図る目標・計画について、平成 27 年度においては、学際融合教育研究推進センターに設けた数学系、化学系、医学生命系、人文社会系サブユニットにおいて、フィールズ賞受賞者を含む世界トップレベルの研究者 17 名を海外大学等から京都大学特別招へい教授や特任招へい教授等として招へい(うち 7 名は、国立大学運営費交付金(特別経費(機能強化分))を活用)し、学部学生及び大学院生向けに特別講義や単位認定科目を提供した。化学系サブユニットにおいては、平成 26 年度に大学間学術交流協定を締結したマサチューセッツ工科大学と連携し、英語での集中講義や海外研究インターンシップを行う「プレスーパーグローバルコース」を本学大学院生向けに開講した。人文社会系サブユニットにおいては、ハイデルベルク大学とジョイントディグリーに関わる基本合意書を締結し、ルーヴェンカトリック大学経済・経営学部と部局間学術交流協定および部局間学生交流協定を締結し、ワーヘニンゲン大学とゲッティンゲン大学農学部と部局間学生交流協定を締結した。また、修士課程での本プログラム実施に向けて単位互換制度を開始するとともに、プログラムで提供する講義を試行した。さらに、「京都大学ジャパングートウェイ構想」に基づくスーパーグローバルコースの実施を促進し、更なる教育の国際化を推進するため、これまで同事業の運営調整を担ってきた学際融合教育研究推進センタースーパーグローバルコース実施準備ユニットについて、教育担当理事が主催する全学委員会「スーパーグローバルコース実施運営協議会」へ発展的に解消し、同事業の全学的な運営体制をさらに強化した。

■戦略的な学生の海外派遣及び留学生受け入れ体制の整備（関連計画：99）

平成 26 年度評価結果において戦略的・意欲的と認められた、「京都大学ジャパンゲートウェイ構想」の実現に向け、世界トップレベル大学の第一線級の研究者の招へいや国際共同科目実施を見据えた協定の締結、国際教育アドミニストレーターの配置による戦略的な学生派遣や受入体制の整備等を進める目標・計画について、平成 27 年度においては、本学全体の学生の海外派遣及び留学生受け入れを支援するための組織として、平成 27 年度から新たに設置した国際教育支援室に国際教育アドミニストレーター(IEA)を 4 人配置するとともに、国際関係業務に精通した特定職員を 3 名配置し、戦略的な学生派遣や受入体制の整備に係る以下の取り組みを行った。

- ・ 英語コース等を実施している学部・研究科の担当教員等から留学生の受入れ促進を実現するため、要望や重点国等の意見聴取を行った。
- ・ 日本人学生の語学力を向上させるため、短期派遣プログラム（ニューサウスウェールズ・オークランド）での英語研修を新たに開始した（平成 28 年 2 月、60 名参加）。
- ・ JASSO 奨学金について過去の採択事例を検証し、同奨学金の申請のための学内説明会を行った（平成 27 年 9 月、10 名参加）。
- ・ 更なる奨学金獲得のため、ASEAN Foundation との交渉を ASEAN 拠点が行ったほか、各部局におけるアセアン大学連合の単位互換システム「ASEAN Credit Transfer System (ACTS)」を使った留学生派遣・受入れのサポートを行った。また、他の海外拠点においても、現地に留学中の本学学生の支援を行った。
- ・ 海外の教育制度及び海外留学のための奨学金等についての情報を集積し、学生向けのみならず教員向けの情報としてウェブサイトに掲載した。

4. 「今後の国立大学の機能強化に向けての考え方」を踏まえた取り組み状況

【平成 25～26 事業年度】

■時代の要請に応じた組織の見直しと新しい教育研究体制の構築（関連計画：58）

「10 年後の京都大学の発展を支える教育研究組織改革制度」（平成 24 年 3 月役員会決定）に基づき、平成 24 年度に着手した教育研究組織改革について、平成 25 年度は、企画委員会の下に新たに設けた教育研究組織改革専門委員会において、個別的教育研究組織のあり方について各部局と意見交換

（熟議）を行い、一部の組織について再編等（学生総合支援センターの設置、女性研究者支援センターの廃止及び男女共同参画推進本部の設置）を行うことで、教育研究組織の一層の強化・充実を図った。また、同専門委員会に外部有識者を加えた合同委員会において全学的な検討を重ね、「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」を策定した（平成 26 年 3 月役員会決定）。本骨子に基づき、人事の透明性の確保、新たな教育研究プログラムや学際分野・新学術分野の創出、教育研究組織の再編等を柔軟に行える教員組織として学域・学系を構成するため、総合的かつ集中的な検討を行う「学域・学系制度検討ワーキンググループ」を部局長会議の下に設置した（平成 26 年 10 月）。同ワーキンググループにおいて、学域・学系制の基本的な考え方を「学域・学系制度検討ワーキンググループ経過報告」として取りまとめ（部局長会議報告：学系について平成 27 年 1 月、学域について平成 27 年 3 月）、各部局へ学系構成に関する意向調査を実施した（平成 27 年 1 月）ほか、学域・学系制における具体的な教員人事選考手続きに関する検討を開始した。

■戦略的な人員配置による外国人数員の増加（関連計画：56・60）

教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、平成 25 年度に新たに「再配置定員」制度を決定し、全学的な視点から教員を措置することとした（平成 26 年度：13 名を措置。平成 27 年度：23 名、平成 28 年度：8 名を措置することを決定）。平成 26 年度措置分からの累計は 44 名（うち 43 名が外国人数員）となった。この再配置定員の仕組みにより、特に外国人数員の雇用を促進し、当該外国人数員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 26 年度における当該外国人数員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 114 科目（平成 25 年度：71 科目）、各学部・研究科開講科目計 707 科目（平成 25 年度：609 科目）となった。

■戦略的な経費配分（関連計画：56・60）

「京都大学の基本理念」に沿って本学の教育研究や社会貢献を一層発展させる事業等に措置する「全学経費」のうち、部局の個性・特性を活かした独自の取り組みに対して支援を行う「特別協力経費」について、平成 25 年度に拡充するとともに、平成 26 年度には、年度途中から実施が必要となった事業に対しても支援が行えるよう、これまで年度当初（前年度 3 月末要求）のみ

であった要求書の提出機会を新たに年度途中（8 月末要求）にも設けた。これにより、将来的に大学に貢献するような新たな事業や大学として重点的に推進する事業に積極的に取り組む部局に対し幅広い支援を図った。平成 25 年度に策定した「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」を踏まえ、本学の国際力をより一層向上させるため、平成 25 年度及び平成 26 年度の両年度において「国際化推進支援」を重点テーマとして取り上げ、「「若手研究者による国際ワークショップ」事業実施経費」（平成 26 年度・文学研究科）等を選択し、平成 25 年度は 26 件 176,600 千円、平成 26 年度は 31 件 176,700 千円を措置した。

また、平成 26 年度から文部科学省「「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠」の採択を受け、改革加速期間中の取り組みとして、「グローバル化」、「人事制度や組織改革等の機能強化」及び「入試」の各分野を学長のリーダーシップにより取り組むべき最重要課題として、9 事業を選定し、経費措置を行った（平成 26 年度措置：543 百万円）。

■年俸制・クロスアポイントメントの導入（関連計画：98）

「年俸制の導入等に関する計画調書について」（平成 26 年 5 月 16 日文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、同省研究振興局学術機関課、同省大臣官房人事課通知）を受け、本学執行部において年俸制の導入について検討した結果、執行部と各部局長との個別意見交換を踏まえて全学的な検討を行うこととなった。各部局長からの意見を反映のうえ、対象とする年齢層及び職種並びに今後の検討に係る方向性を決定した（平成 26 年 11 月部局長会議）。その後、人事制度検討会において年俸制教員に係る評価制度及びその評価結果を反映できる給与制度や退職手当等に関する検討を経て、関係規程を制定・改正した（平成 27 年 2 月役員会決定、平成 27 年 3 月 1 日付施行）。それにより 101 名が本学で初めての承継職員における年俸制教員に移行した。また、平成 25 年度に制定した「国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程」を、年俸制の導入と併せて平成 27 年 3 月 1 日付で施行した。

■京都大学ジャパングートウェイ構想の推進（関連計画：95）

理工系、医学生命系、人文社会系等本学が十分な国際競争力を有する分野を中心に、世界トップレベル大学とのスーパーグローバルコースやジョイントディグリー等の国際共同学位プログラムの実施に向けて、学際融合教育研究推進センターに「スーパーグローバルコース実施準備ユニット」を設置し、

学術分野単位で、数学系サブユニット、化学系サブユニット、医学生命系サブユニット、人文社会系サブユニットを置き、外国人教員の雇用契約や規程の整備を行った。数学系サブユニット及び医学生命系サブユニットでは、国立大学運営費交付金（特別経費（機能強化分））を活用して、フィールズ賞受賞者を含む世界トップレベル研究者 8 名を「京都大学特別招へい教授」として雇用し、学生の教育・研究指導を担当させるとともに、本学学生や教員を海外トップレベル大学へ派遣することにより、大学間の関係強化を図った。

■特定研究成果活用支援事業の実施に係る取り組み（関連計画：93）

特定研究成果活用支援事業を実施する新会社設立のため、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」に係る特定研究成果活用支援事業計画を産学共同実用化促進事業実施委員会において策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣及び経済産業大臣による認定を受けた（平成 26 年 9 月）。事業計画認定後は速やかに新会社へ資本金及び資本準備金を出資するための認可申請を行い、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」を設立した（平成 26 年 12 月）。また、平成 25 年度に採択候補として選定した事業化推進型共同研究（Phase I）3 件のうち 2 件について、条件を満たすことができたことから、共同研究を開始した。本事業に係る外部評価を実施するため、外部評価委員会を発足させた（平成 26 年 9 月第 1 回外部評価委員会開催）。さらに、本学が中心となり、文部科学省、経済産業省及び 4 大学（本学の他、東北大学、東京大学、大阪大学が参加）の意見交換会を定期的に開催（月 1 回～2 回）し、情報共有を行った。

■国際戦略の策定及び推進体制の強化

社会・経済のグローバル化が急速に進み、今後さらに国際競争が激化していくことが想定される中、本学が世界に卓越した知の創造を行う大学として一層の発展をなし、世界トップレベル大学（WPU（World Premier University））としての地位を確立することを目標に、これまでの「国際交流の推進」から、数値目標の達成に裏付けられた真の「国際化の実現」へとシフトしていくため、国際化指標を 2020 年度（平成 32 年度）までに 2 倍にすることを目指し、研究・教育・国際貢献に係る基本目標及びそのための施策を定めた「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」を平成 25 年度に策定し、以下の取り組みを実施した。

【教育の国際化】

本戦略に掲げた「学生の海外留学者数の増加」（中長期の海外留学者数 600

名、短期留学者数 1,000 名）及び「より多くの国・地域からの留学生受け入れ推進」（学位取得・コース認定型の留学生数 4,000 名、受入交換留学生数 300 名）の達成を目指し、教育の国際化に係る取り組みを一層加速化させた。

【研究の国際化】

本戦略に掲げた海外拠点数の増加に取り組み、平成 26 年 5 月に「京都大学欧州拠点ハイデルベルクオフィス」（ドイツ・ハイデルベルク）、同 6 月に「京都大学 ASEAN 拠点」（タイ・バンコク）を新たに開設した。欧州拠点は、本学の欧州地域における研究教育交流推進のハブ的な役割に加えて、日独 6 大学学長会議コンソーシアム（HeKKSaGOn）の日本側窓口としても活用した。ASEAN 拠点は、ASEAN Foundation から留学生支援のファンド獲得や国際シンポジウムの支援、ASEAN・タイ高等教育機関との連携推進等に活用した。また、同戦略に掲げた大学間学術交流協定締結数の増加を目指し、戦略的な検討・交渉を行った上で、期間中に 58 大学等との新規締結に至った。平成 26 年度末現在における大学間学術交流協定数は、132 大学 4 大学群 5 機関となった。

【国際戦略推進体制の強化】

本戦略に掲げた国際関係事務組織体制の整備及び機能強化を目指し、平成 25 年度に新たに国際戦略委員会を設置したほか、平成 26 年度には学術研究支援室に国際部門を設置し、国際交流推進機構（平成 27 年度末廃止。後継組織として平成 28 年度から「国際戦略本部」及び「国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター」設置）及び事務本部組織と連携して、海外の大学等との国際シンポジウムの企画・運営支援、開催後のフォローアップ、海外拠点の運営支援、国際シンポジウム等のイベント開催の広報活動や情報発信、大学間ネットワークの各種事業支援等の国際化にかかる業務を担当する URA（学術研究支援員）7 名を配置する等、国際戦略推進体制の強化を進めた。

■国際高等教育院附属国際学術言語教育センター（i-ARRC）の設置

実践的な言語運用能力の向上に係る教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びにこれらの業務の実施に関し必要な調査研究等を行う「国際学術言語教育センター（i-ARRC）」を国際高等教育院に設置した（平成 26 年 4 月）。平成 26 年度は本センターにおいて、カリキュラムとしての学術目的のための英語教育とは別に、それを補完する形で、専門家（英語教育担当教員）が学生一人一人の目的や能力に合わせて最適な教材と学習法をアドバイスすることにより、実践的英語運用能力を効果的かつ確実に向上させる「国際言語実践教育プログラム」の実施に向けた計画や、本学独自の分野別・技能別英語学習教材の開発を開始した。

■京都大学研究連携基盤の設置に向けた取り組み

広範かつ多様な専門分野を擁する本学の研究所・センター群において、大型設備の共同運用・共同調達、学内資源の適切な一元管理や共通課題への重点配分を行うとともに、異分野融合による新分野創成等未踏科学への取り組みを推進することを目的に、研究所・センター間の連携の基盤となる組織として「京都大学研究連携基盤」を設置するための検討委員会を立ち上げた。同委員会において、組織構成や要項についての検討を進め、平成 27 年 4 月 1 日付けで「京都大学研究連携基盤」を設置することを決定した（平成 27 年 3 月役員会決定）。

【平成 27 事業年度】

■学域・学系制度の導入に向けた取り組み（関連計画：58）

「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月 27 日役員会決定）に基づき、平成 26 年度に引き続き、「学域・学系制度検討ワーキンググループ」において学域・学系制の導入に向けて検討を行い、「京都大学の持続的発展を支える組織改革～学域・学系制度検討ワーキンググループ 最終まとめ～」を取りまとめた（平成 27 年 9 月）。運用に向けて規程の制定・改正等を行ったうえで、平成 28 年度より学域・学系制度を導入することとした。

■戦略的な人員配置（関連計画：56・60）

教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、本学では、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設けている。当該制度により、20 名（うち外国人数員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。これは、「再配置定員（教員）について」（平成 27 年 3 月 25 日役員会決定（一部改正））に基づき、国立大学改革強化推進補助金事業により単年度経費で雇用する外国人数員を次年度以降も運営費交付金により継続雇用するための措置である。当該外国人数員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 27 年度における当該外国人数員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 171 科目（平成 26 年度：114 科目）、各学部・研究科開講科目計 854 科目（平成 26 年度：707 科目）となった。

■戦略的な経費配分（関連計画：56）

教育研究の一層の充実発展を図ることを目的として、総長のリーダーシップの下、重点的に取り組む事業に必要な経費を措置する「総長裁量経費」については、平成 27 年度から、採択事業決定過程において、中期計画及び年度計画との関連を踏まえた業務の実績を考慮することとし、より一層中期目標の達成に向けて総長のリーダーシップを発揮できる仕組みにした。

平成 26 年度から文部科学省「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠の採択を受け、改革加速期間中の取り組みとして、「グローバル化」、「人事制度や組織改革等の機能強化」、「入試」の各分野を総長のリーダーシップにより取り組むべき最重要課題として 8 事業を選定し、平成 26 年度に引き続き経費措置を行った（平成 27 年度措置：713 百万円）。

■年俸制教員を対象とした評価制度の改善（関連計画：98）

年俸制の対象とする職種等について、平成 27 年 4 月には特別経費（国立大学機能強化分）で措置された iPS 細胞研究所の教員や、国立大学改革強化推進事業による外国人教員が、同年 7 月には医学研究科及び医学部附属病院の助教が加わった。これにより、平成 27 年度は 189 名が年俸制に移行した（合計 290 名が年俸制に移行）。

また、年俸制教員に対して教育、研究、社会貢献等における業績、成果、貢献度その他教育研究に必要な能力等に応じて支給するインセンティブ手当に係る評価については、人事制度検討会及び同検討会の下に設置している「教員評価システム原案作成ワーキンググループ」において集中的に検討した結果、評価の基準を全学共通基準と部局固有基準との二つを設け、全学共通基準においては、「賞の受賞」というカテゴリーでノーベル賞、フィールズ賞、日本学士院賞及び紫綬褒章などの賞の受賞者、「外部資金等の獲得」というカテゴリーで科学研究費補助金の特別推進研究の研究代表者についてそれぞれ臨時評価を実施しインセンティブ手当を付与することが決定され、部局固有基準においては、教育に関する業績、研究に関する業績、医療、社会貢献、学外活動に関する業績及び管理運営などについて定期評価又は業績評価を実施しインセンティブ手当又は業績一時金に反映することを決定した（平成 28 年 2 月人事制度検討会及び部局長会議）。

■京都大学ジャパングートウェイ構想の推進（関連計画：95）

学際融合教育研究推進センターに設けた数学系、化学系、医学生命系、人文社会系サブユニットにおいて、フィールズ賞受賞者を含む世界トップレベルの研究者 17 名を海外大学等から京都大学特別招へい教授や特任招へい教授等として招へい（うち 7 名は、国立大学運営費交付金（特別経費（機能強化分）を活用）し、学部学生及び大学院生向けに特別講義や単位認定科目を提供した。化学系サブユニットにおいては、平成 26 年度に大学間学術交流協定を締結したマサチューセッツ工科大学と連携し、英語での集中講義や海外研究インターンシップを行う「プレスーパースーパーグローバルコース」を本学大学院生向けに開講した。人文社会系サブユニットにおいては、ハイデルベルク大学とジョイントディグリーに関わる基本合意書を締結し、ルーヴェンカトリック大学経済・経営学部と部局間学術交流協定および部局間学生交流協定を締結し、ワーヘニンゲン大学とゲッティンゲン大学農学部と部局間学生交流協定を締結した。また、修士課程での本プログラム実施に向けて単位互換制度を開始するとともに、プログラムで提供する講義を試行した。

さらに、「京都大学ジャパングートウェイ構想」に基づくスーパーグローバルコースの実施を促進し、更なる教育の国際化を推進するため、これまで同事業の運営調整を担ってきた学際融合教育研究推進センタースーパーグローバルコース実施準備ユニットについて、教育担当理事が主催する全学委員会「スーパーグローバルコース実施運営協議会」へ発展的に解消し、同事業の全学的な運営体制をさらに強化した。

■戦略的な学生の海外派遣及び留学生受け入れ体制の整備（関連計画：99）

本学全体の学生の海外派遣及び留学生受け入れを支援するための組織として、平成 27 年度から新たに設置した国際教育支援室に国際教育アドミニストレーター(IEA)を 4 人配置するとともに、国際関係業務に精通した特定職員を 3 名配置し、戦略的な学生派遣や受入体制の整備に係る以下の取り組みを行った。

- ・ 英語コース等を実施している学部・研究科の担当教員等から留学生の受入れ促進を実現するため、要望や重点国等の意見聴取を行った。
- ・ 日本人学生の語学力を向上させるため、短期派遣プログラム（ニューサウスウェールズ・オークランド）での英語研修を新たに開始した（平成 28 年 2 月、60 名参加）。
- ・ JASSO 奨学金について過去の採択事例を検証し、同奨学金の申請のための学内説明会を行った（平成 27 年 9 月、10 名参加）。
- ・ 更なる奨学金獲得のため、ASEAN Foundation との交渉を ASEAN 拠点が行

ったほか、各部局における アセアン大学連合の単位互換システム「ASEAN Credit Transfer System (ACTS)」を使った留学生派遣・受入れのサポートを行った。また、他の海外拠点においても、現地に留学中の本学学生の支援を行った。

- ・ 海外の教育制度及び海外留学のための奨学金等についての情報を集積し、学生向けのみならず教員向けの情報としてウェブサイトに掲載した。

■特定研究成果活用支援事業の実施に係る取り組み（関連計画：93）

産官学連携本部に「出資事業支援部門」を設置（平成 27 年 4 月）し、証券会社・地元地方銀行・商社・監査法人からの出向者 5 名の体制として、技術の市場性調査及び研究プロジェクトの事業化支援の為に企画立案を行った。

ファンド設立のため、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、京都大学イノベーションキャピタル株式会社において特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣・経済産業大臣による認可を受けた（平成 27 年 10 月）。さらに、当該ファンドへ出資するための認可申請を行い、文部科学大臣より認可を受けた（平成 27 年 11 月）。京都大学イノベーションキャピタル株式会社と三井住友銀行との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、ファンドを設立した（平成 28 年 1 月）。

項目別の状況

I 業務運営・財務内容等の状況

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標

① 組織運営の改善に関する目標

中期目標	・ 総長のリーダーシップによるマネジメント体制により、中長期的かつ戦略的に本学の理念と目標の実現に取り組む。 ・ 教育研究の発展に効果的な組織体制を整備する。 ・ 部局等との連絡、調整、協議を踏まえつつ、効果的かつ機動的な組織運営を行う。 ・ 本学の理念や目的に照らし、教員の研究、教育や社会活動への貢献を適正に評価する。 ・ 監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映させる。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【56】経営企画体制を整備するとともに、本学の理念及び特色を反映した戦略を策定する。		III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 経営企画体制に関しては、総長顧問や総長首席学事補佐等総長を補佐する体制を整備したほか、柔軟に副学長を任命（大学改革担当、法務・コンプライアンス担当、男女共同参画担当、基金・同窓会担当等）することで、大学が特に重点的に取り組むべき事項を担う体制を強化した。 また、「京都大学第二期重点事業実施計画」を策定し、全学的な視点から戦略的に実施すべき事業を重点的に実施したほか、「総長裁量経費」や文部科学省「学長のリーダーシップの発揮を更に高めるための特別措置枠」により総長のリーダーシップの下で戦略的に取り組む事業に重点的に経費の措置を行った。 さらに、教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うために必要な教員を「再配置定員」として措置した（平成 26 年 9 月までは「戦略定員」を措置）。これにより、平成 26 年度末現在累計 43 名の外国人教員の配置を決定して順次雇用を進め、国際高等教育院や各部局における教育・研究活動の国際化を推進した。		
				（平成 27 年度の実施状況） 新たに産官学連携担当理事補を任命したほか、理事や副学長の不在又は交代時には速やかに代理者又は後任者を任命し、戦略を実施するため		

			に必要な体制を整備した。 本学の基本理念等を踏まえ、向こう 10 年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画を示した「<u>京都大学の改革と将来構想（通称：WINDOW 構想）</u>」を策定した（平成 27 年 5 月役員会決定）。本構想は、「Wild and Wise」（野生的で賢い学生を育てる）をはじめとする 6 つの目標の下にそれぞれ重点戦略（計 19 戦略）を置き、それに対応する活動計画（計 41 計画）を定めたものであり、パンフレットやホームページ等により公表（平成 27 年 6 月）するとともに、第 3 期中期目標・中期計画素案作成の際の基本とした。 中期目標・中期計画を着実に実現していくために、「<u>京都大学第二期重点事業実施計画</u>」として、本学の教育国際力の向上を目指し、英語による教育や海外学生への情報発信強化などに取り組む「<u>教育国際化推進事業</u>」、若手研究者支援の充実を図る観点から、研究のスタートアップ支援などに取り組む「<u>若手研究者支援事業</u>」、国際公募により採用した優秀な研究者に自由な研究環境を与え、次世代を担う先見の研究者の育成に取り組む「<u>京都大学次世代研究者育成支援事業～白眉プロジェクト～</u>」の他、「<u>名勝清風荘庭園の保存・活用整備事業</u>」、「<u>地震による生命の安全確保のための耐震事業</u>」等の計 46 事業を実行した（平成 27 年度措置：4,252 百万円）。また、教育研究の一層の充実発展を図ることを目的として、総長のリーダーシップの下、重点的に取り組むテーマの設定並びに事業採択を行い、「<u>総長裁量経費</u>」として、「<u>次世代を担うグローバル人材の育成に係る事業</u>」、「<u>独創的な学術学際領域の創成及びイノベーションの創出に資する事業</u>」、「<u>教育研究の情報発信に係る事業</u>」、「<u>若手研究者に係る出版助成事業</u>」、「その他、本学が社会や世界に通じる窓としての役割を果たすために重点的に取り組むことが必要な事業」に必要な経費を措置した（平成 27 年度措置：51 事業・377 百万円）。なお、同経費の採択事業決定過程において、中期目標の達成に向けて総長のリーダーシップをより一層発揮することを目的として、平成 27 年度より中期計画及び年度計画との関連を踏まえた業務の実績を考慮することとした。さらに、平成 26 年度から文部科学省「<u>学長のリーダーシップの発揮</u>」を更に高めるための特別措置枠」の採択を受け、<u>改革加速期間中の取り組み</u>として、「<u>グローバル化</u>」、「<u>人事制度や組織改革等の機能強化</u>」、「<u>入試</u>」の各分野を総長のリーダーシップにより取り組むべき最重要課題として 8 事業を選定し、平成 26 年度に引き続き経費措置を行った（平成 27 年度措置：713 百万円）。		
--	--	--	--	--	--

			教員の配置に関しては、<u>教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、本学では、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設けている。当該制度により、20 名（うち外国人教員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。</u>これは、「再配置定員（教員）について」（平成 27 年 3 月 25 日役員会決定（一部改正））に基づき、国立大学改革強化推進補助金事業により単年度経費で雇用する外国人教員を次年度以降も運営費交付金により継続雇用するための措置である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与した。 「京大グローバルアカデミー構想」に掲げる「卓越した研究者が集う世界トップレベルの国際研究拠点」として、高等研究院を平成 28 年 4 月に設置することを決定し、運営上必要となる組織の整備や特区制度の構築を行った。		
【57】経営協議会の運営を工夫するとともに、学外者の意見を一層活用して、大学運営の改善に役立てる。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） <u>経営協議会の運営において、事前に学外委員から意見及び質問を募り、会議当日に説明・議論することで限られた時間を有効に活用するとともに、本学の研究活動に対する学外委員の認識をより深めることを目的とし、研究施設の実地視察や役員と経営協議会学外委員との意見交換の場を設け、本学の業務運営、教学について意見を聴取するなど会議運営を工夫した。</u>また、本学の運営・教育研究に関して、本学卒業生を中心とした国会議員、企業、官公庁の関係者や京都財界人と本学総長・役員等との懇談会を開催し、本学の運営について忌憚のない意見を頂戴した。それらの意見は、「学術研究支援室」や「大学情報マネジメント戦略室」の設置、男女共同参画担当理事の任命、「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」や「男女共同参画推進アクションプラン 2015 年度～2020 年度」、「京都大学の広報戦略」の策定、京都大学ホームページ特設サイト「探検！京都大学」の開設等、大学運営の改善に役立った。		
	【57】大学運営の改善に資するため、経営協議会の運営を工夫するとともに、学外者と総長等との懇談の場を設け、学外	III	（平成 27 年度の実施状況） 平成 26 年度に引き続き、<u>経営協議会の運営において、事前に学外委員から意見及び質問を募り、会議当日に説明・議論することで限られた</u>		

	者からの意見を聴取する。		時間を有効に活用するとともに、本学の研究活動に対する学外委員の認識をより深めることを目的とし、授業及び研究施設の実地視察や役員と経営協議会学外委員との意見交換の場を設け、本学の業務運営、教学について意見を聴取するなど会議運営を工夫した。また、本学の運営・教育研究に関して、本学卒業生を中心とした国会議員、企業、官公庁の関係者等と総長・役員等との懇談会を開催し、本学の運営等について忌憚のない意見を頂戴した（平成 27 年 10 月）。		
【58】学問の発展、社会的要請等を総合的に勘案して、教育研究組織の見直しを行い、必要に応じて再編、整備する等、学内資源を効果的に活用する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 時代の要請に応じた組織の見直しと新しい教育研究体制を構築すべく、平成 23 年度から全学的な教育研究組織の改革に向けた検討に着手し、改革を進める上での具体的な仕組みとして「10 年後の京都大学の発展を支える教育研究組織改革制度」を策定した（平成 24 年 3 月役員会決定）。これに基づき、企画委員会の下に新たに設けた教育研究組織改革専門委員会において個別的教育研究組織のあり方について各部局と意見交換（熟議）を行うとともに、同専門委員会に外部有識者を加えた合同委員会において全学的な検討を重ね、平成 25 年度には「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」を策定した（平成 26 年 3 月役員会決定）。本骨子に基づき、人事の透明性の確保、新たな教育研究プログラムや学際分野・学術分野の創出、教育研究組織の再編等を柔軟に行える教員組織として学域・学系を構成するため、平成 26 年度は部局長会議の下に「学域・学系制度検討ワーキンググループ」を設置し、総合的かつ集中的な検討を進めた。 また、企画委員会において、部局等の構想を踏まえつつ、学問の発展、社会的要請等を総合的に勘案し、教育研究組織の設置・改廃に関する検討を行った。その結果、iPS 細胞研究所、総合生存学館、国際高等教育院等を新設し、学内資源の効果的な活用及び教育研究組織の活性化を図った。		
	【58】組織改革の骨子に基づく体制整備を行うとともに、必要に応じて組織の見直しを行う。	III	（平成 27 年度の実施状況） 「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月 27 日役員会決定）に基づき、平成 26 年度に引き続き、「学域・学系制度検討ワーキンググループ」において学域・学系制の導入に向けて検討を行い、「京都大学の持続的発展を支える組織改革～学域・学系制度検討ワーキンググループ 最終まとめ～」を取りまとめた（平成 27 年 9 月）。運用に向けて規程の制定・改正等を行ったうえで、平成 28 年度より学域・学系制を運用することとした。また、法人化以前に時限を定められ		

			ていた施設等についての法人化後の本学における取り扱いを定めた「<u>時限施設等の取扱いについて</u>」（平成 16 年 3 月評議会申合せ）に基づき、<u>福井謙一記念研究センター、生態学研究センター、化学研究所附属元素科学国際研究センターの組織の在り方について見直しを行い、3 施設にかかる時限を廃し、平成 28 年度以降継続設置することとした。</u>さらに、平成 23 年度の環境安全保健機構の改組における役員会決議の答申を受け、引き続き組織見直しの方向性を検討してきた<u>低温物質科学研究センター</u>を平成 28 年 3 月をもって廃止することとしたほか、<u>国際交流推進機構を廃止し、国際戦略本部及び国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター、高大接続・入試センター、高等研究院並びに経営管理大学院経営科学専攻（博士後期課程）を平成 28 年度より設置することとした。</u>		
【101】研究所・センター群の連携を強化し、個々の専門分野を超えた異分野融合による新分野創成など、未踏科学への取組を推進するため、研究連携基盤を整備する。			当該中期計画は平成 27 年度から開始した。		
	【101】研究所・センター群の連携を強化し、個々の専門分野を超えた異分野融合による新分野創成など、未踏科学への取組を推進するため、研究連携基盤（仮称）を整備する。	III	（平成 27 年度の実施状況） 平成 27 年 4 月に研究連携基盤を設置し、個々の専門分野を超えた異分野融合による新分野創成等の未踏科学への取り組みを推進するため、同基盤内に 4 つの未踏科学研究ユニット（未来創成学国際研究ユニット、ヒトと自然の連鎖生命科学研究ユニット、グローバル生存基盤展開ユニット、学知創生ユニット）を設置し（平成 27 年 7 月）、分野横断型の学際的な研究を推進した。また、リレー公開講演会「品川セミナー」（毎月開催、全 70 回、延べ約 5,000 名参加）やシンポジウム「京都からの提言-地球社会の調和ある共存に向けて」を開催し（平成 28 年 3 月、540 名参加）、附置研究所・センター間の連携強化及び活動・研究成果の公開による社会還元に供した。		
【59】全学共通サービス等の機能を担う機構等の組織については、そのあり方や役割を見直し、必要に応じて再編整備する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 全学的な共通サービス及び教育研究支援の機能を担う機構等について、効率的・効果的な運営が可能となるよう、以下のとおり改組を行った。 - 情報環境機構に学術情報メディアセンターが実施してきた全学支援業務の一部を移管し、それを担う「IT 企画室」を設置（平成 23 年 4 月） - 環境安全保健機構に環境保全センター、放射性同位元素総合センター及び保健管理センターを統合（平成 23 年 4 月）		

			・ 国際交流機構に国際交流センターを統合（平成 23 年 4 月） ・ 高等教育研究開発推進機構に替えて、教養・共通教育の企画立案機能を強化した「国際高等教育院」を設置（平成 25 年 4 月） ・ カウンセリングセンター、キャリアサポートセンター及び障害学生支援室を統合した「学生総合支援センター」を設置（平成 25 年 8 月） また、平成 26 年度には、「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月役員会決定）に基づき、全学的な共通サービス及び教育研究支援の機能を担う機構等（全学機能組織）における活動内容の透明化及び効率的・機動的運営を図る体制を構築するため、<u>部局長会議の下に新たに設置した「学域・学系制度検討ワーキンググループ」</u>において、全学教員部の設置に向けて、骨子で定めた枠組を基本に、<u>組織の構成、教員選考手続き等具体的な運営体制の検討を進めた。</u>
	【59】全学的な共通サービス及び教育研究支援の機能を担う機構について、組織改革の骨子に基づく運営体制の整備を行うとともに、必要に応じて組織の見直しを行う。	III	（平成 27 年度の実施状況） 「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月 27 日役員会決定）に基づき、平成 26 年度に引き続き、「学域・学系制度検討ワーキンググループ」において全学機能組織の見直しにかかる検討を行い、ワーキンググループからの提言として<u>全学機能組織を固定的な組織とはせずに、中期目標期間ごとにその在り方を検証・確認し、必要に応じて見直すこととする「全学機能組織の見直しの方向性」</u>を取りまとめた（平成 27 年 4 月）。取りまとめ後、組織毎にミッション及び方向性について審議を行い、「第 3 期中期目標・中期計画期間における全学機能組織のミッション及び方向性」を策定した（平成 28 年 2 月役員会決定）。その中で、特に<u>国際交流推進機構については、全学的な国際交流事業の企画や留学生への教育・生活支援等業務が多岐に亘るため、1 組織に業務を集中させるよりも関連組織に分散することが効率的・効果的であることから、本機構を廃止し、国際高等教育院の附属施設として留学生の教育や受入・派遣支援業務を担当する「日本語・日本文化教育センター」及び全学の国際化推進業務を戦略的に企画・立案し、機動的に展開する「国際戦略本部」を平成 28 年 4 月 1 日付で新たに設置することとなった。</u>

【94】国際標準モデルの大学教育システムの確立や、全学的な教学マネジメント体制の構築等、全学的な大学教育改革を実施するため国際高等教育院を整備する。				(平成 25～26 年度の実施状況概略) 教養・共通教育の企画、調整及び実施等を一元的に所掌する全学組織として、平成 25 年 4 月に国際高等教育院を設置した。これに伴い、教養・共通教育の実施に当たっては、国際高等教育院の企画・実施責任のもと、学部を持つ研究科を中心として、学部を持たない研究科、附置研究所・研究センターが教養・共通教育の企画及び実施に協力する全学的な体制で実施することとした。同院内の体制としては、各学部の意向を前提に、教養・共通教育の実施方針及び編成方針、人事、予算等の重要事項を審議する教養・共通教育協議会と、科目等、教養・共通教育の実施状況、組織・運営等の状況の評価及びこれを踏まえた科目・内容・配分、教育方法等の改善案を提案する企画評価専門委員会を設置した。 平成 26 年度は、国際高等教育院において全学共通科目の体系の検討を進め、平成 28 年度から全学共通科目を人文・社会科学系科目群、自然科学系科目群、外国語科目群、統合科学系科目群、情報学系科目群、健康・スポーツ系科目群、大学生活・キャリア支援科目群、少人数教育科目群に再編することとし、再編に向けたモデル科目案を編成した。このモデル科目案により、企画評価専門委員会及び教養・共通教育協議会において教養・共通教育を支える体制の検討を進め、国際高等教育院の組織・定員の改変は行わず、各部局と国際高等教育院が協議のうえ決定した科目の提供を各部局に義務付け、提供が不可能となった場合は当該部局から定員を国際高等教育院に移動させる方針を決定した（平成 27 年 2 月教育研究評議会）。		
【94】国際高等教育院において、全学的な大学教育改革の実施に向けた体制等を整備する。		III		(平成 27 年度の実施状況) 国際高等教育院において、平成 28 年度からの科目構成再編に向けた検討と調整を行い、平成 26 年度に決定した事項に加え、以下のとおり決定した。 - 英語のライティング授業について、ライティングとリスニングを組み合わせた内容とするともに、1 クラス平均 45 名から 20 名とし手厚い授業を実施。同授業では TOEFL を 4 月・12 月に実施し、12 月実施分の結果を後期の成績評価に反映。 - 外国人教員が行う英語による全学共通科目と 2 回生向けに開講している英語Ⅱ等とを併せて、英語力の向上に資する科目を「E 科目」として開講。 - 少人数科目として実施している「ポケット・ゼミ」については、基礎ゼミナールや少人数で実施することが望ましい一部科目と再		

			編・統合した「ILAS セミナー」に改めて実施。 また、時間割改革の取り組みとして、全学共通科目の時間枠を確保するため、1 回生の時間割をブロック化して 1 回生配当の各学部専門科目の時間枠を明確化するとともに、「ILAS セミナー」を開講する時限に 1 回生のクラス指定科目を配当しないこととした。 <u>国際高等教育院教養・共通協議会において教育院に設置する教室の編成並びに教室主任及び副主任の指名及びその職務を示した「教室の編成に関する内規」を定め（平成 27 年 4 月）、各教室が担当分野の科目を実施する体制を整備した。</u>また、同委員会において平成 26 年度に確認した共通教育の実施に責任をもつ教員定員が担当する科目数及び当該教員定員により提供されない科目に係る取り扱いを定めた「「国際高等教育院の実施体制について」に関する申し合わせ」を決定し（平成 27 年 10 月）、平成 28 年度の各部局提供科目を決定した。		
【98】多様な人材を確保するため、人事・給与システムの弾力化に取り組む。特に、適切な評価の仕組みを整備し、年俸制を導入・促進する。		Ⅲ	（平成 26 年度の実施状況概略） 「年俸制の導入等に関する計画調書について」（平成 26 年 5 月 16 日 文部科学省高等教育局国立大学法人支援課、同省研究振興局学術機関課、同省大臣官房人事課通知）を受け、本学執行部において年俸制の導入について検討した結果、執行部と各部局長との個別意見交換を踏まえて全学的な検討を行うこととなった。各部局長からの意見を反映のうえ、対象とする年齢層及び職種並びに今後の検討に係る方向性を決定した（平成 26 年 11 月部局長会議）。その後、人事制度検討会において年俸制教員に係る評価制度及びその評価結果を反映できる給与制度、退職手当等に関する検討をした。この検討を踏まえて、関係規程を制定・改正し、年俸制を導入した（平成 27 年 2 月役員会決定、平成 27 年 3 月 1 日付施行）。それにより 101 名が本学で初めての承継職員における年俸制教員に移行した。 <u>クロスアポイントメント制度については、平成 25 年度に制定した「国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程」を、年俸制の導入と併せて平成 27 年 3 月 1 日付で施行した。</u>		
	【98】前年度に制定した、年俸制教員を対象とした評価制度及びその評価結果を反映できる年俸制給与制度について、必要に応じて改善等を行う。	Ⅲ	（平成 27 年度の実施状況） <u>年俸制の対象とする職種等について、平成 27 年 4 月には特別経費（国立大学機能強化分）で措置された iPS 細胞研究所の教員や、国立大学改革強化推進事業による外国人教員が、同年 7 月には医学研究科及び医学部附属病院の助教が加わった。</u>これにより、平成 27 年度は 189 名が年俸制に移行した（合計 290 名が年俸制に移行）。		

			また、<u>年俸制教員に対して教育、研究、社会貢献等における業績、成果、貢献度その他教育研究に必要な能力等に応じて支給するインセンティブ手当に係る評価については、人事制度検討会及び同検討会の下に設置している「教員評価システム原案作成ワーキンググループ」において集中的に検討した結果、評価の基準として、全学共通基準と部局固有基準の二つを設け、決定した。</u>具体的には、全学共通基準においては、「賞の受賞」というカテゴリーでノーベル賞、フィールズ賞、日本学士院賞及び紫綬褒章などの賞の受賞者、「外部資金等の獲得」というカテゴリーで科学研究費補助金の特別推進研究の研究代表者についてそれぞれ臨時評価を実施しインセンティブ手当を付与することが決定され、部局固有基準においては、教育に関する業績、研究に関する業績、医療、社会貢献、学外活動に関する業績及び管理運営などについて定期評価又は業績評価を実施しインセンティブ手当又は業績一時金に反映することを決定した（平成 28 年 2 月人事制度検討会及び部局長会議）。		
【60】総長のリーダーシップの下で、組織の枠を超えた全学的な連携・協力体制の整備を中心とした教育研究組織の改革に向けた調査を実施し、全学的な視点から教育研究組織の再編を行うほか、学内資源の再配分等を戦略的・重点的に行う。		IV	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 【教育研究組織の改革に向けた調査（平成 26 年度開始）】 平成 25 年度に策定した「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」に基づき、部局の枠を越えた教育研究組織の全学的な連携・協力体制を築き、人事の透明性の確保、新たな教育研究プログラムや学際分野・新学術分野の創出、教育研究組織の再編等を柔軟に行える教員組織である学域・学系を構成するために、<u>教育研究組織と教員組織の分離を実施している国内 2 大学への訪問調査を行い、制度設計の参考とした。</u> 【教員の配置に係る取り組み】 平成 22 年度から平成 24 年度においては、平成 21 年度に創設した、「<u>戦略定員</u>」制度に基づき、<u>全学的な機能を担う組織や新たな教育・研究等に係る組織等について、総長が必要と認める教員の定員を全学的な観点から措置した（平成 22 年度：101 名、平成 23 年度：20 名、平成 24 年度：9 名）。</u>当該制度については、運営費交付金の削減に対応しつつ、本学の教育研究の質の維持向上等機能強化を図るための方策として新たに策定した「<u>人件費削減、運営費交付金削減への対応と機能強化に向けた取組の方策について</u>」（平成 25 年 3 月役員会決定）に基づき見直しを行い、改めて原則期限の定めのない定員として 116 名を各部局に措置した。また、<u>教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、平成 25 年度に新たに「再配置定員」制度を決定し、全学的な視点から教員の定員を措置することとし</u>		

			た（平成 26 年度：13 名を措置。平成 27 年度：23 名、平成 28 年度 8 名を措置することを決定。）。 <u>この再配置定員の仕組みにより、特に外国人教員の雇用を促進し、平成 26 年度末現在の英語による授業科目の提供は、全学共通科目 114 科目（平成 25 年度：71 科目）、各学部・研究科開講科目 707 科目（平成 25 年度：609 科目）となった。</u> 【事務職員の配置に係る取り組み】 <u>事務の簡素化等により、毎年度大学全体で 60 名程度の事務職員定員の再配置枠を設定し、iPS 細胞研究所等の新組織対応や共通事務部における円滑な業務の実施、国際化対応等、強化・充実が必要な部署に配置し、事務組織の業務実施に係る機能を高めた。</u> 【経費の配分に係る取り組み】 <u>「部局運営活性化経費「指標型」」（中期目標・中期計画に基づく本学の重点課題に対して、各部局の積極的な取り組みを促進するため、各部局が自ら設定した課題とその達成度について、数値目標等の指標を用いて評価し、その評価結果に基づき予算を措置するもの）及び「部局運営活性化経費「事業型」」（多様化する現代社会に対応した京都大学の実教育研究の発展を支えるための組織見直しや改編、部局間の再編・統合等を行うために必要な事業に対して予算を措置するもの）により、戦略的な経費の措置を行った。</u>		
	【60】組織の枠を超えた全学的な連携・協力体制の整備を中心とした教育研究組織の改革に向けた調査を実施し、全学的な視点から教育研究組織の再編を行う。また、大学の財政状況を踏まえつつ、引き続き戦略的な人員・経費の措置を行う。	III	（平成 27 年度の実施状況） 学域・学系制の導入をはじめとする本学の教育研究組織改革及び大学のガバナンス等について海外の大学の事例を調査するため、<u>ドイツとシンガポールの大学に対し訪問調査を実施し、ドイツにおける高等教育の動向や先進的な取り組み、シンガポールの大学における人材獲得戦略や国際教育等の情報収集を行った（ドイツ：平成 27 年 8 月、シンガポール：平成 27 年 9 月）。</u> 教員の配置に係る取り組みとしては、<u>教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、本学では、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設けている。当該制度により、20 名（うち外国人教員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。これは、「再配置定員（教員）について」（平成 27 年 3 月 25 日役員会決定（一部改正））に基づき、国立大学改革強化推進補助金事業により単年度経費で雇用する外国人教員を次年度以降も運営費交付金により継続雇用するための優先措置である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配</u>		

			置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 27 年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 171 科目（平成 26 年度：114 科目）、各学部・研究科開講科目計 854 科目（平成 26 年度：707 科目）となった。 本部事務組織の見直しに係る取り組みとしては、学生の国際交流関係業務について、教育推進・学生支援部が所掌する学生支援業務と一体的に推進していくことが効果的であることから、研究国際部（平成 27 年度から「研究推進部」）から教育推進・学生支援部に移行した（平成 27 年 4 月）。さらに、大学改革に係る業務の増大・高度化への効果的な対応等を目的として、企画・情報部（企画課、国際企画課（平成 28 年度から「国際交流課」）、広報課、情報推進課、情報基盤課により構成）を新たに設置するとともに、大学における IR 機能を強化するため、同部に IR 推進室を設置した（平成 27 年 4 月）。 事務職員の配置に係る取り組みとしては、大学全体で 74 名の再配置枠を確保し、共通事務部及び部局事務部における円滑な業務の実施や IR の推進など、機能強化・充実が必要な部署への配置を行い、事務組織の業務実施に係る機能を高めた。 経費の配分については、以下のとおり「部局運営活性化経費」による戦略的な措置を行った。 ・ 「部局運営活性化経費「指標型」」：平成 27 年度は、取り組みが終了した 1 課題に対して 10 百万円を措置するとともに、部局において機動的に取り組めるよう各部局の予算規模に応じた一定額を引き続き措置した。 ・ 「部局運営活性化経費「事業型」」：平成 27 年度は、平成 25 年度以前から継続して実施している 2 事業に対して 40 百万円を措置した。 本中期計画については、以下 3 点の理由により、中期計画を上回って実施していると判断した。 ・ 学生の国際交流関係業務の移行により、海外との学生の派遣・受入の円滑化、新規教育プログラムの制定に係る調整の円滑化、及び奨学金支給・貸与等に関する情報共有の緊密化などを図ることができたため。	
--	--	--	--	--

			- 企画・情報部及び IR 推進室の設置により執行部の戦略策定に資する各種情報の提供、海外の情報収集・発信などの連携の強化、及び外国人研究者等の各種申請手続きのオンライン化に向けた取り組みの円滑化等が可能となったため。 - 再配置定員措置計 64 名のうち、本学の戦略として外国人教員へ計 59 名の優先配付を行うことで、国際高等教育院外国人教員受入事業が着実に推進できているため。		
【61】教員と職員が連携協力し、効果的な組織運営を行うことができる仕組みを充実させる。		III	(平成 22～24 年度の実施状況概略) 教員と職員が連携協力し、効果的な組織運営を行う仕組みとして、教員を支援し、協働で業務の推進に取り込む高度な専門的知識・経験を有する中間職種職員として、専門業務職を置くことができることとした（平成 22 年 4 月）。法務関係、情報関係、国際対応関係、研究運営支援（URA）関係等の当該職員の採用を促進した（参考：平成 27 年度末現在、定員内職員 9 名と特定有期雇用職員 69 名の計 78 名の専門業務職員が在籍）。 また、事務改革に当たっては、部局長のほか本部部長・部局の事務部長を構成員とした「事務改革に係る部局長会議ワーキング・グループ」を設置し、協働してより効果的な事務改革の方策について検討を行い、「事務改革に係る基本的な考え方」を取りまとめた（平成 24 年 2 月部局長会議了承）。その後、各構内（本部構内文系研究科・研究所、本部構内独立研究科等、吉田南、医学部・病院、病院西・薬学部、北部、宇治地区、桂地区）における業務の効率化・集約化について、当該構内の事務部長・事務長らで構成する準備室及び部局長と事務部長・事務長らで構成する検討会の間で主要な情報共有を図り、部局長らの意見も踏まえながら効果的に検討を進めた結果、既存の部局事務部で行う業務と集約処理する業務を整理した上で、平成 25 年度から各構内に集約処理する業務を実施するための共通事務部を新たに設置した。 (平成 27 年度の実施状況) 当該中期計画は平成 24 年度に完了した。		

【62】能力開発や専門性向上のための研修を実施するとともに、女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 職員のモチベーションの向上を図るための人事システムとしては、平成 23 年度に、年齢・性別にとらわれず能力とやる気のある事務職員の積極的な登用を図るため、キャリアパスの明示、人事異動の仕組み、研修制度及び評価制度の見直しを中心とする新たな人材育成システムの検討を行い、基本方針を策定した。これに基づき、研修制度については、職員に求める人材像、各階層に求める役割や知識・能力を明示し、職員個々人の適正等をさらに向上・発展させるための研修を行うこととし、従来の公募型の研修から職員個々人の人材育成に則った指名型の研修への転換を図るとともに、必要なスキルの向上を図ることを目的とするスキルアップ研修を計画的に実施した。人事評価制度については、平成 24 年度から目標管理による達成度評価及び行動評価による新たな人事評価制度を導入した。女性登用については、「京都大学男女共同参画推進アクション・プラン」を踏まえた積極的な登用を行った。）平成 26 年度末現在、図書系を含む事務職員のうち、50 歳以下の課長補佐級以上職員は 78 名（平成 21 年度末：42 名）、40 歳以下の掛長級職員は 72 名（平成 21 年度末 66 名）、課長補佐級以上の女性職員は 19 名（平成 21 年度末 12 名）、掛長級の女性職員は 94 名（平成 21 年度末：70 名）となった。 本学が実施している多様な研修のうち、主なものを以下に示す。 ・ 各種階層別研修（課長級、課長補佐、掛長、主任、若手、新規採用職員の階層別に実施し、各年度計 1,100 名程度が受講） ・ スキルアップ研修（プレゼンテーション研修、コーチング研修、文書作成能力研修等。各年度計 2,300 名程度が受講） ・ 英語実践研修（各年度計 180 名程度が受講） 特に課長級研修では外部講師による男女共同参画に関するプログラムを取り入れたほか、平成 26 年度から女性職員向けの結婚やライフイベントを想定したキャリアデザインセミナーを実施する等、研修についても女性職員の登用を考慮して充実を図った。		
---	--	-----	---	--	--

	【62】事務職員の人事評価制度（目標管理による達成度評価及び行動評価）の定着を図り、評価結果を適正に昇給等に反映させることを目的とした給与制度の厳格な運用を行う。また、前年度の実績、アンケート結果等を検証した上で、引き続き、より実績・効果が上がるような人材育成計画を検討・作成し、実施する。おって、男女共同参画の推進に配慮するとともに、本学独自の階層毎の研修プログラムを順次実施し、必要に応じた改善を行う。	(平成 27 年度の実施状況) <u>事務職員の人事評価制度（目標管理による達成度評価及び行動評価）の定着を図ることを目的として平成 26 年度に試行した勤務評定実施要領を一部改正し、達成度評価における評定者の委任制度の導入や期中評価の任意化を実施した。</u>また、平成 26 年度から新たな職種として導入した「事務職員（特定業務）」についても人事評価対象に加え、上司からのフィードバックにより当該職員の育成にも寄与するものとした。さらに、「人材像」「役割行動」「スキル・能力」などの定義を整理するとともに、多岐にわたっていた別紙、様式等も整理し、よりわかりやすいものとした。勤勉手当や昇給に係る上位区分者の選考においては、対象期間における目標管理等の取り組み成果を基に、全学的基準により厳正な選考を行った。平成 24 年度から導入している行動評価については絶対評価であり、1 次評定者及び 2 次評定者の平均評点が年々高まっていることから、個々の職員が自身の役割を十分に把握し、業務に対するモチベーションが向上しているといえる。 III <u>各階層別研修（平成 27 年 5 月：課長級、平成 27 年 11 月：課長補佐、掛長、主任研修）を実施し、課長級研修については、平成 26 年度のアンケート結果等を検証し、評定者研修と併せて実施する際には、評定業務を円滑に行えるよう実施時期を早める必要があることから、実施時期を 11 月から 5 月に変更して実施した。これにより、新任課長においても目標管理について期首から円滑に対応することができた。</u> <u>若手職員研修については、平成 26 年度のアンケート結果及び研修担当者の見解等を踏まえ、複数のスキルを階層別研修として 1 回の研修で実施していたものを、平成 27 年度はスキル毎の研修とし、位置づけをスキルアップ研修とした。</u>また、採用後できるだけ早い時期に修得して欲しい能力に特化した内容の研修を行うことの重要性から、採用後 4 年目に実施していたものを、採用後 2 年目から 4 年目にかけて毎年 1 種類のスキルアップ研修を全員に受講させる計画を作成した。平成 27 年度は、採用 4 年目の職員にロジカルシンキング研修（平成 28 年 1 月、37 名参加）を、3 年目の職員にコミュニケーション研修（平成 27 年 10 月、27 名参加）を実施した。
--	--	---

			また、平成 26 年度に引き続き、<u>女性職員向けのキャリアデザインセミナーを実施し、結婚や育児等のライフイベントを想定したキャリア形成支援や、育児支援事業等の情報提供を行った（平成 27 年 12 月、24 名参加）。</u>なお、平成 26 年度のアンケート結果を検証し、育児支援事業についての情報の充実が求められていたため、受講者から制度に係る事前質問を募り、セミナー当日に実例を示した具体的な説明をすることにより受講者の制度への理解を深めた。		
【63】教育や社会活動全般への貢献並びに研究業績や大学運営等への貢献を適正かつ幅広く評価し、業務運営の改善に役立つ教員評価体制を整備する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 教員の各部局における教育・研究・社会活動に加えて大学運営への貢献を適正に評価するため、平成 23 年度には、前年度の「勤勉手当」及び「昇給」における成績優秀者の選考方法及び選考過程に関する全学調査の統計的分析を行い、全学運営への貢献度を適正に評価するための観点及び方法に関する指針を作成した（平成 23 年 5 月）。また、平成 23 年度までは全学運営に委員会活動を通して貢献のあった教員の昇給に係る評価において、全学委員会の委員長及び一部の全学委員会の委員としての活動を対象としていたが、教員の全学運営への貢献度を平等かつきめ細かく適正に評価するため、平成 24 年度からは全ての全学委員会及びその下に置かれる小委員会等の委員までの活動を評価することとした。 本学の教育研究活動を担う教員の意欲をより一層引き出すための人事制度として、平成 24 年度に本学の教育研究や社会貢献等において特に顕著な業績をあげた教員を表彰する「京都大学教員表彰制度」（孜孜賞）を新たに設け、平成 25 年度に 6 名、平成 26 年度に 5 名を表彰した。 平成 27 年度に取りまとめを予定している第 3 回教育活動状況報告書について、今回から対象者を全教員（在職 1 年以上）に拡大するに当たり、評価業務の効率化の観点から「教育研究活動データベース」を最大限に活用することとし、平成 26 年度においては、データベースに収録されている項目と新たに用いる基本様式の項目との整合性やデータベースの収録内容を出力する環境等の確認作業を行った。		
	【63】各部局での第 3 回教員評価に基づき、全学の教員活動評価報告書を作成するとともに、これまでの教員評価の検証を行い、第三期中期目標期間における方針を検討する。 また、適正な評価に基づいた昇給及び	III	（平成 27 年度の実施状況） 平成 27 年 3 月 31 日を基準日として作成することとしている第 3 回教員活動状況報告書の取りまとめについては、各部局における自己評価書作成業務の効率化の観点から「教育研究活動データベース」を活用することとし、とりまとめの効率化の観点から教員活動評価委員会において部局提出様式の詳細な見本を作成した。これらの工夫を活かして各部局		

	勤勉手当の選考を実施するとともに、本学における教育、研究、社会貢献等の業績が極めて顕著であると認められた教員に対し教員表彰を実施する。	が作成した自己評価書に基づき、京都大学教員活動状況報告書を作成した（平成 28 年 3 月、教育研究評議会）。次回教員評価をより適正に行うため、教員活動評価委員会において、第 3 回教員評価の検証を行った結果、「他部局の「部局の教員活動状況報告書」を学内において参照できるようにすることで、各部局は他部局の評価の優れた点を学ぶことができ、やがては評価の共通化の実を挙げうる」との提言があったことから、第 3 期中期目標期間においては、評価の一層の共通化に向けることとした。 教員の昇給及び勤勉手当に関しては、それぞれの対象期間における教員の勤務成績に応じて、昇給は「教員の昇給制度の適用基準」に基づき、勤勉手当は「勤勉手当における成績率の判断基準」に基づき、部局長の推薦を経て総長が決定した。教員のインセンティブ付与として平成 24 年度に創設した「京都大学教員表彰制度」（孜孜賞）では、教員表彰選考委員会において受賞者 1 名を選考し、第 3 回目の表彰式を実施した（平成 27 年 12 月）。		
【64】四者会議（役員、監事、監査室、会計監査人）を充実し、監事監査や内部監査等の監査結果を運営改善に反映させるサイクルを構築する。		Ⅲ （平成 22～26 年度の実施状況概略） 四者の会議体として、各年度 3 回程度の四者協議会を開催し、重点事項に対する改善状況の検証を行うとともに、その改善状況を踏まえ次年度の監査計画に反映する等、効果的に監査を実施した。特に、平成 26 年度から新たに同協議会の下に担当者連絡会（事務本部各部の部局指導担当及び監査室で構成）を設置し、監査意見に対する各理事、事務本部担当部の改善状況を取りまとめ、同協議会で報告を行うことにより改善状況の検証を行うこととした。この担当者連絡会を通じて各監査意見への対応が終了するまで継続して対応状況の報告を行うことにより、監事監査や内部監査等の監査結果を業務改善に反映させるサイクルを構築した。第二期中期計画期間中の平成 22 年度以降の監事監査意見のうち、検討中、計画策定中、部分的に実施中等対応を完了できていなかった事項を整理し、構築した改善サイクルの中でフォローアップを行ったところ、17 件中 13 件が改善されるという成果を挙げる事ができた。		
	【64】構築した監査結果を運営改善に反映するサイクルを継続して実施するとともに、必要に応じて見直しを行う。	Ⅲ （平成 27 年度の実施状況） 四者協議会を 3 回開催し（平成 27 年 6 月、12 月、平成 28 年 3 月）、会計監査人、監事及び監査室からそれぞれの監査の実施状況、監査結果の報告を行うとともに、問題点の把握、改善への方策等について意見交換を行った。また、平成 26 年度に設けた担当者連絡会（事務本部各部の部局指導担当及び監査室で構成）において、監査意見に対する各理事、		

			事務本部担当部の改善状況を取りまとめ、監査意見への対応が終了するまで継続して報告を行う改善サイクルを実施することにより、16 件の意見中 14 件の改善を確認した。改善サイクルが順調に機能していることが認められたため、今後も同サイクルを継続して実施することとした。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標
② 事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標	・ 本部事務各部並びに本部事務と部局事務部の緊密な連携のもとに、効率的かつ機能的な業務運営を行う。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【65】本部事務と部局事務部の役割や機能を明確化し、業務の見直しを行うとともに、業務内容等に応じて事務処理のより効率的な集約化と集中化を進める。			IV	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 事務組織の見直しについては、平成 23 年度に部局長会議の下に部局長の他本部部長及び部局の事務部長を構成員とする「事務改革に係る部局長会議ワーキング・グループ」を設置し、業務の効率化・集約化のための具体的な方策の検討を開始し、「事務改革に係る基本的な考え方」を取りまとめた。平成 24 年度には、その考え方に基づき、各構内（本部構内文系研究科・研究所、本部構内独立研究科等、吉田南、医学部・病院、病院西・薬学部、北部、宇治地区、桂地区）における業務の効率化・集約化及び集約した業務を実施する共通事務部の設置について、当該構内の事務部長・事務長らで構成する準備室及び実務担当者で構成する業務系統ごとの部会を置き検討を進めた。加えて、部局長と事務部長・事務長らで構成する検討会を設け、検討会と準備室間で主要な情報共有を図り、部局長らの意見も踏まえながら効果的に検討を進めた結果、既存の部局事務部で行う業務と集約処理する業務を整理した上で、平成 25 年度から各構内に集約処理する業務（人事関係諸手続、会計業務等）を実施するための共通事務部を新たに設置することを決定した。平成 25 年 4 月に本部構内（文系）、本部構内（理系）、吉田南構内、医学・病院構内、南西地区、北部構内、宇治地区、桂地区の 8 つの共通事務部を設置し、集約処理する業務を効率的・効果的に実施する組織体制を整備した。続いて人事事務及び施設事務のサテライト化に着手し、施設部に施設環境サテライトセンター（本部構内担当）を、総務部人事課に新たに桂地区、南西地区、医学・病院構内及び本部構内（文系）にサテライトを設置し、本部からの権限の委譲を行うことにより、事務処理の集約化・意思決定の迅速化を進めた。		

				また、平成 24 年度から、部局事務部、事務本部及び共通事務部（平成 25 年度以降）の実務担当者で構成する専門部会（総務・文書、人事、財務、施設、教務、研究国際及び図書の 7 つ）を設けて各種業務の見直しを進めた。主な取り組みを以下に示す。 ・ 京都大学教務情報システム（KULASIS）と学納金管理システムの連携（学生情報の共有化による学生からの提出書類の簡素化）（平成 24 年度） ・ 外部資金公募等の周知方法の統一（所管課毎に行っていたものを一元化）（平成 24 年度） ・ 固定資産管理業務に係る効率化・簡素化（平成 25 年度） ・ 受託研究及び共同研究の契約締結に関する事務の権限委譲（平成 25 年度） さらに、平成 26 年度には文部科学省国立大学改革強化推進事業採択事業「グローバル化に対応した教学マネジメントのための組織改革」の一環として、人事関連規程、諸様式、通知類の英文化を実施し、総務部人事課のホームページに掲載した。		
	【65】前年度に引き続き「事務改革に係る基本的な考え方」に基づく業務の効率化・集約化及びこれに伴う事務組織の改革を推進する。	III		（平成 27 年度の実施状況） 本部事務の見直しの観点から、平成 25 年度から着手した人事事務及び施設事務のサテライト化に関して、平成 27 年度は北部構内にも総務部人事課サテライトを設置し、本部からの権限の委譲を行うことにより、事務処理の一元化・意思決定の迅速化を進めた。 事務組織の改革としては、学生の国際交流関係業務について、教育推進と学生支援の観点から、教育推進・学生支援部が所掌する学生支援業務と一体的に推進していくことが効果的であるため、研究国際部（平成 27 年度から「研究推進部」）から教育推進・学生支援部に移行した（平成 27 年 4 月）。さらに、大学改革に係る業務の増大・高度化への効果的な対応等を目的として、企画・情報部（企画課、国際企画課（平成 28 年度から「国際交流課」）、広報課、情報推進課、情報基盤課により構成）を新たに設置するとともに、大学における IR 機能を強化するため、同部に IR 推進室を設置した（平成 27 年 4 月）。 事務改革に係る連絡調整及び協議を実効的に実施するために、事務改革推進本部会議の下に置く共通事務部長連絡会の構成員を見直し、従来のメンバーである総務部長、共通事務部の部長、事務改革推進室長に加え、事務本部の部長・次長、共通事務部の次長、部局事務部の部長、専門部会の長を構成員とすることとしたうえで、京都大学事務改革推進本		

			部会議要項の改正を行い（平成 27 年 5 月総務担当理事裁定）、事務改革推進連絡会として整備した。 事務本部の組織再編に伴う所掌範囲の適正化の観点から、共通事務部、部局事務部及び事務本部の実務担当者で構成する専門部会（総務・文書、人事、財務、施設、教務、研究、国際及び図書）の見直しを行い、研究国際事務専門部会を研究推進事務専門部会と国際事務専門部会に改めた（平成 27 年 5 月、事務改革推進本部会議）。平成 27 年度は、同部会においてこれまでの事務改革の検証を行うとともに業務改善全般に取り組み、採用時の身元確認書類の簡素化、生存者叙勲・死亡叙勲の添付書類作成業務の負担軽減等、対応可能な事項から順次実施した。 事務改革推進本部会議において第 2 期中期目標・中期計画期間における事務改革の検証・総括及び業務の効率化・集約化を進めた。 検証・総括の主たる内容は次のとおりであった。 ・ 共通事務部設置に伴い、部局ごとに異なる事務手続きの標準化・平準化を進めているが、これを一層推進し効率性を高めるためには教員の理解と協力が必要不可欠であること。 ・ 共通事務部の運営経費については、関係部局の応分負担金を原資としているが、年度途中で生じた新たな事業への対応や主体的に事務改善等を行ううえで困難が生じているので、安定的な財政基盤の確立に向け検討を行う必要があること。 ・ 共通事務部間において事務職員の配置に不均衡が生じていることから、再配置の措置に加え配当定員の見直し等、事務職員の適正配置を図る必要があること。 ・ 事務本部の組織再編については、情報収集、分析、発信及び、学生の国際交流関係業務の教育推進・学生支援の面での連携を深めることができたが、今後は部を越えた連携の強化を図る必要があり、加えて、第 3 期中期目標・中期計画期間では、事務本部各部の機能・役割とその業務内容等について、本学が目指す業務を効果的かつ効率的に行うという観点から検討する必要があること。 ・ 事務職員の定員削減については、計画的に実施しているが、年々高度化し、かつ増大する業務に対応していくのは限界であり、超過勤務や派遣職員の増加等により総人件費の削減には結びついていないこと。また、これらを踏まえ、定員削減以外の総人件費を削減していくための具体的施策や人事制度の弾力化による間接経費の活用等を検討する必要があること。		
--	--	--	--	--	--

				本中期計画については、第2期中期目標・中期計画期間における事務改革として、共通事務部の設置、事務本部の組織再編、人件費削減等を実施し、一定の実績をあげた。これに加え、これらの取り組みについて事務改革推進本部において広範かつ詳細な検証・総括を行い、第3期に向け課題の洗い出しを行うことができたことから、中期計画を上回って実施していると判断した。		
【66】事務情報化の推進を含めた事務の効率化や高度化を図り、効果的な教育・研究・医療に対する支援を充実させ、教職員や学生等に対するサービスを向上させる。		III	(平成22～26年度の実施状況概略) 事務情報化の推進に関して、平成22年度に京都大学教職員グループウェアで構築・サービス提供している機能についてアンケート調査を実施し、その利用状況や要望を取り纏め、問題点・改善すべき事項等に順次対応した。主な改善点を以下に示す。 ・ 全学メールの構築、更新（平成22年度、平成25年度） ・ Web スケジューラについてグループ内共有を可能とする機能改善（平成23年度） ・ 認証不要掲示板の設置（平成24年度） ・ 調査用データ収集システムの構築（平成25年度） ・ スケジュール調整ツールの構築（平成26年度） ・ アンケート作成ツールの構築（平成26年度） ・ 役職者名簿・内線番号一覧と職員録のデータ連携による登録作業の軽減化（平成26年度） 上記改善点のうち、特に全学メールは教職員が日常の業務にも利用できるICTツールとして活用され、効率的な教育・研究・医療の実施に寄与し、総長及び役員等から全教職員宛に大学運営上重要なメッセージを一斉送付するなどにも利用された。また、学生用メールについても、平成25年度にMicrosoftOffice365に移行して24時間365日稼働を確保することで、就職活動等での利用や、学生にとって重要な緊急通報等の伝達を迅速かつ確実なものとした。 事務情報のデータ一元化を実現するため、基幹業務システム（人事・給与システム、財務会計システム及び教務情報システム）を連携させるべく、それらの個々のシステムを、仮想化技術を用いて1つの筐体内で稼働させるのに必要な事務用汎用コンピュータを新たに設置した。人事・給与システム及び財務会計システムについては平成25年度に、教務情報システムについては平成26年度に事務用汎用コンピュータへの移行を完了し、人事・給与、財務及び教務に係るデータを連携して出力す			

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

■京都大学第二期重点事業実施計画の策定・実施（関連計画：56）

第 2 期中期目標期間においても、短期的・個別的な視点に留まることなく、中・長期的及び全学的視点から大学を運営するため、本学が戦略的・重点的に実施すべき「教育推進」、「研究推進」、「学生支援」、「広報・社会連携」、「基盤整備」の各事業について検討し、「京都大学第二期重点事業実施計画」を策定した。これにより、本学の教育国際力の向上を目指し、英語による教育や海外学生への情報発信強化などに取り組む「教育国際化推進事業」、若手研究者支援の充実を図る観点から、研究のスタートアップ支援などに取り組む「若手研究者支援事業」、国際公募により採用した優秀な研究者に自由な研究環境を与え、次世代を担う先見的な研究者の育成に取り組む「京都大学次世代研究者育成支援事業～白眉プロジェクト～」等、計 46 事業を実行した。

■時代の要請に応じた組織の見直しと新しい教育研究体制の構築（関連計画：58）

時代の要請に応じた組織の見直しと新しい教育研究体制を構築すべく、平成 23 年度から全学的な教育研究組織の改革に向けた検討に着手し、改革を進める上での具体的な仕組みとして「10 年後の京都大学の発展を支える教育研究組織改革制度」を策定した（平成 24 年 3 月役員会決定）。これに基づき、企画委員会の下に新たに設けた教育研究組織改革専門委員会において個別の教育研究組織のあり方について各部局と意見交換（熟議）を行うとともに、同専門委員会に外部有識者を加えた合同委員会において全学的な検討を重ね、平成 25 年度には「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」を策定した（平成 26 年 3 月役員会決定）。本骨子に基づき、人事の透明性の確保、新たな教育研究プログラムや学際分野・学術分野の創出、教育研究組織の再編等を柔軟に行える教員組織として学域・学系を構成するため、平成 26 年度は部局長会議の下に「学域・学系制度検討ワーキンググループ」を設置し、総合的かつ集中的な検討を進めた。

■全学的な大学教育改革を実施するための「国際高等教育院」の整備（関連計画：94）

教養・共通教育の発展を目指し、これまでの高等教育研究開発推進機構が企画を担い、実施責任部局が他部局の協力を得て実施を担うという二元的体制を改め、全学共通教育の企画機能を高めつつ、各部局の協力を得て、全学共通教育の企画、調整及び実施等を一元的に所掌する全学責任組織「国際高等教育院」を設置した（平成 25 年 4 月）。これにより、国際標準モデルの大学教育システムの確立や、全学的な教学マネジメント体制の構築等、全学的な大学教育改革の実施を促進した。さらに、平成 26 年度には国際高等教育院に実践的な言語運用能力の向上に係る教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びにこれらの業務の実施に関し必要な調査研究等を行う「i-ARRC」を設置し、カリキュラムとしての学術目的のための英語教育とは別に、それを補完する形で、専門家（英語教育担当教員）が学生一人一人の目的や能力に合わせて最適な教材と学習法をアドバイスすることにより、実践的英語運用能力を効果的かつ確実に向上させる「国際言語実践教育プログラム」の実施に向けた計画や、本学独自の分野別・技能別英語学習教材の開発を開始した。

■機能強化に向けた再配置定員の措置（関連計画：60）

本学の教育・研究・医療活動の更なる発展に向け、全学的な機能を担う組織をはじめ、新たな教育・研究等の諸領域に係る組織などについて、部局の特性や全学的取り組みに配慮しながら、総長が必要と認める教員の定員を全学的な観点から戦略的に措置することを目的として、「戦略定員」制度を第 1 期中期目標期間末の平成 22 年 3 月に創設した。平成 22 年度から平成 24 年度においては、この「戦略定員」として計 130 名を措置した。

その後、運営費交付金の削減に対応しつつ、本学の教育研究の質の維持向上等機能強化を図るための具体的方策として、これまで措置してきた戦略定員の取り扱いと、今後の組織体制の充実や有効な組織再編を促進するために必要な教員を配置するための取り組みに係る検討を行い、「人件費削減、運営費交付金削減への対応と機能強化に向けた取組の方策について」を策定した（平成 25 年 3 月役員会決定）。本方策に基づき、平成 26 年 9 月末を措置期限とした「戦略定員」に係る期限終了後の取扱いについて見直しを行い、平成 26 年 10 月より原則期限の定めのない定員として、あらためて 116 名を部局に措置した。

さらに上記方策に基づき、本学としての特色や強みがさらに発揮できるよう、教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、全学的な視点から措置する「再配置定員」の仕組み

を構築した（平成 25 年 5 月）。この再配置定員として、平成 26 年度に 13 名（うち 12 名は国立大学改革強化推進補助金事業による外国人教員の雇用を促進するための特例措置として優先的に配付する外国人教員）、平成 27 年度に 23 名、平成 28 年度に 8 名（全て同左の特例措置に基づく外国人教員）を新たに措置することとした。

■事務職員の人事制度改革（関連計画：62）

個々の職員の適性及びその資質を考慮した人事配置を行うため、職員が自らキャリアパスを定め、そのキャリアプランについて上司及び人事課が把握する仕組みを作成し、職員のモチベーションを高め、最大限のパフォーマンスを発揮しうる環境を整備した。また、人事評価制度についても見直し、個々の職員の業務について目標管理やその実績に応じたきめ細かい評価制度を構築した（平成 24 年 3 月）。また、独自の採用試験の導入や勤務成績及び能力に応じた昇任・降任基準を新たに導入し、任用制度を見直した（平成 24 年 3 月）。さらに、職と級の一体化、降格・降号制度の導入など給与制度についても見直し、年齢にとらわれない人材登用制度を構築した（平成 24 年度から実施）。

■教育・研究・医療等を支える事務組織の機能強化等を目的とした事務改革の実施（関連計画：65）

全学的な業務及び事務組織の改革については、平成 24 年 2 月に取りまとめた「事務改革に係る基本的な考え方」に基づき、各構内（本部構内文系研究科・研究所、本部構内独立研究科等、吉田南、医学部・病院、病院西・薬学部、北部、宇治地区、桂地区）における業務の効率化・集約化及び集約した業務を実施する共通事務部の設置について、当該構内の事務部長・事務長等で構成する準備室及び実務担当者で構成する業務系統ごとの部会を置き検討を進めるとともに、部局長と事務部長・事務長等で構成する検討会を設け、検討会と準備室間で主要な情報共有を図り、部局長等の意見も踏まえながら効果的に検討を進めた結果、既存の部局事務部で行う業務と集約処理する業務を整理した上で、平成 25 年度から各構内に集約処理する業務を実施するための共通事務部を新たに設置した。

■「京都大学 ICT 基本戦略」の策定

情報のデジタル化、クラウドサービスが台頭してきている中、世界トップレベルの総合大学としての教育・研究活動のより一層の高度化、先鋭化を図

る ICT の実現に向け、京都大学の運営目標に沿った 3 つの「ICT 基本目標」を定めたうえ、その実現に向けて、平成 25 年から平成 33 年の 9 年間を対象に、長期的に ICT をどのように整備し利用していくかを整理・再構築した「京都大学 ICT 基本戦略」を策定した（平成 25 年 7 月役員会決定）。併せて、本基本戦略並びに教育、研究、業務、情報基盤の 4 分野に対して現時点で考える具体的な個別戦略の概要とロードマップを取りまとめた冊子を作成し、教職員へ配付することで、全学に共有を図った。

【平成 27 事業年度】

■「京都大学の改革と将来構想（WINDOW 構想）」の策定（関連計画：56）

本学の基本理念等を踏まえ、向こう 10 年間を見据えて重点的に取り組む目標と今後の実行計画を示した「京都大学の改革と将来構想（通称：WINDOW 構想）」を策定した（平成 27 年 5 月役員会決定）。本構想は、「Wild and Wise」（野生的で賢い学生を育てる）をはじめとする 6 つの目標の下にそれぞれ重点戦略（計 19 戦略）を置き、それに対応する活動計画（計 41 計画）を定めたものであり、パンフレットやホームページ等により公表（平成 27 年 6 月）するとともに、第 3 期中期目標・中期計画素案作成の際の基本とした。

■学域・学系制度の導入に向けた取り組み（関連計画：58）

「京都大学の持続的発展を支える組織改革の骨子」（平成 26 年 3 月 27 日役員会決定）に基づき、平成 26 年度に引き続き、「学域・学系制度検討ワーキンググループ」において学域・学系制の導入に向けて検討を行い、「京都大学の持続的発展を支える組織改革～学域・学系制度検討ワーキンググループ 最終まとめ～」を取りまとめた（平成 27 年 9 月）。運用に向けて規程の制定・改正等を行ったうえで、平成 28 年度より学域・学系制度を導入することとした。

■戦略的な人員配置（関連計画：60）

教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、本学では、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」制度を平成 25 年度から設けている。当該制度により、20 名（うち外国人教員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。これは、「再配置定員（教員）について」（平成 27 年 3 月 25 日役員会決定（一部改正））に基づき、国立大学改革強化推進補助金事業により単年度経費で雇用する外国人教員を次年度以降も運営費交付金により継続雇用するための措置

である。当該外国人教員は、グローバル化を推進する各部局に配置し、当該部局における教育研究を担当するとともに、国際高等教育院における英語による全学共通科目を担当することで、国際的に活躍できるグローバル人材の養成に寄与している。平成 27 年度における当該外国人教員が担当する科目を含む英語による授業科目数は全学共通科目 171 科目(平成 26 年度:114 科目)、各学部・研究科開講科目計 854 科目(平成 26 年度:707 科目)となった。

■年俸制教員を対象とした評価制度の改善(関連計画:98)

年俸制の対象とする職種等について、平成 27 年 4 月には特別経費(国立大学機能強化分)で措置された iPS 細胞研究所の教員や、国立大学改革強化推進事業による外国人教員が、同年 7 月には医学研究科及び医学部附属病院の助教が加わった。これにより、平成 27 年度は 189 名が年俸制に移行した(合計 290 名が年俸制に移行)。

また、年俸制教員に対して教育、研究、社会貢献等における業績、成果、貢献度その他教育研究に必要な能力等に応じて支給するインセンティブ手当に係る評価については、人事制度検討会及び同検討会の下に設置している「教員評価システム原案作成ワーキンググループ」において集中的に検討した結果、評価の基準を全学共通基準と部局固有基準との二つを設け、全学共通基準においては、「賞の受賞」というカテゴリーでノーベル賞、フィールズ賞、日本学士院賞及び紫綬褒章などの賞の受賞者、「外部資金等の獲得」というカテゴリーで科学研究費補助金の特別推進研究の研究代表者についてそれぞれ臨時評価を実施しインセンティブ手当を付与することが決定され、部局固有基準においては、教育に関する業績、研究に関する業績、医療、社会貢献、学外活動に関する業績及び管理運営などについて定期評価又は業績評価を実施しインセンティブ手当又は業績一時金に反映することを決定した(平成 28 年 2 月人事制度検討会及び部局長会議)。

■入学料・授業料免除に係る申請受付業務の一元化

入学料・授業料免除の申請受付業務については、従来各部局窓口において実施していたものを平成 26 年度から教育推進・学生支援部に一元化したところであるが、平成 27 年度は、平成 26 年度の課題を踏まえた改善策として、記載ミスの例示などの申請者に提供する Q&A の充実や窓口に集中する学生の動線の見直し等を行なうことで書類審査業務の負担軽減及び作業の効率化を図り、正確かつ効果的な業務の実行が可能となった。その結果、教育推進・学生支援部担当者の超過勤務時間数が平成 26 年度同時期と比較して 3 割程度

減少する等、大幅な改善がなされた。また、各部局に対してアンケート調査を行ったところ、一元化実施前よりも定量的(全部局教務担当の超過勤務時間数が一元化実施前の平成 25 年度と比べて 15%程度減少した。)にも定性的(受付業務や申請書チェック作業及び、申請者への連絡・対応業務等が削減した等)にも負担の軽減が実現したとの回答が得られた。

■男女共同参画推進アクションプランに基づき各部局の目標・計画を策定(関連計画:57)

平成 27 年度以降の男女共同参画推進計画として、平成 27 年 2 月に策定した「京都大学男女共同参画推進アクションプラン 2015～2020 年度」における①女性リーダーの育成、②家庭生活との両立支援、③次世代育成支援という 3 つの重点目標に基づき、各部局における目標(2015～2017 年度)及びそれを達成するために平成 27 年度に実施する具体的な計画を策定した。

2. 共通の観点に係る取り組み状況

○戦略的・効果的な資源配分、業務運営の効率化を図っているか。

■効果的・効率的な資金配分に向けた取り組み

中長期的な教育研究医療等の発展を実現すべく、効果的かつ効率的な資金配分を図るため、予算編成方針を毎年度定め、これに基づき、全学経費、総長裁量経費等の各種戦略的経費を措置した。主な取り組みを以下に示す。

- ・ 全学経費により、本学の教育研究医療や社会貢献を引き続き発展させるために、大学として支援する必要がある事業、本学の国際力をより一層向上させるために取り組む事業や部局の個性・特色を活かした独自の取り組み及び「設備整備マスタープラン」に基づく教育研究医療活動に必要な設備整備経費等、各部局の状況に応じて多様な支援を行った(平成 25 年度:59 事業 1,972 百万円、平成 26 年度:64 事業 1,356 百万円、平成 27 年度:63 事業 1,463 百万円)。
- ・ 総長裁量経費により、平成 25 年度及び平成 26 年度は、「学生課外活動支援事業」、「若手研究者に係る出版助成事業」、「教育および入試改革事業」、「大学改革に資する事業」及び「その他、魅力・活力・実力ある京都大学を目指すために重点的に取り組むことが必要な事業」に必要な経費を措置した。平成 27 年度は、「次世代を担うグローバル人材の育成に係る事業」、「独創的な学術学際領域の創成及びイノベーション創出に資する事業」、「教育研究の情報発信に係る事業」、「若手研

究者に係る出版助成事業」及び「その他、本学が社会や世界に通じる窓としての役割を果たすために重点的に取り組むことが必要な事業」に必要な経費を措置した。また、総長特別経費として、「入学者選抜試験の実施方法の見直し」や「京都大学東京オフィス移転事業」に係る経費等を措置した（総長裁量経費・総長特別経費 平成 25 年度：27 事業 266 百万円、平成 26 年度：43 事業 261 百万円、平成 27 年度：51 事業 377 百万円）。

- 平成 22 年度に策定した「京都大学第二期重点事業実施計画」により、第 2 期中期目標期間の 6 年間を通じて実施する事業として、「教育推進事業」、「研究推進事業」、「国際化推進事業」、「広報・社会連携事業」及び「基盤整備事業等」の各事業区分に必要な経費を措置した。具体的には、授業料免除枠の拡大、若手研究者のスタートアップ支援、若手教職員の海外派遣、東京フォーラムの開催をはじめとする研究成果発信、建物の耐震化等を実施した（平成 25 年度：28 事業 7,504 百万円、平成 26 年度：23 事業 6,441 百万円、平成 27 年度：22 事業 4,252 百万円）。

■事務組織の再編・合理化に向けた取り組み

平成 25 年 4 月に本部構内（文系）、本部構内（理系）、吉田南構内、医学・病院構内、南西地区、北部構内、宇治地区、桂地区の 8 つの共通事務部を設置し、これまで部局単位で実施してきた業務のうち集約処理する業務を効率的・効果的に実施する組織体制を整備した。続いて、迅速な意思決定による業務の効率化を図るため、人事事務及び施設事務のサテライト化に着手し、施設部に施設環境サテライトセンター（本部構内担当）を、総務部人事課に新たに桂地区、南西地区、医学・病院構内、本部構内（文系）及び北部構内にサテライトを設置し、本部からの権限の委譲を行った。

また、本部事務組織の改革として、教育推進と学生支援の観点から、学生の国際交流関係業務については、教育推進・学生支援部が所掌する学生支援業務との一体化による学生サービスの向上を図るため、旧研究国際部から教育推進・学生支援部に移行した（平成 27 年 4 月）。さらに、大学改革に係る業務の増大・高度化への効果的な対応を図るため、従前、複数の部に分散していた企画、広報、情報に係る部署を統合し、企画・情報部（企画課、国際企画課、広報課、情報推進課、情報基盤課により構成）を新たに設置するとともに、大学における IR 機能を強化するため、同部に IR 推進室を設置した（平成 27 年 4 月）。

■業務運営の効率化に向けた取り組み

業務運営の効率化に向けて、平成 25 年度から平成 27 年度において実施した主な取り組みを以下に示す。

【業務運営の改善に向けた取り組み】

平成 24 年度に設置した部局事務部、事務本部及び共通事務部（平成 25 年度以降）の実務担当者で構成する専門部会（総務・文書、人事、財務、施設、教務、研究国際及び図書の 7 つ）を継続的に設けて各種業務の見直しを進めた。主な取り組みを以下に示す。

- 固定資産管理業務に係る効率化・簡素化（平成 25 年度）
- 受託研究及び共同研究の契約締結に関する事務の権限委譲（平成 25 年度）
- 採用時の身元確認書類の簡素化（平成 27 年度）
- 生存者叙勲・死亡叙勲の添付書類作成業務の負担軽減（平成 27 年度）

【各種会議の見直しに向けた取り組み】

平成 23 年度より開始したタブレット PC を用いたペーパーレス会議により、拡大役員懇談会、部局長会議、教育研究評議会を引き続き実施した。なお、当該会議資料については会議終了後に本学の教職員グループウェアにより PDF データを部局に提供し、引き続き全学的な情報共有を図った。また、平成 25 年度から設置した共通事務部の部長を部局長会議の陪席者及び部長会議の構成員に加え、本部と部局との間で円滑な情報共有を図った。さらに、平成 26 年 10 月より、総長、理事及び副学長から成る理事・副学長会議を設置し、役員間で意見交換・情報共有を行うとともに、全学会議に附議する前段階の案件について事前に十分議論することにより、全学会議において精度の高い議論を行うこととした。

【入学料・授業料免除の申請受付業務の効率化に向けた取り組み】

従来各部局窓口で行っていた入学料・授業料免除の申請受付業務を、平成 26 年度から、WEB 申請システムにより、学務部（平成 27 年度から教育推進・学生支援部）に一元化し、単純大量業務の集約化による効率化を図った。また、平成 27 年度は、前年度の課題を踏まえた改善策として、Q&A の充実や添付書類の提出に訪れる学生の動線の見直し等を行なうことで書類の受付・審査業務の効率化を図った。この結果、教育推進・学生支援部担当者の超過勤務時間数を平成 26 年度同時期と比較して 3 割程度削減することが可能となった。

■人員の柔軟かつ効果的な配置に向けた取り組み

人員の効果的な配置に向けた取り組みについては、以下のとおり実施した。

【戦略定員（教員）に係る取り組み】

「戦略定員の見直しについて」（平成 25 年 9 月 9 日役員会決定）に基づき、平成 26 年 9 月に戦略定員を解消するとともに、116 名の定員を部局に措置した。また、「戦略定員の見直し時に期限を付して措置を認めた定員の取扱について」（平成 27 年 1 月 29 日役員会決定）に基づき、平成 28 年度末及び平成 29 年 9 月末に措置期限が到来する定員について、部局からの継続措置要望に係る審議を行い、9 名の継続措置を決定した。

【再配置定員（教員）に係る取り組み】

教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、柔軟かつ効果的な人員の配置が必要であることから、平成 25 年度に新たに「再配置定員」制度を決定し、全学的な視点から教員の定員の再配置を行った（平成 26 年度：13 名、平成 27 年度：23 名措置。平成 28 年度：20 名を措置することを決定）。

【再配置定員（事務職員）に係る取り組み】

平成 24 年度より、従前の判断基準（業務量、新規事業、期間限定プロジェクト、重点分野への対応）に加え、業務の効率化・集約化という基準を加え、事務職員定員の再配置を実施した。当該定員は、共通事務部の円滑な業務推進や全学的な事務改革に資するものなど、機能強化・充実が必要な部署へ重点的に配置した（平成 25 年度：60 名、平成 26 年度：67 名、平成 27 年度：74 名を措置。平成 28 年度：83 名の措置を決定）。

【新職種の導入に係る取り組み】

平成 26 年度に、総務、経理等の事務の効率化を図るため、新職種として「事務職員（特定業務）」を導入した。当該職員は、主に、反復・継続し、又は所定の手順に従って処理する事務に従事するとともに、当該業務に係る指導又は改善に従事するもの。これにより、掛長、主任等の事務職員について、当該業務に従事する時間（非常勤職員等の指導を含む）を削減し、企画立案・管理運営業務に従事する時間の増加を図った。

○外部有識者の積極的活用や監査機能の充実が図られているか。

■経営協議会の運営への活用及び関連する情報の公表に向けた取り組み

経営協議会においては、概算要求、予算編成方針等について審議している。事前に学外委員から意見及び質問を募り、会議当日に説明・議論することで限られた時間を有効に活用している。また、平成 25 年度に、ガバナンス機能を拡充するため、議事終了後に、総長・役員と経営協議会学外委員が本学の

組織改革等について意見交換を行った。

さらに、平成 26 年度から、本学の研究活動に対する学外委員の認識をより深めることを目的とし、研究施設の実地視察や役員と経営協議会学外委員との意見交換の場を設け、本学の業務運営、教学について意見を聴取するなど会議運営を工夫した。

審議状況については、本学のホームページに議事録を掲載することにより社会に広く公表するとともに、学外委員からの意見の法人運営への活用状況を公表した。

■外部有識者の活用に向けた取り組み

各省庁に勤務する本学卒業生を招いた総長及び理事との意見交換会を開催した（平成 25 年度、平成 26 年度）ほか、首都圏での情報発信の場である東京フォーラム後、政財界で活躍している本学卒業生と総長及び理事との意見交換会を開催し（平成 25 年度、平成 26 年度、平成 27 年度）、幅広く本学の教育研究、運営について意見を聴取した。

■監査機能の充実にに向けた取り組み

監事監査については、監事監査計画等に従って業務監査、会計監査を実施した。毎年実施している定期監査のほかに、「大学の価値向上と社会的責任の推進」（平成 25 年度）「大学の価値及び評価の向上」（平成 26 年度、平成 27 年度）を主テーマとして毎年臨時監査を実施し、監査結果を、総長、役員、部局長、経営協議会へ報告するとともに、「監事監査に関する報告書」として大学ホームページへの掲載や印刷製本の上、学内外へ公表した。

また、平成 26 年度から新たに四者協議会（役員、監事、監査室、会計監査人）の下に担当者連絡会（事務本部各部の部局指導担当及び監査室で構成）を設置し、各監査意見に対する各理事、事務本部担当部の改善状況を取りまとめ、同協議会で報告を行うことにより改善状況の検証を行った。各監査意見への対応が終了するまで継続して報告を行う改善サイクルを構築し、監査結果を業務改善に反映させた。

内部監査については、総長の直轄組織として設置している「監査室」において内部監査計画に従って実施した。平成 25 年度から平成 27 年度においては、外部資金等の執行状況、会計経理の執行状況、物品調達における業者との取引状況、化学物質の管理状況及び学生厚生施設の管理状況に係る内部監査を実施した。これらの監査結果については、総長、部局長等へ報告するとともに、監査対象部局へは、指摘事項に対する改善状況の報告を求めるフォ

ローアップ調査を継続して行うことにより、改善措置の実施を確認した。

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
① 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標	・ 外部研究資金や寄附金その他を効果的に獲得する基盤を強化する。
------	----------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中	年		中	年
期	度	期	度		期	度
【67】 東京地区のオフィスをはじめとした、本学の国内外の拠点を充実させ、大学情報の円滑な発信及び社会との交流を促進する。		III		(平成 22～26 年度の実施状況概略) 国内においては、京都大学東京オフィスにおいて以下の取り組みを実施するとともに、これらのイベントにおいては、基金獲得強化を目的とした基金関連書類を配付した。 - 一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」や本学附置研究所及び研究センターによる連続セミナー「京都大学 品川セミナー」等の講演会・セミナーを開催して大学情報を発信した。 また、「東京で学ぶ 京大の知」等講演会の参加者に対してアンケートを実施し、毎回、講師の熱心な講義に対して感銘を受けたとの声が多く寄せられた。 - 新任社長となった本学卒業生と総長・理事との懇談会を開催し、大学の改革状況について意見交換を行う等、東京地区での情報発信、情報収集に幅広く活用した。 海外においては、海外における本学の活動支援等のため、国外の拠点の充実に係る以下の取り組みを実施した。 - 東南アジア研究所のバンコク連絡事務所やジャカルタ連絡事務所、地球環境学堂のハノイ拠点オフィスについて、地図資料やデータベース、図書等の資料を充実させた。 - 京都大学東南アジアフォーラムを開催し、学術研究成果を東南アジア社会に還元するとともに本学の事業や留学に関する資料を配付した。 - 産官学連携欧州事務所（平成 26 年度から「欧州拠点ロンドンオフィス」）に継続的に駐在員を配置し、英国での産学官連携促進活動と、ロンドンに豊富に集まる有用情報の収集・分析を行うとともに		

				に、フランス、スイス、ドイツ等欧州大陸側への I-U=U-I 活動（海外大学と連携することで、相互の連携企業との関係も構築していく活動）を積極的に進展させ、英国 University College London、英国オックスフォード大学産連部門（ISIS）、フランス国立研究機関（CNRS）等との間に新たに学術交流協定（MoU）を締結し、本学との交流促進を強化した。 「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」の重点施策のひとつとして、全学的な海外拠点の設置・整備を開始し、平成 26 年度には、ドイツ・ハイデルベルク大学内に京都大学欧州拠点ハイデルベルクオフィスを（平成 26 年 5 月）、タイ・バンコク市内に京都大学 ASEAN 拠点を開設した（平成 26 年 6 月）。 - ASEAN 拠点の機能強化を目的として、ASEAN 拠点長が議長を務め、ASEAN 地域研究を実施する部局の長を中心に構成した「ASEAN 拠点ネットワーク会議」を新たに設置した（平成 26 年 12 月）。 なお、東京オフィス等の拠点間の連携を高め有効活用するため、教職員からの要望を受けてテレビ会議システムを設置する等、設備面での充実を図った。		
	【67】国内外の拠点機能を充実させるとともに、情報の発信及び本学との交流促進を強化する。また、これまでの取組を踏まえ、第三期中期目標期間に向けた事業を検討する。	III		（平成 27 年度の実施状況） 大学情報の発信や社会との交流促進のため、国内外の拠点機能の充実に係る以下の取り組みを実施した。 - 国際科学イノベーション棟について、国際的な産官学連携拠点としての活用を開始し、フランス国立科学研究センター（CNRS）及びドイツの Bayer 社が入居し（平成 27 年 4 月）、本学と海外の大学及び企業との交流促進を強化した。 広く社会に対する情報発信を行うため、国内外の拠点を活用した以下の取り組みを行った。なお、これらのイベントにおいては、基金獲得強化を目的として基金関連書類を配付した。 - 京都および京都大学東京オフィスにおいて、新任社長となった本学卒業生と役員との懇談会を開催し、大学の改革状況について説明・意見交換を行った（平成 27 年 7 月、平成 28 年 1、2 月）。 - 京都大学東京オフィスにおいて、研究者と一般市民が歴史と未来について語り合う場として、「品川 de 秋の大学トーク」（平成 27 年 10 月、67 名参加）を実施したほか、一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」として、「生命・いのち ー誕生から死までー」（平成 27 年 7 月）等 4 シリーズ（各 4 回）を開催し		

			(延べ 1,882 名参加)、さらに、「京都市と京都大学との国際学術都市としての魅力向上に関する連携協定」を締結し、これを記念して「京都ブランドの構築に参加し、楽しむ」をテーマとした講演会を実施した（平成 28 年 3 月、76 名参加）。東京オフィスについては、平成 27 年 5 月に学内アンケートを実施し、教職員から、研究会や公開講演会の実施など東京での活動における拠点として非常に有用であるとの意見が多く寄せられた。 ・ 東南アジア研究所のジャカルタ連絡事務所及びバンコク連絡事務所を活用して、「東南アジアネットワークフォーラム」をマレーシア（平成 28 年 2 月）、タイ（平成 28 年 3 月）、インドネシア（平成 28 年 3 月）において開催し、拠点形成を図った。また、本フォーラムでは京都大学の事業や留学に関する資料を配付する等情報発信を行った。 「京都大学の国際戦略（2x by 2020）」の重点施策の一つである「国際化推進に必要なインフラの充実」に基づき平成 26 年度に設置した全学的な海外拠点（京都大学欧州拠点、京都大学 ASEAN 拠点）において、以下の学術交流、学生交流及び I-U=U-I 活動（海外大学と連携することで、相互の連携企業との関係も構築していく活動）等の取り組みを行った。 【欧州拠点】 ・ 本学とブリストル大学及びハイデルベルク大学との共催シンポジウム「<u>Bristol-Heidelberg-Kyoto Symposium</u>」を実施し、交流実績を踏まえて設定した高齢化、植物学、材料科学、移民研究及びジェンダーの 5 つの研究課題に係る分科会の開催を支援した（平成 27 年 11 月、延べ約 120 名参加）。 ・ 英国のオックスフォード大学産学連携部門 (ISIS)、英国の University College London 産学連携部門 (UCLB) 及びフランス国立科学研究センター (CNRS) と締結した産学連携に関する部局間学術交流協定を活用し、本学の特許技術移転活動を引き続き実施した。 ・ フランス国立科学研究センター (CNRS) から、平成 27 年 10 月より 1 名を客員准教授として受け入れ、研究活動マッピング、知財ポートフォリオ、研究者情報等の交換や法務・契約に関する実務的意見交換を開始した。 平成 26 年 8 月より開始した英国に拠点を有するダイソン社、ジョ	
--	--	--	---	--

			ンソン&ジョンソン社等の企業や現地駐在の日系企業との情報交換について、平成 27 年度においても継続して平成 26 年度に引き続き実施した。 ・ ドイツのグローバル企業 BASF 社と、共同研究課題の探索を目的とした包括連携契約を締結した（平成 27 年 6 月）。 【ASEAN 拠点】 ・ ヤンゴン大学との大学間学術交流協定の締結式及びミャンマーと共同研究を実施している工学・防災分野の教員によるシンポジウムを実施した（平成 27 年 9 月、シンポジウム：140 名参加）。 ・ <u>ASEAN 拠点ネットワーク会議を 3 回開催（平成 27 年 4 月、9 月、10 月）し、同会議を中心に科学技術振興機構国際科学技術共同研究推進事業（戦略的国際共同研究プログラム）「国際共同研究拠点」に申請し、本学、タイ国立科学技術開発庁（NSTDA、タイ）、インドネシア科学院（LIPI、インドネシア）及びマレーシア日本国際工科院（MJIIT、マレーシア）による共同研究課題「日 ASEAN 科学技術イノベーション共同研究拠点（JASTIP）」が採択された（平成 27 年 9 月）。</u> <u>第 3 期中期目標期間にむけて、品川に設置していた東京オフィスについて、役員会において学内の意見を参考に利便性の向上に向けた検討を重ねた結果、より都内のアクセスが至便である丸の内への移転を決定した（平成 27 年 7 月）。</u>また、これまでの取り組みを検証した結果、各事業の実施が情報発信・社会との交流促進に寄与していると判断し、第 3 期中期目標期間においても引き続き各事業を実施していくこととした。		
【68】 本学独自の研究支援体制を整備、活用して、競争的研究資金への申請に対する支援を強化する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業（平成 23 年度採択）、文部科学省「研究大学強化促進事業」（平成 25 年度採択）及び「京都大学第二期重点事業実施計画」における「京都大学 URA ネットワーク構築事業」等の自主経費により、計 44 名（平成 26 年度末現在）のリサーチ・アドミニストレーター（URA）を平成 24 年度に新たに設置した学術研究支援室及び部局 URA 組織に配置し、科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ等）などの競争的資金等の継続的獲得に向けた支援を展開した。また、平成 25 年度には「京都大学 URA ネットワーク運営協議会」を設置し、部局 URA 組織及び産官学連携本部等の研究支援組織や特定的大型研究プ		

			プロジェクトで雇用されている URA との連携に係る事項を審議する体制を整えるとともに、URA 業務の円滑な実施とネットワークの緊密な連携を図るための「URA ネットワーク定例会議」（原則月 1 回）を開催することとした。さらに平成 26 年度には学術研究支援室に新たに部門制（統括・企画部門、国際戦略部門、産学連携・情報部門、学際融合部門等）を導入するとともに、室長、副室長、部門長等の役職を設け、権限と責任を付与し、組織的な対応が可能となるような制度設計とすることで、国際交流推進機構（平成 27 年度末廃止。後継組織として平成 28 年度から「国際戦略本部」及び「国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター」設置）、産官学連携本部、情報環境機構、学際融合教育研究推進センター等の全学支援組織と学術研究支援室との円滑な連携体制を構築する等、京都大学 URA ネットワークを強化した。 その他、科学研究費助成事業の研究計画調書の作成等に関するポイントをまとめた『科研費申請書の教科書』の作成や、研究・国際交流・教育に関する各府省庁、公益法人、民間企業等が実施している事業の公募情報を一元化し、網羅的に情報を集約するとともに、検索機能等を付与することによって、ユーザーの利便性を追求したサイトである<u>京都大学公募型資金情報サイト「鎗（やり）」の構築</u>、学内に散在している研究費申請・獲得情報や論文情報等の定量的なデータに、研究者に対するヒアリングを通じて得た定性的なデータも加えた学内研究者の網羅的な研究者情報を収集する<u>研究者情報環境基盤整備事業（P-MAX プロジェクト）の実施</u>等、研究費の獲得に向けた本学独自の様々な取り組みを展開した。		
	【68】競争的資金や助成金などの外部資金の獲得に向けて、学術研究支援室を中心に申請に対する支援の強化を図るとともに、京都大学リサーチ・アドミニストレーター（URA）ネットワークの運用方法について、前年度の検証結果に基づき第三期中期目標期間における方針を検討する。	IV	（平成 27 年度の実施状況） 文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」（平成 23 年度採択）及び文部科学省「研究大学強化促進事業」（平成 25 年度採択）により、本部 URA として学術研究支援室に 24 名（シニア URA4 名、URA20 名）、部局 URA として 16 名（シニア URA4 名、URA12 名）の配置を行い（平成 27 年度末現在）、科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業（CREST、さきがけ等）などの競争的資金等の継続的獲得に向けた支援を展開した。平成 27 年度は本部 URA 及び部局 URA が一体となり、競争的資金等（科学研究費助成事業、CREST、さきがけ等）の公募に係る学内説明会の開催や申請書のチェック等、全学的な支援を強化し、科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業、さらには国際科学技術共同研究推進事業等、URA が支援した多数の競争		

			的資金等への申請が採択に繋がった。 研究担当理事の下に設置した研究戦略タスクフォース会議等において、学術研究支援室や京都大学 URA ネットワークの支援体制及び制度について、ガバナンス、業務の範囲、規模、雇用の安定等多面的な検討を進め、①学術研究支援室と各地区 URA 室の連携及び各地区 URA 室間の連携を促進すること、②各地区 URA の人員規模の制約を解消すること、③URA の学内での流動性を高めることを目的に、第 3 期中期目標期間の初年度である平成 28 年度より全ての URA の所属を学術研究支援室とすることとした。 本年度計画においては、学内の研究者の積極的な協力もあり、URA の設置前である平成 24 年度の科学技術研究費については申請 2536 件、採択 1064 件、採択額 5,494,060 千円であったが、平成 27 年度においては申請 3063 件、採択 1124 件、採択額 5,952,960 千円となったことから、年度計画を上回って実施していると判断した。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
②経費の抑制に関する目標

中期目標	(1) 人件費の削減
	・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
	(2) 人件費以外の経費の削減
	・ 業務運営の効率化を図り、管理的経費を削減する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウエイト	
		中期	年度		中期	年度
(1) 人件費の削減						
【69】「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成 18 年度からの 5 年間に おいて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成 23 年度まで継続する。		IV	(平成 22～23 年度の実施状況概略) 平成 21 年度に決定した「第二期中期目標期間における人件費・定員管理の在り方に関する基本方針」（平成 22 年 2 月役員会決定）に基づき、 <u>全学的な観点から戦略的に教員を措置する「戦略定員」制度（平成 22 年 3 月 29 日役員会決議）を策定し、平成 22 年度は 101 名の措置を行った。</u> なお、同方針に基づく総人件費改革の実行計画の達成に向け、教員についてはシーリングによる雇用の抑制、職員については人員の削減の実施と併せて、業務の見直しやアウトソーシング化に取り組んだ結果、平成 18 年度からの 5 年間に おいて、5%以上の人件費削減を達成した。 平成 23 年度においては、引き続き 20 名の戦略定員の措置を行ったほか、既措置分の一部変更（措置期限の延長等 3 事項）を行った。また、 <u>教員のシーリングによる雇用の抑制、職員については人員の削減の実施により、平成 18 年度からの 6 年間に おける人件費削減率は 8.97%となった。</u> 本中期計画については、平成 18 年度からの 5 年間で 5%以上の人件費削減を計画通り達成しただけでなく、平成 18 年度からの 6 年間で 8.97%の人件費削減を達成したことから、中期計画を上回って実施したと判断した。			

			(平成 27 年度の実施状況) 当該中期計画は平成 23 年度に完了した。		
(2) 人件費以外の削減					
【70】全学的な経費削減方策等の企画立案・実行体制を整備する。		III	(平成 22～24 年度の実施状況概略) 全学的な経費削減方策を検討する体制としては、平成 22 年度に、財務担当理事、理事補、研究推進部や総務部等の本部各部職員及び部局の教職員（計 23 名）で構成する経費削減・有効利用プロジェクトチームを設置した。 管理的経費について、複写機の調達方法の見直しによる複写機経費の削減により、平成 22 年度は対前年度比約 33,000 千円のコスト削減効果を得たほか、従来郵送していた振込通知を電子メール化することで平成 23 年度は対前年度比 8,200 千円のコスト削減効果を得た。 経費削減方策の全学展開を図るために、経費削減方策の実施状況を全学的にモニタリングし、得られた経費削減効果や問題点等の情報については、本学の教職員ポータル（グループウェア）に「経費削減情報 Navi」として掲載し、全学に情報共有した。平成 24 年度からは、各部局等の取り組み事例の中から推奨すべき取り組みを別途具体的に示すことで、さらなる経費削減方策の積極的な実施を促した。		
			(平成 27 年度の実施状況) 当該中期計画は平成 24 年度に完了した。		
【71】実施した経費削減方策及び契約の競争性、透明性を定期的に検証するとともに、経費の削減についての教職員の意識を向上させるための研修を行う。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 物品購入等の随意契約事項について毎年度全学的に点検を実施し、必要に応じて部局に対して競争入札への移行等指導を行った。また、経費の削減についての教職員の意識を向上させるため、教員に対しては新規採用教員研修会（毎年原則 5 月、11 月実施、平均 382 名参加）において、職員に対しては新採用職員研修（毎年原則 4 月、10 月実施、平均 55 名参加）や財務会計に関する講習会（平成 25 年 11 月・12 月実施、47 名参加）等において、コスト削減・資源の有効活用に関する説明を行ったほか、決算状況の比較資料として、毎年度部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。さらに、支出が多かったデジタル複合機の保守料や PPC 用紙の購入を削減するため、教職員を対象としたデジタル複合機を活用した紙媒体の出力最適化などに関する e-Learning 研修を実施した（平成 24 年 3 月～平成 24 年 9 月、実施部局数延べ 71）。		

			各部局等における経費削減方策の積極的な実施を促すため、平成 23 年度から経費削減方策に係る取り組み事例について部局に対して照会を行い、「経費削減情報 Navi」として取りまとめ、本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。なお、経費削減情報 Navi 第 4 版及び第 5 版の公表に当たっては、併せて特に推奨すべき取り組み事例を「経費削減情報 Navi ダイジェスト版」として公表した。平成 26 年度には、「経費削減情報 Navi」をさらに効果的で活用しやすいものとするべく、教職員グループウェア上で情報の閲覧及び新規取り組み事例の登録等が行えるシステムを開発し、運用を開始した。	
	【71】経費節減に対する教職員の意識を効果的に高めるための研修や決算状況の比較資料による情報提供等を行う。また、経費削減方策の効率性を高めるために、特に有効な取組の実施を促すとともに、経費削減方策に係る取組事例を教職員ポータルにて公開する。さらに、前年度締結の随意契約について点検をし、契約方式の見直しが必要なものについて指導する。	III	（平成 27 年度の実施状況） 経費削減への教職員の意識向上を図るため、教員に対しては新規採用教員研修会（平成 27 年 5 月・10 月、平均 386 名参加）において、職員に対しては新採用職員研修（平成 27 年 4 月・10 月、平均 33 名参加）において、コスト削減・資源の有効活用に関する説明を行った。決算状況の比較資料による情報提供については、平成 26 年度部局別財務状況及び勘定科目別財務状況を教職員グループウェア上で公表した（平成 27 年 7 月）。 平成 26 年度以降の経費削減方策に係る取り組み事例については、教職員グループウェア上の「経費削減情報 Navi システム」にて随時公開した。また、各部局等での経費削減の取り組み状況（印刷コストの削減）を取りまとめるうえ、メールにて部局等へ送付することで取り組み実施を促進した（平成 28 年 3 月）。 平成 26 年度締結の物品購入等の随意契約事項について点検し、部局に対して競争入札への移行等必要な指導を行った（平成 27 年 9 月）。	
			ウェイト小計 ウェイト総計	

I 業務運営・財務内容等の状況
(2) 財務内容の改善に関する目標
③資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標	- 資金を安全かつ安定的に活用する。 - 資産の有効活用及び施設運用管理の改善を行う。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中	年		中	年
【72】安全かつ安定的な資金運用を行い、その運用益を教育研究等経費に戦略的に充当する。				（平成 22～26 年度の実施状況概略） 毎年度「資金管理計画」を定め、適切な資金運用を実施した。本学では、前年度実績をベースとして当該年度の増減要因を加味して資金運用見込額を算出しているが、資金繰り状況を迅速かつ正確な情報に基づき把握し、精度の高い資金繰りにより資金運用を行う等、適切な資金運用を実施した結果、平成 23 年度（当初の見込額を 12 百万円上回る 261 百万円）、平成 24 年度（当初の見込額を 32 百万円上回る 290 百万円）及び平成 25 年度（当初の見込額を 11 百万円上回る 286 百万円）においては、見込以上の運用益を得ることができ、それを運営費交付金における大学改革促進係数の影響額に充当する等の措置を行った。		
	【72】資金管理計画を策定し、これに基づき資金を管理・運用し、運用益を教育研究等経費に充当する。	III	III	（平成 27 年度の実施状況） 本学では、前年度実績をベースとして当該年度の増減要因を加味して資金運用見込額を算出しており、平成 27 年度においては以下のとおりとした。 ①長期運用：市場の低金利傾向を見込み、前年度実績額（171 百万円）から 29 百万円減の 142 百万円とした。 ②短期運用：市場の低金利傾向を見込み、前年度実績額（88 百万円）から 40 百万円減の 48 百万円とした。 「平成 27 年度資金管理計画」（平成 27 年 3 月役員会決定）に基づき資金を管理・運用した結果、平成 27 年度の長期運用実績は、長期金利の回復により、見込額に比べ 5 百万円上回る 147 百万円となった。短期運用実績は、取引金融機関の新規開拓に努め、当初の見込額を 27 百万円上回る 75 百万円となり、合計の運用益は 222 百万円となり、これを		

【73】農場等の学外共同利用及び設備の学内外共同利用等を進めるとともに、保有資産の利用状況等を定期的に確認する等して、資産を有効に活用する。			教育研究経費に充当した。 (平成 22～26 年度の実施状況概略) 本学農場において、京都教育大学、大阪教育大学、奈良女子大学等大学の単位認定を伴う授業の一環として講義・実習を行うとともに、市民や小中高生向けに公開講座や見学会等を実施する等、広く学外者の利用に供した。また、<u>本学が有するフィールド実習施設を他大学の利用に供することを目的とし、平成 22 年度教育関係共同利用拠点に係る認定申請を行った結果、フィールド科学教育研究センターの瀬戸臨海実験所及び舞鶴水産実験所について、それぞれ「黒潮海域における海洋生物の自然史科学に関するフィールド教育共同利用拠点」、「日本海における水産学・水圏環境学フィールド教育拠点」として認定され、平成 23 年度から供用を開始した。</u> 保有設備の学内外共同利用を促進するため、平成 23 年度からデータベースの構築を進め、平成 24 年度には本学教職員を対象に「大型設備検索システム」の運用を開始した。さらに、平成 26 年度には、学外にも共同利用を促進するため、設備整備ワーキンググループにおいて意見交換を行ったうえで、学外への保有設備データの公開を開始した。 <u>土地・建物を含む保有資産の利用状況については、随時現地調査を実施し、必要に応じて会計内部監査実施時にヒアリングを行うことで把握した。</u>職員宿舎については、今後の利用が見込めないと判断された宿舎の廃止や集約化を順次実施した。また、平成 25 年度に民間資金の活用を含めた大学全体の宿舎整備計画を検討するためのワーキンググループを施設部内に立ち上げ検討を進め、施設整備委員会において職員宿舎整備方針を定め（平成 26 年 5 月）、耐震性能を満たしていない職員宿舎について、建替え、改修及び廃止する宿舎をそれぞれ決定した。特に熊野職員宿舎の整備に当たっては、民間事業者土地を貸し付け、設計・整備・運営・維持管理を含め大学に費用負担のない独立採算型の事業手法を採ることとし、平成 26 年度に事業者を選定した。
	【73】保有設備のデータベースを学外に公開し、学外共同利用を促進する。また、保有資産の利用状況調査を実施し、利用が不十分なものについて部局に利用計画の提示を求め、不用と判断された資産は適切に処分する。さらに、前年度に実施した利用状況調査の結果に基づき、第三	IV	(平成 27 年度の実施状況) 平成 26 年度より学外へ公開している保有設備のデータベースについて、公開内容の追加及び更新を行うため、まずは学内データベースの更新依頼を行った（平成 28 年 3 月）。また、保有設備の学外共同利用を促進するため、設備の共同利用実施に係る手続き等を示した「設備の共同利用に関するガイドライン」を財務委員会の下に設置する設備整備ワーキンググループにおいて意見交換を行ったうえで、策定した（平成 27

	期中期目標期間における取組事項を検討する。	年6月財務担当理事決定)。 <u>保有資産については、利用状況を確認するとともに、利用状況や老朽化の程度も同時に確認し、利用計画がなく不用と判断した資産を有する部局に対しては、適切に処分するよう指導した。</u>なお、平成26年度の実査における確認結果等に基づき、実査等の精度の向上及び実査作業の負担軽減について検討し、平成27年度については対象資産の基準日を3月31日現在に変更のうえ実査を実施した。また、<u>平成27年度の実査完了後に課題を洗い出し、第三期中期目標期間における取り組み事項についての検討を開始した。</u> なお、その他資産の有効活用については、職員宿舎の効率的な活用のため、職員宿舎整備方針(平成26年5月施設整備委員会)に基づき、耐震性能を満たしていない職員宿舎の改修及び廃止について、以下の取り組みを実施した。 ・ 熊野職員宿舎整備・運営事業については、入居者退去を完了し(平成27年7月)、とりこわし及び埋蔵文化財調査が完了した(平成28年2月)。また、事業者において設計及び建替工事の準備を開始した。 ・ 熊取職員宿舎8号棟及び宇治職員宿舎5号棟の改修工事が完成し、前者は平成27年9月から、後者は平成28年1月から供用を開始した。 ・ 平成27年度末に廃止後、とりこわしを予定している桂及び香里職員宿舎の更地の活用について、平成28年度に売却することを経営協議会及び役員会において決定し(平成27年10月)、更地売却に向けての近隣事前説明及びとりこわし工事の設計業務を開始した。 <u>本学が有するフィールド実習施設を他機関の利用に供することを目的とし、平成27年度「教育関係共同利用拠点」にフィールド科学教育研究センターの芦生研究林・北海道研究林・上賀茂試験地(3施設合同)、瀬戸臨海実験所、舞鶴水産実験所の3施設を申請し、全ての施設が認定され(平成27年7月)、学外利用に供することとなった。</u> 本中期計画については、以下の取り組みの実施により、中期計画を上回って実施していると判断した。 ・ 耐震性能を満たしていない宿舎や、入居率の悪い宿舎、単身用宿舎の個数不足等の課題を解決することを目的として、宿舎整備方
--	------------------------------	--

			針を策定し、宿舎全体を適正な規模に整理・統合するために建替え及び耐震・改修を行う宿舎を決定しただけでなく、廃止する宿舎も決定した。 ・ そのうち熊野職員宿舎については、これまで大学が直接管理していたところを、民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用を図るため、事業者土地に貸し付け、設計・整備・運営・維持管理を含め、大学に費用負担のない独立採算型の事業手法による「京都大学（川端）熊野職員宿舎整備・運営事業」を企画し実施に至った。 ・ 廃止宿舎のうち桂及び香里職員宿舎については更地にし、売却することを決定した。この土地の売却益を活用する方策として、吉田キャンパス近隣の土地を購入し、留学生宿舎として活用することを検討している。		
【74】全学的に利用する建物や総合研究棟等の維持・運用管理体制を整備する。			（平成 22～26 年度の実施状況概略） <u>全学共同利用建物や複数部局共有建物を効率的に管理・運用するため、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、既存の 14 棟について管理事務を共用施設アセットマネジメントセンターに一元化した。また、それらの管理主体・責任体制を明確にした「管理主体・責任体制一覧表」を作成し（平成 23 年度）、毎年度更新した。さらに、平成 25 年度には各建物の管理マニュアルに共通する事項を取りまとめた統一マニュアルを作成した。</u> この取り組みの結果、学内で複数建物を利用する研究者、部局等にとっても利便性が高まる等、管理業務等の効率化を図ることができた。		
	【74】全学共同利用建物や複数部局共有建物の管理主体・責任体制を明確にし、管理の一元化を図るとともに、管理マニュアルを整備する。また、建物維持管理の一層の合理化を図るため、管理機能の検証を行い、効率的な管理方策を検討・実施する。	III	（平成 27 年度の実施状況） <u>全学共用利用建物や複数部局共有建物の管理主体・責任体制を明確にし、管理の一元化を図るため、「全学共用利用建物や複数部局共有建物の管理一覧表」を更新した（平成 27 年 4 月）。また、平成 27 年度からの新規管理建物（工学 RI 研究実験棟、国際科学イノベーション棟及び東一条館）に関する管理マニュアルの整備を行った。</u> 建物維持管理の一層の合理化を図るため、平成 26 年度において見直しを行った管理組織及び管理機能等について、平成 27 年度は、ローム記念館において、各研究室まで認証 IC カードや学生証の認証機能により入退室できるよう整備した。（平成 27 年 10 月）。また、<u>建物の管理人業務（受付・案内・巡回等）の外注化に向けた検討を行い、平成 28 年度より宇治先端イノベーション棟及び北部総合教育研究棟における</u>		

			アウトソーシングを実施することとした（平成 28 年 3 月）。 建物維持管理の一層の合理化を図るため、見直し等を行った管理機能等の取り組みについて、認証機能により入退室管理の簡易化及びセキュリティにおける安全性を高めることができる等、管理業務等の効率化を図ることができた。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

■部局運営活性化経費の創設

基盤教育研究経費の一定割合分を留保し、本学の実教育研究活動の更なる活性化に繋がる各部局の積極的な活動や特色ある取り組みなどに対して、インセンティブの付与として再配分する「部局運営活性化経費」を創設し、教育研究支援体制の強化や教育研究環境の整備等の取り組み（53 部局、計 486 百万円）に対して措置した。さらに、平成 23 年度においては、部局運営活性化経費に、「指標型」（中期目標・中期計画に基づく本学の重点課題に対して、各部局の積極的な取り組みの促進を目的として措置するもので、各部局が自ら設定した課題とその達成度について、数値目標等の指標を用いて評価し、その評価結果に基づき予算を措置するもの）及び「事業型」（多様化する現代社会に対応した京都大学の教育研究の発展を支えるための組織見直しや改編、部局間の再編・統合等を行うために必要な事業に対して予算を措置するもの）の 2 項目を設けた。

■京都大学リサーチ・アドミニストレーター（URA）ネットワーク構築事業の実施（関連計画：68）

文部科学省「リサーチ・アドミニストレーターを育成・確保するシステムの整備」事業（平成 23 年度採択）、文部科学省「研究大学強化促進事業」（平成 25 年度採択）及び「京都大学第二期重点事業実施計画」における「京都大学 URA ネットワーク構築事業」等の自主経費により、計 44 名（平成 26 年度末現在）のリサーチ・アドミニストレーター（URA）を平成 24 年度に新たに設置した学術研究支援室及び部局 URA 組織に配置し、科学研究費助成事業や戦略的創造研究推進事業（CREST、さがけ等）などの競争的資金等の継続的獲得に向けた支援を展開した。また、平成 25 年度には「京都大学 URA ネットワーク運営協議会」を設置し、部局 URA 組織及び産官学連携本部等の研究支援組織や特定の大規模研究プロジェクトで雇用されている URA との連携に係る事項を審議する体制を整えるとともに、URA 業務の円滑な実施とネットワークの緊密な連携を図るための「URA ネットワーク定例会議」（原則月 1 回）を開催することとした。さらに平成 26 年度には学術研究支援室に新たに部門制（統括・企画部門、国際戦略部門、産学連携・情報部門、学際融合部門等）を導入するとともに、室長、副室長、部門長等の役職を設け、権限と責任を

付与し、組織的な対応が可能となるような制度設計とすることで、国際交流推進機構（平成 27 年度末廃止。後継組織として平成 28 年度から「国際戦略本部」及び「国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター」設置）、産官学連携本部、情報環境機構、学際融合教育研究推進センター等の全学支援組織と学術研究支援室との円滑な連携体制を構築する等、京都大学 URA ネットワークを強化した。

■「経費削減情報 Navi」の作成（関連計画：71）

第 2 期中期目標達成に向けて、さらなる業務の効率化及び管理経費削減を進めるため、平成 23 年度から毎年度経費削減方策に係る取り組み事例について部局に対して照会を行い、「経費削減情報 Navi」として取りまとめ、本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。なお、経費削減情報 Navi 第 4 版及び第 5 版の公表に当たっては、併せて特に推奨すべき取り組み事例を「経費削減情報 Navi ダイジェスト版」として公表した。平成 26 年度には、「経費削減情報 Navi」をさらに効果的で活用しやすいものとするべく、教職員グループウェア上で情報の閲覧及び新規取り組み事例の登録等が行えるシステムを開発し、運用を開始した。

■大型設備データベースの公開（関連計画：73）

本学が所有する大型設備の学内での共同利用については、各部局の資産事務担当部署に一覧を送付することで情報共有を行ってきたが、より効率的な大型設備情報へのアクセスを可能にし、一層の共同利用促進を図るため、「大型設備データベース」を作成した（平成 24 年 12 月）。本データベースを全学的に周知するため、教職員グループウェアへの掲載及び「大型設備データベースの公開について」として通知し、大型設備の共同利用を促した。

【平成 27 事業年度】

■戦略的な経費配分

教育研究の一層の充実発展を図ることを目的として、総長のリーダーシップの下、重点的に取り組む事業に必要な経費を措置する「総長裁量経費」の採択に当たっては、平成 27 年度から、中期計画及び年度計画との関連や前年度の取り組み実績を考慮することとし、より一層中期目標の達成に向けて総長のリーダーシップを発揮できる仕組みにした。

平成 26 年度から文部科学省「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠」の採択を受け、改革加速期間中の取り組みとして、「グ

ローバル化」、「人事制度や組織改革等の機能強化」、「入試」の各分野を総長のリーダーシップにより取り組むべき最重要課題として 8 事業を選定し、平成 26 年度に引き続き経費措置を行った（平成 27 年度措置：713 百万円）。

■他大学との共同調達の実施（関連計画：70）

教育研究活動を効果的に支援し、物品調達事務の合理化及び簡素化、並びに運営経費等の削減を図ることを目的として、本学と国立大学法人京都工芸繊維大学による「物品等の共同調達に関する協定」を締結した（平成 26 年 7 月）。これに基づき、平成 27 年度より、PPC 用紙の共同調達を実施し、平成 26 年度と比較して 1,253 千円のコスト削減につながった。

2. 共通の観点に係る取り組み状況

○財務内容の改善・充実が図られているか。

■経費の削減、契約の透明性確保及び資金の効果的な運用に向けた取り組み

経費の削減、契約の透明性確保及び資金の運用に向けた取り組みについては、以下のとおり実施した。

【経費の削減に向けた取り組み】

学内で実施している経費削減の実施状況をモニタリングし、得られた経費削減効果や問題点等の情報について、「経費削減情報 Navi」として取りまとめ、本学の教職員グループウェアに掲載し全学に公表した。

なお、経費削減情報 Navi 第 4 版及び第 5 版の公表に当たっては、併せて特に推奨すべき取り組み事例を「経費削減情報 Navi ダイジェスト版」として公表した。平成 26 年度には、「経費削減情報 Navi」をさらに効果的に活用しやすいものとすべく、教職員グループウェア上で情報の閲覧及び新規取り組み事例の登録等が行えるシステムを開発のうえ、運用を開始し、全学的に経費削減に向けた情報共有を図った。

また、教職員に対して、新規採用者向けの研修等の場を用い、コスト削減や資源の有効活用について説明を行った。

【契約の透明性確保に向けた取り組み】

随意契約の適正化に係る取組として、平成 19 年 12 月に策定した「随意契約見直し計画」に基づき、真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行したため、平成 22 年度から、事務本部において、随意契約とした内容・理由について部局担当者や業者にヒアリングを行う等、点検・見直し

を実施しており、平成 25 年度から平成 27 年度においても引き続き実施した。その上で、各部局に対し、点検結果並びに契約の競争性・透明性の確保について文書にて通知を行った。また、毎年度学内の契約事務担当者向けに講習会を開催し、契約事務の適正化について啓発を行った。

【資金の効果的な運用に向けた取り組み】

資金の運用に向けた取組としては、会計規程等の定めるところにより有効かつ適切な「資金管理計画」を定め、迅速で正確な情報に基づく資金繰計画を策定し、資金の有効な運用による利益の確保を図った。

■財務情報に基づく財務分析結果の活用に向けた取り組み

財務会計システムから抽出した決算データを用い、毎年度、財源別執行状況等の財務分析資料を全学に提供した。提供後に実施するアンケート結果を踏まえて、一般管理費勘定科目別執行状況等の項目追加等、各種財務データをより効果的に活用できるよう内容の工夫を行った。

また、当該資料に、経年推移や部局間の比較分析等を行う際の活用参考例を添えて全学に配付し、教職員に対し、経費削減に関する啓発を行った。

■継続的・安定的な病院運営に向けた取り組み

病院の安定的経営を図るために、病院長の諮問機関である病院運営企画室による診療科（部）別運営カンファレンスを毎年実施している。ここでは、年度当初に策定した病院経営改善計画の目標を示して目標達成を要請するとともに、各診療科（部）の課題等を聴取し、病院として取り組む必要がある課題の洗い出しを行った。具体的には、平成 27 年度においては、消費税増税の影響が引き続きあるなか、12 月に行った新病棟への移転などにより、病床稼働の減少が懸念されたため、病床運用を統括する組織としてベッドコントロールセンターを院内のセンターとして制度化し、病床の効率的な運用が実現できるよう機能を強化して、稼働率の維持、向上を図った。

また、病院としての自己収入の増加を目指し、広く一般市民からの寄附の受皿として「京大病院基金」を創設し、平成 28 年 3 月より募集を開始した。寄附金は、患者サービスの充実など患者に直接還元される事業等に充てることとしている。

I 業務運営・財務内容等の状況

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

① 評価の充実に関する目標

中期目標	・ 自己点検・評価並びに第三者評価機関等による評価の結果を大学運営の改善に活用する。
------	--

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【75】自己点検・評価の実施状況、第三者評価機関の評価結果等をホームページ等により学内外へ公表し、意見聴取する等して、改善に向けた取り組みを充実させる。			IV	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 大学全体の自己点検・評価の実施について、平成 23 年度の大学評価委員会において、実施時期、実施体制、項目、結果の公表及び結果に基づく改善サイクルについて示した「京都大学における自己点検・評価の基本方針」を決定した。これに基づき、各部局における自己点検・評価に加えて、平成 24 年度末及び平成 26 年度末を基準日として、大学全体としての自己点検・評価を実施した。 第三者評価機関による評価としては、各事業年度における業務の実績に関する評価、大学機関別認証評価（平成 25 年度）、専門職大学院認証評価（法科大学院及び公衆衛生系専門職大学院、平成 25 年度）を受審した。 各評価結果については速やかに本学ホームページへの掲載により公表するとともに、点検・評価の過程で明らかとなった課題については、平成 23 年度に決定した手順に則って、評価担当理事から当該事項を所掌する理事又は関係部局長へ改善を要請し、一定期間経過後に改善結果の報告を求める等継続的なフォローアップを実施することで、改善に向けた取り組みが適切に実施されていることを確認した。また、学内外関係者の意見を聴取するに当たり、本学では、学士課程に加え修士課程及び博士課程でも多くの学生を擁し就学や卒業後の状況が多様であり、特に卒業（修了）生を対象とするアンケートを統一的に実施することが難しい状況があったことから、事務担当者によるワーキング・グループを設け改善方策の検討を進め、平成 26 年度に「京都大学 教育の質の向上のためのアンケートシステム」を構築した。これにより、聴取対象者や時期の統一と集計作業の負担の軽減を実現し、関係者からの意見を継		

	【75】大学運営の改善に向けた以下の取組を着実に実施する。 ・平成26事業年度に係る業務の実績に関する評価 ・専門職大学院認証評価（公共政策大学院、経営管理大学院）の受審 ・自己点検・評価結果並びに各種評価結果のホームページ等を利用した学内外への公表 ・各部局における自己点検・評価の実施	IV	継続的に聴取し教育内容・方法等の改善に繋げる仕組みを整えた。 （平成27年度の実施状況） 平成26事業年度に係る業務の実績に関する評価において、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」「財務内容の改善に関する目標」「自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標」の3つの目標については「中期計画の達成に向けて順調に進んでいる」との評価を、「その他業務運営に関する重要目標」については「中期計画の達成のためにはやや遅れている」との評価を受けた（平成27年10月）。評価結果については、部局長会議で報告し（平成27年11月）、課題がある」とされた事項について、平成27事業年度実績の進捗状況調査において、すべて適切に対応していることを確認した（平成28年3月）。また、自己点検・評価の一環として「平成26事業年度に係る業務の実績に関する報告書」と併せて本学ホームページに掲載し、学内外に公表した（平成27年11月）。 専門職大学院認証評価について、公共政策大学院及び経営管理大学院において各評価機関が実施する認証評価を受審し、いずれも「基準に適合している」との評価を受けた（平成28年3月）。なお、評価結果については、認証評価機関にて公表後、本学ホームページに掲載し、学内外に公表した（平成28年4月）。 学校教育法第109条第1項及び平成23年度に策定した「京都大学における自己点検・評価の基本方針」に基づき、第2期中期目標期間の教育研究評価を視野に入れた自己点検・評価を実施し、対象部局の現況調査表を大学評価委員会において点検のうえ「現況評価結果」を取りまとめ、フィードバックを行った。また、各部局における教育・研究の状況を大学全体として取りまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し（平成27年11月、教育研究評議会）、本学ホームページに掲載した（平成27年11月）。 なお、今回の全学自己点検・評価に併せて、平成25年度大学機関別認証評価において明らかとなった課題に係る改善状況の調査を行い、概ね順調に取り組みが進められていることを大学評価委員会において確認するとともに、一部取り組みが遅れている事項が確認された部局に対しては、担当理事から関係部局長宛てに再度対応を要請し（平成27年7月）、年度末までに全ての部局において対応を完了した。具体的には、全学部・研究科に対して少人数科目を含めた全ての授業における受講学生からの意見聴取の実施や、授業アンケート結果を踏まえた組織的な改
--	--	----	---

			善サイクルの構築等を要請し、実施・構築等がなされていることを確認した（平成 28 年 3 月）。 本中期計画及び平成 27 年度計画については、自己点検・評価の実施や第三者機関による評価の受審のみならず、その過程で明らかとなった課題について、平成 23 年度に構築した改善サイクルの中で適切に改善できたことから、中期計画及び平成 27 年度計画を上回って実施していると判断した。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標
② 情報公開や情報発信等の推進に関する目標

中期目標	・ 大学情報を積極的に公開するとともに、広報活動を充実させる。
------	---------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【76】教育研究等の活動状況や管理運営に関する情報を収集、整理し、個人情報保護に配慮しつつ、ホームページ等を通じて積極的に大学情報を公開する。			IV	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 大学情報をより広く効果的に発信するため、多様な媒体により戦略的な広報活動を展開した。第 2 期中期目標期間における主な取り組みを以下に示す。 ・ 多様で多彩な活動を行っている本学の隔地施設についての理解を深めてもらうため、新たに隔地施設紹介冊子「地に根づき、未知に挑む」を発行した（平成 22 年度）。 ・ <u>新しい広報媒体として、タッチパネル式の学部・研究科紹介映像を作製し、百周年時計台記念館及び学士会館にて公開した（平成 22 年度）。</u> ・ より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるため、ホームページや広報誌等の従来の広報媒体に加えてソーシャルネットワークサービスを積極的に活用することし、「京都大学 Facebook」（平成 24 年度）及び「京都大学 Twitter」（平成 26 年度）の運用を開始した。本学の研究成果やイベント情報のほか学生活動等身近な話題も含め年間 180 件程度の記事を掲載し、開始初年度の平成 25 年 3 月 1 日現在 1,816 件であったページ全体への「いいね！」数は、平成 27 年 3 月 1 日現在計 6,639 件と 2 年間で 3.6 倍以上増加した。 ・ 戦略的広報の一環として、誰でも簡単にプレスリリースを行うことができるよう、『研究成果発表「虎の巻」－プレスリリース編－』を作成し、教職員に周知した（平成 25 年度）。 ・ 広報委員会において、これまでに本学が実施してきた広報活動を検証したうえで、新たな広報戦略の検討を行い、「京都大学の基本		

				理念」(平成 13 年 12 月 4 日制定)、「広報に係る基本方針」(平成 17 年 3 月 30 日)等の方針をベースに、<u>①基本理念、②基本目標、③基本施策、④重点施策、⑤施策実現に必要な体制強化等を明確に示した「京都大学の広報戦略」を策定した(平成 26 年度)。</u> ・ 京都大学ホームページについて、大学の日々の「活動」やそれを生み出す「人」の動きが感じられ、さらに閲覧者がほしい情報に素早くたどり着けるデザインとするためのリニューアルを実施した(平成 26 年度)。 ・ <u>本学の運営姿勢または本学の他大学には無い強みやユニークな取り組みを積極的に発信するため、京都大学が主体的に仕掛ける大学ブランド発信の取り組みに着手し、その第一弾として総長特設サイト「総長、本音を語る」を公開した(平成 26 年度)。</u> ・ 海外に向けた情報発信強化の一環として、ホームページにおける記事の英訳体制を充実するため、従来の外注方式から英訳及びネイティブスタッフによるチェックを学内で実施する体制を構築した結果、これまで 4~6 ヶ月要していた英訳記事の掲載が 1 週間程度でできるようになり、海外への情報発信のスピードが飛躍的に向上した(平成 26 年度)。 ・ <u>海外への情報発信の取り組みをさらに進めるため、海外向け研究成果等特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」を公開した(平成 26 年度)。</u> また、<u>公正かつ適正な広報活動を行うため、毎年度「京都大学広報倫理ガイドライン(平成 19 年度策定)」の周知、広報委員会委員並びに本部及び部局の広報担当の教職員を対象とする弁護士による広報倫理講習会の実施、広報担当者連絡会における報道対応、広報誌・ホームページへの情報提供等について注意事項等の説明を行った。</u> 大学文書館では、「公文書等の管理に関する法律」に基づき、各部局からの移管を受けた公用資料を整理、評価・選別し、歴史公文書については、随時「所蔵資料検索システム」に追加し、一般利用者の閲覧に供した。		
	【76】大学情報の公開に係る以下の取組を行う。 ・ 広報担当者等と連携した積極的な広報活動の推進 ・ 「広報倫理講習会」の開催及び「広報		IV	(平成 27 年度の実施状況) <u>企画・情報部広報課と各部局の広報担当者との連携強化と円滑な広報活動ができるよう、広報担当者連絡会を開催し、広報誌、報道及びホームページに関する注意事項等の必要な事項について説明した(平成 27 年 5 月、77 名参加)。</u>また、<u>広報倫理講習会を開催し、広報倫理ガイド</u>		

	倫理ガイドライン」の周知 ・前年度にリニューアルしたホームページに関する、より効果的な情報発信を見据えた検証と内容の充実 ・「公文書等の管理に関する法律」に基づく保存期間が満了した法人文書の適切な整理、評価・選別並びに歴史公文書等の整理、保存実施及び公開の拡充	ラインを周知した（平成 27 年 10 月、約 50 名参加）。 平成 26 年度にデザインと階層構造に係るリニューアルを実施した本学ホームページについて、平成 27 年度は以下のとおりさらなる充実を図った。 ・平成 26 年度のリニューアルの効果を検証し、日本語版及び英語版の両方について、次期リニューアルにむけた方針を定めた。具体的には、アクセス解析に加えて、学内外のステークホルダーを対象としたアンケートを実施した（約 400 名対象）。その結果、日本語版に比べて英語版ホームページのアクセス数が極端に低いことに加えて、日本語ホームページについてもデザイン的に見やすくなったものの、依然閲覧者が求める情報が探しづらいことが分かった。このことを踏まえて、次期のリニューアルでは日本語版においてトップページを中心に情報が探しやすくするなどの工夫を行うとともに、英語版においてデザイン、階層構造の抜本的な見直しを行うこととした。 ・コンテンツの充実を目的として、本学の運営姿勢または本学の強みやユニークな取り組みを積極的に発信するために平成 26 年度より着手した大学ブランド発信の取り組みについては、平成 26 年度の総長特設サイト「総長、本音を語る」の公開に続き、平成 27 年度は第 2 弾として大学ブランドサイト「探検！京都大学」を公開した（平成 27 年 4 月）。 更なる情報拡散及び効果的な発信を目的として、ソーシャルネットワークサービス「京都大学 Facebook」、「京都大学 Twitter」、「京都大学 Linked In」及び「京都大学メールマガジン」の内容を広報課職員独自の取材による「京大の実は！」コラムの創設やキャンパス風景等の身近な情報の投稿等によりさらに充実することで、「京都大学 Facebook」においては平成 27 年 4 月 1 日現在 7,053 件だったページ全体の「いいね！」数が、平成 28 年 3 月 31 日現在 11,795 件と、1 年間で 4,742 件増加した。また「京都大学メールマガジン」では、平成 27 年 4 月 1 日現在 6,513 件だった購読者数が、平成 28 年 3 月 31 日現在 7,289 件と、1 年間で 776 名の増加となった。 本学のブランドイメージを更に向上させるため、創立以来、自由な学風のもとに創造の精神を涵養する大学として、特色ある教育、独創的・先端的な研究、多岐にわたる社会貢献や国際交流の様子などを紹介する「映像で紹介する京都大学」を新規に制作した（平成 28 年 3 月）。
--	--	---

			近年の世界大学ランキング等に見られる大学の国際競争力の低下を踏まえ、海外への情報発信力を強化するため、以下の取り組みを行った。 ・ 戦略的な海外への情報発信にむけて、平成 26 年度に公開した海外向け研究成果等特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」の内容を新たな研究成果や本学が有する大型研究設備を中心とした研究環境を紹介するコンテンツの追加等により充実するとともに、平成 27 年 2 月に、主に本学の卒業生や本学に留学したことのある者で現在海外の企業、研究機関で勤務する者が加入し、情報交換をオープンにできる、いわゆる海外に特化したビジネス版 Facebook と言われる「京都大学 Linked In」の運用を開始し、研究成果を中心として英語による投稿を開始した。また、英文広報誌（「楽友」、「Research Activities」）を統合し、海外のターゲットをより意識した英文広報誌の制作に着手した。 ・ 海外からの優秀な学生・研究者の獲得、共同研究等の活性化に繋がるよう、京都大学の国際的地位の向上に資する広報活動を行い、ひいてはそれを通じた日本の研究力の強化に寄与することをミッションとして、企画・情報部広報課に「国際広報室」を設置（平成 27 年 10 月）するとともに、国際科学広報の専門人材 3 名を配置し、研究成果に係る海外への発信力の強化及び海外メディアとの新たなコネクション開拓等を開始した。 ・ 研究成果に係る海外への発信力を強化するため、サイエンスライターを活用して英文論文を一般にもわかりやすい内容としたうえでホームページに掲載した。また、新たに海外メディア配信サービス「EurekAlert!」に加入し、23 本配信（平成 27 年度末現在）した。その結果「New York Times（Web 版）」等の海外メディアに掲載される等効果が出た。特に、北米地域と東アジア地域において本学の研究成果が報じられる機会が飛躍的に増えており、1 月当たりの報道件数は国際広報室設置前に比べて 2 倍以上増加した。 大学文書館では、「公文書等の管理に関する法律」に基づき、特定歴 史公文書等の適切な管理に努めるとともに、各部局から保存年限が満了 し移管を受けた非現用法人文書の評価選別を行なった（平成 27 年度追 加資料：3,009 件、累計 47,521 件）。また、平成 25 年度に構築した「非 現用法人文書 I D 及び書庫書架番号バーコード化システム」を用いて、 評価選別を終えた特定歴史公文書等の配架場所の登録等を行った。	
--	--	--	--	--

			本年度計画については、各種 SNS、メールマガジン等の多様な広報ツールを活用し、ターゲット層の拡大につなげることができ、将来の優秀な人材確保や国内外からの財政支援に資することができたという成果が上がった。また、海外向けの情報発信の強化を図るため、新たな情報発信手段の開拓に加えて、それを担う組織として「国際広報室」を設置し、京都大学の国際発信力の基盤が確立できた。さらに、本学の研究成果に係る海外における1月当たりの報道件数が2倍以上となる成果が上がったことから、年度計画を上回って実施していると判断した。 本中期計画については、従来の方法に留まらず、平成 26 年度に広報戦略を策定し、それに基づき SNS 等多様な媒体の活用や国際的な情報発信の充実等戦略的な広報活動を展開していることから、中期計画を上回って実施していると判断した。		
【77】情報通信技術の活用等により、本学の研究情報を広く国内外に発信する。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 一般市民に向けては、<u>本学ホームページによる研究成果記事の掲載(年間平均 130 件程度)、メールマガジンによる本学のユニークな研究活動の配信(定期号毎月 1 回・計 11 回)をはじめ、各種広報誌の刊行(「紅萌」年 2 回、平成 22～25 年度：計 33,500 部程度、平成 26 年度：計 51,500 部程度配付、「楽友(英文)」年 2 回、計 16,000 部程度配付、「京大広報」定期号毎月 1 回及び号外、計 90,000 部程度配付)等により、本学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信した。</u>また、一般市民と科学・技術に関わる研究者が直接対話できる場として「京都大学アカデミックデイ」を平成 23 年度から毎年度開催した(各回約 500 名参加)。研究成果の国際的なアウトリーチとしては、平成 23 年度から季刊英文広報誌「Research Activities vol.1-4」を刊行し(年 4 回)、PDF 版及び電子書籍化したものをホームページにも掲載したほか、平成 26 年度には、新たにノーベル賞等著名な賞を受賞した本学関係研究者を紹介する英文広報誌「LAUREATES」を刊行した。さらに、より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるため、ホームページや広報誌等の従来の広報媒体に加えてソーシャルネットワークサービスを積極的に活用することし、「京都大学 Facebook」(平成 24 年度)及び「京都大学 Twitter」(平成 26 年度)の運用を開始した。本学の研究成果やイベント情報のほか学生生活動等身近な話題も含め年間 180 件程度の記事を掲載し、開始初年度の平成 25 年 3 月 1 日現在 1,816 件であ		

			ったページ全体への「いいね！」数は、平成 27 年 3 月 1 日現在計 6,639 件と 2 年間で 3.6 倍以上増加した。 報道機関に向けては、記者発表や資料提供、総長と京都大学記者クラブとの定例懇談会の開催等により、本学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信した。さらに、平成 26 年度には情報発信の強化を図るため、東京の報道関係機関各社の関係者と総長との懇談会を東京オフィスにおいて開催した（計 2 回）。 教育情報の公開を求めた「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に対応し、これまで研究者総覧データベースで蓄積してきた教員の研究活動に係るデータに教育活動に係るデータを加えた「教育研究活動データベース」を新たに構築し、教育・研究に係る情報の一元管理化を図り、公開した。さらに、平成 26 年度には科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」との連携を実施し、情報入力 of 簡素化と掲載情報のさらなる充実を進め、平成 26 年度末における論文等の収録数は約 28 万件となった。	
	【77】研究情報の国内外への発信を引き続き積極的に行うとともに、前年度に実施した広報活動の施策に関する検証結果に基づき、第三期中期目標期間における方針を検討する。	III	（平成 27 年度の実施状況） 記者発表（研究成果関連計 122 回）や資料提供（同計 100 回）の実施、総長と京都大学記者クラブとの定例懇談会（計 4 回）の開催等により、本学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信した。また、情報発信の強化を図るため、東京の報道関係機関各社の関係者と総長との懇談会を開催した（平成 28 年 1 月）。さらに、国民との科学・技術対話の一環として、一般市民と科学・技術に関わる研究者が直接対話できる場として「京都大学アカデミックデイ」を開催した（平成 27 年 10 月）。 本学ホームページによる研究成果記事の掲載（計 122 回）、メールマガジンによる本学のユニークな研究活動の配信（定期号毎月 1 回・計 11 回、平成 28 年 3 月号における配信先 7,289 件）をはじめ、各種広報誌（「紅萌」年 2 回、計 52,000 部配付、「楽友（英文）」年 2 回、計 16,000 部配付、「京大広報」（定期号毎月 1 回・計 11 回、号外 3 回、計 86,000 部配付）の刊行等により、本学の研究活動や研究成果に関する情報を積極的に発信した。 研究成果の国際的なアウトリーチとして季刊英文広報誌「Research Activities vol.5」を刊行し（年 3 回）、PDF 版及び電子書籍化したものをホームページに掲載した。	

			平成 26 年度に実施したホームページのリニューアルの効果を検証するため、アクセス解析に加えて、学内外のステークホルダーを対象としたアンケートを実施した（約 400 名対象）。その結果、日本語版に比べて英語版ホームページのアクセス数が極端に低いことに加えて、日本語ホームページについてもデザインの見やすさは向上したものの、依然閲覧者が求める情報が探しづらいことが分かった。このことを踏まえて、次期のリニューアルでは英語版のデザイン、階層構造の抜本的な見直しを行うとともに、日本語ホームページについてもトップページを中心に情報が探しやすくするなどの工夫を行うこととした。 上記ホームページ、広報誌等の従来の広報媒体に加えて、より広範なターゲット層に向けて大学の情報を伝えるために、ソーシャルネットワークサービスを積極的に活用することし、「京都大学 Facebook」、「京都大学 Twitter」、「京都大学 Linked In」および「京都大学メールマガジン」の内容を、広報課職員独自の取材による「京大の実は！」コラムの創設やキャンパス風景等の身近な情報の投稿等によりさらに充実することで、「京都大学 Facebook」においては、平成 27 年 4 月 1 日現在 7,053 件であったページ全体「いいね！」数が平成 28 年 3 月 31 日現在計 11,795 件と 1 年間で 4,742 件増加した。また、「京都大学メールマガジン」では、平成 27 年 4 月 1 日現在 6,513 人であった購読者数が平成 28 年 3 月 31 日現在 7,289 人と 1 年間で 776 人増加するなど、大学の新たなファン数を増加させることができた。 平成 26 年度に公開した海外向け研究成果等特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」の内容を新たな研究成果や本学が有する大型研究設備を中心とした研究環境を紹介するコンテンツの追加等により充実するとともに、「京都大学 Linked In」の運用を開始し、英語による研究情報等の投稿を開始した。また、英文広報誌（「楽友」、「Research Activities」）を統合し、研究情報を主要コンテンツにした海外のターゲットを意識した英文広報誌の制作に着手した。さらに、研究成果に係る国外への積極的な発信を行うことを目的として、サイエンスライターを活用して英文論文を一般にもわかりやすい内容としたうえでホームページに掲載するとともに、新たに海外メディア配信サービス「EurekAlert!」に加入し、年 23 本配信した（平成 27 年度末現在）。その結果、「New York Times (Web 版)」等の海外メディアに掲載される等効果が出た。 海外からの優秀な学生・研究者の獲得、共同研究等の活性化に繋がる	
--	--	--	--	--

			よう、京都大学の国際的地位の向上に資する広報活動を行い、ひいてはそれを通じた日本の研究力の強化に寄与することをミッションとして、企画・情報部広報課に「国際広報室」を設置（平成 27 年 10 月）するとともに、国際科学広報の専門人材 3 名を配置し、研究成果に係る海外への発信力の強化及び海外メディアとの新たなコネクション開拓等を開始した。 教育研究活動データベースについては、平成 27 年 7 月に新規教員の情報の公開及び既存の教員の情報の更新を行い、教員評価の基礎資料として全学的に利用された。また、画面構成に関する要望や各部局からの入力項目、入力方法及び表示方法等に関する改善要望を取りまとめ、優先順位に沿って順次システム改修を行い、よりの確な情報発信を可能とした。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等**1. 特記事項****【平成 22～26 事業年度】****■全学的な自己点検・評価体制の構築（関連計画：75）**

第 1 期中期目標期間に係る実績評価の検証結果を踏まえ、自己点検・評価の基本方針となる「京都大学における自己点検・評価の基本方針」を策定した（平成 23 年 9 月）。これまで、部局毎に実施していた自己点検・評価について、評価単位（実施対象）、実施時期、体制と評価項目等を定め、全学的に実施することにより、着実かつ効率的な自己点検・評価を実施していくこととした。本基本方針に基づき、平成 24 年度及び平成 27 年度に全学自己点検・評価報告書を取りまとめた。

■関係者の意見を継続的に聴取する仕組みの構築（関連計画：75）

在学生、卒業（修了）生、進路・就職先等関係者の意見を聴取するための各種アンケートについて、実施方法の全学的統一や実施に伴う作業負担の軽減を図るため、全学の事務担当者による検討ワーキング・グループを設置し（平成 26 年 7 月）検討を進め、「京都大学 教育の質の向上のためのアンケートシステム」を構築した（平成 27 年 3 月）。本学では、学士課程に加え修士課程及び博士課程でも多くの学生を擁し就学や卒後の状況が多様であることが、特に卒業（修了）生を対象とするアンケートを実施する際の課題であった。全学的にシステムを整備することで、スケールメリットを活かして構築（開発）費を抑制するとともに、組織的に聴取対象者や時期の設定等を行い、関係者からの意見を聴取し教育内容・方法等の改善に繋げる仕組みを整えた。

■「京都大学の広報戦略」の策定（関連計画：76）

広報委員会において、これまでに本学が実施してきた広報活動を検証したうえで、新たな広報戦略の検討を行い、「京都大学の基本理念」（平成 13 年 12 月 4 日制定）、「広報に係る基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日）等の方針を基にして、①基本理念、②基本目標、③基本施策、④重点施策、⑤施策実現に必要な体制強化等を明確に示した「京都大学の広報戦略」を策定した（平成 26 年 7 月 1 日）。これに基づき、今後事務本部と部局広報担当者との連携や専門的人材等の活用により、広報体制の一層の強化を図っていくこととした。

■京都大学シンポジウムシリーズ「大震災後を考える」**ー安全・安心な輝ける国づくりを目指してー を開催**

京都大学東京オフィスや百周年時計台記念館百周年記念ホール等において、京都大学シンポジウムシリーズ「大震災後を考える」を開催した（計 20 回）。

東日本大震災後、本学では様々な分野において支援活動や調査研究活動、情報開示及びその収集を行った。その活動により、学術的に把握できるようになった大震災の全体像について、最新の情報・知見に基づいたシンポジウムを一般の方々を対象として開催し、多岐にわたる分野での情報発信を行い、社会貢献活動を推進した。

■「Kyoto University Academic Talk」の放送

京都市を中心とする関西圏を対象とした地域ラジオ局「α-station（アルファステーション）」（エフエム京都）との協力により、平成 23 年度から、タイアップコーナー「Kyoto University Academic Talk」を設け、年間約 50 名の教員が自身の研究についてラジオ放送で語った。本取り組みにより、教員の研究分野の社会的認知度を高めるだけでなく、放送において本学が開催する他のイベント告知を行うなどの情報発信を行った。

■山中伸弥教授のノーベル生理学・医学賞受賞に係る論文情報の公開

山中伸弥教授のノーベル生理学・医学賞受賞を受けて、図書館機構のサイトにて、京都大学学術情報リポジトリ（KURENAI）や電子ジャーナルヘリンクした山中教授の主要論文リストを作成・公開するとともに、受賞における Key Publication の電子ジャーナル論文を登録・公開した（平成 24 年 10 月）。主要論文リストを掲載した Web ページには 13,852 件のアクセスがあった（平成 25 年 3 月末現在）。

【平成 27 事業年度】**■大学ブランドの再構築に向けた取り組み（関連計画：76）**

本学の運営姿勢または本学の強みやユニークな取り組みを積極的に発信するために平成 26 年度より着手した大学ブランド発信の取り組みとして、学長就任に併せて、学長のリーダーシップとその学内外への PR の一環として、平成 26 年度の総長特設サイト「総長、本音を語る」の公開に続き、平成 27 年度は第 2 弾として、他大学にはない京都大学ならではの魅力を分かりやすく伝

える大学ブランドサイト「探検！京都大学」を公開した（平成 27 年 4 月）。その後、京都大学の発明にスポットを当てた新コンテンツを加えて当該サイトのリニューアルを実施するとともに、中高生をターゲットとして、ロールプレイング感覚で大学の魅力を発見するモバイル版「探検！京都大学〜いちいめんどうくさいサイト〜」を制作した（平成 28 年 3 月完成。なお公開は平成 28 年 5 月）。

その他、本学のブランドイメージを更に向上させるため、創立以来、自由な学風のもとに創造の精神を涵養する大学として実施してきた特色ある教育、独創的・先端的な研究、多岐にわたる社会貢献や国際交流の様子などを紹介する「映像で紹介する京都大学」を（日本語、英語、中国語、韓国語の 4 ヶ国語版）新規に制作して、本学 HP や OCW、タッチパネル式の大形ディスプレイなど多様な媒体を活用して発信を開始した（平成 28 年 3 月）。

■海外への情報発信力の強化に向けた取り組み（関連計画：76・77）

海外からの優秀な学生・研究者の獲得、共同研究等の活性化に繋がるよう、京都大学の国際的地位の向上に資する広報活動を行い、ひいてはそれを通じた日本の研究力の強化に寄与することをミッションとして、企画・情報部広報課に「国際広報室」を設置（平成 27 年 10 月）するとともに、国際科学広報の専門人材 3 名を配置し、研究成果に係る海外への発信力の強化及び海外メディアとの新たなコネクション開拓等を開始した。具体的には、英語版のプレス・リリース作成とその報道成果の情報収集・整理・分析を恒常的に行っている。プレス・リリースとして配信しない場合でも英語版の研究成果概要をウェブサイトへ掲載するケースもあり、平成 26 年度まで 6%だった研究成果英語発信率は 40～50%程度に増加した。加えて、研究者を伴い米国科学振興協会(AAAS)の年会へ参加するなど、海外報道機関とのネットワーキングや、京都大学とジャーナリストとの接触機会の増加を試みている。

研究成果に係る海外への発信力を強化するため、サイエンスライターを活用して英文論文を一般にもわかりやすい内容としたうえでホームページに掲載した。また、新たに海外メディア配信サービス「EurekAlert!」に加入し、23 本配信（平成 27 年度末現在）した。その結果「New York Times (Web 版)」、「Guardian (Web 版)」等の海外メディアに掲載される等効果が出た。特に、北米地域と東アジア地域において本学の研究成果が報じられる機会が飛躍的に増えており、1 月当たりの報道件数は国際広報室設置前に比べて 2 倍以上増加している。また、プレスリリースに関する報道素材のリクエストや研究者への取材依頼も「TIME」誌や「Daily Mail」紙など多くの媒体から寄せら

れている。

■「京都大学オープンアクセス方針」の決定

本学に在籍する教員が生み出した学術論文等の研究成果を京都大学学術情報リポジトリ「KURENAI」によりインターネット上で原則公開することを定めた「京都大学オープンアクセス方針」を決定した（平成 27 年 4 月教育研究評議会・役員会）。これに基づき、本学に在籍する教員によって得られた研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たしていくこととした。

2. 共通の観点に係る取り組み状況

○中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の着実な取組及びその結果の法人運営への活用が図られているか。

■中期計画・年度計画の進捗状況管理に係る取り組み

毎年 11 月頃に各部局・事務本部各部に対して、所定の様式により進捗状況調査（中間調査）、3 月頃に年度末調査を実施している。当該調査に際しては平成 24 年度に導入した「中期目標・中期計画進捗管理システム」により、進捗状況の随時更新を可能としている。さらに、中間調査時には必要に応じて大学評価委員会副委員長によるヒアリングを実施することで詳細に進捗状況を把握し、年度末調査時においては、進捗が思わしくない事業について改善理由書の提出を求めることで着実な実施に努めた。

■自己点検・評価の着実な取り組み及びその結果の法人運営への活用に向けた取り組み

平成 25 年度においては、平成 24 年度に実施した自己点検・評価及び平成 25 年度に受審した大学機関別認証評価において、卒業（修了）率や単位の実質化への配慮に向けた取組等、本学の教育の質をさらに向上させるための課題が明らかとなった。このことから、全学的な対応が必要な事項については、教育の質の向上に向けた取組に精通する教員を構成員とする全学ワーキング・グループを設けて検討（平成 25 年度：3 回開催）を行い、関係者への意見聴取のための共通項目等を作成した。このほか、各学部・研究科の教務担当及び評価担当の教員並びに事務職員で構成する課題検討会を開催（平成 25 年度：4 回開催）し、ワーキング・グループで作成した共通項目等に基づく

関係者への意見聴取を実施する等、課題の解決に向けて取り組んだ。

平成 26 年度においては、先のワーキング・グループにより在学生及び卒業（修了）生への意見聴取用共通項目等を作成した。また、在学生、卒業（修了）生、進路・就職先等関係者の各種アンケートを実施する仕組みに関して、統一的な実施方法による作業効率化を視野に入れ、全学の事務担当者によるワーキング・グループの検討を経て、「京都大学 教育の質の向上のためのアンケートシステム」を構築した（平成 27 年 3 月）。これにより、全学的に対象者から意見を聴取し、これを踏まえて教育内容・方法等の改善に繋げることが可能となった。

平成 27 年度においては、学校教育法第 109 条第 1 項及び平成 23 年度に策定した「京都大学における自己点検・評価の基本方針」に基づき、第 2 期中期目標期間の教育研究評価を視野に入れた自己点検・評価を実施し、対象部局の現況調査表を大学評価委員会において点検のうえ「現況評価結果」を取りまとめ、フィードバックを行った。また、各部局における教育・研究の状況を大学全体として取りまとめた「自己点検・評価報告書」を作成し（平成 27 年 11 月、教育研究評議会）、本学ホームページに掲載した（平成 27 年 11 月）。なお、今回の全学自己点検・評価に併せて、平成 25 年度大学機関別認証評価において明らかとなった課題に係る改善状況の調査を行い、概ね順調に取り組みが進められていることを大学評価委員会において確認するとともに、年度末までに全ての部局において対応を完了した。具体的には、全学部・研究科に対して少人数科目を含めた全ての授業における受講学生からの意見聴取の実施や、授業アンケート結果を踏まえた組織的な改善サイクルの構築等を要請し、実施・構築等がなされていることを確認した（平成 28 年 3 月）。

○情報公開の促進が図られているか。

■情報発信に係る取り組み

広報委員会において、これまでに本学が実施してきた広報活動を検証したうえで、新たな広報戦略の検討を行い、「京都大学の基本理念」（平成 13 年 12 月 4 日制定）、「広報に係る基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日）等の方針に基づき、①基本理念、②基本目標、③基本施策、④重点施策、⑤施策実現に必要な体制強化等を明確に示した「京都大学の広報戦略」を策定した（平成 26 年度）。

また、海外からの優秀な学生・研究者の獲得、共同研究等の活性化に繋がるよう、京都大学の国際的地位の向上に資する広報活動を行い、ひいてはそ

れを通じた日本の研究力の強化に寄与することを使命として、企画・情報部広報課に「国際広報室」を設置した（平成 27 年 10 月）。

さらに、多様な媒体を活用し、本学の教育研究等に関する情報発信を行った。主な取り組みを以下に示す。

【本学ホームページの充実】

- ・ 本学ホームページについて、大学の日々の「活動」やそれを生み出す「人」の動きが感じられ、さらに閲覧者がほしい情報に素早くたどり着けるデザインとするためのリニューアルを実施した（平成 26 年度）。平成 27 年度には、学内外ステークホルダー約 400 名を対象にアンケートを実施し、次期リニューアルに向けた方針を定めた。
- ・ コンテンツの充実を目的として、本学の運営姿勢または本学の強みやユニークな取組を積極的に発信するために平成 26 年度より着手した大学ブランド発信の取り組みについては、平成 26 年度の総長特設サイト「総長、本音を語る」の公開に続き、平成 27 年度は第 2 弾として大学ブランドサイト「探検！京都大学」を公開する（平成 27 年 4 月）とともに、モバイル版「探検！京都大学～いちいちめんどくさいサイト～」を制作した（平成 28 年 3 月完成。なお公開は平成 28 年 5 月）。

【海外をターゲットとした情報発信】

- ・ 研究成果に係る海外への発信力を強化するため、サイエンスライターを活用して英文論文を一般にもわかりやすい内容としたうえでホームページに掲載した。また、新たにアメリカ科学振興協会（AAAS）による海外メディア配信サービス「EurekAlert!」に加入し、23 本配信（平成 27 年度末現在）した。その結果「New York Times（Web 版）」等の海外メディアに掲載される等効果が出た。
- ・ 戦略的な海外への情報発信にむけて、海外向け研究成果等特設サイト「Research @ KU Diverse&Dynamic」を平成 26 年度に公開し、平成 27 年度には、新たな研究成果や本学が有する大型研究設備を中心とした研究環境を紹介するコンテンツの追加等により充実した。

【ソーシャルネットワークサービスの活用】

- ・ 平成 25 年度に、「京都大学メールマガジン」について現状分析を行い、特に若年層が求める内容に構成を見直した。また、平成 26 年 3 月に「京都大学 Facebook」を、平成 26 年 11 月に「京都大学 Twitter」を運用開始した。これらについて、平成 27 年度には、広報課職員独自の取材による「京大の実は！」コラムの創設やキャンパス風景等の身近な情報の投稿等によりさらに充実した。

- ・ 本学の強みである研究成果の国内外への発信をより強めるため、大学公式 YouTube チャンネルを開設し、研究成果関連の動画の投稿を積極的行うこととした（平成 28 年 1 月）。

【その他の情報発信】

- ・ 定期刊行物（「京大広報」（定期号毎月 1 回）、「Kyoto University Research Activities」（年 4 回）等）を毎年度紙媒体及び電子媒体の両方により発行した。また、ノーベル賞等著名な賞を受賞した本学関係研究者を紹介する英文広報誌「LAUREATES」を新たに刊行（平成 26 年 8 月）した。
- ・ 総長と記者クラブとの定例懇談会を開催し、積極的に情報発信を行った（平成 25 年度：6 回、平成 26 年度：4 回、平成 27 年度：4 回）。
- ・ 本学のブランドイメージを更に向上させるため、創立以来、自由な学風のもとに創造の精神を涵養する大学として、特色ある教育、独創的・先端的な研究、多岐にわたる社会貢献や国際交流の様子などを紹介する「映像で紹介する京都大学」（日本語、英語、中国語、韓国語の 4 ヶ国語版）を新規に制作し、本学ホームページ、オープンコースウェア及びタッチパネル式の大形ディスプレイ（百周年時計台記念館、学士会館展示コーナー及び本学東京オフィスに設置）等により発信を開始した（平成 28 年 3 月）。
- ・ 教育情報の公開を求めた「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について」（平成 23 年 4 月 1 日施行）に対応するために整備した「教育研究活動データベース」（平成 23 年度公開）について、教育・研究に係る情報の一元管理化を行い、平成 26 年度には国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が運用する「researchmap」との連携を実施し、情報入力 of 簡素化と掲載情報のさらなる充実を進めた。

I 業務運営・財務内容等の状況

(4) その他業務運営に関する重要目標

① 施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標	・ 教育・研究・医療等の活動に対応した安全で良好なキャンパス環境を整備する。
	・ 施設、設備等を全学的観点から有効活用するとともに、教育研究等活動にふさわしい施設水準を確保する。
	・ 自助努力に基づく新たな整備手法等を採用し、施設等の整備を推進する。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【78】特に耐震性に問題のある施設等、教育・研究・医療活動に支障のある施設の再生を図り、耐震化率については平成 27 年までに高いレベルで達成するよう取り組む。	【78】耐震性に問題のある施設等、教育・研究・医療活動に支障のある施設を施設整備費補助金や学内予算等により施設の再生を図り、耐震化完了を目指す。	IV		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 施設整備費補助金及び学内予算により計画的に耐震化事業を進め、平成 21 年度末現在には 84.0%であった耐震化率は、平成 26 年度末現在 94.1%に向上した。東日本大震災を機に、平成 23 年度には、非構造部材と実験設備の目視による点検、改善時期の調査を行い、異常の見られた箇所の改善を進めるとともに、それまで建造物のみを対象としていた「京都大学耐震化推進方針」について、非構造部材を対象に加え、耐震化に取り組んだ。特に、緊急性が高いと判断した屋内運動場の天井については、平成 25 年度までに総点検を完了し、平成 27 年度末までに落下防止対策を完了すべく対応を進めた。さらに、屋外給排水管・ガス管・配電線の更新・耐震化、非常用自家発電設備の設置により、防災機能を強化した。		
			III	（平成 27 年度の実施状況） 平成 27 年度においては学内予算により、「京都大学（関田南）総合研究棟耐震改修工事」他 23 事業の耐震化事業を実施し、耐震化が必要な職員宿舎（芦生、犬山、野口原）および学生寄宿舍等（吉田寮、女子寮、室町寮、西部講堂）を除き、全ての耐震化を完了した。これにより約 42 万㎡の施設の耐震化が完了し、耐震化率は平成 26 年度の 94.1%から 97.5%に向上した（残る 2.5%のうち、1%は利用頻度の低い小規模な施設（ガレージ・倉庫等）であり、耐震化を行わない。）。 職員宿舎については、平成 26 年度に策定された職員宿舎整備方針に基づき、耐震改修や取壊し・改築、売り払い等を行っており、上記職員宿舎についても同様に順次整備を進めることとしている。 また学生寄宿舍等については、関係部局間で連携を取りながら、耐震		

			化に向けた検討を進める。 本中期計画については、以下の取り組みの実施により、中期計画を上回って実施していると判断した。 ・ 既存施設の耐震化については、平成 25 年に建築基準法が改正され、新たに非構造部材として 6m 超の高さにある、面積 200 m² 超の吊天井について、特定天井と定義された。これを受けて、文部科学省から既存の屋内運動場等の天井等落下防止対策について取り組みを推進するように通知（平成 25 年 8 月 7 日付文科施第 202 号他）があり、本学においては、天井の有無や高所に設置された照明設備等の有無について、同年度内に学内全ての室において調査を完了した。さらに、調査結果を基に屋内運動場等を中心に、学内予算により 25 件の非構造部材の耐震化を行った。 ・ 百周年時計台記念館・百周年記念ホールについて、文部科学省の「学校施設の天井等非構造部材の耐震対策先導的開発事業」公募に応募し、モデル実証 2 として採択された。学外有識者を含めた京都大学天井落下防止対策協議会を設置し検討を進め、当該天井についての改修案は日本建築センターにより建築基準法で定める構造耐力上安全なものとして評定された。 ・ これに加え、強い地震を受けた場合に継ぎ手部分の緩みや腐食部分の破損によりガス漏洩の危険性のある経年埋設ガス管（白ガス管）について、学内予算により地震に強いポリエチレン管に更新する等の対策を行い、耐震化を完了した。		
【79】学問を先導するエクセレント・ユニバーシティにふさわしい施設の確保及び整備拡充に関する計画に基づき、キャンパスを整備する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） <u>安全で良好なキャンパス環境を整備すべく、平成 22 年度に（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業（PFI 事業）に着工し、計画通り平成 24 年度に完了した。これにより「京都大学桂団地施設基本計画」における A～D クラスターのうちの A～C クラスターまでの施設整備が完了した。</u>また、「京都大学医学部附属病院施設マスタープラン」に基づき、総合高度先端医療病棟（Ⅰ期）について、平成 27 年度の整備完了に向け工事を進めた。建物・重要物品の安全管理に係る方策として IC カードを利用した入退室管理を推進し、平成 26 年度末現在の導入部局数は計 24 部局、建物数は計 98 となった。		

	【79】キャンパス整備に係る以下の取組を行う。 ・京都大学医学部附属病院施設マスタープランに基づき計画している総合高度先端医療病棟（Ⅰ期）について、施設整備業務の完了 ・ＩＣカードを利用した入退室管理について、ＩＣカード未対応の既設入退室管理についてはソフト改修等、未整備かつ導入効果が見込めるその他についてはＩＣカードによる新規入退室管理設備の設置を推進するとともに、これまでの総括を行い、未整備箇所の把握を含め大学全体での入退室管理の仕組みについて第三期中期目標期間を見据えて検討	Ⅲ	（平成 27 年度の実施状況） 京都大学医学部附属病院施設マスタープランに基づき、総合高度先端医療病棟（Ⅰ期）の整備を完了した（平成 27 年 11 月）。 <u>建物・重要物品の安全管理に係る方策として認証 IC カード（教職員等対象：約 12,500 名が利用）、IC 学生証（正規学生対象：約 22,500 名が利用）の認証機能を利用した入退室管理システムの導入を推進し、平成 28 年 3 月末現在の導入部局数は計 27 部局、建物数は計 101 となった。</u>また、それらを利用するための認証 IC カードを有していない者に対しての施設利用証（IC カード）の発行・管理も引き続き実施した（平成 27 年度施設利用証発行枚数：1,082 枚、累計 5,653 枚）。さらに、<u>情報環境機構情報環境支援センターにおいて認証 IC カードによる入退室管理システムの導入に係るこれまでの総括及び未整備箇所の把握を行い、第二期中期目標期間を通じて導入部局及び建物数が順調に増加したこと（平成 22 年度：13 部局、建物数 35 から平成 27 年度：27 部局、建物数 101）及び導入施設の利用が認証 IC カードの利活用方法の学内周知につながっていることを確認した。</u>大学全体での入退室管理の仕組みについて検討し、第三期中期目標期間以降においては、第二期中期目標期間において標準化した認証 IC カードによる入退室管理システムの導入を推奨することとし、推奨内容等について情報環境機構ホームページに掲載することにより、各部局における導入の促進を図ることとした。		
【80】スペースの弾力的運用、重点プロジェクト研究等に対応する共通スペースの確保、スペースチャージ制等を拡充する。		Ⅲ	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 北部総合研究棟や南部総合研究 1 号館等学内の複数の施設について、新たにスペースチャージ（使用面積に応じた利用者負担金）を課したレンタルスペースとして運用を開始した。さらに平成 24 年度には、<u>全学的なスペースチャージ制による「施設修繕計画」（老朽施設の機能回復を行うとともに、利用者のコスト意識を醸成し施設の効率的利用を図るため、施設の面積に応じて毎年度一定額を利用者（部局等）が負担する施設利用課金制度に基づく修繕計画）を決定し、平成 25 年度及び平成 26 年度において、工学部建築学教室本館防水改修、医学部 A・B 棟外壁改修等計 135 件の整備事業を計画どおり実施した。</u> 工学研究科物理系の桂キャンパス移転に伴う本部構内の再配置について、当初計画を 3,300 m²程度上回る 22,458 m²の全学共用スペースを確保した。その後、平成 24 年度に関係部局に対して将来構想についてのヒアリングを実施したうえ、施設整備委員会、吉田キャンパス整備専門委員会、本部構内暫定再配置計画作業部会にて再配置案を審議・決定		

			した。その他、総合研究1号館、南部総合研究1号館・再生医科学研究所西館、（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等に全学共用スペースを確保し、共同利用スペース、プロジェクト研究スペースとして有効活用した。<u>これらの取り組みにより、平成26年度末現在における全学共用スペースは59,146㎡（平成21年度：11,199㎡）となった。</u>
【81】施設、設備等の実状について点検評価を実施し、機能保全・維持管理計画を拡充するとともに、本計画に基づき機能保全、維持管理を実施する。	【80】学内における全学共用スペースの運用を行う。また、全学的スペースチャージ制により、施設修繕計画を実施する。	Ⅲ	（平成27年度の実施状況） <u>全学共用スペース（プロジェクト研究等スペース、共同利用スペース、暫定利用スペース）について、平成28年1月に新たに全学共用スペースと定めた工学部RI研究実験棟を含め、施設整備委員会において、採択基準に基づき審査を行い、入居者の選定を行った。</u> <u>全学的なスペースチャージ制による「施設修繕計画」に係る整備事業のうち、（関田南）総合研究棟外壁改修をはじめ27件の「平成27年度整備事業」を計画通り実施した。</u> また、施設整備委員会において平成28～30年度における「施設修繕計画」を策定した。
			（平成22～26年度の実施状況概略） 自家給水設備については、日常の保守点検記録、故障履歴及び各設備機器の老朽度調査に基づき、<u>平成22年度に「京都大学吉田地区自家給水施設中期維持保全計画」を策定した。</u>また、受変電設備については、平成22年度に実施した吉田地区の全ての電気室の老朽度の調査及び電気室判定シートによる点検評価の結果に基づき、<u>平成23年度に「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中期維持保全計画」を策定した。</u>さらに、<u>平成24年度には全学的なスペースチャージ制による「施設修繕計画」（大学全体として老朽施設の機能回復を行うとともに、利用者のコスト意識を醸成し施設の効率的利用を図るため、施設の面積に応じて毎年度一定額を利用者（部局等）に負担させる施設利用課金制度に基づく修繕計画）を決定した。</u>それらに基づき、各施設・設備の点検、更新、修繕、改修を実施した。
			（平成27年度の実施状況） 施設、設備等の機能水準確保のため、以下の取り組みを実施した。 ・ <u>「京都大学吉田地区電気設備（受変電設備）中長期維持保全計画」に基づき、受変電設備の点検、更新、修繕を実施した。</u> ・ <u>「京都大学吉田地区自家給水施設中長期維持保全計画」に基づき、自家給水設備の点検、更新、修繕を実施した。</u> ・ <u>「施設修繕計画に係る機能保全、維持管理に資する整備事業のう</u>

			ち（中央）屋外汚水排水管改修工事をはじめ 58 件の「平成 27 年度整備事業」を計画通り完了した。」 - 施設整備委員会において平成 28～30 年度における施設修繕計画を策定した（平成 28 年 1 月）。 本中期計画については、以下の取り組みの実施により、中期計画を上回って実施していると判断した。 - 施設修繕計画は、京都大学において自立的に修繕していく仕組みを構築し老朽化対策を図るため、施設整備委員会をはじめ、2 年間・21 回に亘る全学的な委員会での審議を経て平成 24 年度に策定した。全学的なスペースチャージ制を用いた施設修繕計画を策定したことは、国立大学法人評価委員会による評価において「特筆される」と評価されている（平成 24 年度）。 - 本制度の導入により、平成 25 年度～平成 27 年度において、法経済学部本館外壁改修をはじめ、95 件もの整備事業を全て計画通り実施し、老朽化した教育研究施設等の機能を回復し、施設の長寿命化を果たすことが出来た。 - 平成 28 年度～平成 30 年度における施設修繕計画についても平成 27 年度施設整備委員会で策定され、第三期中期目標期間においても引き続き老朽化対策に取り組んでいくことが役員会にて決議された。		
【82】民間資金等の活用（PFI）事業の導入等により、施設等の整備に必要な財源を確保し、（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業、（南部）総合研究棟施設整備事業、（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業を実施するとともに、（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業及び（南部）総合研究棟（医薬系）施設整備事業については、一部自己資金を投入した PFI 事業として推進する。		Ⅲ	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 中期計画に挙げた以下の PFI 事業について、以下のとおり着実に実施した。 【第 1 期から継続している事業】 （桂）総合研究棟Ⅴ：平成 18 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 （桂）福利・保健管理棟：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 （南部）総合研究棟：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 （北部）総合研究棟改修（農学部総合館）：平成 18 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 【第 2 期から新たに開始した事業】 （南部）総合研究棟（医薬系）：事業契約の締結に向け、入札公告		

	【82】（南部）総合研究棟（医薬系）施設整備事業について、施設整備を確実に実施するとともに、その他のPFI事業については、維持管理業務を確実に実施する。		III	を行った（平成 26 年 5 月）ところ、東日本大震災関連の復旧事業、緊急経済対策、東京五輪開催等により公共事業が増加し建設労働者の不足や資材価格の高騰を背景に入札不調となったことから、事業内容を見直した上で再度入札公告を行った（平成 27 年 2 月）。なお、平成 27 年 7 月に再入札後事業契約を締結し、平成 28 年度中の完成に向けて整備業務に着手した。 ・ <u>（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等</u>：平成 24 年 9 月竣工、同年 10 月より維持管理業務開始 （平成 27 年度の実施状況） 平成 27 年度に計画した PFI 事業を、以下のとおり着実に実施した。 【平成 26 年度以前から継続している事業】 ・ <u>（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等</u>：平成 24 年 9 月竣工、同年 10 月より維持管理業務開始 ・ <u>（桂）総合研究棟Ⅴ</u>：平成 18 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 ・ <u>（桂）福利・保健管理棟</u>：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 ・ <u>（南部）総合研究棟</u>：平成 17 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 ・ <u>（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）</u>：平成 18 年 3 月竣工、同年 4 月より維持管理業務開始 【平成 27 年度から新たに開始した事業】 ・ <u>（南部）総合研究棟（医薬系）</u>：平成 27 年 7 月に事業契約を締結し、平成 28 年度完成に向けて整備業務に着手		
--	---	--	-----	---	--	--

【83】民間企業、自治体等との連携研究教育の推進に向け、学内外にスペースを確保する。		III	(平成 22～26 年度の実施状況概略) 民間企業、自治体等との連携研究教育の推進に向け、以下のとおり学内外にスペースを確保した。 ・ <u>京都市の「京都市スーパーテクノロジー構想」に基づき、桂キャンパスに隣接する「桂イノベーションパーク」内に設立された科学技術振興機構（JST）の産学連携施設「JST イノベーションプラザ京都」において、本学の研究課題が採択され、共同研究スペースを確保したほか、同地区にある独立行政法人中小企業基盤整備機構により整備された「京大桂ベンチャープラザ」においても研究スペースを確保し、民間企業・自治体との共同研究を実施した（平成 22 年度）。なお、JST イノベーションプラザ京都については、平成 25 年度に同機構から寄附により取得し、本学の産官学連携施設として活用した。</u> ・ 経済産業省「産業技術研究開発施設整備費補助金」及び自己資金により、(宇治) 先端イノベーション拠点施設及び(南部) 先端医療機器開発・臨床研究センターを整備し（平成 22 年度）、プロジェクト研究を開始した（平成 23 年度）。 ・ <u>産官学の連携によるイノベーションを促進するための補助金制度である経済産業省「先端技術実証・評価設備整備等事業（技術の橋渡し拠点整備事業）」（事業名「メディカルイノベーションセンター棟事業」）の採択を受け、新たに学内スペースを確保し、メディカルイノベーションセンター棟を整備した（平成 24 年度）。</u> ・ 産官の人材の協力を得て学生指導を行う大学院「総合生存学館(思修館)」の拠点整備として、自己資金等により「全学共同施設整備事業（左京区役所跡地整備）」（学外スペース）を、寄附金により「総合生存学館（思修館）合宿型研修施設Ⅱ期（1,380 m²）」（学内スペース）を確保し、工事を完了した（平成 26 年度）。
	【83】連携研究教育の推進に向けた学内スペースの確保を推進するとともに、運用を行う。また、学外についてもスペースを確保する。	III	(平成 27 年度の実施状況) <u>産官学連携に係る事務組織のスペース確保による推進体制の強化にむけて、自己資金により「（中央）ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー改修工事」（学内スペース）を完了（平成 27 年 12 月）したほか、生活習慣病予防に係る企業との共同研究等を行う施設として、寄附金により「先制医療・生活習慣病研究センター（ハイメディック棟）」（学内スペース）の整備を完了（平成 28 年 3 月）した。</u> 平成 26 年度に整備した国際科学イノベーション棟について、「京都

			<u>大学国際科学イノベーション棟長期使用施設使用者公募要項」(平成 27 年 5 月京都大学国際科学イノベーション棟運営委員会決定)に基づき、長期使用施設(産官学連携研究のためのレンタルスペース)の利用者を公募し、6 件を選定した。</u>		
			<u>大学のシーズ及び知的財産の活用等を行う施設として、平成 26 年 8 月に独立行政法人中小企業基盤整備機構により整備された「京大桂ベンチャープラザ」(学外スペース)において、研究スペースとして 46 m²を確保した。</u>		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
② 環境管理に関する目標

中期目標	・ 教育・研究・医療等の活動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、低炭素化キャンパス構築に向けた取り組みを推進する。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【84】低炭素化キャンパスをめざして、床面積あたりのエネルギー消費量を削減するとともに、構成員の低炭素化に向けた行動への参加誘導を支援する。			III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 平成 20 年度から本学独自のシステムとして実施している環境賦課金制度（各部局のエネルギー消費量の 4～5%に対して賦課金を徴収するとともに同額を全学経費から支出し、これを原資として省エネルギー対策事業等を実施する制度）を活用して ESCO 事業（設計、施工、維持管理に関する提案を受け、審査し、得られる省エネルギー効果を定められた期間、保証する事業）や LED 照明への更新、空調設備の高効率化、太陽光発電設備の設置等省エネルギー対策事業を実施したほか、平成 25 年度から本学ホームページにて団地別（吉田（本部、病院）、宇治、桂、熊取）にリアルタイムで使用電力量を把握できる仕組みを導入し、夏季及び冬季の節電要請期間において節電目標（契約電力）を超える時間帯を即時に把握し、各部局で空調機の一時的停止等節電アクションを効果的に発動した。これらの取り組みにより、平成 21 年度には $2,126\text{MJ}/\text{m}^2$ であった床面積あたりのエネルギー消費量は、平成 26 年度において $2,007\text{MJ}/\text{m}^2$ となり、着実に削減効果を上げた。 構成員の低炭素化に向けた行動への参加を促す取り組みとしては、新たに構成員となった大学院生への環境配慮行動に関する説明、新たに入学した学部生への京都大学サステナブルハンドブック「エコ・CODE」の配付、環境負荷を低減する「持続可能なキャンパス」（サステナブルキャンパス）の実現を目指して、多様な視点から環境問題について考えるためのイベント「エコ～るど京大」の開催や、低炭素化に向けた自己宣言ウェブ（各構成員が環境配慮行動の実施状況をチェックし、また、未実施の行動については今後実施することを宣言することで、取り組むべき行動の認識と実践を促すためのウェブサイト）への参加登録の呼び		

	【84】低炭素化キャンパスを目指して、京大システムとしての環境賦課金事業を核にエネルギー負荷を削減し、エネルギー使用をより高効率化する取組を継続しつつ、その効果の検証を踏まえ、省エネ・創エネキャンパスモデルに基づいた整備を推進する。また、低炭素化に向け、自己宣言ウェブへの一層の参加促進、ウェブ検針システム（電力見える化）による構成員への啓発を図る。さらに、サステイナブルキャンパス構築に向けて策定したアクションプランに基づき、学内の環境改善に向けた情報収集・取組を推進する。		かけ等、多様な啓発活動を実施した。 さらに、本学が中心となって、北海道大学・千葉大学・三重大学・立命館大学等との連携により、サステイナブルキャンパス構築に向けた取り組みをより多くの大学へ展開するための方策や海外の取り組み状況、評価システム、環境教育、環境負荷の低減、学生参加等についての議論及び情報交換等を行う場として「サステイナブルキャンパス推進協議会」を設立した（平成 26 年 3 月）ほか、平成 25 年度及び平成 26 年度に「サステイナブルキャンパス構築」国際シンポジウムを開催した。 （平成 27 年度の実施状況） 平成 20 年度から本学独自のシステムとして実施している環境賦課金事業を活用した省エネ対策事業として、平成 26 年度実施事業までの検証結果を基に、理学部 2 号館空調・照明改修をはじめとする ESCO 事業（設計、施工、維持管理に関する提案を受け、審査し、得られる省エネルギー効果を定められた期間、保証する事業）等 15 件を計画・実施し、約 948.2t-CO2/年を削減した。また、環境・エネルギー専門委員会において、LED 照明、高効率空調機への更新等を継続して行いつつ、実験施設の運用見直しや見える化を実現する個別メータの設置促進等さらなる省エネや地球温暖化ガス削減を図る手法を制度に組み入れた新たな環境賦課金制度の検討・議論を進め、平成 28 年度より実施することとした。 再生可能エネルギーの利用に向けた取り組みとしては、6 ヶ所に計 462kW の太陽光発電装置等を設置した。 省エネ・創エネキャンパスモデルについては、過去の省エネ対策工事等の効果の検証結果に基づき、技術動向に合わせてモデル案を随時更新するとともに、引き続き ESCO 事業（設計、施工、維持管理に関する提案を受け、審査し、得られる省エネルギー効果を定められた期間、保証する事業）や省エネモデルの技術資料を蓄積し、複層ガラス、LED 照明器具、高効率空調の採用等建物の新営・改修時に活用した。また、平成 25 年 4 月から本学ホームページにて団地別（吉田（本部、病院）、宇治、桂、熊取）にリアルタイムで使用電力量を把握できる仕組みを導入しており、夏と冬の節電要請期間において、節電目標（契約電力）を超える時間帯を即時に把握し、各部局で節電アクション（空調機の一時的停止等）を効果的に発動した。 低炭素化に向けた行動を促進するための取り組みとしては、新たに構成員となった大学院生に対して情報環境機構、図書館機構及び環境安全
--	---	--	---

			保健機構が合同で開催する「全学機構ガイダンス」を通じて、環境配慮行動についての説明を行った（平成 27 年 4 月及び 10 月、延べ 792 名参加）ほか、平成 27 年度は新入生へ環境配慮行動を促すことを目的として新たに「エコウォールステッカー」を作成し、学部新入生約 3,100 名に配付し、啓発活動を行った。また、「環境報告書 2015」を作成し、公開した（平成 27 年 9 月）。 平成 20 年度に導入した自己宣言ウェブのより一層の参加促進を促すため、エコウォールステッカーに Web サイトの QR コードを掲載し、携帯電話からのアクセスを容易に行えるようにしたほか、「京都大学サステイナブルマンス エコ〜るど京大 2015」（平成 27 年 6 月）のイベントとして実施したスタンプラリーにおいて自己宣言ウェブへの参加をスタンプ対象行動のうちの一つとした。これらの取り組みにより、宣言者数は平成 27 年度末現在 3,470 名に増加した（平成 26 年度末：3,138 名）。 施設部のサステイナブルキャンパス推進室を中心に、国内外のネットワーク構築に向けて、以下のシンポジウム等への参加により、海外の優良取り組み等の情報収集・情報交換を行い、本学におけるサステイナブルキャンパス構築に関する取り組みの参考とした。 ・ International Sustainable Campus Network (ISCN) 年次大会（平成 27 年 6 月、中国香港） ・ Association for the Advancement of Sustainability in Higher Education (AASHE) 2014（平成 27 年 10 月、アメリカミネソタ州ミネアポリス） ・ 1st Asian Conference on Campus Sustainability (ACCS)（平成 27 年 11 月、韓国釜山） 平成 25 年度に本学が中心となって設立したサステイナブルキャンパス推進協議会において、サステイナブルキャンパス構築に向けた取り組みをより多くの大学へ展開するための方策や、海外の取り組み状況、評価システム、環境教育、環境負荷の低減、学生参加等について議論するとともに、同協議会の年次大会（平成 27 年 11 月）及び総会（平成 28 年 2 月）に参加した。さらに、本学においても「サステイナブルキャンパス構築」国際シンポジウム「地域にて展開する持続可能な環境配慮型大学の理想像〜歴史都市 京都におけるサステイナブルキャンパス構築の方向性〜」を開催した（平成 28 年 2 月、124 名参加）。		
			ウェイト小計		

ウェイト総計	
--------	--

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
③ 安全管理に関する目標

中期目標	- 労働災害等の防止、教育研究活動の安全確保を進める。 - 大学の危機管理体制を整備する。 - 情報管理の徹底を図り、情報セキュリティ対策を充実する。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【85】労働災害等（学生の事故、けがを含む）の要因調査・分析を踏まえ、労働災害等のリスク低減及び再発防止を推進するとともに、教職員に対する必要な資格取得の支援強化や啓発活動により安全管理に対する意識を高めることによって、労働災害等の発生を低減する。		III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 年度毎の労働災害・事故の発生数の統計を取り、事故原因の傾向や発生動向の分析を行ったうえで環境安全保健機構のホームページに掲載するとともに、分析結果に基づき以下のリスク低減策、再発防止策を講じた。 - 毎月の産業医巡視に併せ、労働安全衛生コンサルタントと衛生管理者による職場巡視を行い、要改善事項の指摘を行った。改善指導箇所は改善率が 100%になるまで報告を義務付けるとともに、次の巡視の際に再度現地確認を行った。当該取り組みの結果、2 度目以降の巡視時には要改善箇所が大きく減り、リスクを低減させる効果を得た。 - 隔月で注目すべき労働安全・環境保全に関する情報を「環境安全保健ニュース」として発行することで、特に重要と考えられる事件事例や安全対策等を周知した。 - 現場において自主的自律的にリスクの把握と再発防止対策を行う手法を身に付けるために、平成 24 年度から KYT（危険予知訓練）講習を実施した（年 2 回程度実施、年間 48 名程度受講）。 - 新規採用職員研修、非常勤職員雇入れ時研修、化学物質管理・取り扱い研修、RI・X 線新規教育訓練、メンタルヘルス講習会、衛生管理者選任時講習会、環境安全保健事務担当者講習会、核燃料物質の安全管理等に関する講習会、局所排気装置・遠心機・圧力容器の自主検査講習会、衛生管理者連絡会代表者会議等で、安全な取り扱いやリスク低減対策等を周知した。 これらの取り組みにより、休業 4 日以上 の 重大災害は、平成 23 年度		

	【85】継続して遂行してきた労働災害等（学生の事故、けがを含む）のリスク低減対策及び再発防止策について、労働災害等の発生数により評価して有効性を確認し、取組の見直しを行う。	III	は33件だったが、平成24年には17件、平成25年には15件、平成26年度は17件（いずれも通勤災害を含む）と発生が低減する効果を得た。 （平成27年度の実施状況） 年度毎の労働災害・事故の発生数の統計を取り、事故原因の傾向や発生動向の分析を行ったうえで安全衛生業務情報管理システム（ESS）に掲載した。 リスク低減対策、再発防止対策として以下の取り組みを行った。 ・ 毎月の産業医巡視に併せ、労働安全衛生コンサルタントと衛生管理者による職場巡視を行い、要改善事項の指摘を行った。平成26年度に引き続き、改善指導箇所は改善率が100%になるまで報告を義務付けるとともに、次の巡視の際に再度現地確認を行った。当該取り組みの結果、法令違反に該当する指摘事項が減少し、リスクを低減させる効果を得た。 ・ 事故情報については、事故の型（交通事故、転倒等）や原因、発生場所や再発防止対策を一覧にしたものを、環境安全保健機構ホームページに公開することで、同様の環境にある現場に事故の再発防止を促した。 ・ 隔月で注目すべき労働安全・環境保全に関する情報を「環境安全保健ニュース」として発行することで、特に重要と考えられる事件事例や安全対策等を周知した。また、学生に労働安全の取り組みをより知ってもらうため、それを生協店舗の掲示板上に掲示した。 ・ 現場が自主的自律的にリスクの把握と再発防止対策を行う手法を身に付けるために、KYT（危険予知訓練）講習を実施した（平成27年10月及び12月、計42名参加）。平成27年度においては、より実験室の環境に即した講習にするために、局所排気装置と圧力容器を講習の対象に加えた。 ・ 有害物質からの暴露を防ぐ局所排気装置や事故発生時に大きな被害をもたらす遠心機及び圧力容器の自主検査講習会（平成27年12月、102名参加）を行うことで、自主検査ができる技能を身に着けるとともに機器の安全な使い方や危険性を教示するとともに、事件事例を示して注意喚起を行った。 ・ 平成27年6月に発生した圧力容器事故を踏まえ、現地調査・原因分析を行い、安全対策を確認・実施するよう学内に周知を行った。 ・ 非常勤職員雇入れ時研修では事務職で発生した事故の傾向と対策	
--	---	-----	--	--

			等を示したほか、新たに心肺蘇生に係る内容を追加することにより非常時の緊急対応能力の向上を図った。 ・ その他、新規採用職員研修、化学物質管理・取り扱い研修、RI・X線新規教育訓練、メンタルヘルス講習会、衛生管理者選任時講習会、環境安全保健事務担当者講習会、核燃料物質の安全管理等に関する講習会、衛生管理者連絡会代表者会議等で、安全な取り扱いやリスク低減対策等を周知した。 休業4日以上の重大災害は、特に通勤・通学時の事故数が平成26年度上半期の4件から9件へ、転倒・転落事故が1件から4件と急増していることから、通勤・通学時の事故及び転倒転落事故に対する安全教育に力を入れることとし、非常勤職員等安全教育において、通勤・通学時の事故及び転倒転落事故が本学の休業災害の約8割を占めることを示し、注意点、危険予知の重要性について教育を行った。 化学物質管理システム（KUCRS）の薬品の在庫管理機能について、これまでの部局別集計機能に新たに建物別集計機能を追加した。また、法令改正に伴い、特定化学物質2物質が指定されたことを学内に周知し、作業場内の掲示物を作成のうえ各部局に配付し法令遵守への対応を推進した。 核燃料物質の管理に関し、国立七大学安全衛生管理協議会の下に新たに「核燃料物質ワーキンググループ」を設置（平成27年8月）し、各大学の管理状況について情報交換を行った（平成27年8月及び平成28年2月）。さらに、より安全な管理方法を検討するため、他大学の管理状況調査を実施（平成27年10月）し、調査結果をふまえて、核燃料物質（廃棄物）の管理強化を検討することとした。		
【86】リスクの低減に向けた体制を整備するとともに、マニュアル等を充実させ、対応も含め危機管理に関する事項を学生、教職員に周知する。		III	（平成22～26年度の実施状況概略） リスクの低減に向けた体制として、平成23年度に本学における防火・防災・防犯に関する業務を担当する「リスク管理課」を新たに組織し、同課において、本学の危機全般に対応するための基本規程となる「京都大学危機管理規程」及び「同規程施行細則」を策定するとともに、同規程に基づき危機管理委員会を設置した。 マニュアル等については、危機管理委員会において本学に想定される様々な危機を管理するためのガイドラインとなる「京都大学危機管理基本計画」（平成23年度）、「危機管理計画（地震編）」（平成24年度）、地震発生時における「地震対応マニュアル（教職員用・学生用）」（平成24年度）を作成した。また、「京都市第3次被害想定」で想定され		

			ている花折断層に起因する地震災害発生時に、本学において、学生・医学部附属病院内の患者・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全を最優先し、学内の資産の保全並びに教育・研究及び医療の活動継続又は速やかな再開を目指すとともに、地域社会の復旧・復興に寄与するため、想定される人的・建物被害等に対する班別役割フロー及び事前対策並びに今後対策が必要と考えられる現状の課題を取りまとめた「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」を策定した（平成 25 年度）。これらに基づく対応等について、新入生ガイダンスや教職員に対する研修会において周知した。 消防法に基づく防火・防災に関する対応（訓練等）は、防災管理者を置く各構内（本部構内、北部構内、吉田南構内、医学部構内、病院構内、宇治キャンパス、桂キャンパス）でそれぞれ実施したほか、平成 24 年度には、別途瀬戸臨海実験所において南海トラフ巨大地震による津波を想定した防災訓練を実施した。		
	【86】本学の地震対応マニュアル等に基づき、学生、教職員への啓発として、研修会等を実施する。	III	（平成 27 年度の実施状況） 「地震対応マニュアル（学生用）」及び「地震対応マニュアル（教職員用）」について、震度 5 以上の揺れの場合に関わる注意事項の追加や災害用伝言板の利用方法等に係る記載内容の更新等を行った。 「地震対応マニュアル（学生用）」については、全学部の新入生を対象とした新入生ガイダンスにおいて、3,050 部配付し、広く学生に周知するとともに、防災啓発として、更新を迎える非常用食糧を配付した（平成 27 年 4 月）。 また、「地震対応マニュアル（教職員用）」については、教職員グループウェアに掲載し、同マニュアルに基づき、職員を対象とした地震発生時の初期動作の研修（地震体験、避難、消火、AED 取扱の各訓練、災害リスク研修）を実施した（平成 28 年 3 月、31 名参加）。		
【87】災害等の緊急事態時における事業の継続あるいは早期復旧を可能とするための手段や方法等の計画を策定、運用する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 危機管理委員会において本学に想定される様々な危機を管理するためのガイドラインとなる「京都大学危機管理基本計画」（平成 23 年度）、「危機管理計画（地震編）」（平成 24 年度）、地震発生時における「地震対応マニュアル（教職員用・学生用）」（平成 24 年度）を作成した。また、「京都市第 3 次被害想定」で想定されている花折断層に起因する地震災害発生時に、本学において、学生・医学部附属病院内の患者・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全を最優先し、学内の資産の保全並びに教育・研究及び医療の活動継続又は速やかな再開を目指すとも		

			に、地域社会の復旧・復興に寄与するため、想定される人的・建物被害等に対する班別役割フロー及び事前対策並びに今後対策が必要と考えられる現状の課題を取りまとめた「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」を策定した（平成 25 年度）。平成 26 年度には、本事業継続計画に基づき、京都市を中心とした地域に地震が発生したという想定で災害対策本部の設置・運用についての訓練（「災害対策本部訓練」）を実施した。 また、災害時の大学基幹業務システムの事業継続（BCP）機能の強化を図るため、遠隔地の災害対策用バックアップシステムを導入し、財務会計システムや人事・給与システム、大学ホームページ等の事業継続対策を開始したほか、教職員用メール及び各種サービス利用者の本人確認及び利用の可否を判定する認証基盤については遠隔地のデータセンターにメインシステムを置いて学内のバックアップシステムとのシームレスな連携を構築することで事業継続が可能な体制とした。さらに、平成 25 年度には「京都大学第二期重点事業実施計画」における「全学の計算機資源が集約可能な高性能、高信頼データセンター施設の実現」事業により学術情報メディアセンター北館の改修を行い、自家発電機による非常電源設備を備え全学の計算機資源の集約及びバックアップ拠点として必要な計算機スペースを設計し、データセンターとして整備した。これにより平成 26 年度には強固な耐震性に優れたハウジングサービス（サーバ預かりサービス）の提供を開始し、4 部局・9 件の利用があった（平成 26 年度末現在）。		
	【87】危機管理委員会において策定した、地震災害発生時における事業継続計画（BCP）等に基づき、訓練を行う。また、学内用バックアップサーバへのデータの蓄積を行う。	III	（平成 27 年度の実施状況） 平成 25 年度に策定した「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」に基づき、災害時に各部局の対策本部要員となる職員を対象とした地震体験、消火、避難、AED 取扱の各訓練を実施した（平成 28 年 3 月）。 また、同事業計画（BCP）に基づく基本的かつ重要なデータ（人事給与データ等）の学外におけるバックアップを構築するため、基幹業務システム、ホームページ及び事務用統合ファイルサーバ等について、学外（群馬県館林市）に設置したバックアップサーバへのデータ蓄積を開始した。		
【88】留学生を含む本学学生の学生保険への加入を促進させる。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 学生保険の加入率向上のため、毎年度入学案内に「学生教育研究災害傷害保険」の加入案内と加入のしおりを同封し、学生保険の加入を促し		

			た。また、平成 22 年度に、学生部委員会において原則全員加入の方針を定め、その旨を平成 23 年度から加入案内に明記した。本学独自の支援の在り方として、学生の医療費補助を目的として実施してきた「京都大学学生健康保険組合」を発展的に解消し、平成 24 年度からその財源を活用して、新入学の正規生が学生教育研究災害傷害保険等の加入時に支払う保険料の一部（1 人につき 1,000 円）補助を開始した。<u>平成 26 年度における新入生の学生保険加入率は 72.2%となり、平成 21 年度比 9.3 ポイントの増加となった（学部生＋大学院生の全体加入率 平成 21 年度：57%、平成 26 年度：69%）。</u> 留学を検討している学生に対する情報提供や説明の場である「留学のススメ」において海外渡航安全説明会を開催したほか各種短期海外派遣プログラムにおいても事前に海外渡航安全研修を実施し、リスクを周知するとともに、参加学生には派遣期間中の海外旅行保険加入を誓約させ、全ての海外渡航学生が加入していることを確認した。		
	【88】新入生を中心に、学生へリスクの周知を行うとともに、学生教育研究災害傷害保険等の学生保険への加入率を向上させるため、平成 24 年度から実施した大学による独自支援策を継続するとともに、更なる加入率向上に向けた施策を実施する。	III	（平成 27 年度の実施状況） <u>学生の自転車事故、飲酒、違法薬物、カルト等の危険性について、情報環境機構、図書館機構及び環境安全保健機構が合同で開催する「支援機構ガイダンス」（平成 27 年 4 月）において説明するとともに、学生便覧等に注意すべき事項を掲載のうえ配付した。</u> 本学独自の支援策として、平成 26 年度に引き続き、新入生を対象とした保険料金の一部補助（一律 1,000 円）を行った。新入生を中心に、保険パンフレットを 8,800 部配布しリスクに関する周知を行ったほか、入学案内に「学生教育研究災害傷害保険」の加入案内と加入のしおりを同封し学生保険の加入を促した。なお、平成 27 年度における新入生の学生教育研究災害傷害保険等の学生保険加入率は 68.3%（平成 26 年度：72.2%）となった（学部生＋大学院生の全体加入率 平成 26 年度：69%、平成 27 年度：70%）。学生保険の更なる加入率向上にむけて、加入状況を学生が所属する部局の教務担当に通知し、情報を共有しながら加入者の実態把握に努めたほか、<u>学生が保険に加入していることを自覚することや保険加入率の向上を目的として学生自身が保険加入状況を確認することができる Web システムの開発を開始した。</u> 留学を検討している学生に対する情報提供の場である「留学のススメ		

			メ」において、海外渡航安全説明会を開催し、リスクを周知した（平成 27 年 7 月、38 名参加）。 各種短期海外派遣プログラムにおいても、事前に海外渡航安全研修を実施し、リスクを周知するとともに参加学生に派遣期間中の海外旅行保険加入を誓約させるとともに義務づけている。		
【89】情報セキュリティシステム及び実施体制の強化を図り継続的に改善する。		III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 平成 22 年度は情報セキュリティシステム（具体的にはセキュリティ監視業務に使う侵入検知システム（IDS））の運用手順「汎用コンピュータ IDS 利用マニュアル」を策定し、運用体制の整備としてセキュリティ監視業務の外部委託を行い、24 時間 365 日監視とした。運用体制の充実としては、平成 23 年度に情報セキュリティ対策室に技術職員を新たに 1 名配置した。なお、平成 24 年度までは監視装置で検知された情報のうち、情報管理やシステム運用に関して保安上の脅威となる事案（以下、「インシデント」という。）である疑いが強いものを対象として部局に確認していたが、その他の検知情報においてもインシデントが発生していたことから、平成 25 年度に見直しを行い、監視装置で検知された情報を精査し、部局情報システムでインシデント対象となったソフトウェアの使用の有無又はバージョンを確認する手順を追加した。これによりウイルスへの感染等の早期対応が可能となった。 全学情報セキュリティ委員会において随時情報セキュリティポリシー等の見直しを行い、平成 25 年度に「パスワードガイドライン」の改訂を行ったほか、平成 26 年度には、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」及び「京都大学情報セキュリティ対策基準」の見直しを行い、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 26 年度版）」を踏まえて、外部委託や約款による外部サービスの利用に際して守るべき事項を規定するとともに、セキュリティ対策実施における責任体制を明確化し、実効性を高める内容とした。 教職員への啓発活動としては、新規採用教職員を対象とする情報セキュリティの講義（年 6 回程度）、情報環境機構講習会（年 2 回程度）を開催し情報セキュリティの基礎的な内容を周知すると共に、全ての教職員及び学生を対象に情報セキュリティ e-Learning を実施した。平成 21 年度には教職員 51.2%、学生 20.3%であった情報セキュリティ e-Learning の受講率は、平成 26 年度末現在教職員 51.9%、学生 55.0%		

	【89】平成26年度までの実績をふまえた情報セキュリティシステムの運用体制の見直し及び平成28年度以降に実施すべき課題の抽出を行うとともに、全学情報システムに対し、脆弱性診断により安全性の確認を行う。また、情報セキュリティ監査責任者が行った情報セキュリティ監査結果に対する改善策の策定状況の確認及び情報セキュリティポリシー等の見直しを行うとともに、講習内容を更新する。			と、学生の受講率は2倍以上の増加となった。さらに、情報セキュリティ対策を身近なものとするために、平成26年度末には利用者のレベルで知っておくべき基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」（日本語版・英語版）を作成し、平成27年度に全教職員及び新入生を対象に配付することとした（配付部数：約2万2千部）。 （平成27年度の実施状況） 最高情報セキュリティ責任者において、平成26年度までの情報セキュリティシステムを検証し、平成27年度は、情報に対する不正アクセスの監視装置を強化したほか、標的型メールに対する意識向上を目的として職員を対象とした標的型メール訓練を実施した（平成28年2月）。 最高情報セキュリティ責任者において平成28年度以降に実施すべき課題の抽出を行い、標的型攻撃対策を含む総合的な情報セキュリティ対策の計画を策定した（平成28年1月）。 全学情報システムに対する安全性の確認は、脆弱性診断システムにより実施した。情報セキュリティ監査責任者による情報セキュリティ監査では、平成26年度の監査対象部局の3部局のうち改善の必要のあった3部局について改善の報告を求め、全て改善策が適切に講じられていることを確認した。平成27年度は、全部局に対して調査票に基づく調査を行い、このうち3部局に対して実地監査を実施した。 情報セキュリティポリシー等に関しては、平成26年度に改正を行った「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」及び「京都大学情報セキュリティ対策基準」の英語化を行い、ホームページにより公表するとともに部局へ周知した（平成27年9月）。これら情報セキュリティポリシーの改正をふまえて、全学情報セキュリティ委員会常置委員会において部局情報セキュリティ実施手順書雛形の改訂及び部局情報システム運用手順書雛形の新規作成を行った（平成27年6月）。また、京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程を改訂し、情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学および部局間の連携調整を行うため、新たに「全学情報セキュリティ技術連絡会」を設置した。本技術連絡会は、情報セキュリティ実施責任者、各部局の部局情報セキュリティ技術責任者または副技術責任者から構成されており、平成27年度は2回開催した（平成27年7月、12月）。		
--	---	--	--	--	--	--

			情報セキュリティ講習等については、新規採用職員を対象とする情報セキュリティ研修を3回（平成27年4月（2回）、10月、受講者187名）、新規採用教員を対象とする情報セキュリティ研修を2回（平成27年5月、10月、受講者403名）、技術職員を対象とする講義を1回実施した（平成27年11月受講者36名）。また、<u>全学機構ガイダンスを13回開催し（受講者計3,350名）、情報セキュリティの基礎的な内容を周知した。なお、これらの講習会において使用する教材の内容については、<u>標的型攻撃に関する説明を追加、更新した。</u></u> なお、情報セキュリティ e-Learning の受講状況は、教職員 64.9%（8,629名）、学生 64.9%（14,223名）（平成27年度末現在）であった。（受講者は平成19年度からの累積、平成28年3月31日現在在職・在学者数に基づき算定。）		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
④ 法令遵守に関する目標

中期目標	・ 法令に基づく適正な大学運営を行うための仕組みを整備する。
------	--------------------------------

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【90】法令遵守に必要な学内責任体制を整備し、教職員、学生等関係者にルールを周知徹底する。			III	（平成 22～26 年度の実施状況概略） 法令遵守に必要な体制整備としては、責任と権限を明確化するため、平成 22 年度にコンプライアンスを担当する理事を、平成 24 年度に法務・コンプライアンス及びリスクマネジメントを担当する副学長を任命した。また、平成 24 年度には当該副学長を室長とする「法務・コンプライアンス対策室」を設置した。対策室は、室長のほか、総務部長、総務部総務課長、弁護士有資格者である本学職員並びに事務本部各部、各局事務部及び共通事務部のコンプライアンス担当者で組織し、全学と各部署が有機的に連携・協力し、コンプライアンスを遂行する体制を構築した。 事務本部の各担当部署が研修等を開催し、規程等の学内周知を行うとともに、監事監査、内部監査及び外部監査の結果を踏まえ、業務改善等の指導を行った。平成 22 年度から平成 26 年度における主な取り組みを以下に示す。 【教職員、学生へのコンプライアンス全般に関する研修等】 ・ 新入生を対象とした初年次教育プログラムにおいて、社会通念、交通マナー、人権、飲酒、薬物、犯罪行為等、またそれらに対する処罰等、コンプライアンスに関する講演を行った（年 1 回）。 ・ 研究費の適正な執行や安全保障輸出管理、法令遵守等については、部局長を通じて各部局に所属する教職員及び学生に周知徹底を図っていることから、特に新任部局長に対して、役員と新任部局長との懇談会において、それらの説明を行った（年 1 回程度）。 ・ 新規採用教員研修会を開催し、会計規程や研究費使用ルール、研究不正の防止、安全保障輸出管理、ハラスメント、情報セキュリ		

			ティ等教員等に求められるコンプライアンスについて、各担当部から説明を行った（年2回程度）。 ・ 新規採用職員に対して、就業規則、情報セキュリティ、ハラスメント、環境安全保健等に係る説明を行った（年2回程度）。 ・ 教職員に対しコンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために、コンプライアンスの概要、「京都大学におけるコンプライアンスに関する規程」、法令・学内規程等の違反事例を発見した場合の通報・相談窓口等を簡潔に掲載したリーフレット（日本語版：「コンプライアンスの手引き」、英語版：「Compliance Guidelines」）を全教職員に配付した（平成26年度）。 【公正な研究活動の実施に向けた取り組み】 ・ 平成26年度に「公正研究ワーキング・グループ」を設置して研究公正の推進体制の整備について検討し、新たに「京都大学研究公正の推進検討委員会」並びに同委員会の下に「研究不正対応小委員会」及び「研究公正教育小委員会」を設置した。研究公正の推進検討委員会において公正な研究を推進するための具体的な制度設計の検討を行い、各実施責任部署が取り組むべき事項を示した「研究公正推進アクションプラン」を策定した。さらに、当該アクションプランに基づき、学生へのガイダンスを実施するための教材の作成・配付、日英併記の教職員・大学院生向けリーフレットの作成・配付を行った。 ・ 公正な研究、志の高い研究への倫理意識の向上を図るため、啓蒙活動の一環として、研究倫理の専門家による研究公正講演会を開催した（平成26年度）。講演映像は本学のオープンコースウェア（OCW）に掲載のうえ、受講者自身が理解度を確認できるよう理解度テストを設けてサイバーラーニングスペース（本学の構成員に向けてe-Learning型研修コースを提供するウェブサイト）上で提供し、対象となる教職員等に視聴を促した。 ・ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月）及び研究公正の推進検討委員会における検討結果に基づき、「京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」について、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」とする全部改正を行った。これにより、研究活動上の不正行為の事前防止体制の強化と学内の管理責	
--	--	--	--	--

			任体制を明確化するとともに、常設の委員会として、公正な研究活動の推進等に係る業務を担う「研究公正委員会」及びその具体的な企画立案及び実施を担う「研究公正推進委員会」並びに研究活動上の不正行為又はそのおそれがある場合に調査を行う「研究公正調査委員会」を新たに設置した（平成 26 年度）。 【研究費等の適正な使用に向けた取り組み】 ・ 財務会計に関する諸制度について理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した（年 1 回程度）。 ・ 取引業者に対する本学の取引に関する方針やルール の周知を図るとともに、不正防止への協力を得るため、「京都大学との取引にあたってのお願い」を配付し、誓約書を徴取した（平成 26 年 10 月）。 ・ 会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し軽微な運用上の誤り等に対する指導を行うとともに、監査結果を踏まえた改善方策を検討し、適正な会計処理を行うよう周知した（各年度）。 ・ 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正（平成 26 年 2 月）等を踏まえて、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」について、不正経理等の事前防止のための体制強化及び学内の責任体制を明確化するための改正を行った。また、同規程の改正に伴い、基本方針及び京都大学における競争的資金等の不正使用等に係る調査要項を制定した（平成 26 年度）。 ・ 平成 20 年度に策定した「京都大学競争的資金等不正防止計画」を随時改訂するとともにその実施状況を分析し、改善が必要と認められた部局については、統括管理責任者（研究担当理事）から部局管理責任者（部局長）に対して改善要請を行った。改善状況について対応が不十分と思われる事項については、不正防止計画推進室が各部局不正防止計画の担当者に対してモニタリングを実施し、全て適切に対応されたことを確認した。 ・ 研究費等の適正な使用について、e-Learning 研修を実施した（各年度）。平成 26 年度には、さらなる遵守意識の向上を図るため、研修受講後に誓約書の提出を義務付け、個人単位の理解度及び受講実績の把握、誓約書の提出管理ができるシステムとした。e-Learning 受講の周知徹底に加えて未受講者に対してはメールで督促する等受講率向上に努め、平成 26 年度の受講率は 95.2%と	
--	--	--	--	--

				なった。 【その他の取り組み】 ・ 年々増加する総務部内の法務及びコンプライアンス関連業務における職員間の連携・協働を可能とする一体的な業務遂行体制の整備及び当該関連業務の機能強化を図るため、総務部に法務・コンプライアンス課を設置し（平成 25 年度）、訟務、情報公開、個人情報保護、公益通報等の業務を一つの課に集約して実施した。 ・ 情報セキュリティ対策を身近なものとするために、利用者のレベルで知っておくべき基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」（日本語版・英語版）を平成 26 年度末に作成し、平成 27 年度に全教職員及び新入生を対象に配付することとした（配付部数：約 2 万 2 千部）。 ・ 図書系職員を対象に個人情報保護に関する講習会を実施した（各年度）。 ・ 安全保障輸出管理に係る法令遵守について周知徹底するため、教職員及び学生に対して説明会を開催する（各年度 3 回程度）等、研究者に身近な部局担当者における対応力を高めた。また、平成 25 年度に導入した e-Learning による研修について、平成 27 年度には安全保障輸出管理の法令改正に伴い、研修教材の改訂を行うとともに、ホームページへの受講案内の掲載や各部局へのメール通知、学内説明会におけるアナウンス等様々な手段で受講を促した。 ・ 動物実験の適正な実施について、平成 25 年度から各部局での現地調査を行った。また、動物実験の適正な実施についての教育訓練資料の英語版を作成し、外国人研究者及び留学生への教育を充実させた。		
	【90】各部署において業務が適正に実施されているかチェックを行い、その結果を踏まえた改善方策等を検討するとともに、体制・業務等へ反映させる。また、全学的に法令遵守の徹底を図る。		III	（平成 27 年度の実施状況） 全学的なコンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う組織として、理事、副学長等により構成する「コンプライアンス推進本部」を設置した（平成 27 年 7 月）。加えて、コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口の強化及び充実を図るため、学外の弁護士事務所にコンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口（コンプライアンスホットライン）を設置した（平成 28 年 1 月）。		

			また、事務本部の各担当部署がコンプライアンスに係る研修等を開催し、規程等の学内周知を行うとともに、監事監査、内部監査及び外部監査の結果を踏まえ、業務改善等の指導を行った。平成 27 年度における主な取り組みは以下のとおりである。 【教職員、学生へのコンプライアンスに関する研修等】 ・ 新入生を対象として情報環境機構、図書館機構及び環境安全保健機構が合同で開催する「支援機構ガイダンス」において、学生担当副学長及び理事補による社会通念、交通マナー、人権、飲酒、薬物、犯罪行為等、またそれらに対する処罰等、コンプライアンスに関する講演を行った（平成 27 年 4 月）。 ・ 新規採用教員を対象とした新規採用教員研修会において会計規程や研究費使用ルール、研究不正の防止、安全保障輸出管理、ハラスメント、情報セキュリティ等教員等に求められるコンプライアンスについて、各担当部から説明を行った（平成 27 年 5 月、10 月、延べ 403 名受講）。 ・ 新規採用職員を対象とした新採用職員研修において、就業規則、情報セキュリティ、ハラスメント、環境安全保健等に係る説明を行った（平成 27 年 4 月、10 月、延べ 33 名参加）。 ・ 教職員の遵守すべき基本的なルールについての理解を深めるため、教職員の服務義務、倫理上の禁止事項、懲戒等についての説明や関係規程、通報・相談窓口等の紹介を掲載した「服務ハンドブック」を作成し、同ハンドブックを総務部人事課のホームページに掲載し、教職員へ周知した（平成 27 年 9 月）。また、同ハンドブックの内容を簡略化したリーフレットを作成し、全教職員へ約 1 万 2 千部配布した（平成 28 年 1 月）。 【公正な研究活動の実施に向けた取り組み】 ・ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年文部科学大臣決定）に基づき平成 26 年度に改正した「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に定める「一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示しなければならない」という項目について、保存期間や保存の実施方法等の必要事項を定めた「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」を研究担当理事裁定として制定し（平成 27 年 7 月）、部局担当者向けに同ルールの内容の学内説明会を開催した（平成 27 年 9 月）。	
--	--	--	---	--

			・「京都大学研究公正推進アクションプラン」に基づき、研究公正推進委員会において、京都大学研究公正推進アクションプランに示す「修士・博士論文執筆前に、必ず1度は対面で、研究公正の基本について指定のチュートリアルを学生に受けさせる。」という項目について、研究公正推進委員会としての具体的な方法を示した、「論文執筆者（大学院生等）への全ての指導教員による対面型チュートリアル要綱」を定め、各部局への通知により周知した（平成27年7月）。 ・「<u>京都大学研究公正推進アクションプラン</u>」に基づき、<u>教員、大学院生等を対象者として、平成27年度研究公正研修としてe-Learning研修を実施した（平成27年10月～3月、2,603名受講）。</u> ・研究公正推進委員会において、「京都大学研究公正推進アクションプラン」の実施状況について実施状況を検証するための学内調査を開始した（平成28年1月）。 ・公正な研究活動についての啓発として、日英併記のリーフレットを作成し、本学で研究活動に携わる教職員、大学院生等を対象に6,000部配布した（平成27年2月）。 ・「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年12月文部科学省・厚生労働省制定）等に基づき、ライフサイエンス研究等に関するコンプライアンス体制の構築・強化を主な目的として、「京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程」を制定の上、施行した（平成28年1月）。「京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程」などの関連規程等との関係性の整理を行ったほか、ライフサイエンス研究等に関する全学的な審議組織として研究倫理・安全推進委員会を設置するとともに（平成28年1月）、研究担当理事の下に実行組織として、全学的な企画・調整等を担う研究倫理・安全推進室を設置した（平成28年1月）。 【研究費等の適正な使用に向けた取り組み】 ・財務会計に関する諸制度についての理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した（平成27年9月、延べ893名受講）。特に平成27年度は、コンプライアンス意識の向上を図るため、「公的研究費の適正管理」に関する講習を実施した。 ・新規の取引業者に対して、本学の取引に関する方針やルールを周知	
--	--	--	---	--

				知を図るとともに、不正防止への協力を得るため、「京都大学との取引にあたってのお願い」を配布し、誓約書を徴取した（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）。 ・ <u>本学における会計制度の見直しの必要性を確認するため、46 部局を対象に会計経理（会計ルールや運用上の課題等）に係るモニタリング（平成 27 年 8 月）を行った。会計制度の見直しの必要性はなかったものの、運用上の疑義が生じていたことからマニュアル等において事例を充実させる等の対策を行うこととした。</u> ・ 教職員に本学における発注・検収制度に関する正しい理解を浸透させるため、マニュアル「京都大学における発注・検収」について、Q&A の充実を図る等により改訂した。（平成 27 年 10 月） ・ <u>監査室及び監査法人と連携し、監査室が実施する内部監査において、特殊な請負（プログラム開発）の検査に対する監査を実施し、仕様書等に基づき、適切に契約が履行されていることを確認した（平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月）。</u> ・ 会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し軽微な運用上の誤り等に対する指導を行うとともに、監査結果を踏まえた改善方策を検討し、適正な会計処理を行うよう周知した。（平成 28 年 3 月） ・ 平成 26 年度に改正した「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」に基づき、競争的資金等不正防止計画を一部見直し、「京都大学競争的資金等不正防止計画－第 4 次－」を策定（平成 27 年 9 月）するとともに、研究費使用ハンドブックを改訂し、研究費に係わる全教職員に配付及びホームページ上に掲載し、周知徹底を図った。さらに、外国人の研究者のため、研究費使用ハンドブックの英語版（電子版）を作成した（平成 28 年 2 月）。さらに、不正防止計画において重点的に取り組むべき事項として、法令遵守意識の啓発及び取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保を重点実施事項に指定し、各部局へ通知した（平成 27 年 9 月）。平成 26 年度の不正防止計画等の実施状況について 46 部局に対して競争的資金等の使用ルールの周知状況及び指摘、改善等が必要な状況にないかモニタリングを行い、<u>競争的資金等の使用ルールが周知されていることを確認した（平成 27 年 8 月）。</u> ・ 競争的資金等に関する不正防止、調査等の対応について、大学運	
--	--	--	--	---	--

			営費や寄附金等を含めたより包括的な対応が可能となるよう不正防止計画推進室実務者会議において検討を開始した（平成 27 年 11 月）。 - 研究費等の適正な使用について、近年発生した不正事案等についての発生原因などを整理し、教材を更新したうえで、教職員等の理解を深めるため、e-Learning 研修を実施した。平成 27 年度の受講率は 94.2%となった。また、外国人の研究者への周知のため、e-Learning 研修の英語版を作成した（平成 28 年 2 月）。 【安全保障輸出管理の適正な実施に向けた取り組み】 - 安全保障輸出管理に係る対応体制を強化するため、研究推進部研究推進課研究コンプライアンス掛に新規に特定職員 1 名を配置した（平成 27 年 10 月）。 - 安全保障輸出管理に係る法令遵守について、教職員に対して説明会を開催し、周知徹底を図った（平成 27 年 11 月～12 月、3 回、計 107 名受講）。 - ホームページに安全保障輸出管理に係る法令遵守に必要な情報を掲載するとともに、法令改正等の最新情報を掲載した（平成 27 年 10 月）。また、安全保障輸出管理の法令改正に伴い、安全保障輸出管理の法令遵守に係る e-Learning 研修教材を改訂し（平成 27 年 11 月）、受講促進のため、本学ホームページへの受講案内の掲載や各部局へのメール通知、学内説明会におけるアナウンス等を行った（平成 27 年度末現在：延べ 2,563 名受講）。 - 研究者に身近な部局担当者の安全保障輸出管理に係る知識・対応力等を高めるため、週刊で部局担当者宛てにメールにて、豆知識として安全保障輸出管理に係る情報を発信した（合計 20 回）。 - 研究推進部研究推進課において、本学の教職員の安全保障輸出管理に係る個別の案件についての規制対象に該当するか否かといった相談への対応を行った（平成 27 年度、178 件）。 【動物実験の適正な実施に向けた取り組み】 - 平成 30 年度に予定している国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会が実施する「動物実験に関する相互検証プログラム」に向けて、平成 27 年度は 4 部局に対して現地調査を実施し（平成 27 年 11～12 月）、その結果を踏まえ、飼養環境やガバナンスの改善等の指導を行った（平成 28 年 3 月）。 - 外国人の研究者及び留学生への教育を充実させるため、動物実験	
--	--	--	---	--

			の適正な実施についての教育訓練（英語版）を開始した（平成 27 年 4 月）。 ・ 「動物実験教育訓練 e-Learning（日本語版・英語版）」の平成 28 年度からの実施開始に向けて、動物実験委員会の下におく「動物実験教育訓練ワーキンググループ」において修了テスト作成等を進めた。 【情報セキュリティ実施体制の強化に向けた取り組み】 ・ 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程を改訂し、情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学および部局間の連携調整を行うため、「全学情報セキュリティ技術連絡会」を新たに設置し、開催した（平成 27 年 7 月、12 月） ・ 技術職員に対して、情報セキュリティ等について説明会を行った（平成 27 年 11 月、36 名受講）。 ・ 情報セキュリティ e-Learning について、情報環境機構基盤システム運用委員会のもとに教材作成部会を設置し、部局の教員も含めて、本学の情報セキュリティポリシー及び関連規程の遵守のためにより適切なものとなるよう検討し、教材の改訂を行った（平成 28 年 3 月）。 ・ 情報セキュリティ e-Learning の受講促進のため、教職員ポータルにおいて未受講者に対し、受講を促すポップアップを表示するようシステム改修を行い、実施したことにより、新たに約 2,249 名、率にして約 13%の対象教職員が新たに受講する成果があった。平成 27 年度の受講率は 64.9%（平成 26 年度：51.9%）となった。 【その他の取り組み】 ・ 平成 27 年 10 月の新規採用教員研修会において、著作権に関するポイント等、電子リソースを含む図書館資料を活用する際のモラルについて説明した。 ・ 図書系職員を対象とした個人情報保護に関する講習会を実施した（平成 27 年 12 月）。		
			ウェイト小計		
			ウェイト総計		

I 業務運営・財務内容等の状況
(4) その他業務運営に関する重要目標
⑤ 大学支援者等との連携強化に関する目標

中期目標	- 大学支援者等との連携を強化する。 - 同窓会活動の活性化を支援する。
------	---

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【91】 本学の国内外の拠点を充実させる等して、学術研究の成果や中長期的戦略目標及び事業計画等に関わる情報が大学支援者に迅速に伝わる工夫をする。		III		（平成 22～26 年度の実施状況概略） 本学の国内外拠点の活用等により、本学の学術研究の成果や中長期的戦略、事業計画等に関する情報を発信した。本学の学術研究成果や大学情報を発信し、大学支援者との連携を強化するため、「京都大学第二期重点事業実施計画」における「戦略的情報発信の拡大・展開事業」、「京都大学のプレゼンス向上のための戦略的情報発信の充実」及び「戦略的情報発信強化事業～京都大学ブランドの構築にむけて～」として、主な取り組みを以下に示す。 - 京都大学東京オフィスにおいてより効果的な情報発信を行うため、教職員からの要望を受けてテレビ会議システムを設置する等、設備面での充実を図った。 - 新任社長となった本学卒業生と総長・理事との懇談会を開催し、大学の改革状況について説明・意見交換を行った。 - 本学研究者がその成果を首都圏にて発信する場として、本学卒業生を中心とした政官財界の各界で活躍する関係者を招待し、東京フォーラムを実施した。 - 京都大学東京オフィスにて、一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」や、首都圏地域の高校生を対象とした「京都大学高校生フォーラム in Tokyo」を開催した。また、平成 26 年度には有料の公開講座「家庭の学びー子どもの思考力・判断力・表現力を伸ばす家庭とはー」を試行的に開催した。 - 東南アジア研究所のジャカルタ連絡事務所及びバンコク連絡事務所や地球環境学堂のハノイ拠点オフィスを活用して、マレーシア、タイ、インドネシア、ベトナムにおいて「京都大学東南アジアフ		

				オーラム」を開催した。本フォーラムでは、学術研究成果の東南アジアへの還元のみならず、本学の事業や留学に関する資料などを配付して支援風土の醸成を図った。 ・ 平成 23 年度に本学の社会連携等の活動を大学支援者に伝えるためのパンフレット「京都大学ファンブック」を作成し、平成 24 年度から卒業生・保護者・講演会出席者・本学訪問者等へ配付した。 ・ 京都市を中心とする関西圏を対象とした地域ラジオ局「α-station（アルファステーション）」（エフエム京都）との協力により、平成 23 年度から、タイアップコーナー「Kyoto University Academic Talk」を設け、年間約 50 名の教員が自身の研究についてラジオ放送で語った。		
	【91】大学支援者となりうる卒業生、一般市民等に積極的に大学情報を発信する。また、国内外の拠点等と連携して開催するフォーラム等において、本学の学術研究成果や大学情報の発信を行い、大学支援風土の醸成を図る。また、これまでの取組を踏まえ、第三期中期目標期間に向けた事業を検討する。	III		（平成 27 年度の実施状況） <u>本学の学術研究成果や大学情報を発信し、大学支援者との連携を強化するため、引き続き「京都大学第二期重点事業実施計画」における「戦略的情報発信の拡大・展開事業」に基づき、以下の取り組みを実施した。</u> ・ 新任社長となった本学卒業生と総長・理事との懇談会を開催し、大学の改革状況について説明・意見交換を行った（京都大学吉田キャンパス：平成 27 年 7 月、京都大学東京オフィス：平成 28 年 1、2 月）。 ・ 本学研究者がその成果を首都圏にて発信する場として、「面白（おもしろ）いを探求するー生物の神秘ー」をテーマに第 10 回東京フォーラムを実施した（平成 27 年 10 月、314 名参加）。 ・ 京都大学東京オフィスにて研究者と一般市民が歴史と未来について語り合う場として、「品川 de 秋の大学トーク」を実施した（平成 27 年 10 月、67 名参加）。 ・ 京都大学東京オフィスにて一般社会人向けの連続講演会「東京で学ぶ 京大の知」として、「生命・いのちー誕生から死までー」（平成 27 年 7 月）等 4 シリーズ（1 シリーズ 4 回）を開催した（延べ 1,882 名参加）。 ・ 東南アジア研究所のジャカルタ連絡事務所及びバンコク連絡事務所を活用して、マレーシア（平成 28 年 2 月）、タイ（平成 28 年 3 月）、インドネシア（平成 28 年 3 月）、において「京都大学東南アジアネットワークフォーラム」を開催した。本フォーラムでは、京都大学の事業や留学に関する資料などを配布して情報発信を行		

			い、拠点形成を図った。 <u>第三期中期目標期間にむけて、東京オフィスについて、役員会において学内の意見を参考に利便性の向上に向けた検討を重ねた結果、より都内のアクセスが至便である丸の内への移転を決定した(平成 27 年 7 月)。</u> また、これまでの取り組みを検証した結果、各事業の実施が情報発信・社会との交流促進に寄与していると判断し、第三期中期目標期間においても引き続き各事業を実施していくこととした。		
【92】国内外の地域同窓会の組織化並びに学部、大学院等の同窓会間の連携を支援する。		III	<u>(平成 22～26 年度の実施状況概略)</u> 本学と卒業生、卒業生相互のネットワーク強化を促進するため、ホームカミングデイ等の事業を実施したほか、国内外で実施された地域同窓会総会等に本学役員及び渉外部関係者が出席し、地域同窓会役員等と意見交換を行い、当該地域での本学地域講演会(福岡、広島ほか)の開催や地域同窓会主催の講演会等(北海道、愛知、石川、愛媛ほか)に講師を派遣するなどの支援を通じて、新たな同窓会の設立や活動の活性化を図った。<u>平成 22 年度から平成 26 年度において、大学が支援し設置に至った 37 の団体が新たに京都大学同窓会に加入し、加入団体は計 103 となった。</u> 平成 22 年度から平成 26 年度における主な同窓会支援の取り組みを以下に示す。 ・ <u>各同窓会及び卒業生との連携強化を図るための講演会等：計 10 回(仙台、広島、島根、福岡ほか)</u> ・ 同窓会設立支援(卒業生との本学役員等との意見交換等)：計 16 件(愛知京大会、石川県京都大学同窓会ほか) ・ 本学役員及び渉外部関係者の地域同窓会への出席：計 87 件(タイ百万遍会、京都ユニオンクラブ、北海道京大会ほか) ・ <u>同窓会間の相互交流を進めるための支援：計 7 件(東京(関東)支部連絡会幹事会出席ほか)</u> また、本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワークの強化のため、「京大アラムナイ」(卒業生名簿管理システム)(平成 26 年度末登録者数：7,465 名)や、京都大学同窓会フェイスブック(平成 26 年度末お気に入り登録者数：3,073 名)を運用した。		
	【92】国内外の地域同窓会の設立支援、また開催支援や各同窓会間の融合のための交流会、懇談会等の実施を通じて、同窓会活動を活性化させるとともに、ホー	III	<u>(平成 27 年度の実施状況)</u> 平成 27 年度においても、ホームカミングデイ等の事業を実施し、学部・研究科等同窓会と地域同窓会の連携強化を図ったほか、<u>国内外で実施された地域同窓会総会等に本学役員及び関係職員等が出席し、地域同</u>		

	ムカミングデイを開催し、卒業生と大学及び卒業生相互の交流を促進する。また、これまでの取組を踏まえ、第三期中期目標期間に向けた事業を検討する。	窓会役員等と意見交換を行い、当該地域での本学地域講演会（鹿児島、徳島）の開催や地域同窓会主催の講演会等（北海道、宮城、石川、愛知、岐阜、広島、愛媛、福岡）に講師を派遣するなどの支援を通じて、新たな同窓会の設立や活動の活性化を図った。また、本学と卒業生、卒業生相互のコミュニケーションネットワークの強化のため、「京大アラムナイ」（卒業生名簿管理システム）（平成 28 年 3 月末登録者数：7,942 名（平成 26 年度比 477 名増加））、京都大学同窓会フェイスブック（平成 28 年 3 月末お気に入り登録者数：3,608 名（平成 26 年度比 533 名増加））についても引き続き運用した。さらに、「京大アラムナイ」についてはシステムの改修を行い、利用者の利便性向上のため対象者を教職員に広げることを決定するとともに、京都大学同窓会のホームページに新しく英語版を作成することで、英語での情報発信が可能となった（平成 27 年 11 月）。 また、これまでの取り組みを検証した結果、各事業の実施が、着実に同窓会活動の活性化および同窓会間の連携につながっていると判断し、第三期中期目標期間においても引き続き各事業を実施していくこととした。 同窓会等の支援状況は以下のとおりである。 【各同窓会及び卒業生との連携強化を図るための講演会等】 ・ 第 10 回ホームカミングデイ（平成 27 年 11 月、約 2,400 名参加） ・ 鹿児島講演会（平成 27 年 11 月、209 名参加） ・ 徳島講演会（平成 27 年 12 月、263 名参加） 【同窓会設立等支援】 ・ 香川県における同窓会設立に向けた意見交換（平成 27 年 5 月） ・ 静岡県京友会の京都大学同窓会入会に向けた意見交換（平成 27 年 5 月） 【本学役員及び関係職員が出席し意見交換を行った地域同窓会総会等】 ・ 国内：仙台くれない会、岐阜京都大学同窓会他 13 箇所 ・ 海外：ヤンゴン濃青会（ミャンマー）他 1 箇所 【同窓会間の相互交流を進めるための支援】 ・ 東京（関東）支部連絡会幹事会の開催（平成 27 年 4 月及び 12 月） 平成 27 年度は、新たに以下の 6 つの同窓会が京都大学同窓会へ加入し、今後の連携が可能となった。 ・ 京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会 平成 27 年 6 月加入 ・ 台湾吉田会 平成 27 年 7 月加入
--	---	--

				・ 京都大学会計人会 平成 27 年 7 月加入 ・ 京都大学モンゴル同窓会 平成 27 年 9 月加入 ・ ヤンゴン濃青会 平成 27 年 12 月加入 ・ シドニー濃青会 平成 27 年 12 月加入		
				ウェイト小計		
				ウェイト総計		

(4) その他業務運営に関する特記事項等

1. 特記事項

【平成 22～26 事業年度】

■ 公的研究費の不正使用防止に向けた取り組み（関連計画：90）

公的研究費不正使用の防止に向けて、以下の取り組みを実施した。

- ・ 財務会計に関する諸制度について理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した（年 1 回程度）。
- ・ 取引業者に対する本学の取引に関する方針やルールの周知を図るとともに、不正防止への協力を得るため、「京都大学との取引にあたってのお願い」を配付し、誓約書を徴取した（平成 26 年 10 月）。
- ・ 会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し軽微な運用上の誤り等に対する指導を行うとともに、監査結果を踏まえた改善方策を検討し、適正な会計処理を行うよう周知した（各年度）。
- ・ 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正（平成 26 年 2 月）等を踏まえて、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」について、不正経理等の事前防止のための体制強化及び学内の責任体制を明確化するための改正を行った。また、同規程の改正に伴い、基本方針及び京都大学における競争的資金等の不正使用等に係る調査要項を制定した（平成 26 年度）。
- ・ 平成 20 年度に策定した「京都大学競争的資金等不正防止計画」を随時改訂するとともにその実施状況を分析し、改善が必要と認められた部局については、統括管理責任者（研究担当理事）から部局管理責任者（部局長）に対して改善要請を行った。改善状況について対応が不十分と思われる事項については、不正防止計画推進室が各部局不正防止計画の担当者に対してモニタリングを実施し、全て適切に対応されたことを確認した。
- ・ 研究費等の適正な使用について、e-Learning 研修を実施した(各年度)。平成 26 年度には、さらなる遵守意識の向上を図るため、研修受講後に誓約書の提出を義務付け、個人単位の理解度及び受講実績の把握、誓約書の提出管理ができるシステムとした。e-Learning 受講の周知徹底に加えて未受講者に対してはメールで督促する等受講率向上に努め、平成 26 年度の受講率は 95.2%となった。

■ 研究活動における不正行為防止に向けた取り組み（関連計画：90）

研究活動における不正行為の防止に向けて、以下の取り組みを実施した。

- ・ 平成 26 年度に「公正研究ワーキング・グループ」を設置して研究公正の推進体制の整備について検討し、新たに「京都大学研究公正の推進検討委員会」並びに同委員会の下に「研究不正対応小委員会」及び「研究公正教育小委員会」を設置した。研究公正の推進検討委員会において公正な研究を推進するための具体的な制度設計の検討を行い、各実施責任部署が取り組むべき事項を示した「研究公正推進アクションプラン」を策定した。さらに、当該アクションプランに基づき、学生へのガイダンスを実施するための教材の作成・配付、日英併記の教職員・大学院生向けリーフレットの作成・配付を行った。
- ・ 公正な研究、志の高い研究への倫理意識の向上を図るため、啓蒙活動の一環として、研究倫理の専門家による研究公正講演会を開催した（平成 26 年度）。講演映像は本学のオープンコースウェア（OCW）に掲載のうえ、受講者自身が理解度を確認できるよう理解度テストを設けてサイバーラーニングスペース（本学の構成員に向けて e-Learning 型研修コースを提供するウェブサイト）上で提供し、対象となる教職員等に視聴を促した。
- ・ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月）及び研究公正の推進検討委員会における検討結果に基づき、「京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」について、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」とする全部改正を行った。これにより、研究活動上の不正行為の事前防止体制の強化と学内の管理責任体制を明確化するとともに、常設の委員会として、公正な研究活動の推進等に係る業務を担う「研究公正委員会」及びその具体的な企画立案及び実施を担う「研究公正推進委員会」並びに研究活動上の不正行為又はそのおそれがある場合に調査を行う「研究公正調査委員会」を新たに設置した（平成 26 年度）。

■ 情報セキュリティの向上に向けた取り組み（関連計画：89）

全学情報セキュリティ委員会において随時情報セキュリティポリシー等の見直しを行い、平成 25 年度に「パスワードガイドライン」の改訂を行ったほか、平成 26 年度には、「京都大学における情報セキュリティの基本方針」、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」及び「京都大学情報セキ

「セキュリティ対策基準」の見直しを行い、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 26 年度版）」を踏まえて、外部委託や約款による外部サービスの利用に際して守るべき事項を規定するとともに、セキュリティ対策実施における責任体制を明確化し、実効性を高める内容とした。

教職員への啓発活動としては、新規採用教職員を対象とする情報セキュリティの講義（年 6 回程度）、情報環境機構講習会（年 2 回程度）を開催し情報セキュリティの基礎的な内容を周知すると共に、全ての教職員及び学生を対象に情報セキュリティ e-Learning を実施した。平成 21 年度には教職員 51.2%、学生 20.3%であった情報セキュリティ e-Learning の受講率は、平成 26 年度末現在教職員 51.9%、学生 55.0%と、学生の受講率は 2 倍以上の増加となった。さらに、情報セキュリティ対策を身近なものとするために、平成 26 年度末には利用者のレベルで知っておくべき基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」（日本語版・英語版）を作成し、平成 27 年度に全教職員及び新入生を対象に配付することとした（配付部数：約 2 万 2 千部）。

■教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けた取り組み

平成 23 年度の会計検査院の検査において指摘された、教員等個人宛ての寄附金に係る経理については、不正経理に繋がる蓋然性が高いことから、職務上の教育・研究に対する援助として助成財団等から教員等個人に対して供与される助成金等についても、大学への寄附手続きが必要となることを全学に通知した（平成 24 年 10 月、平成 25 年 2 月、平成 25 年 10 月、平成 26 年 4 月）。また、研究費使用ハンドブックに寄附金の個人経理の禁止について明記のうえ全学に配付し（平成 25 年 10 月、平成 26 年 11 月）、新規採用教員研修にて注意喚起を行った（平成 25 年 5 月、10 月、平成 26 年 5 月、11 月）。

平成 23 年度分から平成 25 年度分の助成金については、助成財団等が開示する情報を基に、大学へ寄附手続きを行う等の適切な処理がなされていなかった事例について調査・確認を行った（平成 25 年 10 月、平成 26 年 10 月）。

当該調査の結果、平成 23 年度分 2 件、平成 24 年度分 1 件の受入れ手続き未実施が判明したことから（平成 25 年度分は 0 件）、該当する教員が所属する部局長に対して、当該教員への注意・指導、個人経理した部分について私的利用等不適切な経理が無かったことの確認及び当該教員が引き続き本学において活動する場合は、残額の本学への納付手続きを行うよう通知した（平成 25 年 10 月）。

また、個人経理禁止ポスターを作成し、学内周知を図った（平成 25 年 10

月、平成 26 年 12 月）。

今後も助成財団等が開示している寄附金開示情報を活用し、大学として主体的に教員等個人宛て寄附金について調査・把握し、再発防止に努めることとした。

■学内外でのスペースの確保と弾力的な運用（関連計画：80）

全学で保有する共用スペースを有効に活用するため、平成 22 年度に全学共用スペース有効活用専門委員会において、「全学共用スペース使用者選定審査要領」を策定した。工学研究科物理系の桂キャンパス移転に伴う本部構内の再配置について、当初計画を 3,300 m²程度上回る 22,458 m²の全学共用スペースを確保した。その後、平成 24 年度に関係部局に対して将来構想についてのヒアリングを実施したうえ、施設整備委員会、吉田キャンパス整備専門委員会、本部構内暫定再配置計画作業部会にて再配置案を審議・決定した。その他、総合研究 1 号館、南部総合研究 1 号館・再生医科学研究所西館、（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等に全学共用スペースを確保し、共同利用スペース、プロジェクト研究スペースとして有効活用した。これらの取り組みにより、平成 26 年度末現在における全学共用スペースは 59,146 m²（平成 21 年度：11,199 m²）となった。

■全学スペースチャージ制「施設修繕計画」の実施（関連計画：80）

平成 24 年度に全学的なスペースチャージ制（老朽施設の機能回復を行うとともに、利用者のコスト意識を醸成し施設の効率的利用を図るため、施設の面積に応じて毎年度一定額を利用者（部局等）に負担させる施設利用課金制度）による「施設修繕計画」を決定し、平成 25 年度及び平成 26 年度において、工学部建築学教室本館防水改修、医学部 A・B 棟外壁改修等計 135 件の整備事業を計画どおり実施した。

■サステナブルキャンパスの構築に向けた取り組み（関連計画：84）

平成 25 年 4 月に施設部にサステナブルキャンパス推進室を設置し、同室を中心に国内外のネットワーク構築に向けて ISCN（The International Sustainable Campus Network）年次大会（平成 25 年 6 月）、AASHE（The Association for the Advancement of Sustainability in Higher Education）2013（平成 25 年 10 月）、仏ナント大学「エコキャンパス」シンポジウム（平成 25 年 11 月）に参加し、海外の優良な取り組み等の情報収集を行った。また、本学が中心となって、北海道大学・千葉大学・三重大学・立命館大学等

との連携により、サステイナブルキャンパス構築に向けた取り組みをより多くの大学へ展開するための方策や海外の取り組み状況、評価システム、環境教育、環境負荷の低減、学生参加等についての議論及び情報交換等を行う場として「サステイナブルキャンパス推進協議会」を設立した（平成 26 年 3 月）ほか、平成 25 年度及び平成 26 年度に「「サステイナブルキャンパス構築」国際シンポジウム」を開催した。

■大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）の策定について（関連計画：87）

「京都市第 3 次被害想定」で想定されている花折断層に起因する地震災害発生時に、本学において、学生・医学部附属病院内の患者・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全を最優先するとともに、学内の資産の保全並びに教育・研究及び医療の活動継続又は速やかな再開を目指し、地域社会の復旧・復興に寄与するため、想定される人的・建物被害等に対する班別役割フロー及び事前対策並びに今後対策が必要と考えられる現状の課題を取りまとめた「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」を策定した（平成 25 年 12 月危機管理委員会）。

■能動的な学修を促す自学自習環境の整備

附属図書館では、平成 25 年度総長裁量経費事業「アクティブ・ラーニング支援機能整備」により整備した、学生がグループで対話しながら能動的に学修できる「ラーニング・コモンズ」を設置したほか、静粛な個人学習が可能な「サイレントエリア」を設け（平成 26 年 4 月）、多様な学習スタイルに対応できる自学自習環境を提供した。なお、当該施設の設計には教職員のほか大学院生も参画し、その成果が日本空間デザイン協会「DSA 空間デザイン賞 2014 空間デザイン協会特別賞学生賞」にも表彰された。さらに、「学習室 24」（附属図書館が閉館した後も自学自習や談話が継続できるスペース）及び「メディア・コモンズ」（CD、DVD をはじめ多種のメディアを配置し、勉強や研究に必要な映像や音声情報を活用できるスペース）を中心としたリニューアルを実施し（平成 27 年 3 月）、自学自習支援環境の機能を向上させた。

【平成 27 事業年度】

■公的研究費の不正使用防止に向けた取り組み（関連計画：90）

公的研究費不正使用の防止に向けて、以下の取り組みを実施した。

- ・平成 26 年度に改正した「国立大学法人京都大学における競争的資金等

の適正管理に関する規程」に基づき、競争的資金等不正防止計画を一部見直し、「京都大学競争的資金等不正防止計画－第 4 次－」を策定（平成 27 年 9 月）するとともに、研究費使用ハンドブックを改訂し、研究費に係わる全教職員に配布し、ホームページ上に掲載することにより、周知徹底を図った。また、外国人の研究者のため、研究費使用ハンドブックの英語版（電子版）を作成した（平成 28 年 2 月）。さらに、不正防止計画において重点的に取り組むべき事項として、法令遵守意識の啓発及び取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保を重点実施事項に指定し、各部局へ通知した（平成 27 年 9 月）。平成 26 年度の不正防止計画等の実施状況について 46 部局に対して競争的資金等の使用ルールの周知状況及び指摘、改善等が必要な状況にないかモニタリングを行い、競争的資金等の使用ルールが周知されていることを確認した（平成 27 年 8 月）。さらに、競争的資金等に関する不正防止、調査等の対応について、大学運営費や寄附金等を含めたより包括的な対応が可能となるよう不正防止計画推進室実務者会議において検討を開始した（平成 27 年 11 月～）。

- ・研究費等の適正な使用について、新規採用教職員研修において説明を実施（平成 27 年 5 月、10 月）するとともに、近年発生した不正事案等についての発生原因などを整理し、教材を更新したうえで、教職員等の理解を深めるため、e-Learning 研修を実施した。平成 27 年度の受講率は 94.2%となった。また、外国人の研究者への周知のため、e-Learning 研修の英語版を作成した（平成 28 年 2 月）。

■研究活動における不正行為の防止に向けた取り組み（関連計画：90）

研究活動における不正行為の防止に向けて、以下の取り組みを実施した。

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年文部科学大臣決定）に基づき平成 26 年度に改正した「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に定める「一定期間研究データを保存し、必要に応じて当該研究データを開示する」について、保存期間や保存の実施方法等の必要事項を定めた「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」を研究担当理事裁定として制定した（平成 27 年 7 月）。また、部局担当者向けに同ルールの内容の学内説明会を開催するとともに（平成 27 年 9 月）、平成 27 年度内に各部局において、研究データ保存に関する取扱い方針を内規等により定め

た。

- ・「京都大学研究公正推進アクションプラン」に基づき、研究公正推進委員会において、京都大学研究公正推進アクションプランに示す「修士・博士論文執筆前に、必ず1度は対面で、研究公正の基本について指定のチュートリアルを学生に受けさせる。」という項目について、研究公正推進委員会としての具体的な方法を示した、「論文執筆者（大学院生等）への全ての指導教員による対面型チュートリアル要綱」を定め、各部局への通知により周知した（平成27年7月）。また、同アクションプランに基づき、教員、大学院生等を対象者として、平成27年度研究公正研修としてe-Learning研修を実施した（平成27年10月～3月、2,603名受講）。
- ・公正な研究活動についての啓発として、日英併記のリーフレットを作成し、本学で研究活動に携わる教職員、大学院生等を対象に6,000部配布した（平成27年2月）。

■教員等個人宛て寄附金の適切な管理に向けた取り組み

平成23年度の会計検査院の検査において指摘された教員等個人宛ての寄附金に係る経理については、不正経理に繋がる蓋然性が高いことから、職務上の教育・研究に対する援助として助成財団等から教員等個人に対して供与される助成金等についても、大学への寄附手続きが必要となることを全学に周知するため、平成27年度においても新規採用教員研修にて注意喚起を行うとともに、個人経理禁止ポスターを作成し、新規採用教員研修の資料として配付した（平成27年5月、10月）。また、研究費使用ハンドブックに寄附金の個人経理の禁止について明記のうえ全学に配付した（平成27年12月）。

さらに、本学研究者に対して行われた助成金について採択後の寄附手続きが行われているかを速やかに把握できるよう、採択が見込まれる約450の財団を対象に当該年度の採択者を随時確認して、受入れ（入金）状況との照合を開始した（平成27年11月）。その際に入金が確認できなかったものについては、迅速に寄附手続きを行った。

■研究活動における倫理違反行為防止に向けた取り組み

平成27年度の調査において、倫理違反行為として平成22年度から平成25年度の期間に本学元准教授らによる医療機器販売会社からの収賄物品受取が行われていたことが判明し、調査結果の公表等を行った（平成28年1月）。

再発防止策として、医学部附属病院においては、専任職員を配置した臨床

研究監査室の設置及び研究経理の内部監査、医学研究科・医学部附属病院全教職員を対象とした倫理規程に関する研修会の開催、並びに取引業者への周知徹底等を実施することとし、全学においては、改めて綱紀粛正の徹底について、通知文書「コンプライアンスに係る法令等及び本学諸規程等の遵守について」により全教職員に周知した（平成27年6月）。また、本学の構成員と業者の癒着等を防止するため、研究費使用ハンドブック及び発注・検収マニュアルによる注意喚起、取引業者への周知徹底、不正防止計画において重点実施事項への指定及び適正な研究費使用に係るe-Learningでの確認テストへの項目追加等を実施することとした。

■「京都大学における設備整備計画（設備マスタープラン）」の改訂

中長期的な視点に立って学内の教育研究用設備の整備・充実を図っていく上での基本指針である「京都大学における設備整備計画（設備マスタープラン）」について、国立大学改革プランや日本再興戦略改訂等を踏まえて見直しを行い、国際共同利用も含めた学外共同利用ならびに利用料収入等、自助努力による設備維持の促進を明確化する等の改訂を行った（平成27年6月役員会決定）。また、これらの実効性を担保するため、「設備の共同利用に関するガイドライン」の策定（平成27年6月財務担当理事決定）や本学保有設備の学外者利用向けデータのホームページ掲載等の新たな取り組みを実施した。

■コンプライアンスの推進、強化に向けた取り組み（関連計画：90）

全学的なコンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う組織として、理事、副学長等により構成する「コンプライアンス推進本部」を設置した（平成27年7月）。加えて、コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口の強化及び充実を図るため、学外の弁護士事務所にコンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口（コンプライアンスホットライン）を設置した（平成28年1月）。

■東京オフィスの移転を決定（関連計画：91）

第3期中期目標期間にむけて、品川に設置していた東京オフィスについて、役員会において学内の意見を参考に利便性の向上に向けた検討を重ねた結果、平成28年4月より、都内のアクセスが至便である丸の内に移転することを決定した（平成27年7月）。移転に当たっては、各種セミナー・講演会等

を円滑に開催できるスペースを確保するとともに、平成 27 年 5 月に実施した学内アンケート結果により要望のあった少人数で議論・意見交換するのに適した規模の個室を 4 部屋設け、多様な形態の打合せに対応できるスペースを確保し、利便性の向上を図った。

■ライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保に向けた取り組み（関連計画：90）

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省制定）等を受け、ライフサイエンス研究等に関するコンプライアンス体制の構築・強化を主な目的として、「京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程」を制定の上、施行した（平成 28 年 1 月）。同規程に基づき、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究等に関する倫理指針」などの関連規程等の関係性の整理を行ったほか、ライフサイエンス研究等に関する全学的な審議組織として研究倫理・安全推進委員会を設置するとともに（平成 28 年 1 月）、同委員会の下に実行組織として、全学的な企画・調整等の業務を担う研究倫理・安全推進室を設置した（平成 28 年 1 月）。

■生涯メールサービスの開始

本学と卒業生・修了生等の情報交換や卒業生等による相互の交流の機会を提供することを目的として「生涯メールサービス」にかかるシステムを構築し、平成 28 年 2 月に本学の卒業生・修了生（正規生）及び在学学生を対象に生涯メールアドレス（卒業・修了等により身分が変更となった後も継続して利用することができるメールアドレス）を配付して、運用を開始した。平成 28 年 6 月以降に卒業生・修了生を対象に配付を開始することとしている。

■研究用原子炉再稼働に向けた取り組み

原子炉実験所の研究用原子炉再稼働に向け、核燃料物質使用変更申請をはじめとする関係法令に基づく各種申請・届出を、原子力規制庁と調整を重ねながら提出することで、原子力規制委員会の安全審査合格に向けた取り組みを推進した。

【平成 26 年度評価における課題に対する対応】

■公的研究費の不正使用防止に係る取り組みの状況（関連計画：90）

公的研究費不正使用の防止に向けて、以下の取り組みを実施した。

- 平成 26 年度に改正した「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」に基づき、競争的資金等不正防止計画を一部見直し、「京都大学競争的資金等不正防止計画－第 4 次－」を策定（平成 27 年 9 月）するとともに、研究費使用ハンドブックを改訂し、研究費に係わる全教職員に配布し、ホームページ上に掲載することにより、周知徹底を図った。また、外国人の研究者のため、研究費使用ハンドブックの英語版（電子版）を作成した（平成 28 年 2 月）。さらに、不正防止計画において重点的に取り組むべき事項として、法令遵守意識の啓発及び取引業者に対する牽制及び発注時の透明性の確保を重点実施事項に指定し、各部局へ通知した（平成 27 年 9 月）。平成 26 年度の不正防止計画等の実施状況について 46 部局に対して競争的資金等の使用ルールの周知状況及び指摘、改善等が必要な状況にないかモニタリングを行い、競争的資金等の使用ルールが周知されていることを確認した（平成 27 年 8 月）。さらに、競争的資金等に関する不正防止、調査等の対応について、大学運営費や寄附金等を含めたより包括的な対応が可能となるよう不正防止計画推進室実務者会議において検討を開始した（平成 27 年 11 月～）。
- 研究費等の適正な使用について、新規採用教職員研修において説明を実施（平成 27 年 5 月、10 月）するとともに、近年発生した不正事案等についての発生原因などを整理し、教材を更新したうえで、教職員等の理解を深めるため、e-Learning 研修を実施した。平成 27 年度の受講率は 94.2%となった。また、外国人の研究者への周知のため、e-Learning 研修の英語版を作成した（平成 28 年 2 月）。

■個人情報の適切な管理に係る取り組みの状況（関連計画：89）

平成 25 年度および平成 26 年度に不適切な管理により個人情報がウェブサイトで閲覧可能な状態になっていた事例により、平成 26 年度業務実績評価結果に課題として示された「個人情報の不適切な管理」に関連して同課題への対策も含め、情報セキュリティ対策として以下を実施した。

- 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程を改訂し、情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学および部局間の連携調整を行うため、新たに「全学情報セキュリティ技術連絡会」を発足させた。本連絡会は情報セキュリティ実施責任者、各部局の部局情報セキュリティ技術責任者または副技術責任者から構成されており、平成 27 年度は 2 回開催した（平成 27 年 7 月、12 月）。

- ・平成 26 年度末に情報セキュリティ対策基準を改訂し、平成 27 年度に部局情報セキュリティポリシー実施手順書雛形を改訂するとともに、部局に雛形に沿った部局ごとの情報セキュリティポリシー実施手順書の改訂を行うように依頼した。平成 27 年度末時点での部局での改訂完了予定率は 76%となった。
- ・標的型攻撃による個人情報漏洩も大きなリスクとして認識されていることから、その対策として全職員に対して標的型攻撃メールの訓練を行った(平成 28 年 2 月)。また、情報漏洩により大学業務に大きな影響を及ぼす可能性の高い大量の個人情報が保存されているサーバ群に対して、セキュリティ監視装置 (IDS) を設置した (平成 28 年 3 月設置)。
- ・個人情報を含む、要保護情報の適切な管理を徹底するため、標準的格付け基準の作成、学生情報及び人事情報の格付け標準の作成を行った。
- ・従前より教育・研修として、情報セキュリティ e-Learning を実施しているが、受講率向上のため、以下の取り組みを行った。
 1. 教職員ポータル個別通知機能による未受講者へ直接、受講するように通知。
 2. 部局ごとに、部局長に宛てた教職員未受講者一覧を送付し、部局による受講促進を実施。
 3. 学生に対しては、学生ポータルにて受講するよう掲示を行った。新入生については、新入生ガイダンスにて受講指導を行うとともに、個別にメールにて受講するよう周知した。

■国立大学病院管理会計システムの利用に係る状況

平成 26 年 10 月に会計検査院に指摘を受けた HOMAS の利用に至らなかった問題点について検討し、平成 28 年 4 月以降に導入が予定されている HOMAS2 を効果的かつ継続的に利用するための運用体制及び利用方針等を整備するため、以下の通り取り組んだ。

- ・HOMAS2 の仕様等の内容を踏まえて、附属病院の組織全体として HOMAS2 の利用方針等について十分に検討して明確にすることについては、平成 27 年 4 月の附属病院事務部の部課長会議において、HOMAS2 の概要の説明及び HOMAS2 運用体制案を提示し、院内での連携体制について事務部内での情報共有を行い、平成 27 年 7 月と 10 月の HOMAS ユーザー勉強会及び平成 28 年 1 月に実施された個別研修等で得られた情報や HOMAS2 のマニュアル等の内容を基に、HOMAS2 の利用方針等の検討を開始した。平成 28 年度以降、執行部会議等での承認を経て、教職員に周知する予定である。

- ・担当者の変更があった際に適切かつ迅速に業務を引き継ぐことができるようにして、業務の継続性を確保できるような体制を整備することについては、病院運営企画室の事務担当である経営管理課経営分析掛の業務体制を見直し、複数で HOMAS に関する業務を分担・共有することとした。また、人事異動があった際には、異動者同士の引き継ぎのみならず、作成した業務マニュアルを参考にしながら、業務を熟知する職員が OJT により時間を掛けて指導することにより、業務の継続性を確保できるような体制を整備した。

各部門への費用の配賦基準等、附属病院の関係者から理解を得る必要があるものについて十分な調整を図ることについては、平成 27 年 7 月、平成 27 年 10 月の HOMAS ユーザー勉強会及び平成 28 年 1 月に実施された個別研修などで提供された共通ルール等の情報を踏まえて、病院運営企画室が平成 28 年度の診療科 (部) 別運営カンファレンス等を通じて各診療科 (部) の意見を聴取し、調整を行い、病院内の関係者に対して周知していく予定である。

■国際規制物質の適切な管理に係る取り組みの状況

国際規制物質の適切な管理に向けて、以下の取り組みを行った。

- ・研究用核燃料管理小委員会の新たな委員として、平成 27 年 4 月 1 日よりエネルギー理工学研究所及び工学研究科の教授 2 名を追加し、体制の強化を図った。
- ・同委員会において、工学部放射実験室を含む学内の J 施設 3 施設について相互に立入点検を実施し、管理状況を確認した。
- ・平成 27 年 7 月開催の国際規制物資 (核燃料物質) の管理のための実務者連絡会及び平成 27 年 12 月開催の核燃料物質の安全管理に関する講習会において工学部放射実験室における今回の事案について説明し、再発防止に向けた注意喚起を行った。
- ・国立七大学安全衛生管理協議会に京都大学が幹事校となり核燃料物質ワーキンググループを立ち上げ、大学における核燃料物質管理について情報交換を行うことにより、管理方法の改善を検討した。

2. 共通の観点に係る取り組み状況

○法令遵守 (コンプライアンス) 及び危機管理体制が確保されているか。

■法令遵守 (コンプライアンス) に関する体制及び規程等の整備・運用に向けた取り組み

年々増加する総務部内の法務及びコンプライアンス関連業務における職員間の連携・協働を可能とする一体的な業務遂行体制の整備及び当該関連業務の機能強化を図るため、総務部に法務・コンプライアンス課を設置し（平成25年度）、訟務、情報公開、個人情報の保護、公益通報等の業務を一つの課に集約して実施した。

全学的なコンプライアンスの推進、充実及び強化並びにコンプライアンス事案の防止及びコンプライアンス事案が発生した場合の対応について、総括的な審議を行う組織として、理事、副学長等により構成する「コンプライアンス推進本部」を設置した（平成27年7月）。加えて、コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口の強化及び充実を図るため、学外の弁護士事務所コンプライアンス事案に関する通報及び相談窓口（コンプライアンスホットライン）を設置した（平成28年1月）。

また、事務本部の各担当部署がコンプライアンスに係る研修等を開催し、規程等の学内周知を行うとともに、監事監査、内部監査及び外部監査の結果を踏まえ、業務改善等の指導を行った。平成25年度から平成27年度における主な取組を以下に示す。

【教職員、学生へのコンプライアンス全般に関する研修等】

- ・ 平成25年度及び平成26年度は新入生を対象とした初年次教育プログラムにおいて、平成27年度は新入生を対象として情報環境機構、図書館機構及び環境安全保健機構が合同で開催する「支援機構ガイダンス」において、社会通念、交通マナー、人権、飲酒、薬物、犯罪行為等、またそれらに対する処罰等、コンプライアンスに関する講演を行った（年1回）。
- ・ 研究費の適正な執行や安全保障輸出管理、法令遵守等については、部局長を通じて各部局に所属する教職員及び学生に周知徹底を図っていることから、特に新任部局長に対して、役員と新任部局長との懇談会において、それらの説明を行った（年1回程度）。
- ・ 新規採用教員研修会を開催し、会計規程や研究費使用ルール、研究不正の防止、安全保障輸出管理、ハラスメント、情報セキュリティ等教員等に求められるコンプライアンスについて、各担当部から説明を行った（年2回程度）。
- ・ 新規採用職員に対して、就業規則、情報セキュリティ、ハラスメント、環境安全保健等に係る説明を行った（年2回程度）。
- ・ 教職員に対しコンプライアンスの重要性に関する意識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために、コンプライアンスの概要、

「京都大学におけるコンプライアンスに関する規程」、法令・学内規程等の違反事例を発見した場合の通報・相談窓口等を簡潔に掲載したリーフレット（日本語版：「コンプライアンスの手引き」、英語版：「Compliance Guidelines」）を全教職員に配付した（平成26年度）。

- ・ 教職員の遵守すべき基本的なルールについての理解を深めるため、教職員の服務義務、倫理上の禁止事項、懲戒等についての説明や関係規程、通報・相談窓口等を掲載した「服務ハンドブック」を作成し、同ハンドブックを総務部人事課のホームページに掲載し、教職員へ周知した（平成27年9月）。また、同ハンドブックの内容を簡略化したリーフレットを作成し、全教職員へ約1万2千部配付した（平成28年1月）。

【公正な研究活動の実施に向けた取り組み】

- ・ 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月）を踏まえ、学内の検討結果に基づき、「京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」を、「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」とする全部改正を行った。これにより、研究活動上の不正行為の事前防止体制の強化と学内の管理責任体制を明確化するとともに、常設の委員会として、公正な研究活動の推進等に係る業務を担う「研究公正委員会」及びその具体的な企画立案及び実施を担う「研究公正推進委員会」並びに研究活動上の不正行為又はそのおそれがある場合に調査を行う「研究公正調査委員会」を新たに設置した（平成26年度）。
- ・ 研究公正の推進検討委員会において公正な研究を推進するための具体的な制度設計の検討を行い、各実施責任部署が取り組むべき事項を示した「京都大学研究公正推進アクションプラン」を策定した。当該アクションプランに基づき、学生へのガイダンスを実施するための教材の作成・配付、日英併記の教職員・大学院生向けリーフレットの作成・配付を行った（平成27年3月）。
- ・ 公正な研究、志の高い研究への倫理意識の向上を図るため、啓蒙活動の一環として、研究倫理の専門家による研究公正講演会を開催した（平成26年度）。講演映像は本学のオープンコースウェア（OCW）に掲載のうえ、受講者自身が理解度を確認できるよう理解度テストを設けて、本学の構成員に向けて e-Learning 型研修コースを提供するウェブサイト上で提供し、対象となる教職員等に視聴を促した。
- ・ 研究公正推進アクションプランに基づき、教員、大学院生等を対象者

として、平成 27 年度研究公正研修として e-Learning 研修を実施した（平成 26 年度、平成 27 年度）

- 研究公正推進委員会において、研究公正推進アクションプランに示す「修士・博士論文執筆前に、必ず 1 度は対面で、研究公正の基本について指定のチュートリアルを学生に受けさせる。」という項目について、研究公正推進委員会としての具体的な方法を示した、「論文執筆者（大学院生等）への全ての指導教員による対面型チュートリアル要綱」を定め、各部局への通知により周知した（平成 27 年 7 月）。
- 「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程」に定める研究データの保存・開示等に関する取扱いに関して、必要事項を定めた「京都大学における公正な研究活動の推進等に関する規程第 7 条第 2 項の研究データの保存、開示等について定める件」を研究担当理事裁定として制定した（平成 27 年 7 月）。また、部局担当者向けに同ルールの内容の学内説明会を開催するとともに（平成 27 年 9 月）、平成 27 年度内に各部局において、研究データ保存に関する取扱い方針を内規等により定めた。
- 「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月文部科学省・厚生労働省制定）に基づき、ライフサイエンス研究等に関するコンプライアンス体制の構築・強化を主な目的として、「京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程」を制定の上、施行した（平成 28 年 1 月）。「京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程」などの関連規程等との関係性の整理を行ったほか、ライフサイエンス研究等に関する全学的な審議組織として研究倫理・安全推進委員会を設置するとともに（平成 28 年 1 月）、研究担当理事の下に実行組織として、全学的な企画・調整等を担う研究倫理・安全推進室を設置した（平成 28 年 1 月）。

【研究費等の適正な使用に向けた取り組み】

- 財務会計に関する諸制度について理解を深めることを目的として、事務系職員を対象に財務会計に関する講習会を実施した（各年度年 1 回程度）。
- 取引業者に対して、本学の取引に関する方針やルールの周知を図るとともに、不正防止への協力を得るため、「京都大学との取引にあたってのお願い」を配付し、誓約書を徴取した（平成 26 年 10 月、平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）。
- 会計監査人による実地監査に財務部職員が随行し軽微な案件に係る改

善指導を行うとともに、監査結果を踏まえた改善方策を検討し、適正な会計処理を行うよう周知した（各年度）。

- 文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正（平成 26 年 2 月）等を踏まえて、「国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程」について、不正経理等の事前防止のための体制強化及び学内の責任体制を明確化するための改正を行った。また、同規程の改正に伴い、基本方針及び京都大学における競争的資金等の不正使用等に係る調査要項を制定した（平成 26 年度）。
- 平成 20 年度に策定した「京都大学競争的資金等不正防止計画」を随時改訂するとともに、その実施状況を分析し、改善が必要と認められた部局については、統括管理責任者（研究担当理事）から部局管理責任者（部局長）に対して改善要請を行った。改善状況について対応が不十分と思われる事項については、不正防止計画推進室が各部局不正防止計画の担当者に対してモニタリングを実施し、全て適切に対応されたことを確認した。平成 27 年度には、「京都大学競争的資金等不正防止計画－第 4 次－」の策定（平成 27 年 9 月）に伴い、研究費使用ハンドブックを改訂し、研究費に係わる全教職員に配付するとともに、ホームページ上に掲載し、周知徹底を図った。また、外国人研究者のために、研究費使用ハンドブックの英語版（電子版）を作成し、ホームページに掲載した（平成 28 年 2 月）。
- 研究費等の適正な使用について、e-Learning 研修を実施した（各年度）。平成 26 年度には、さらなる遵守意識の向上を図るため、研修受講後に誓約書の提出を義務付け、個人単位の理解度及び受講実績の把握、誓約書の提出管理ができるシステムとした。e-Learning 受講の周知徹底に加えて未受講者に対してはメールで督促する等受講率向上に努め、平成 27 年度の受講率は 94.2%となった。

【情報セキュリティ実施体制の強化に向けた取り組み】

- 京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程を改訂し、情報セキュリティに係る技術的事項に関し、全学および部局間の連携調整を行うため、「全学情報セキュリティ技術連絡会」を新たに設置し、開催した（平成 27 年 7 月、12 月）。
- 情報セキュリティ e-Learning について、本学の情報セキュリティポリシー及び関連規程の遵守のためにより適切なものとなるよう検討し、教材の改訂を行うとともに（平成 28 年 3 月）、受講促進のため、教職

員ポータルにおいて未受講者に対し、受講を促すポップアップを表示するようシステム改修を行ったことにより、新たに約 2,249 名、率にして約 13%の対象教職員が新たに受講する成果があった。平成 27 年度の受講率は 64.9%（平成 26 年度：51.9%）となった。

- ・ 情報セキュリティ対策を身近なものとするために、利用者のレベルで知っておくべき基本的な事項を記載した、名刺サイズで携帯可能な「情報セキュリティミニガイド」（日本語版・英語版）を平成 26 年度末に作成し、平成 27 年度に全教職員及び新入生を対象に配付した（配付部数：約 2 万 2 千部）。

【その他の取り組み】

- ・ 安全保障輸出管理に係る法令遵守について周知徹底するため、教職員及び学生に対して説明会を開催する（各年度 3 回程度）等、研究者と直接接する機会の多い部局担当者における対応力を高めた。また、平成 25 年度に導入した e-Learning による研修について、平成 27 年度には安全保障輸出管理の法令改正に伴い、研修教材の改訂を行うとともに、ホームページへの受講案内の掲載や各部局へのメール通知、学内説明会におけるアナウンス等様々な手段で受講を促した。
- ・ 動物実験の適正な実施について、平成 25 年度から各部局での現地調査を行った。また、動物実験の適正な実施についての教育訓練資料の英語版を作成する（平成 27 年 3 月）とともに、教育訓練を開始し（平成 27 年 4 月）、外国人研究者及び留学生への教育を充実した。さらに、「動物実験教育訓練 e-Learning（日本語版・英語版）」の平成 28 年度からの実施開始に向けて、動物実験委員会の下におく「動物実験教育訓練ワーキンググループ」において修了テスト作成等を進めた。
- ・ 本学における利益相反の適切な管理体制の整備及び強化を図り、全学的な利益相反マネジメントを行うため、「国立大学法人京都大学利益相反マネジメント規程」を整備した（平成 26 年 1 月）。

■災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用に向けた取り組み

災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用に向けて、平成 25 年度から平成 27 年度において実施した主な取り組みを以下に示す。

【自然災害に対する危機管理に向けた取り組み】

- ・ 「京都市第 3 次被害想定」では本学直下にある花折断層に起因する地震災害発生を想定している。これについて本学には、学生・医学部附属病院内の患者・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全を最優先し、学内の資産の保全並びに教育・研究及び医療の活動継続又は速やかな再開を目指すとともに、地域社会の復旧・復興に寄与することが求められる。このため、想定される人的・建物被害等に対する班別役割フロー及び事前対策並びに今後対策が必要と考えられる現状の課題を取りまとめた「大地震による被災を想定した事業継続計画（BCP）」を策定した（平成 25 年度）。同計画に基づき、平成 26 年度には、京都市を中心とした地域に地震が発生したという想定で災害対策本部の設置・運用についての訓練（「災害対策本部訓練」）を実施した。
- ・ 本学教職員を対象として、「危機管理計画（地震編）」及び「地震対応マニュアル」に基づき、平時の備え、発災時の心構え等について毎年度研修会を開催した。平成 27 年度には、同時に地震発生時の初期動作に係る訓練（地震体験、消火、避難、AED 取扱の各訓練）を行い、より実践的な研修会とした。
- ・ 地震や風水害等の大規模な自然災害等が発生した場合に、近畿地区 13 大学が相互に連携・協力することにより、被災大学に対する迅速かつ的確な緊急支援および復旧支援を推進し、被災大学の業務継続の確保と早期復旧を図ることを目的とし、「大規模災害等発生時における近畿地区国立大学法人間の連携・協力に関する協定」を締結した（平成 26 年 2 月）。

【事件・事故に対する危機管理に向けた取り組み】

- ・ 教職員への対応としては、勤務時間内に事件・事故等が発生した際の発生部局から事務本部への連絡先を統一し、速やかな情報伝達を可能とする体制を整備した（平成 25 年 4 月）。また、勤務時間外における緊急連絡網についても、従来は発生部局から事務本部へ連絡する体制であったが、発生事案により他部局でも情報を共有し、対応することが望ましい場合もあることから、関係部局に情報をフィードバックする体制を整備した（平成 25 年 12 月）。
- ・ 学生保険の加入率向上のため、毎年度入学案内に「学生教育研究災害傷害保険」の加入案内と加入のしおりを同封し、学生保険の加入を促すとともに、平成 24 年度から開始した新入学の正規生が学生教育研究災害傷害保険等の加入時に支払う保険料の一部（1 人につき 1,000 円）

補助を引き続き実施した。

- ・ 労働災害・事故等のリスク低減を目的として、「安全衛生管理指針」に基づいて作成した「労働安全衛生担当事務手順書」により、発生時における通報・報告、対策の実施、確認・報告・承認・評価など学内における手順を引き続き運用した。毎月の産業医巡視に併せ、労働安全衛生コンサルタントと衛生管理者による職場巡視を行い、要改善事項の指摘を行った。改善指導箇所は改善率が 100%になるまで報告を義務付けるとともに、次の巡視の際に再度現地確認を行った。

【情報セキュリティに係る危機管理に向けた取り組み】

- ・ 全学情報システムに対する安全性の確認は、脆弱性診断システムにより毎年実施した。さらに、部局に対する情報セキュリティ監査責任者による情報セキュリティ監査を毎年実施した。これに加え、平成 27 年度には、最高情報セキュリティ責任者において、平成 26 年度までの情報セキュリティシステムを検証し、情報に対する不正アクセスの監視装置を強化したほか、標的型メールに対する意識向上を目的として職員を対象とした標的型メール訓練を実施した（平成 28 年 2 月）。

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

③ 平成 24 年度補正予算（第 1 号）に関する目標

中期目標	・ 平成 24 年度補正予算（第 1 号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、出資の際に示された条件を踏まえつつ、企業との共同研究を着実に実施することにより、研究成果の事業化を促進する。その際、事業の透明性を確保するとともに適切な進捗管理を図り、社会に対する説明責任を果たすため、外部有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置などの体制整備等を図る。
	また、必要な体制を構築した上で、産業競争力強化法に基づく認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資並びに人的及び技術的援助等の業務を行うことにより、大学における技術に関する研究成果の事業化及び教育研究活動の活性化を図る。

中期計画	平成 27 年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト	
		中期	年度		中期	年度
【93】平成 24 年度補正予算（第 1 号）による運営費交付金及び政府出資金を用いて、事業化に向けた産学共同の研究開発を推進する。 研究開発の実施にあたっては、予め、事業の目的等を定めた事業計画を策定するとともに、学外有識者を含む委員会の設置や専門性を有する外部人材の配置等により、外部からの専門的な視点を盛り込むなどの体制整備を図る。 大学における教育研究活動の活性化を図るとともに、大学における技術に関する研究成果の事業化を図るため、産業競争力強化法等の規定に基づき、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社を設立する。また、全学的 な体制を構築し、認定特定研究		Ⅲ		（平成 25～26 年度の実施状況概略） 事業化に向けた官民共同の研究開発を推進するため、平成 25 年度に産官学連携本部内に事業準備室を新たに設置するとともに、金融機関から投資担当者を同準備室の室長として迎え投資事業のスキームの担当に充てたほか、弁護士 3 名を迎え利益相反やインサイダー取引防止等のためのルール策定の担当に充て、外部人材を活用した体制整備を行った。 産学共同実用化促進事業準備委員会を平成 25 年 7 月に設置し（平成 25 年 10 月からは準備委員会をさらに発展（構成員の増員等）させた「産学共同実用化促進事業実施委員会」として開催）、共同研究推進グループ要項及び外部評価委員会要項を整備した。平成 26 年度には、特定研究成果活用支援事業を実施する新会社設立のため、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」に係る特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣及び経済産業大臣による認定を受けた。事業計画認定後速やかに新会社へ資本金及び資本準備金を出資するための認可申請を行い、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」を設立した（平成 26 年 12 月）。また、平成 25 年度に事業化推進型共同研究（Phase I）の採択候補として 3 件を選定し、うち 2 件について、条件を満たすことができたことから、平成 26 年度に共同研究を開始した。 本事業に係る外部評価を実施するため、外部評価委員会を発足させた（第 1 回外部評価委員会：平成 26 年 9 月開催）。さらに、本学が中心		

成果活用支援事業者等と適切に連携しつつ、当該事業者に対する必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を着実に実施する。		となり、文部科学省、経済産業省及び4大学（本学の他、東北大学、東京大学、大阪大学が参加）の意見交換会を定期的に開催（月1回～2回）し、情報共有を行った。
【93】事業化が見込まれる研究開発シーズの共同研究を推進する。また、特定研究成果活用支援事業を実施する株式会社により、研究開発シーズを事業化するための投資事業を推進する。		（平成27年度の実施状況） 「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」の設立（平成26年12月）に伴い、産官学連携本部の「出資事業プロジェクト室」の室員の在籍先が「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」となった。産官学連携本部には「出資事業プロジェクト室」に代えて「出資事業支援部門」を設置（平成27年4月）し、証券会社・地元地方銀行・商社・監査法人からの出向者5名の体制として、技術の市場性調査及び研究プロジェクトの事業化支援の為に企画立案を行った。 ファンド設立のため、<u>産業競争力強化法第20条第1項に基づき、京都大学イノベーションキャピタル株式会社において特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣・経済産業大臣による認可を受けた（平成27年10月）。さらに、当該ファンドへ出資するための認可申請を行い、文部科学大臣より認可を受けた（平成27年11月）。京都大学イノベーションキャピタル株式会社と三井住友</u> III 銀行との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、ファンドを設立した（平成28年1月）。<u></u> 産学共同実用化促進事業実施委員会を2回開催（平成27年10月、平成28年1月）し、特定研究成果活用支援事業計画について報告を行うとともに、本事業における大学の支援内容について意見交換を行い、学内助成制度の構想材料とした。また、産学共同実用化促進事業を実施する4大学（東北大学、東京大学、京都大学、大阪大学）の意見交換会を開催し、情報共有を行った（平成27年12月）。 <u>平成25年度に採択候補として選定した事業化推進共同研究(Phase I) 3件に関して、共同研究を実施した。また、新たな本学の研究成果の事業化を推進するために、学内助成制度として、事業化可能性の高い研究に対し、試作作成等の開発資金を支援し事用化の可能性を検証するGAPファンドプログラム及び本学研究員と起業家が協働で研究成果の事業化を目指すプロジェクトを支援するインキュベーションプログラムを創設し、GAPファンドプログラム3件を採択した。</u>
		ウェイト総計

Ⅱ 大学の教育研究等の質の向上

(3) その他の目標

④ 附属病院に関する目標

中期目標	① 安全で良質な医療サービスに関する目標
	・ 安全で患者の視点に立った、専門性の高い、地域をも含めた総合的チーム医療を行うことにより、質の高い医療を提供する。
	② 良質な医療人の育成に関する目標
	・ 高度な診療・研究能力と技術を有し、人間性豊かな医療人を育成する。
	③ 先端的医療の開発と実践に関する目標
	・ 新医療の創成や先端医療の推進に積極的に取り組み、研究成果を診療に導入することにより、先導的病院として社会に貢献する。
	④ 効率的な経営と病院運営体制の整備に関する目標
	・ 組織及び業務を見直し、効率的な経営を行うことにより、収支バランスの改善を図り、安定的な運営基盤を整備する。

中期計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）	ウェイト
【40】医師、看護師、薬剤師、技師等全ての医療従事者の連携によるチーム医療の推進と医師の過重業務を見直すとともに、「安全」を中心とした診療業務の標準化を進め、患者個人の価値観やライフスタイルの多様化に応じた医療行為のあり方を見直し等を行い、医療サービスを向上させる。	Ⅲ	（平成 22～27 年度の実施状況） 医療従事者の連携によるチーム医療を推進するため、クリニカルパス（治療や看護の手順表）の利用拡大を目指し、全診療科からクリニカルパス責任者を選出するとともに、全診療科を対象とするクリニカルパス講習会を開催した。クリニカルパス作成ソフトについては、各診療科からの要望に基づき随時機能面の充実を図る改修を行った。それらの取り組みの結果、導入当初（平成 23 年度）5.4%であったクリニカルパスの年平均適用率は、平成 27 年度において 37.1%と大幅に向上した。 また、医療従事者の負担軽減を図るため、平成 24 年度に新たに「医療従事者の業務負担軽減検討委員会」を設置し、年度毎の業務負担軽減計画を策定して医師から事務職員への業務移行、診療情報管理士への DPC 登録業務の移行等の方策を着実に実施した（平成 22 年度（2 ヶ月分）15.5%から平成 27 年度 58.6%）。 さらに、平成 25 年度には医師クラーク（医師事務作業補助者）の配置や術前外来の運用開始等により、平成 27 年度には育児・出産・介護等の理由により勤務時間に制約がある医師の短時間勤務としての積極雇用により、医師全体のさらなる負担軽減を進めた。 その他、「京都大学医学部附属病院における安全管理体制」ほか各種医療安全管理マニュアルの整備・改訂、診療業務標準化委員会における術前外来の設置に向けた手術前休薬の見直し及び「共通常備薬」の選定	

		による常備薬の標準化、医療問題対策・臨床倫理委員会における各種基本方針の評価及び日常の臨床現場における倫理問題に関する事例相談等、「安全」を中心とした診療業務の標準化と患者個人の価値観やライフスタイルの多様化に応じた医療行為のあり方の見直し等を行った。	
【41】IT化をさらに推し進めることにより、安全チェック機能を強化し、プライバシーを確保しながら患者情報の一元管理や情報開示を拡充するとともに、京都府・京都市をはじめとする地域の医療機関との連携を強化し、大学病院としての使命を果たす。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 総合医療情報システム「KING (Kyoto University Hospital Information Galaxy)」について、クリニカルパス (CP)、後発医薬品及び有効期限切れ薬品の代替薬品のガイダンス機能、看護必要度管理システムの改良などの機能追加・強化を行うことで患者情報の一元管理などを拡充し、利便性の向上を図った。なお、平成 27 年度には次期総合医療情報システムの供給業者を決定し、システム設計・構築、サーバ構築、端末設置、ネットワーク工事、動作確認等、平成 28 年度から稼働させるための準備を完了した。 京都府医師会等の各種医療関連機関と行政とが連携し、京都府デジタル疎水ネットワーク網をバックボーンとして用いた地域医療連携基盤サービス「京都府広域連携医療情報基盤システム (まいこネット)」への患者診療データ提供を平成 19 年度から開始し、電子カルテの共有等を通じて情報開示を拡充し、地域の医療機関との連携を強化した。パンフレットの配付等により患者に本システムの利用を促し、利用者は平成 22 年度末現在 1,336 件から平成 27 年度末には 3,432 件となった。また、地域医療機関からの紹介患者の受け入れ及び地域医療機関への患者紹介 (逆紹介) に取り組み、平成 27 年度は地域医療連携室を経由して 12,410 件の受け入れ及び 833 件の逆紹介を行った (平成 21 年度：受け入れ 8,411 件、逆紹介 170 件)。平成 27 年度には、本院からの逆紹介患者の受入機関に対して実施した本院の対応に関するアンケート結果や地域ネットワーク医療部の業務内容等を掲載した連携誌「つなぎ」を発行し、京都市内の医療機関を中心とする約 900 機関に送付した。	

【42】安全で美味しい食を確保し、患者アメニティに配慮した快適な医療環境を整備する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) <u>安全で美味しい食を提供するため、平成 22 年度から新たにニュークックチル方式（加熱調理後に食品を急速冷却することで冷蔵保存し、温食は提供直前に再加熱を行う方式）による食事提供を開始した。</u>これにより、食品の温度時間管理が連続し、細菌の増殖を防ぐことができるため、安全でおいしい食事提供が可能となった。また、<u>食事アンケートを四半期毎に実施し、患者からの意見・要望に応じた改善を行った。主な改善内容を以下に示す。</u> ・ 魚料理のにおいに対する指摘に対し、香辛料をきかせる・あんかけにする等の調理方法の工夫や、焼き魚などシンプルな調理方法の場合には原食材を見直す等の改善を行った。 ・ 季節メニュー（筍ご飯や冷しゃぶ等）や行事メニュー（おせちや巻きずし等）、その他多種のメニューに取り組んだ。 ・ 幅広い対象患者に向けて、「産後食」の提供（平成 26 年 5 月～）、「出産祝い膳」の提供（平成 24 年 4 月～）、「小児食」の献立見直し（平成 27 年度）等の取り組みを行った。 患者アメニティに配慮した快適な医療環境を目指し、平成 24 年度から新たにがん治療、化学療法等で苦痛を伴う患者の憩いの場として積貞棟パントリーを活用した「Seki Cafe」を開催したほか、<u>毎年度患者満足度調査を実施し、要望に応じた改善を行った。主な改善内容を以下に示す。</u> ・ 患者専用駐車場の不足による本院周辺道路での駐車待機渋滞の解消に向け、駐車スペース 41 台分を増設・整備した（平成 25 年 2 月）。 ・ 患者の利便性向上のために無線によるインターネット接続が可能となる公衆無線 LAN サービス（BB モバイルポイント）を設置し、運用を開始した（平成 25 年 11 月）。 ・ 採血受付及び外来診療受付時間を従来の午前 8 時 30 分から午前 8 時 15 分に繰り上げ、診療前採血のある予約患者のスムーズな診療への移行及び予約患者の受付確認時の混雑の緩和に努めた（平成 26 年 10 月）。	
---	------------	--	--

【43】学部学生の臨床実習受け入れ体制を整備拡充し、卒前教育を充実させる。	Ⅲ (平成 22～27 年度の実施状況) 医学部及び薬学部学生の臨床実習受け入れ体制の強化・充実を図った。 主な取り組みを以下に示す。 ・ 医学部医学科の「臨床実習マニュアル」を取りまとめた（平成 22 年度）。また、学生が自身で実習先を選択するイレクティブ実習について、実習週数の増加（49 週→73 週）に向けて各診療科等との調整、新カリキュラムの策定を行ったうえで、平成 26 年度から実習週数の増加を実施した。 ・ 医学部人間健康科学科の実習指導者養成プログラムの見直しを行った（平成 23 年度）。 ・ 平成 25 年度から開始した薬剤部スタッフ対象の「薬剤部フィジカルアセスメント講習会」を薬学部学生にも併せて受講させた（平成 25 年度）。 ・ e-Learning 教材等のコンテンツを手持ちの PC 等から簡単に作成・編集できるクラウドコンピューティングサービスである「メディアデポ」を導入し（平成 27 年度）、平成 28 年度から院外からも受講可能な講義の配信を開始するための準備を進めた。 拡充した受入体制の中で、医学部医学科の「臨床実習マニュアル」並びに医学部人間健康科学科及び薬学部の「臨床実習カリキュラム」に沿って、毎年度延べ 600 名程度の学部学生の臨床実習を実施した。	
【44】質の高い卒後研修プログラムを構築することにより、高度医療人を育成する。	Ⅲ (平成 22～27 年度の実施状況) 卒後臨床研修プログラムを以下のとおり実施した。 【プライマリ・ケアの基本的診療能力を習得させるため、本院各診療科、協力型臨床研修病院、研修協力施設及び地域の医療機関・施設が連携した、卒後 1、2 年目の医師（研修医）を対象とした医師臨床研修プログラム】 ・ A プログラム（1 年目 2 年目共に本院で研修） ・ B プログラム（1 年目を本院、2 年目を協力病院で研修） ・ C プログラム（1 年目を協力病院、2 年目を本院で研修） 【医師不足、偏在の問題に対応するためのプログラム】 ・ 産婦人科重点プログラム ・ 小児科重点プログラム 【将来希望する診療科を 1 年目に重点的に研修できるプログラム】 ・ 特別プログラム 【歯科医師に必要な基本的診療能力を習得させるためのプログラム】	

		・ 管理型プログラム ・ 単独型プログラム なお、より質の高い卒後臨床研修プログラムを実施するため、平成 22 年度から「夜間休日救急外来研修」を本格導入したほか、平成 23 年度には新たに 9 病院をマグネット病院（患者・医師・看護師を磁石のように引きつけて放さない、魅力ある病院）に加える等、プログラム内容や実施体制の充実を図った。	
【45】院内教育システムの基盤を強化し、高度技術を効率的に修得させるとともに、診療現場における職業倫理に関する教育・研修体制を強化する。	III	（平成 22～27 年度の実施状況） 医師については、「プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会」として医師臨床研修指導医講習会を年 2 回実施することにより、期間中に 700 名を超える指導医認定を受けた医師を院内各診療科に配置することができた。看護師については、研修センターにおいて平成 22 年度から看護部と連携し新人看護師指導者の育成を担い、平成 24 年度からはシミュレーション教育の質向上のため、基本的な知識講習に加えて On-the-job-training (OJT) を通じて指導者に必要な態度面も含む資質と能力の習得が可能なトレーニングを実施した。これらの取り組みにより、指導者となる医師及び看護師を増加させ、院内教育システムの基盤強化を図った。 診療現場における職業倫理に関する教育・研修体制としては、以下のような充実・強化を行い、同体制下で内容を検討のうえ、医療従事者を対象とする臨床倫理に関する講演会を実施したほか、日常の臨床現場における倫理問題に関する事例相談に取り組んだ。 日常の診療現場における倫理問題に関する相談について対処を検討し解決を図る「医療問題対策・臨床倫理委員会」の委員に、倫理に関する専門家（本学文学研究科・准教授）を新たに加え（平成 25 年度）、本院の日常の臨床現場における倫理問題にかかる理解・対処・解決機能を高めるための体制強化を行うとともに、同委員を講師とした倫理研修を併せて実施した（平成 25 年度）。 臨床倫理に関する相談業務の強化や臨床倫理に関する研修の実施等を強化するため、医療安全管理室に新たに平成 24 年度には看護師 1 名、26 年度には事務職員（安全管理監）1 名の増員を事務部において決定し配置した。 当該体制の強化により、日常の臨床倫理事例相談に対し、機動的に対応する倫理相談チームを結成（平成 27 年度）し、より迅速な対応が可能となった。また「医療問題対策・臨床倫理委員会」における実際の相談	

		事例等を用いた病院全職員を対象とする「臨床倫理に関する講習会」（平成 22 年度 2 回・748 名出席、平成 23 年度 6 回・1,742 名出席、平成 24 年度 4 回・988 名出席、平成 25 年度 7 回・1,154 名出席、平成 26 年度 2 回・353 名出席）の開催において、臨床倫理に関する知識が病院職員に確実に浸透している。特に問題行動患者への対応について、医療現場職員の意識改革に効果が得られた。	
【46】先端医療開発特区（スーパー特区）を活用して、産官学が協力・連携した臨床プロジェクトを育成することで、臨床研究を実用化させる。	Ⅲ	（平成 22～24 年度の実施状況） 平成 22 年度から平成 24 年度において、国立医薬品食品衛生研究所「スーパー特区対応部門」との薬事相談等、スーパー特区専用に行けられている特別制度の活用により、以下のとおりプロジェクトを進行した。 1. 「革新的な医療機器の開発」分野：薬事申請対面相談 1 件、治験開始 1 件 2. 「国民保健に重要な治療・診断に用いる医薬品・医療機器の研究開発」分野：薬事申請対面相談 2 件、薬事取得 1 件、医師主導治験 3 件、高度医療事前相談 3 件、高度医療申請 3 件 平成 20 年度に採択された内閣府事業「先端医療開発スーパー特区」に関する附属病院に係る上記分野のプロジェクトは、最先端の医薬品・医療機器の開発・実用化の促進が順調に進み、平成 24 年度のスーパー特区制度期間の終了を受けてこれまで実施した治験・臨床研究等の成果を取りまとめ、平成 25 年度以降の実用化に向けた研究については、探索医療センター（平成 25 年度から臨床研究総合センター）及び先端医療機器開発・臨床研究センター等において引き続き実施することとした。 先端医療開発特区（スーパー特区）に関する情報については、本学のホームページやニュースレター「京都大学先端医療開発スーパー特区連携推進プログラム」等を発行し、採択課題の概要、最新研究情報を学内外に積極的に発信することで、プロジェクトの推進を促進した。	
【47】臨床研究総合センターを活用して、臨床研究を推進するための支援体制を強化し、先進医療や先端医療を実践しやすい環境を整備する。	Ⅲ	（平成 22～27 年度の実施状況） 平成 24 年度までは「探索医療センター」を、平成 25 年度からは同センターに治験管理センター及び EBM 研究センターを統合した「臨床研究総合センター」を活用して臨床研究を推進した。個別プロジェクトにおける具体的な成果としては、平成 21 年度に採択された流動プロジェクト「レプチン・脂肪細胞プロジェクト」において、薬事承認が下り、市販薬の発売が開始された（平成 25 年度）ほか、平成 24 年度に採択された流動プロジェクト「食道癌 PDT プロジェクト」においては、極めて良好	

		な治療結果が得られ、これを基に薬事承認が得られた(平成 27 年 5 月)。 また、臨床研究総合センターが支援しているシーズである「抗 PD-1 抗体(Nivolumab)を用いたプラチナ抵抗性再発・進行卵巣癌に対する治療効果と安全性の評価」によって実施した医師主導治験に於いて良好な治療結果が得られたことが評価され、薬事承認を目指した多施設型の企業主導の次相治験が開始された(平成 27 年度)。 また、文部科学省「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の採択を受け、先端医療の実践を目指す事業を実施した。 さらに、「臨床研究ネットワーク」(西日本の大学、大学病院を中心に臨床試験推進の協力に関する協定を締結し、臨床研究を行う際に複数の大学や医療機関が手を結ぶ協力体制)の構築及び拡充を進め、平成 27 年度末現在の連携機関数は 16 となった。それらの連携大学の参加を得て、京都大学と連携大学が共同で臨床研究を行うことにより両者の臨床研究活動における一層の推進を図る「開花プロジェクト(Kyoto Alliance For Clinical Achievement)」として、「重症多形滲出性紅斑の眼後遺症に対する輪部支持型ハードコンタクトレンズ CS-100 の臨床試験」等臨床研究を推進した。	
【48】医学、工学、薬学等、本学の資産を活かした新しい医療を構築する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 医学、工学、薬学等、本学の資産を活かし、医療機器の臨床研究から薬事申請まで、一連の流れを迅速かつ適正に行う「先端医療機器開発・臨床研究センター」を平成 23 年 4 月に設置した。同センターにおいて、平成 27 年度末現在以下の 15 の研究プロジェクトについて、革新的な医療機器の実用化に向けての機器開発、臨床研究を推進するとともに、産学連携拠点の特色を生かし、民間企業の研究者・技術者を各研究プロジェクトの特任教員又は派遣研究員として受け入れ、医療機器開発人材を育成した。また、共同してプロジェクトを推進している京都市の産学連携オフィスにおいて、産学公連携コーディネート活動を実施した。 【研究プロジェクト】 ・ 「最先端放射線治療技術開発プロジェクト」 ・ 「無血清凝集浮遊培養法の自動培養システムの開発補助につながる医療研究」 ・ 「京都大学ヘルスケアデータ解析プロジェクト」 ・ 「がん診断・治療ナビゲーションシステムの研究開発」 ・ 「京都大学・島津テクノロジー泌尿器科新規バイオマーカ開発プロジェクト」	

		・ 「京都大学・島津テクノロジーリサーチ乳腺外科新規バイオマーカ開発プロジェクト」 ・ 「光イメージング臨床研究プロジェクト」 ・ 「運動器再建デバイスの開発」 ・ 「嚥下モニター・電気刺激プロジェクト」 ・ 「バイオ三次元被包及び三次元組織開発」 ・ 「iPS 細胞技術を基盤とする血小板製剤の生産システムの開発と臨床試験」 ・ 「Cancer Biobank and Informatics プロジェクト」 ・ 「iPS 細胞を用いる再生医療の実現化に向けた新たな HLA 解析技術等の開発」 ・ 「医療情報化における制度的な課題及び推進方策に関する研究」 ・ 「RFID がん標識プロジェクト」 産学連携オフィス ・ 「京都市ライフイノベーション創出支援センター」 医療機器の臨床研究を活性化するため、平成 26 年度に有識者による「医療機器を用いた臨床研究の活性化に関する検討委員会」を発足させ、医療機関へのアンケートを実施し、その結果に基づき、臨床研究の研究計画書テンプレートの改訂、同委員会ホームページを開設し、アンケート調査結果とともに研究計画書作成支援ツール、臨床研究 Q&A コーナーを公開した。	
【49】単純な機械的業務等の外部委託化による、効率的な組織体制を確立する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) 期間中に以下の業務について新たに外部委託化等を行い、医療スタッフの業務負担の軽減により組織の効率化を図った。 ・ 「医療器材の洗浄・滅菌・管理等業務」の ICU での内視鏡洗浄業務に係る外部委託契約の締結（平成 23 年度） ・ 育児中の看護師も安心して夜勤業務ができるよう設置した「院内夜間保育所」業務に係る外部委託契約の締結（平成 24 年度） ・ 手術部、デイスージャリー診療部及び集中治療部エリアの請負業務（清掃業務、医療器材の洗浄・滅菌・管理等業務、SPD 管理業務）の相互間の連携（平成 26 年度） ・ 院内焼却炉の稼働停止（廃炉）に伴う滅菌処理装置のレンタル及び運転管理に係る契約、廃棄物包括管理業務及び産業廃棄物・感染性廃棄物の処理に係る外部委託契約、一般廃棄物の処理に係る外部委託契約の締結（平成 27 年度）	

【50】 共通機能の集約化による効率的な業務運用を確立する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) <u>医療機器・施設整備委員会において高額医療機器の集約化状況を検証し、毎年度機器更新計画を策定し、着実に集約化を実施した。第 2 期中期目標期間において、人工呼吸器、心電図、輸液ポンプ等 1,095 件の機器の中央管理 (ME 機器センター) を実施した。</u>	
【51】 医薬品、医療材料等の効率的な管理運営体制を整備する。	III	(平成 22～27 年度の実施状況) <u>医薬品、医療材料等の採用品目の適正化及び標準化に向けた取り組みとして、医薬品選定委員会及び医療材料選定委員会において、使用実績のない医薬品 116 品目及び医療材料 5,654 品目 (いずれも平成 22 年度から平成 27 年度累計) の削除を実施した。また、医療材料の発注から検品、供給、在庫管理、使用管理までの管理全般を行うための業務システムである「物流管理システム (SPD)」により在庫データを抽出し、各部署において長期間使用実績のない医療材料を引き上げ、使用予定のある部署に供給することで有効活用した。医薬品及び医療材料の在庫管理については、毎年度 2 回 (中間及び期末) の棚卸しにおいて、概ね適正在庫で運用していることを確認した。</u>なお、医薬品についても物流管理システムでの在庫管理ができるよう、平成 28 年度のシステム更新に向けて準備を進めた。 手術部に対する供給管理体制の充実及びサービスの向上、医療スタッフの業務軽減を目的として、平成 22 年度から 26 年度にかけて、手術セット組の業務委託について順次取り組むとともに、平成 26 年度からはこれまで別々の業者に委託していた手術部と日帰り手術室 (DSU) の手術セット組の業務一体化を行なった。	
		ウェイト総計	

Ⅱ 教育研究等の質の向上の状況に関する特記事項

○平成 24 年度補正予算（第 1 号）について

1. 特記事項

【平成 25～26 事業年度】

■特定研究成果活用支援事業の実施に係る取り組み（関連計画：93）

事業化に向けた官民共同の研究開発を推進するため、平成 25 年 5 月に産官学連携本部内に事業準備室を設置するとともに、金融機関から投資担当者を同準備室の室長として迎え投資事業のスキームを担当に充てたほか、弁護士 3 名を迎え利益相反やインサイダー取引防止等のためのルール策定を担当に充て、外部人材を活用し、体制整備を行った。

平成 25 年度から新たに設置した産学共同実用化促進事業実施委員会において、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」に係る特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ認定申請を行い、文部科学大臣及び経済産業大臣による認定を受けた（平成 26 年 9 月）。事業計画認定後は速やかに新会社へ資本金及び資本準備金を出資するための認可申請を行い、「京都大学イノベーションキャピタル株式会社」を設立した（平成 26 年 12 月）。また、平成 25 年度に採択候補として選定した事業化推進型共同研究（Phase I）3 件のうち 2 件について、条件を満たすことができたことから、平成 26 年度から共同研究を開始した。

本事業に係る外部評価を実施するため、外部評価委員会を発足させた（平成 26 年 9 月第 1 回外部評価委員会開催）。さらに、本学が中心となり、文部科学省、経済産業省及び 4 大学（本学の他、東北大学、東京大学、大阪大学が参加）の意見交換会を定期的に開催（月 1 回～2 回）し、情報共有を行った。

【平成 27 事業年度】

■特定研究成果活用支援事業の実施に係る取り組み（関連計画：93）

産官学連携本部に「出資事業支援部門」を設置（平成 27 年 4 月）し、証券会社・地元地方銀行・商社・監査法人からの出向者 5 名の体制として、技術の市場性調査及び研究プロジェクトの事業化支援の為の企画立案を行った。

ファンド設立のため、産業競争力強化法第 20 条第 1 項に基づき、京都大学イノベーションキャピタル株式会社において特定研究成果活用支援事業計画を策定のうえ、認定申請を行い、文部科学大臣・経済産業大臣による認可を受けた（平成 27 年 10 月）。さらに、当該ファンドへ出資するための認可申

請を行い、文部科学大臣より認可を受けた（平成 27 年 11 月）。京都大学イノベーションキャピタル株式会社と三井住友銀行との間で投資事業有限責任組合契約を締結し、ファンドを設立した（平成 28 年 1 月）。

○附属病院について

1. 特記事項

①一般の病院とは異なる大学病院固有の意義・役割を含め、教育研究診療の質向上や個性の伸長、地域連携や社会貢献の強化、運営の活性化等を目指した特色ある取り組み

■地域連携の活性化に向けた取り組み

平成 27 年度 5 月より、本院における地域連携を活性化し、地域に根差した医療の提供を推進するため、地域連携推進実務ワーキンググループを発足させた。

具体的な取り組みとして、地域の各医療機関を訪問（平成 28 年 2 月末時点：24 医療機関）し、本院に対する意見や要望を聴取した。その聴取した意見をワーキンググループにて検討し、他医療機関からの紹介患者の連絡（FAX）を受信する際に、自動的に FAX の到着を紹介元他医療機関にお知らせすることや、予約取得に関する作業時間短縮のために、システムの導入を行なった。

■京都大学医学部附属病院施設マスタープランに基づく病棟の整備（関連計画：79）

京都大学医学部附属病院施設マスタープランに基づき、コンセプトを明確にした以下の病棟の整備を行った。

平成 22 年 5 月に、任天堂株式会社相談役の山内 溥氏の（私財 70 億円）寄付により『がん診療中心の病棟』である「積貞棟」を竣工し、平成 27 年 12 月にはヘリポートを完備した『生活習慣病や目・耳・鼻などの感覚器の病気に対応した病棟』である「南病棟」を竣工した。

②特に、社会的・地域的なニーズや重要かつ喫緊の政策課題等への対応として顕著な取り組み

■国際的な医療交流の推進に向けた取り組み

国際的な医療交流の実現のため、本院では海外の機関と学術交流協定を締結している。平成 25 年度に韓国のソウル大学校医科大学附属病院、ブータン王国のブータン医科大学およびブータン王国保健省、平成 26 年度には、台湾の台中榮民総医院、インドネシアのガジャマダ大学医学部およびサルジト病院との学術交流協定を締結した。

なかでもブータン王国については、ジョン万プログラム等の支援により、現地で本院の医師・看護師らが医療活動や医療従事者への教育活動を行っており、引き続き医学部が無い同国の医師教育システムの確立を支援していくこととした。

■若手、女性等の人材確保に向けた取り組み

若手、女性等の人材確保のため、育児短時間勤務などの制度について、必要に応じた普及を行うとともに、「院内保育所」の設置(平成 24 年 10 月 1 日)により、女性を中心とした若手世代が、診療や研究活動を継続できる環境の整備に取り組んだ。また、若手医師である研修医については、新たに「臨床研修奨励手当」を平成 27 年 4 月から導入し、給与面での待遇改善を実現させた。

■災害時医療体制の充実・強化に向けた取り組み

京都府の災害時医療体制の充実・強化を図る目的で、平成 27 年 4 月に京都府災害拠点病院の指定を受け、災害へのより一層迅速な対応が求められることから、災害対策本部の立ち上げ訓練等大災害に対応できる訓練を実施した(平成 27 年 1 月、3 月、8 月)。

③大学病院に関連する制度改正等の動向やその影響、或いは各々の地域における大学病院の位置づけや期待される役割など、病院の置かれている状況や条件等を踏まえた、運営や教育研究診療活動を円滑に進めるための様々な工夫や努力の状況

■「完全予約制」の導入による地域の医療機関との連携強化に向けた取り組み

外来診療をより円滑に進めるため、消化器内科においては、初診患者の「完全予約制」を導入した(平成 28 年 3 月)。これにより、本院の「外来患者の診療に関する基本方針」にある予約診療の推進が図られ、併せて外来ブース

の混雑緩和、患者と医療従事者双方の医療安全に繋がるものとして、効果が期待される。

なお、「完全予約制」は本院では初めての試みであり、緊急性のない初診患者について紹介予約による受診を促していくことで、特定機能病院として地域の医療機関との連携と患者サービスの向上をより一層充実するためのものであり、引き続き、診療科の拡大を検討していくこととした。

■「京大病院基金」の創設

運営費交付金が縮減等により、院内努力だけで捻出できる資金のみでは、十分な大学病院経営が望めない状況となってきた。

また、平成 27 年 5 月に役員会において策定した「京都大学の改革と将来構想(通称: WINDOW 構想)」においても、重点戦略として「自主財源の確保とそれに基づく支援の充実」が掲げられており、大学全体として自己収入増に取り組むことが打ち出されている。

以上のことを踏まえて、病院としても自己収入の増加を目指し、広く一般市民からの寄附の受皿として「京大病院基金」を創設し、平成 28 年 3 月より募集を開始した。集まった寄附金は、病院の診療・研究・教育だけでなく、患者サービスの充実など患者に直接還元される事業等に充てることとしている。

■病院職員の獲得に向けた取り組み

平成 18 年度から統一採用試験に病院枠を設け、平成 27 年度までに 39 名(うち在職者 34 名、出向者 2 名、退職者 3 名)を病院枠として採用を行った。当初は毎年 6~9 名を採用していたが、平成 22 年度から応募者数が激減し、採用数は年間 2~3 名となり、平成 25 年度は採用者なし、平成 26 年度は採用者 1 名という状況を鑑みて、平成 27 年度から統一採用試験による病院枠の募集は中止し、京都大学独自採用試験に「病院職員」(応募資格に医療経営等に関する 4 年制大学の課程を専攻した者が望ましいと記載)の枠を設けて平成 27 年度から募集を開始した。

④その他、大学病院を取り巻く諸状況(当該大学固有の問題)への対応状況等

■医療材料不正処理防止に向けた取り組み

平成 25 年度から 27 年度にかけて実施した調査において、平成 25 年度に本

学元臨床工学技士らによる医療材料の不正処理が行われていたことが判明し、調査結果の公表等を行った（平成28年1月）。不正処理の対象となった遠心ポンプを含む医療材料は、発注から在庫管理までを医療材料物流管理システムにて管理しており、本事案は同システム及び保険請求の流れを熟知した元臨床工学技士個人の影響により発生したものである。

本事案発覚後の再発防止策として、使用した管理用シールを貼付した台紙及び人工心肺記録については手術室配属の臨床工学技士及び技士長による二重確認体制を構築し、運用を開始した。また、平成28年5月以降に更新予定の総合医療情報システムにおいて、医療材料の納入ロット及び使用ロットの管理を行うこととした。さらに、5S（整理、整頓、清掃、清潔、躰）活動を推進するとともに、教職員に対する倫理等コンプライアンスに関する研修会（平成27年7月、8月及び平成28年2月）及び取引業者に対する説明会（平成28年2月）を実施し、このような啓発活動を今後も継続することとした。

2. 評価の共通観点に係る取り組み状況

（1）質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取り組みが行われているか。（教育・研究面の観点）

○教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況

1. 医学部及び薬学部学生の臨床実習受け入れ体制の組織強化・充実

（1）総合臨床教育・研修センター

- ① 院内教育システムの基盤強化のため、組織体制を見直し、質の高い医療人育成に向け教員数を2名から5名に増員した（平成25年度）。
- ② 平成22年度に、学生自身で実習先を選択するイレクティブ実習を取り入れ、医学教育の国際認証の基準に準拠した参加型の臨床実習にすべく各診療科等との調整、新カリキュラムの策定を行い、医学部医学科の「臨床実習マニュアル」を取りまとめ、充実を図り、優れた医療人の育成に寄与した。
- ③ 学部教育期間の1/3を臨床実習に充当するように平成26年度から実習期間を49週から73週に増加させ、関連病院とも連携して教育推進の組織体制を構築し、優れた医療人の育成に寄与した。
- ④ 平成23年度に、医学部人間健康科学科の実習指導者養成プログラムの見直し、平成25年度には薬剤部スタッフ対象の「薬剤部フィジカルアセスメント講習会」を薬学部学生にも併せて受講させる等、医学部及び薬学部学生の臨床実習受け入れ体制の組織強化・

充実を図り、優れた医療人の育成に寄与した。

- ⑤ シミュレーション教育においては、部局運営活性化経費、京都大学教育研究振興財団人材育成事業費、総長裁量経費、文部科学省科学研究費補助金等を獲得し、指導者育成プログラムの開発及び指導者の育成、FD活動、教材作成等、シミュレーターの整備を行った。また、院内の各診療科及び部門、院外の指導者とも連携した組織体制づくりを図り、様々なシミュレーション教育事業の展開し、充実させた。

2. 臨床研究推進体制の整備

（1）探索医療センター／臨床研究総合センター

- ① 平成25年度に「探索医療センター」を中心に「治験管理センター」及び「EBM研究センター」を統合し、「臨床研究総合センター」として臨床研究体制を整備した。
- ② 平成25年当時、文部科学省より全国に9拠点の「橋渡し研究加速ネットワークプログラム」の採択を受け、先端医療の実践を目指す事業を実施した。その結果、治験届提出8件、企業へのライセンスアウト4件、先進医療承認1件、製造販売承認申請5件、製造販売承認6件、保険医療化4件の実績を得た。
- ③ 「臨床研究ネットワーク」（西日本の大学、大学病院を中心に臨床試験推進の協力に関する協定を締結し、臨床研究を行う際に複数の大学や医療機関が手を結ぶ協力体制）の構築及び拡充を進め、平成27年度末現在の連携機関数は16となった。それらの連携大学の参加を得て、京都大学と連携大学が共同で臨床研究を行うことにより両者の臨床研究活動における一層の推進を図る「開花プロジェクト(Kyoto Alliance For Clinical Achievement)」として、「重症多形滲出性紅斑の眼後遺症に対する輪部支持型ハードコンタクトレンズCS-100の臨床試験」における治験の準備・管理業務、適合性調査の支援、「進行性固形がんを対象としたサバイビン反応性増殖型アデノウイルスベクター（Surv.m-CRA-1）の腫瘍局所投与による安全性/忍容性及び予備的な有効性検討のためのオープンラベル用量漸増試験（第Ⅰ相試験）」における治験の体制整備、他さらに1件の医師主導治験における治験の準備を行い、3件の臨床研究を実質的に推進した。

（2）先端医療開発特区（スーパー特区）

先端医療開発特区（スーパー特区）に関する情報については、大学のホームページやニュースレター「京都大学先端医療開発スーパー特区連携推進プログラム」等を発行し、採択課題の概要、最新研究情報を学内外に積極的に発信することで、プロジェクトの推進を促進した。

（3）先端医療機器開発・臨床研究センター

- ① 京都大学と産業界が持つニーズとシーズを生かし、医療機器の臨床研究から薬事申請まで、一連の流れを迅速かつ適正に行う「先端医療機器開発・臨床研究センター」を経済産業省、キャノン株式会社とのマッチングにより、平成23年4月に設置した。
- ② 同センターにおいて、以下の15の研究プロジェクトについて、革新的な医療機器の実用化に向けての機器開発、臨床研究を推進した（平成27年度末現在）。
 - ・ 最先端放射線治療技術開発プロジェクト
 - ・ 無血清凝集浮遊培養法の自動培養システムの開発補助につながる医療研究
 - ・ 京都大学ヘルスケアデータ解析プロジェクト
 - ・ がん診断・治療ナビゲーションシステムの研究開発
 - ・ 京都大学・島津テクノロジー泌尿器科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト
 - ・ 京都大学・島津テクノロジー乳腺外科癌新規バイオマーカ開発プロジェクト
 - ・ 光イメージング臨床研究プロジェクト
 - ・ 運動器再建デバイスの開発
 - ・ 嚥下モニター・電気刺激プロジェクト
 - ・ バイオ三次元被包及び三次元組織開発
 - ・ iPS細胞技術を基盤とする血小板製剤の生産システムの開発と臨床試験
 - ・ Cancer Biobank and Informatics プロジェクト
 - ・ iPS細胞を用いる再生医療の実現化に向けた新たなHILA解析技術等の開発
 - ・ 医療情報化における制度的な課題及び推進方策に関する研究
 - ・ RFIDがん標識プロジェクト
- ③ 設立時の平成23年度から、京都市ライフイノベーション創出支援事業を推進している、京都市の産学連携オフィスにおいて、産学公連携コーディネート活動を実施した。なお、同オフィスにおい

ては、専任コーディネーターの配置、京都発革新的医療技術研究開発助成事業の拡充等が行われ、医療機器開発、創薬、先制医療、再生医療等の先端医療分野の研究開発が重点的に支援されている。

- ④ 医療機器の臨床研究を活性化するため、平成26年度に有識者による「医療機器を用いた臨床研究の活性化に関する検討委員会」を発足させ、医療機関へのアンケートを実施し、その結果に基づき、臨床研究の研究計画書テンプレートの改訂を行った。また、同委員会ホームページを開設し、アンケート調査結果とともに研究計画書作成支援ツール、臨床研究Q&Aコーナーを公開した。

3. 医の倫理への取組

- ① 京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院で行われるヒトを対象とした医学の研究及び臨床応用についての医の倫理に関する事項をヘルシンキ宣言の趣旨に添って審議するため、昭和60年2月に「医の倫理委員会」を設置し、ヒト血液、組織等、ヒトに関連した試料等を用いる研究及びヒト遺伝子解析研究、新しい治療法の開発・実施（生体臓器移植等）等について審議を行っている。審査件数は、平成22年度772件、平成27年度1,286件と年々増加している。
- ② 平成27年3月に医の倫理委員会は、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針に基づく、質の高い審査体制を整備されていることから、厚生労働省より倫理審査委員会に認定された（当時国立大学病院での認定は3機関のみ）。

平成27年5月に京都大学特定認定再生医療等委員会は、再生医療等安全性確保法に基づく特定認定再生医療等委員会に大学としては5番目に厚生労働省より認定された。

○教育や研究の質を向上するための取組状況（教育研修プログラム（総合的・全人的教育等）の整備・実施状況、高度先端医療の研究・開発状況等）

1. 教育研修プログラムの整備・実施状況

（1）医師、歯科医師

- ① 今までの研修プログラムのマッチング実績を検証し、卒後臨床研修プログラム（初期臨床研修）及び専門養成プログラム（後期臨床研修）の充実に取り組んだ。

- ② 平成18年より協力病院を順次訪問し、各病院の病院長、研修責任者、研修医との意見交換を行うことで、より質の高い卒後臨床研修プログラムの実施に継続的に努めている。
- ③ 平成22年度から「夜間休日救急外来研修」を本格導入したほか、平成23年度には新たに9病院を協力病院に加え、地域医療も考慮したプログラム内容や実施体制の充実を図った。
 - ・ プライマリ・ケアの基本的診療能力を習得させるため、本院各診療科、協力型臨床研修病院、研修協力施設及び地域の医療機関・施設が連携した、卒後1、2年目の医師（研修医）を対象とした医師臨床研修プログラム（平成16年度より）
 - 「Aプログラム」（1年目2年目ともに本院で研修）
 - 「Bプログラム」（1年目を本院、2年目を協力病院で研修）
 - 「Cプログラム」（1年目を協力病院、2年目を本院で研修）
 - ・ 医師不足、偏在の問題に対応するためのプログラム（平成20年度より）
 - 「産婦人科重点プログラム」
 - 「小児科重点プログラム」
 - ・ 将来希望する診療科を1年目に重点的に研修できるプログラム（平成20年度より）
 - 「特別プログラム」
 - ・ 歯科医師に必要な基本的診療能力を習得させるためのプログラム（平成17年度より）
 - 「管理型プログラム」
 - 「単独型プログラム」

2. 講習会等の実施状況

月1回、研修医向けセミナーを継続開催し、研修医、指導医の他、次年度の研修医として応募が見込まれる本学医学部6回生も多数参加している。指導者となる医師及び看護師の増員をはじめとした以下の取り組みにより、院内教育システムの基盤強化に努めたほか、院内外における指導者間のネットワーク構築に向け取り組んでいる。

（1）医師

「プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会」として医師臨床研修指導医講習会を年2回実施することにより、期間中に700名を超える指導医認定を受けた医師を院内各診療科に配置することができた。

（2）看護師

研修センターにおいて平成22年度から看護部と連携し新人看護師指導者の育成を担い、平成24年度からはシミュレーション教育の質向上のため、基本的な知識講習に加えてOn-the-Job-Training（OJT）を通じて指導者に必要な態度面も含む資質と能力の習得が可能なトレーニングを実施している。また、平成27年度からはシミュレーション教育における指導者育成コースを設置し、外部に対してもコースの提供を開始した。

（3）研究支援

平成26年度に医の倫理委員会及び看護部、人間健康科学系専攻看護分野との共催にて、看護師を対象とした研究支援コースを2日間開催し研究計画書の作成に向けて支援を行った。

3. クラウド環境を利用した新たな教育環境の整備

平成27年度にe-Learning教材等のコンテンツを手持ちのPC等から作成・編集できるクラウドコンピューティングサービスである「メディアデポ」を導入したことで、学生等が勉強を効率的に行えるようになった。

4. 大学病院連携型高度医療人養成推進事業

文部科学省の大学病院連携型高度医療人養成推進事業である、「マグネット病院連携を基盤とした専門医養成（大学病院とマグネット病院との機能的連携を基盤とした高度医療人養成プラン）（平成20年度から平成24年度）」を遂行し、平成25年度からは、同事業で培われた研修教育を基礎として、各診療科において着実に専門医、研究医の養成を推進した。

5. 医療者のための臨床研究学習プログラム（CLiP ; Clinician Investigator's Program）の開講

医学研究科社会健康医学系専攻臨床研究者コース（MCRコース）の教育内容を、より多くの医療者の方も享受できるよう、平成25年度にCLiPとして開講した（臨床研究のカリキュラムを策定し、コースを設定し、研究者を養成している大学は少ない）。

※ 開講実績は以下のとおりである。

- ・ 「CLiP01 臨床研究入門 one day ワークショップ」
臨床研究デザインに関する実践的な知識・スキルを学ぶ
延べ受講者数：200名

- 「CLiP02 臨床研究デザインセミナー」
研究プロトコルを作成するうえで重要な研究デザインについて学ぶ
延べ受講者数：311名
- 「CLiP03 臨床研究解析セミナー」
具体的な臨床研究において用いられた解析方法を紹介
延べ受講者数：295名
- 「CLiP04 臨床研究解析ハンズオン」
統計解析ソフトウェアの使い方を説明し、臨床研究のデータ解析のさわりを学ぶ
延べ受講者数：196名
- 「CLiP05 リサーチ・クエスチョンラウンド」
参加者が自身のリサーチ・クエスチョンを発表し、議論・フィードバックを通じて、より良いリサーチ・クエスチョンに改善するためのポイントを学ぶ
延べ受講者数：79名
- 「CLiP06 臨床試験入門セミナー」
臨床試験を行うために必要なしくみについてのさわりを紹介
延べ受講者数：141名
- 「CLiP07 臨床研究解析ハンズオン JMPセミナー」
統計解析ソフトウェアJMPの使い方の初歩を説明
延べ受講者数：74名

6. シミュレーションセンター事業

ホームページを更新し、シミュレーターをオンラインで貸出予約ができるように改善する他、専任教員及びシミュレーションスペシャリストを配置し、利用しやすい環境作りに努めた。その結果、利用者は約3倍の1万人に達した。

7. 高度先端医療の研究・開発状況

(1) レプチンの市販薬販売開始

平成21年度に採択された流動プロジェクト「レプチン・脂肪細胞プロジェクト」において、薬事承認が下り、市販薬の販売が開始された（平成25年度）。

(2) 薬事承認の取得

平成24年度に採択された流動プロジェクト「食道癌 PDT プロジェクト」においては、極めて良好な治療結果が得られ、これを基に薬事承認が得られた（平成27年5月）。

(3) 医師主導治験の実施

臨床研究総合センターが支援しているシーズである「抗PD-1 抗体（Nivolumab）を用いたプラチナ抵抗性再発・進行卵巣癌に対する治療効果と安全性の評価」によって実施した医師主導治験において良好な治療結果が得られたことが評価され、薬事承認を目指した多施設型の企業主導の次相治験が開始された（平成27年度）。

(4) 先端医療機器開発・臨床研究センター

産学連携拠点の特色を生かし、民間企業の研究者・技術者を各研究プロジェクトの特任教員又は派遣研究員として受け入れ、医療機器開発人材を育成した。

(5) 先端医療開発特区（スーパー特区）

①平成22年度から平成24年度において、国立医薬品食品衛生研究所「スーパー特区対応部門」との薬事相談等、スーパー特区専用で設けられている特別制度の活用により、以下のとおりプロジェクトを進行した。

- 「革新的な医療機器の開発」（分野：薬事申請対面相談1件、治験開始1件）
- 「国民保健に重要な治療・診断に用いる医薬品・医療機器の研究開発」（分野：薬事申請対面相談2件、薬事取得1件、医師主導治験3件、高度医療事前相談3件、高度医療申請3件）

②平成20年度に採択された内閣府事業「先端医療開発スーパー特区」に関する附属病院に係る上記分野のプロジェクトは、最先端の医薬品・医療機器の開発・実用化の促進が順調に進み、平成24年度のスーパー特区制度期間の終了を受けてこれまで実施した治験・臨床研究等の成果を取りまとめ、平成25年度以降の実用化に向けた研究については、探索医療センター（平成25年度より臨床研究総合センターと改称）及び先端医療機器開発・臨床研究センター等において引き続き実施することとした。

8. 国家戦略特区

本院がある京都府は関西圏国家戦略特区に指定されており、本院から以下の提案を行い、現在関西圏優先協議項目として検討が進められている。

る（平成27年度現在）。

- ・ 「可搬型PET（陽電子断層撮影装置）」の研究開発で世界をリードし、既存の診断機器や治療機器との複合化による革新的かつ効率的な医療技術の開発を加速するため、PET使用室のみに制限されているPETの使用について、可搬型PET装置による撮影のみをPET使用室以外のMRI（核磁気共鳴画像診断装置）室、CT（コンピュータ断層撮影装置）室及び放射線治療室で可能とする。

9. 医の倫理委員会における教育研修プログラムの整備・実施

- ① 臨床研究等倫理講習会（人を対象とする医学系研究の倫理指針（平成26年度以前は臨床研究に関する倫理指針）及びヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針）を年に2～8回実施している。
- ② 医の倫理委員会委員を対象とする研修会を年に2回実施している。
- ③ 再生医療等提供に係る教育・研修会を年に2回実施している。

（2）大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取り組みが行われているか。（診療面の観点）

○医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）

1. 診療体制の充実

（1）特定病院助教

高度な医療の提供に資するため、平成18年4月に導入した特定病院助教制度については、繁忙な診療科への配置見直し、新設された診療科への新規配分等、適切な配置に努めた。

※ 平成22年度以降は以下のとおり推移した（いずれの年度も4月時点）。

平成22年度 24名
平成23年度 36名
平成24年度 53名
平成25年度 63名
平成26年度 66名
平成27年度 71名

（2）看護師

看護体制について、2人一組で複数の患者を受け持つパートナーシップナーシングシステムを平成23年10月より導入し、医療事故のリスク軽減や患者の急変対応時の迅速な処置を可能にする等、看護の質と安全性を向上させるとともに、産科病棟以外において三交替制から二交

替制に勤務形態を変更することにより、十分な休息確保及び夜間勤務の負担軽減に寄与した。

（3）医療スタッフ

医療従事者の確保を目的に医療スタッフの処遇見直しを行うとともに、医療提供体制の整備として各部の増員を行った（平成24年度から5年間で段階的に20名の定員増）。

※ 時間雇用教職員から特定有期雇用教職員への採用実績は以下のとおりである。

平成23年度 臨床検査技師1名

平成24年度 理学療法士1名、診療放射線技師1名、臨床工学技士1名

平成25年度 薬剤師2名、歯科衛生士1名

平成26年度 臨床検査技師1名、薬剤師2名

平成27年度 臨床検査技師2名、放射線技師1名、薬剤師3名

（4）医員等

医療の高度化や診療の高密度化等に対応するため、平成22年度に253名としていた医員の定数を平成27年度は268名とし、診療体制の一層の充実を図った。また、平成25年度より診療体制の充実を図るため、診療に従事する本学の大学院生を全て医師として雇用することとし平成27年度は374名を雇用した。その他、平成27年度には、出産、育児、介護等の理由により勤務時間の制約がある医師の短時間勤務を支援する「キャリア支援診療医」の制度を策定した。

（5）医師クランクの配置

平成25年6月より、医師クランクを段階的に配置・増員し、平成27年2月から「医師クランクによる全診療科の診断書下書き」を実施し、医師事務作業の負担軽減に寄与している（医師クランク数：平成25年6月時点6名、平成27年度末時点14名）。

2. 臨床支援業務の充実

（1）薬剤部

- ① 病棟薬剤業務（有期雇用職員）6名増員した（平成24年度）。
- ② 抗がん剤等無菌調製（有期雇用職員）2名を増員した（平成25年度）。
- ③ I C U注射薬調製（有期雇用職員）1名を増員した（平成26年度）。

（2）検査部

平成20年に設置された超音波センターの予約待ち解消のため、臨床検査技師（特定有希雇用職員）2名、睡眠時無呼吸精密（PSG）検査の

充実を図るため、臨床検査技師（特定有期雇用職員）1名を増員した（平成25年度）。

（3）放射線部

- ① 平成25年度からハイブリッド手術室が稼動したことによる、ハイブリッド血管造影装置とハイブリッドMR装置の導入に伴い、診療放射線技師を2名増員した。
- ② PET-CT装置増設に伴い診療放射線技師1名増員した。
- ③ MR予約待ち解消のため、MR装置を増設し、診療放射線技師1名増員した。
- ④ 高精度治療（IMRT）の増加に伴い診療放射線技師1名を増員した。

（4）疾患栄養治療部

適切な栄養管理の実践による入院日数の短縮、PEMによる感染症リスク等の低減により抗生剤等の使用量削減に伴う節約効果のために4名の管理栄養士（有期雇用）を増員した（平成25年度：1名、平成26年度：3名）。

（5）リハビリテーション部

- ① SCUの開設に伴い理学療法士（特定有期職員）1名を増員した（平成23年度）。
- ② がんリハビリテーションⅠの施設基準の取得のために理学療法士（特定有期職員）1名を増員した（平成27年度）。

3. 術前外来

平成25年度より、手術予定患者に対する医師及び看護師の負担軽減のため、術前検査や説明を一括して行う術前外来を設置した。「子宮頸部円錐切除術」から運用を開始し、平成28年3月時点で「子宮頸部円錐切除術」（産科婦人科）、「ヒステロスコーピー」（産科婦人科）、「肺葉切除術及び肺区域切除術」（呼吸器外科）、「耳・鼻・頸部（含む喉頭）」（耳鼻咽喉科・頭頸部外科）、「白内障」（眼科）、「肝切除術」（肝胆膵・移植外科）の6つに運用が拡大されている。

4. 積貞棟の開院

がん中心の患者に対応する病棟として、平成22年3月に積貞棟を開院した。開院後の平成23年度の稼働率は89.8%となり、前年度実績（85.1%）を大幅に上回った。また個室を増設し、個室率を1.86%上昇させることで、患者アメニティの向上を図った。

5. ICUの拡充

より高度な急性期医療の提供を行うため、集中治療室（ICU）を平成27年2年に従来の10床から16床に拡充した。拡充に伴い、より高度な医療の提供を必要とする重症患者を効果的に治療することができた。

6. 南病棟の開院

糖尿病や脳卒中、腎臓病、歯周病など生活習慣病をはじめとした患者に対応する病棟として、平成27年12月に南病棟を開院した。また個室を増設し、個室率を1.79%上昇させることで、患者アメニティの向上を図った。

7. SCUの移転整備

より高度な脳卒中救急医療の提供を行うため、脳卒中集中治療室（SCU）を平成27年12月に移転した。救急外来及びCT・血管撮像など放射線部門に隣接した中央診療棟1階のエリアに移転したことにより、救急搬送された脳卒中患者のより迅速な放射線診断と急性期治療そして周術期管理が可能となった。また、床面積が大幅に拡大したため、脳卒中急性期からのベッドサイドリハビリテーションがより効果的に行えることとなった。

○医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況

1. 医療事故等の危機管理に関する体制

- ① 医療安全管理室において、医療安全管理室長、専任看護師長、薬剤師等がインシデントレポートに代表されるサーベイランス活動を通じて、院内の医療現場での医療事故防止と院内教育、事故発生時の初動対応・調査・分析等について中心的な役割を担い、各部門のリスクマネージャーと連携しながら病院内の患者安全の確保に努めた。
- ② 全職員へ医療安全教育として医療安全管理に関する研修会・講習会を行った他、講習会等を録画したDVD貸出やDVD上映会、院内動画配信による医療安全教育の機会の提供に努めた。
- ③ 平成27年より施行された医療法の趣旨に則り、医療事故の届出・院内事故調査・調査報告書作成・遺族への説明の指針を職員に分かりやすく示すことを目的とし、平成28年2月に、「医療事故調査報告書作成手順」にメモ（「診療行為の適否に関する記載方法」）を追加する等、院内事故調査の指針を改訂した。

2. 医療安全に関する規程等の整備・運用状況

医療安全管理マニュアルを全職員がすぐに確認できるよう、医療安全管理室HPを随時更新した。また、KING（総合医療情報システム）端末ポータルサイト上に掲載した。各マニュアルは適宜検証し、必要に応じて院内関係者を委員としたWGを組織し、整備を行った。

※ 各マニュアルの整備状況は以下のとおりである。

平成22年度 新規策定：1件、改訂：2件
 平成23年度 新規策定：1件、改訂：5件
 平成24年度 新規策定：4件、改訂：8件
 平成25年度 新規策定：7件、改訂：10件
 平成26年度 新規策定：8件、改訂：16件
 平成27年度 新規策定：4件、改訂：18件

3. 災害対策の整備

- ① 災害レベルに応じた任務の遂行に最善を尽くすとともに、災害対策本部の指示に従い状況の変化にも臨機応変に対応できるよう平成13年6月に災害対策マニュアルを作成した。また、東日本大震災を受け、更なる内容充実を図るべく、検討ワーキングを設置し、他大学等の災害対策マニュアル等も参考にしつつ、災害対策本部構成員の災害時における初動を明確に示す等、同マニュアルの全面改訂を平成27年2月に行った。
- ② 本院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有することから、平成27年4月1日付けにて「災害拠点病院」に指定された。

4. ヘリポートの設置

災害発生時の受入態勢を強化、重症患者の転送受け入れ（広域からの受け入れ、難病・高度医療機能強化）、臓器移植時の迅速な対応の三つを実現させるため、平成27年12月に南病棟の開院にあわせ、屋上にヘリポートを設置し、ドクターヘリ、消防ヘリの離発着や災害発生に伴う救急活動等に利用している。

○患者サービスの改善・充実に向けた取組状況

1. ニュークックチルシステム

全国の大規模病院に先駆けて、「ニュークックチルシステム」（加熱調理後に食品を急速冷却することで冷蔵保存し、提供直前に温食は再加熱を行う方式）を導入し、衛生的で安全な食事提供を可能にした。なお、本システムの導入により、患者サービスのアンケート等で好評価を得ている（平成22年度）。

2. トイレ清掃の改善

トイレの汚れに関する苦情について、使用頻度の高い個所については清掃の頻度を増やす等の改善を行った（平成22年度）。

3. 「あいさつ月間」の設定

平成23年度より、患者サービスの一環として、コミュニケーションの円滑化による信頼関係の醸成と、防犯効果の観点から、「あいさつ月間」を毎年実施している。実施にあたっては、各診療科（部）への通知、ポスター掲示、メール等で周知している。

4. 駐車待機渋滞の改善

駐車スペース41台分を増設・整備し、患者専用駐車場の不足による本院周辺道路での駐車待機渋滞を解消した（平成24年度）。

5. 退院時待合室の設置

退院患者のための「退院時待合室」を設置し、料金計算ができるまでの待ち時間及び家族のお迎えの待ち合わせ場所として利用いただけるようにし、患者の利便性が向上した（平成24年度）。

6. 公衆無線LANサービス導入

無線によるインターネット接続が可能となる公衆無線LANサービス（BBモバイルポイント）を設置し運用を開始し、患者の利便性が向上した（平成25年度）。

7. 受付確認混雑の改善

採血受付及び外来診療受付時間を従来の8時30分から8時15分に繰り上げたほか、自動採血採尿機を設置し、受付確認混雑を緩和させた（平成26年

度)。

8. 大型コインロッカーの設置

院内に大型コインロッカーを設置し、患者の利便性が向上した（平成27年度）。

9. バスロケーションシステムの導入

京都市と連携し、外来棟1階正面玄関横にモニターを設置し、時刻表及び停留所案内図を掲示する、バスロケーションシステムを導入したことにより、患者の利便性が向上した（平成27年度）。

10. その他

- ① 平成22年に積貞棟が開院したことにより、病床数が294床、個室数が116室増加した（個室率1.86%上昇）。さらに、入院患者用の病棟食堂を設置することにより、患者のアメニティの充実を図った。
- ② 平成27年に新病棟（南病棟）が開院したことにより、病床数が414床、個室数が126室増加した（個室率の1.79%上昇）。さらに、病棟食堂を各階に設置することにより、患者のアメニティの充実を図った。

○がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況

1. がん診療の充実

（1）横断的な集学的がん診療

平成19年に国立大学病院初となる、がんセンター設立とともに、頭頸部がん、乳がん、肺がん・中皮腫、食道がん、膵がん、血液腫瘍についてもユニット体制を整備し、翌年にはがんサポートチームを始動させた。そして、平成22年6月、積貞棟の開院と同時に、積貞棟1階に、より集約された「外来がん診療部」と積貞棟2階に診療科の垣根を越えた入院診療を可能にした「入院がん診療部」が始動し、効率的で質の高い集学的がん診療を提供している。

（2）がん緩和ケア

- ①がん診療に携わる医師が緩和ケアについての基本的な知識を習得し、がんと診断された時から適切に緩和ケアが提供されるようにすることを目的として、緩和ケア講習会を年1回（平成22年度から26年

度）開催してきた。なお、初期臨床研修2年目から初期臨床研修修了後3年目までのがん診療に携わる全ての医師が当該研修を平成29年6月まで修了するように求められていることから、平成27年度は年2回開催し、平成28年度は年4回の開催を予定している。

- ②エンド・オブ・ライフ・ケア（EOLケア）や緩和ケアを提供する看護師に必須とされる能力修得のため、ELNEC-Japan（ELNEC-J）コアカリキュラム指導者養成プログラムを年1回（平成22年度から26年度）開催してきた。なお、受講希望者が多いことから平成27年度は年2回開催した。

（3）がん拠点事業

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の構築、がん患者に対する相談及び情報提供等を行う、がん診療連携拠点病院の所在、各施設で行っている事業一覧の確認を行い、平成23年からは京都府のホームページでの掲載を開始している。平成22年から年に一度、京都府がん診療連携協議会を開催し、各施設の取組み状況を情報共有するとともに、次年度の事業計画の策定の参考としている。

（4）小児がん拠点事業の指定

平成25年に厚生労働省より、全国15機関の一つとして小児がん拠点病院の指定を受けた。

2. 地域医療の地域訪問

平成27年5月に、地域連携の強化のため、副病院長が構成員の地域連携推進実務WGを発足させた。同年7月から24か所の地域医療機関を訪問し、意見や要望の収集を行っている。

3. 災害拠点病院への指定

本院は、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能や、被災地からの重症傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有することから、平成27年4月1日付けにて「災害拠点病院」に指定された。

○医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況

1. 負担軽減

- ① 平成23年度までは、病院勤務医の負担軽減・処遇を改善する体制として、事務部（医務企画掛、人事掛、経営分析掛）及び看護部で「勤務医負担軽減計画」を策定し、具体の検討は「診療業務標準化委員会」において行っていた。
- ② 平成24年度に、より病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に結びつくよう「医療従事者の業務負担軽減検討委員会」を設置し、毎年医師及び看護師に係る負担軽減計画の策定と計画の達成状況の評価を行っている。また、より効果的な実行を求めるため、策定された負担軽減計画については院内の諸会議及び院内掲示板において教職員等へ周知を行っている。

※ なお、平成27年度における業務分担の取組については以下のとおり行った。

- ① 医師の負担軽減
 - ・ 診療科ヒアリング等に基づき、適切な医師の人員配置について引き続き検討
 - ・ 病棟薬剤師による処方支援業務実施により薬剤管理業務の分担を引き続き推進
 - ・ 看護師の病棟外来連携による専門性の高い看護師の外来配置を更に拡大
 - ・ IVナースにおける静脈注射、輸血ライン確保等、看護師において可能な業務範囲を整理し、望ましい役割分担を引き続き推進
 - ・ 時間外における検査の検体容器及び検体搬送の外注化を検体受付体制も含めた検討
 - ・ 医師が記載する書類の記載補助について引き続き業務拡大・充実
 - ・ 術前外来について対象診療科を拡大
- ② 看護師の負担軽減
 - ・ 病棟薬剤師の配置により、持参薬の整理、処方薬剤の保管、注射薬の調製等、薬剤管理業務の分担を推進するとともに、配薬カートの準備について検討
 - ・ 食事介助や与薬業務に専念できるよう、看護補助者の適正な配置
 - ・ 手術器具の準備・セッティングの外注化を拡大
 - ・ 病棟看護師が行う退院日当日の手続きを、事務職員が一括して実施

（３）継続的・安定的な病院運営のために必要な取り組みが行われているか。

（運営面の観点）

○管理運営体制の整備状況

１．管理運営体制

（１）病院運営顧問会議

本院以外の委員で構成し、附属病院の運営に関する重要事項等を審議及び病院長に対して助言を行っている。

（２）病院協議会

病院運営に関する重要事項を協議する機関として、各診療科長、中央診療センターの部長等で構成し、毎月第一木曜日に開催し、審議・決定を行っている。

（３）執行部会議

病院長、副病院長及び病院長補佐等で構成し、毎週火曜日に定期開催し、病院の業務に関する迅速な意思決定を行っている。

（４）運営・戦略会議

病院長、副病院長、病院長補佐等で構成し、病院の運営に関する重大な事案に関し迅速に対応するため、協議及び意見交換を行っている。

（５）病院運営企画室

副病院長（経営担当）を含む教員及び経営管理課・医務課・新病院整備推進室の職員で構成し、病院長の諮問を受け病院運営及び経営に関する情報の収集及び分析並びに経営上の必要事項の企画立案を行っている。

（６）人事諮問会議

平成27年度より新たに人事諮問会議を置き、病院長の諮問を受け、病院収入及び予算計画を勘案した人員配置及び中・長期にわたる人事計画について、答申を行っている。

○外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況

１．ISO15189:2012の認定を取得

- ① 平成26年3月26日付けで、全国の病院に先駆けて、国際規格のISO15189:2012（臨床検査室—品質と能力に関する特定要求事項）の認定を新規取得した。
- ② 平成27年5月27日付けで、日本初となる生理学的検査について認定を取得した。
- ③ 検査部、病理部、輸血細胞治療部、薬剤部（TDM室）の4部門で、国際標準化機構（ISO）の認定機関である日本適合性認定協会（JAB）

からISO15189:2012の認定を取得した。

○経営分析やそれに基づく戦略の策定・実施状況

1. 経営分析事項

(1) 病床再配分

毎年、年度当初に病院全体の稼働目標を定め、目標達成に向けて各診療科へアンケート調査を実施し、病床数の変更を申し出ている診療科について、その問題点、改善策、要望事項等を把握し、診療科への希望病床数への再配分を行った。

(2) 新規事業への収支試算（シミュレーション）

診療科からの要望について、企画段階において収支シミュレーションを行い、その結果を基に執行部会議で審議を行っている。主なシミュレーションは以下のとおり。

- ・ 平成26年度においては、「周産母子診療部におけるMFICUの設置について」、「休日時間外における手術加算の算定について」等を行った。
- ・ 平成27年度においては「新南病棟移転に伴う小児入院医療管理料減収試算と減収回避策の実施」、「後発医薬品切り替えについての収支試算」等を行った。

2. 戦略の策定と実施

(1) 病院経営改善計画の実施

達成状況が明確に判断できる計画として、「病院経営改善計画」（1年ごとの短期的な計画）を設定し、医療の質を落とさないことを大前提として、短期的に効果があると考えられる事項を改善目標として集中的に推進してきた。「病院経営改善計画」では、増収に係る項目、経費削減に係る項目、その他の項目それぞれに、具体的な行動計画、計画の裏付けとなる統計資料、当該年度の目標を示した。「病院経営改善計画」の策定にあたっては、過去の経営分析指標、診療科（部）別ヒアリングや院内各職種からの意見、他の医療機関からの情報等を参考に、経営に係る全ての問題点を洗い出し、当該年度に実行されるべき内容を策定してきた。

(2) 病院運営企画室ホームページによる情報発信

病院経営改善計画の推進状況、診療実績データ（診療科別稼働額、稼働率、在院日数、付加価値等）、原価計算情報、他大学・他病院と

の比較データ等の情報を院内で共有し目標意識を高めるため、ホームページを作成し、公開した。また、アナウンスメールによりホームページ更新のお知らせを発信し、ホームページの認知度向上に努めた。

(3) ベッドコントロールセンターの創設

①ベッドコントロールセンターは、積貞棟の開院にともなう大規模かつ断続的な病棟移転が控えていた平成22年に、病院運営企画室のプロジェクトチームとして発足した。移転時には、病院内の安全を確保しつつ入院患者の受け入れに支障を来たさないよう、各病棟・各診療科とも連携して病床の効率的な運用に取り組んだ。この方針を積貞棟移転後も積極的に果たすべく、移転終了後も引き続き活動を継続した。

②平成27年度より、規程を整備し病院の正規の組織として位置づけられることとなった。現在、効率的な病床運用を推進するため、定例会議やヒアリング等を通じて各病棟での病床運用実態の把握を行い、病床の効率的運用を図るための方策についての検討を行い、適宜病床配分の見直しを行っている。

3. 診療科（部）別ヒアリング（平成25年度から診療科（部）別カンファレンスと改称）の実施

①本院の理念の達成、そのための資源の有効活用、経営の効率化に向けて実行可能なことを明らかにすべく、各診療科（部）の稼働状況（目標値の達成状況）、病院経営改善計画、事業（活動）計画に基づき、ヒアリングを実施してきた。

②平成26年度においては32の診療科と35の診療部門等あわせて67の診療科（部）に対してカンファレンスを実施し、意見交換を行った。また、平成26年4月から5月に稼働率が顕著に低下し目標値に達していない診療科について、6月初旬に急遽、病院長、副病院長及び病院運営企画室長が臨時のヒアリングを行い、その後も稼働率維持についてのアナウンスを発信する等の対策を実施した。

③平成25年度以降は診療科（部）別カンファレンスと改称し、平成27年度においても実施した。手術件数の増加やDPC制度を考慮した入院日数の管理等の細かな収入増加策の提言を行った結果、診療単価の向上が図られ、病院経営の改善に資することができた。

○収支の改善状況（収入増やコスト削減の取組状況）

1. 収入増への取組状況

積貞棟開院、HCU・SCUの整備、手術室利用の拡大等の増収策を講じ、対前年度増収とすべく努めた。

※ 各年度における稼働額は以下のとおり推移した。

平成22年度稼働額 296.9億円（対21年度15.9億円増収）

平成23年度稼働額 315.1億円（対22年度18.2億円増収）

平成24年度稼働額 325.8億円（対23年度10.7億円増収）

平成25年度稼働額 334.2億円（対24年度8.7億円増収）

平成26年度稼働額 339.7億円（対25年度5.5億円増収）

平成27年度稼働額 357.4億円（対26年度17.7億円増収）

※ なお、平成27年度における内訳は以下のとおりである。

減収：稼働率の減少（84.8%→83.7%） △2.5億円

MFICU整備による影響 △0.9億円

増収：薬剤単価の増 6.7億円

手術件数・手術単価の増 0.9億円

PET-CT更新 0.9億円

南病棟開院 0.5億円

ICU整備による影響 0.4億円

MRI更新 0.4億円

文書料改定 0.4億円

その他 10.9億円

2. 京大病院基金の創設

病院における自己収入増加の取組として、京大病院基金を創設し、患者等を中心に広く一般の市民から寄附を募る取組を開始した。集まった寄附金は、今後も高度な機能を有する病院として、また広域かつ地域に開かれた病院としての使命を果たしていくため、特に患者へのサービスを充実させる取組に活用していく。

3. 経費削減への取組状況

医学部附属病院事業計画に「経営の安定化」を主要事項の一つとして掲げ、経営改善に取り組んだ。経費削減として、以下の取組を実施してきた。これらの取組により、平成22年度から平成27年度までの累計で△724,439千円の経費削減が実行された。

- ・ 医療材料、医薬品購入、外注検査契約における単価削減
- ・ 後発医薬品採用の推進や安価な材料への切替
- ・ 光熱水の使用量の削減（各種水栓類節水金具への取替、運用改善型ESCOの導入等により中央診療施設棟及び外来診療棟へ高効率型のヒートポンプチャラーの導入、高効率型ボイラーへの更新、第一臨床研究棟のエアコンを高効率機器に更新、照明器具のLED化、新南病棟の太陽光パネルの設置等）

※ 各年度における経費削減実績額は以下のとおりである。

平成22年度経費削減実績額 △113,937千円

平成23年度経費削減実績額 △102,652千円

平成24年度経費削減実績額 △120,672千円

平成25年度経費削減実績額 △149,230千円

平成26年度経費削減実績額 △72,318千円

平成27年度経費削減実績額 △165,630千円

○地域連携強化に向けた取組状況

1. 紹介率・逆紹介率

特定機能病院として、地域医療機関との連携を図り、紹介率は平成22年度67.2%から平成27年度73.2%へ、逆紹介率は、平成22年度48.7%から平成27年度60.5%に向上した。

2. 前方連携（紹介）の強化

- ① 地域医療連携室では、紹介元である地域医療機関からの初診予約を受け付け（「紹介初診患者予約システム」）しており、その件数は、平成22年度8,996件から平成27年度12,410件に増加している。
- ② より一層の紹介患者の予約受付を行うため、平成27年3月より、地域医療機関の夜間診療時間帯に合わせ、地域医療連携室の受付終了時間を16時30分から19時30分に変更した。
- ③ 地域医療機関から患者情報をFAX受信することについて、平成28年3月から、FAX（患者登録票）受信をお知らせするシステムを導入し、地域医療機関の満足度向上に努めた。
- ④ 平成27年5月に、地域連携の強化のため、副病院長が構成員の地域連携推進実務WGを発足させた。同年7月から24か所の地域医療機関を訪問し、ご意見や要望の収集を行った。

3. 後方連携（逆紹介）の強化

- ①当院からの逆紹介患者の受入機関に対して実施した当院の対応に関するアンケート（平成26年度）結果や地域ネットワーク医療部の業務内容等を掲載した連携誌「つなぎ」を、平成27年7月に発行し、京都市内の医療機関を中心とする約900医療機関に送付した。
- ②左京医師会地域懇談会等に参加し、地域機関との情報共有連携を行った。

4. 臨床懇話会の実施

地域医療との連携を推進するため、地域で活躍されている医師等の先生と本院診療科長との意見交換及び本院からの情報提供の場として、平成9年より毎年「臨床懇話会」を開催している。平成27年度には学内外で106名の参加があり、「京大病院の地域連携における受入れシステムについて」をテーマとしたパネルディスカッションを行った。また、本学のオープンコースウェア（OCW）を通じて、講演内容をWeb上で閲覧できるようにした。

Ⅲ 予算（人件費見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

※ 財務諸表及び決算報告書を参照

Ⅳ 短期借入金の限度額

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 短期借入金の限度額 145 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 145 億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。	1 短期借入金の限度額 借入実績なし

Ⅴ 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
1 重要な財産を譲渡する計画 ・フィールド科学教育研究センター北海道研究林（標茶区）の土地の一部（北海道川上郡標茶町上多和 161.18 m²）を譲渡する。 ・農学研究科附属農場及び高槻職員宿舍の土地及び建物の一部（大阪府高槻市八丁畷町 180番 他15筆）を譲渡する。 ・白馬山の家の土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙 869 番 2）を譲渡する。 ・桂地区の土地の一部（京都市西京区御陵細谷 1 番 242 2,696.02 m²）を譲渡する。 ・原子炉実験所の土地の一部（大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目 984-1 他2筆 216.06	1 重要な資産の譲渡 ・農学研究科附属農場及び高槻職員宿舍の土地の一部（大阪府高槻市八丁畷町222番1 他4筆 7,287 m²）を譲渡する。 ・原子炉実験所の土地の一部（大阪府泉南郡熊取町朝代西二丁目 984－1 他2筆 216.06m²）を譲渡する。 ・白馬山の家の土地及び建物（長野県北安曇郡小谷村大字千国字柳久保乙869番2）を譲渡する。	1 重要な資産の譲渡 ・農学研究科附属農場の土地の一部（大阪府高槻市八丁畷町 202 番 1 他 4 筆 6,305.11 m²）を譲渡した（平成 27 年 12 月所有権移転）。 ・原子炉実験所の土地の一部の譲渡については、用地売却により敷地の形状が変更となるため、原子力規制庁へ核燃料使用施設関係、RI 施設関係、原子炉施設関係の 3 つの申請・承認が必要となり、核燃料使用施設関係と RI 施設関係については、既に承認済みである。原子炉施設関係については、試験研究炉の新規制基準の審査の中で、平成 26 年 9 月 30 日に申請後、平成 28 年 3 月末現在で原子力規制庁より 66 回のヒアリングが行われたが、特に自然災害（竜巻、火山、森林火災等）への対応に関する説明に相当の時間を要したことから、平成 27 年度中に承認されなかった。 ・白馬山の家の土地及び建物の譲渡については、平成 27 年 3 月 26

m²)を譲渡する。 2 重要な財産を担保に供する計画 ・附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物を担保に供する。	2 担保に供する計画 ・医学部附属病院の建物及び医療設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について担保に供する。	日に一般競争入札の公告を行い、平成27年6月26日に入札書受領期限としていたが、競争参加者がいなかったため譲渡はできなかった。 2 担保に供する計画 ・総合高度先端医療病棟・総合高度先端医療病棟【Ⅱ期】(建物)及び生体情報監視システム・感覚器総合診療システム・外科総合診療システム・総合リハビリテーションシステム・内科総合診療システム・超音波・内視鏡画像検査システム・全身用X線CTシステム・診療支援高度生理機能検査総合管理システム(設備)に係る金銭消費貸借契約に伴い、本学病院の敷地に抵当権を設定した。
---	---	---

VI 剰余金の使途

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善に充てる。	教育研究及び診療の質の向上並びに組織運営の改善を図るため、中期計画に記載した事業の財源に充当した。

Ⅶ そ の 他 1 施設・設備に関する計画

中 期 計 画			年 度 計 画			実 績		
施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源	施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
(吉田)総合研究棟改修(法 経済学系)、 (川端)学生寄宿舍耐震改 修、 (南部)総合研究棟施設整 備事業(PFI)、 (桂)総合研究棟Ⅴ、(桂)福 利・保健管理棟施設整備事 業(PFI)、 (北部)総合研究棟改修(農 学部総合館)施設整備等事 業(PFI)、 (桂)総合研究棟Ⅲ(物理 系)等施設整備事業(PFI)、 小規模改修	総額 16,707	施設整備費補助金 (13,352) 国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (918) 大学資金 (2,437)	・(医病)総合高度先端医 療病棟 ・(吉田) iPS細胞研究棟 Ⅲ ・(医病)基幹・環境整備 (受変電設備改修等)・(医 病)基幹・環境整備(ヘ リポート設備) ・(浅口)高度天体観測研 究施設 ・(吉田)ライフライン再 生(電気設備) ・(医病)総合高度先端医 療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備 (緑地広場整備等) ・(医病)基幹・環境整備 (熱源等改修等) ・(南部)総合研究棟施設 整備事業(PFI) ・(桂)総合研究棟Ⅴ、(桂) 福利・保健管理棟施設 整備事業(PFI) ・(北部)総合研究棟改修 (農学部総合館)施設整 備等事業(PFI) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物 理系)等施設整備事業(B OT)(PFI) ・小規模改修 ・生体情報監視システム ・感覚器総合診療システム ・外科総合診療システム ・総合リハビリテーション システム ・内科総合診療システム ・超音波・内視鏡画像検査 システム ・全身用X線CTシステム ・診療支援高度生理機能検	総額 11,343	施設整備費補助金 (4,886) 国立大学財務・経 営センター施設費 交付金 (148) 長期借入金 (6,205) 大学資金 (104)	・(医病)総合高度先端医 療病棟 ・(吉田) iPS細胞研究棟 Ⅲ ・(医病)基幹・環境整備 (受変電設備改修等) ・(医病)基幹・環境整備 (ヘリポート設備) ・(浅口)高度天体観測研 究施設 ・(吉田)ライフライン再 生(電気設備) ・(医病)総合高度先端医 療病棟(Ⅱ期)等 ・(医病)基幹・環境整備 (緑地広場整備等) ・(医病)基幹・環境整備 (熱源等改修等) ・(南部)総合研究棟施設 整備事業(PFI) ・(桂)総合研究棟Ⅴ、(桂) 福利・保健管理棟施設 整備事業(PFI) ・(北部)総合研究棟改修 (農学部総合館)施設整 備等事業(PFI) ・(桂)総合研究棟Ⅲ(物 理系)等施設整備事業(B OT)(PFI) ・小規模改修 ・生体情報監視システム ・感覚器総合診療システム ・外科総合診療システム ・総合リハビリテーション システム ・内科総合診療システム ・超音波・内視鏡画像検査 システム ・全身用X線CTシステム ・診療支援高度生理機能検	総額 13,404	施設整備費補助金 (4,678) 国立大学財務・経 営センター 施設費交付金 (148) 長期借入金 (7,833) 大学資金 (104) 設備整備費補助金 (641)

(注1) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度と同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、大学資金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

	査総合管理システム			査総合管理システム ・耐震対策事業 ・（吉田）国際人材総合教育棟 ・（清水他）災害復旧事業Ⅱ ・（桜島）桜島火山観測施設 ・（桜島）基幹・環境整備（崩落対策） ・（桂他）災害復旧事業 ・（本堂他）災害復旧事業Ⅱ ・大容量・高速医療情報ネットワークシステム ・高度薬物治療支援システム ・桜島観測坑道内設置観測研究設備 ・教養共通教育の国際化のためのスマート学習空間の創出 ・九州火山総合観測システム		
	注）金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

○ 計画の実施状況等

- ・（医病）総合高度先端医療病棟に関しては、4年計画のうち4年目を計画的に実施した。
- ・（吉田）i P S細胞研究棟Ⅲに関しては、平成26年度当初に採択されたものであり、平成26年度と平成27年度に事業を行ったが、事業費の一部(2,017百万円)について次年度に繰越を行っている。
- ・（医病）基幹・環境整備（受変電設備改修等）に関しては、3年計画のうち2年目を実施し、翌年度に3年目となる。
- ・（医病）基幹・環境整備（ヘリポート設備）に関しては、2年計画のうち2年目を計画的に実施した。
- ・（浅口）高度天体観測研究施設に関しては、平成27年度当初に採択されたものであり、平成27年に事業を行ったが、事業費の一部(327百万円)について次年度に繰越を行っている。
- ・（吉田）ライフライン再生（電気設備）に関しては、計画的に実施した。
- ・（医病）総合高度先端医療病棟（Ⅱ期）等に関しては、5年計画のうち1年目を計画的に実施した。
- ・（医病）基幹・環境整備（緑地広場整備等）に関しては、計画的に実施した。
- ・（医病）基幹・環境整備（熱源等改修等）に関しては、2年計画のうち1年目を計画的に実施した。
- ・（南部）総合研究棟施設整備事業（PFI）・（桂）総合研究棟Ⅴ、（桂）福利・保健管理棟施設整備事業（PFI）・（北部）総合研究棟改修（農学部総合館）施設整備等事業（PFI）・（桂）総合研究棟Ⅲ（物理系）等施設整備事業（BOT）（PFI）に関しては、計画的に実施した。
- ・小規模改修に関しては、計画的に実施した。

- ・生体情報監視システム・感覚器総合診療システム・外科総合診療システム・総合リハビリテーションシステム・内科総合診療システム・超音波・内視鏡画像検査システム・全身用X線CTシステム・診療支援高度生理機能検査総合管理システムに関しては、計画的に実施した。
- ・耐震対策事業については、平成25年度補正にて採択されたものであり、平成25年度および平成26年度に繰越を行い、平成27年度に完了したので計上した。
- ・（吉田）国際人材総合教育棟に関しては、平成25年度補正にて採択されたものであり、平成25年度および平成26年度に繰越を行い、平成27年度に完了したので計上した。
- ・（清水他）災害復旧事業Ⅱに関しては、平成26年度当初にて採択されたものであり、平成26年度に繰越を行い、平成27年度に完了したので計上した。
- ・（桜島）桜島火山観測施設に関しては、平成26年度補正にて採択されたものであり、平成26年度および平成27年度に事業を行ったが、事業費の一部(189百万円)について次年度に繰越を行っている。
- ・（桜島）基幹・環境整備（崩落対策）に関しては平成27年度当初（追加）にて採択されたものであり、事業費（71百万円）について次年度に繰越を行っている。
- ・（桂他）災害復旧事業に関しては、平成27年度当初（追加）にて採択され、計画的に実施した。
- ・（本堂他）災害復旧事業Ⅱに関しては、平成27年度当初（追加）にて採択され、計画的に実施した。
- ・大容量・高速医療情報ネットワークシステムは、平成26年度予算にて採択されたものであ

り、事業費の全部（438 百万円）について平成 27 年度に繰越を行っていたが、平成 27 年度に完了したので計上した。

- ・ 高度薬物治療支援システムは、平成 26 年度予算にて採択されたものであり、事業費の全部（192 百万円）について平成 27 年度に繰越を行っていたが、平成 27 年度に完了したので計上した。
- ・ 桜島観測坑道内設置観測研究設備は、平成 26 年度予算にて採択されたものであり、事業費

の一部（87 百万円）について平成 28 年度に事故繰越を行っている。

- ・ 教養共通教育の国際化のためのスマート学習空間の創出は、平成 27 年度予算にて採択されたものであり、平成 27 年度に完了したので計上した。
- ・ 九州火山総合観測システムは、平成 27 年度予算にて採択されたものであり、事業費の全部（132 百万円）について平成 28 年度に繰越を行っている。

Ⅶ そ の 他	2 人事に関する計画
---------	------------

中 期 計 画	年 度 計 画	実 績
(事務職員等の人事) - 能力開発や専門性向上のための研修を実施するとともに、女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。 (中長期的な観点に立った適切な人員管理) - 部局等からの多様な要請を調整しつつ、全学的な視点から戦略的な人員の配置を行う。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 333,367 百万円 (退職手当は除く)	(事務職員等の人事の具体的措置) - 能力開発や専門性向上のための研修を実施するとともに、女性や若手職員の登用を考慮しつつ、職員のモチベーションの向上を図るための人事システムを整備する。 (中長期的な観点に立った適切な人員管理) - 部局等からの多様な要請を調整しつつ、全学的な視点から戦略的な人員の配置を行う。 (参考1) 平成27年度の常勤教職員数（任期付教員を除く） 4,868人 任期付教員数 483人 (参考2) 平成27年度の人件費総額見込み 61,815 百万円 (退職手当は除く)	各階層別研修（平成 27 年 5 月：課長級、平成 27 年 11 月：課長補佐、掛長、主任研修）を実施し、課長級研修については、平成 26 年度のアンケート結果等を検証し、評定者研修と併せて実施する際には、評定業務を円滑に行えるよう実施時期を早める必要があることから、実施時期を 11 月から 5 月に変更して実施した。 若手職員研修については、平成 26 年度のアンケート結果及び研修担当者の見解等を踏まえ、複数のスキルを階層別研修として 1 回の研修で実施していたものを、平成 27 年度はスキル毎の研修とし、位置づけをスキルアップ研修とした。 教育研究活動の維持向上やグローバルリーダー育成等の機能強化に向けた取り組みを行うため、全学的な視点から教員の定員を再配置する「再配置定員」として、20 名（うち外国人教員 16 名）を平成 28 年度に措置することを決定した。

○ 別表 1 (学部の学科、研究科の専攻等の定員未充足の状況について)

学部の学科、研究科の専攻等名 (学士課程)		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
総合人間学部	総合人間学科	480	592	123.3
文学部	人文学科	880	1,009	114.7
教育学部	教育科学科	260	293	112.7
法学部		1,340	1,541	115.0
経済学部		1,000	1,146	114.6
	経済経営学科	1,000	1,130	113.0
	(経済学科)	0	10	
	(経営学科)	0	6	
理学部	理学科	1,244	1,417	113.9
医学部		1,248	1,320	105.8
	医学科	642	682	106.2
	人間健康科学科	606	638	105.3
薬学部		380	416	109.5
	薬科学科	200	229	114.5
	薬学科	180	187	103.9
工学部		3,820	4,349	113.8
	地球工学科	740	826	111.6
	建築学科	320	351	109.7
	物理工学科	940	1,056	112.3
	電気電子工学科	520	612	117.7
	情報学科	360	442	122.8
	工業化学科	940	1,062	113.0

農学部		1,200	1,333	111.1
	資源生物科学科	376	398	105.9
	応用生命科学科	188	211	112.2
	地域環境工学科	148	169	114.2
	食料・環境経済学科	128	156	121.9
	森林科学科	228	242	106.1
	食品生物科学科	132	157	118.9
学士課程 計		11,852	13,416	113.2

学部の学科、研究科の専攻等名 (修士課程)		収容定員	収容数	定員充足率
文学研究科		220	238	108.2
	文献文化学	72	72	100.0
	思想文化学	44	49	111.4
	歴史文化学	44	58	131.8
	行動文化学	40	43	107.5
	現代文化学	20	16	80.0
教育学研究科		84	98	116.7
	教育科学	56	68	121.4
	臨床教育学	28	30	107.1
法学研究科	法政理論	30	39	130.0
経済学研究科	経済学	88	98	111.4
理学研究科		636	602	94.7
	数学・数理解析	104	104	100.0
	物理学・宇宙物理学	162	177	109.3
	地球惑星科学	100	89	89.0
	化学	122	119	97.5
	生物科学	148	113	76.4
医学研究科		138	183	132.6
	医科学	40	55	137.5
	人間健康科学系	98	128	130.6

学部の学科、研究科の専攻等名（修士課程）	収容定員	収容数	定員充足率
薬学研究科	128	115	89.8
薬科学	100	93	93.0
医薬創成情報科学	28	22	78.6
工学研究科	1,376	1,480	107.6
社会基盤工学	132	152	115.2
都市社会工学	128	125	97.7
都市環境工学	72	70	97.2
建築学	144	158	109.7
機械理工学	112	111	99.1
マイクロベンチアリング	56	62	110.7
航空宇宙工学	46	58	126.1
原子核工学	46	48	104.3
材料工学	76	87	114.5
電気工学	76	80	105.3
電子工学	70	71	101.4
材料化学	58	61	105.2
物質エネルギー化学	76	82	107.9
分子工学	68	70	102.9
高分子化学	92	97	105.4
合成・生物化学	62	71	114.5
化学工学	62	77	124.2
農学研究科	566	651	115.0
農学	56	71	126.8
森林科学	93	107	115.1
応用生命科学	111	137	123.4
応用生物科学	102	114	111.8
地域環境科学	98	116	118.4
生物資源経済学	48	46	95.8
食品生物科学	58	60	103.4
人間・環境学研究科	328	335	102.1
共生人間学	138	152	110.1
共生文明学	114	93	81.6
相関環境学	76	90	118.4
エネルギー科学研究科	260	275	105.8
エネルギー社会・環境科学	58	56	96.6
エネルギー基礎科学	84	93	110.7
エネルギー変換科学	50	57	114.0
エネルギー応用科学	68	69	101.5

学部の学科、研究科の専攻等名（修士課程）	収容定員	収容数	定員充足率
情報学研究科	378	408	107.9
知能情報学	74	88	118.9
社会情報学	72	80	111.1
複雑系科学	40	37	92.5
数理工学	44	51	115.9
システム科学	64	74	115.6
通信情報システム	84	78	92.9
生命科学研究科	150	162	108.0
統合生命科学	80	86	107.5
高次生命科学	70	76	108.6
地球環境学舎	88	89	101.1
環境マネジメント			
修士課程 計	4,470	4,773	106.8

学部の学科、研究科の専攻等名（博士後期課程）	収容定員	収容数	定員充足率
文学研究科	165	215	130.3
文献文化学	54	57	105.6
思想文化学	33	46	139.4
歴史文化学	33	42	127.3
行動文化学	30	51	170.0
現代文化学	15	19	126.7
教育学研究科	75	94	125.3
教育科学	42	54	128.6
臨床教育学	33	40	121.2
法学研究科	90	71	78.9
法政理論			
経済学研究科	132	154	116.7
経済学			

学部の学科、研究科の専攻等名（博士後期課程）	収容定員	収容数	定員充足率
理学研究科	498	500	100.4
数学・数理解析	60	41	68.3
物理学・宇宙物理学	138	146	105.8
地球惑星科学	85	56	65.9
化学	92	101	109.8
生物科学	123	156	126.8
医学研究科	116	164	141.4
医科学	35	42	120.0
社会健康医学系	36	49	136.1
人間健康科学系	45	73	162.2
薬学研究科	87	58	66.7
薬科学	66	44	66.7
医薬創成情報科学	21	14	66.7
工学研究科	591	547	92.6
社会基盤工学	36	53	147.2
都市社会工学	36	58	161.1
都市環境工学	30	51	170.0
建築学	72	43	59.7
機械理工学	54	31	57.4
マイクロエンジニアリング	24	19	79.2
航空宇宙工学	24	16	66.7
原子核工学	27	17	63.0
材料工学	30	31	103.3
電気工学	30	26	86.7
電子工学	30	35	116.7
材料化学	27	22	81.5
物質エネルギー化学	33	44	133.3
分子工学	36	15	41.7
高分子化学	45	27	60.0
合成・生物化学	30	43	143.3
化学工学	27	16	59.3

学部の学科、研究科の専攻等名（博士後期課程）	収容定員	収容数	定員充足率
農学研究科	330	264	80.0
農学	30	23	76.7
森林科学	61	56	91.8
応用生命科学	61	44	72.1
応用生物科学	63	41	65.1
地域環境科学	55	53	96.4
生物資源経済学	30	30	100.0
食品生物科学	30	17	56.7
人間・環境学研究科	204	289	141.7
共生人間学	84	166	197.6
共生文明学	75	86	114.7
関連環境学	45	37	82.2
エネルギー科学研究科	105	75	71.4
エネルギー社会・環境科学	36	24	66.7
エネルギー基礎科学	36	35	97.2
エネルギー変換科学	12	10	83.3
エネルギー応用科学	21	6	28.6
情報学研究科	180	145	80.6
知能情報学	45	35	77.8
社会情報学	42	50	119.0
複雑系科学	18	7	38.9
数理工学	18	13	72.2
システム科学	24	19	79.2
通信情報システム	33	21	63.6
生命科学研究科	99	106	107.1
統合生命科学	55	62	112.7
高次生命科学	44	44	100.0
地球環境学舎	60	66	110.0
地球環境学	39	44	112.8
環境マネジメント	21	22	104.8
博士後期課程 計	2,732	2,748	100.6

学部の学科、研究科の専攻等名（博士一貫課程）	収容定員	収容数	定員充足率
医学研究科 医学	593	713	120.2
薬学研究科 薬学	60	28	46.7
アジア・アフリカ地域研究研究科	150	148	98.7
東南アジア地域研究	50	61	122.0
アフリカ地域研究	60	49	81.7
グローバル地域研究	40	38	95.0
総合生存学館 総合生存学	60	34	56.7
博士一貫課程 計	863	923	107.0

学部の学科、研究科の専攻等名（専門職学位課程）	収容定員	収容数	定員充足率
法学研究科 法曹養成	480	359	74.8
医学研究科 社会健康医学系	68	74	108.8
公共政策教育部 公共政策	80	81	101.3
経営管理教育部 経営管理	180	192	106.7
専門職学位課程 計	808	706	87.4

○計画の実施状況等

・収容定員と収容数に差がある理由等

大学全体としての学部、研究科の定員充足率は妥当な範囲に収まっている（一部の学部・研究科において、社会的な要因による内部進学者の減少、入学者の学力不足等の問題により収容定員と収容数が乖離する課程が存在する）。

なお、専門職学位課程のうち、法学研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）について、収容定員は480名となっているが、法学既修者枠（2年修了コース）が存在するため、平成17年8月24日付け国立大学法人支援課作成の「法科大学院における授業料（標準）収入積算に用いる収容定員について」に従い収容定員を算定した場合、本学法科大学院の改収容定員は355名となる。この改収容定員（355名）を基に算出した本学法科大学院の改定員充足率は「101.1%」となる。

よって、専門職学位課程全体の改定員充足率は「103.4%」となり、課程ごとの改収容定員・収容数・改定員充足率は下表のとおりとなる。

【課程毎の改収容定員・収容数・改定員充足率】

課 程	改収容定員	収容数	改定員充足率
学 士 課 程	11,852	13,416	113.2
修 士 課 程	4,470	4,773	106.8
博士後期課程	2,732	2,748	100.6
博士一貫課程	863	923	107.0
専門職学位課程	683	706	103.4

〇別表 2 (学部・研究科等の定員超過の状況について)

(平成 22 年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	561	0	0	0	0	35	26	20	506	105.4
文学部	880	1,004	2	2	0	0	46	117	101	855	97.2
教育学部	260	281	0	0	0	0	7	26	17	257	98.8
法学部	1,340	1,590	3	1	2	0	5	207	170	1,412	105.4
経済学部	1,000	1,166	31	13	1	0	34	119	101	1,017	101.7
理学部	1,244	1,393	1	0	1	0	42	144	112	1,238	99.5
医学部	1,218	1,274	0	0	0	0	10	76	62	1,202	98.7
薬学部	350	374	3	2	0	0	2	9	7	363	103.7
工学部	3,820	4,337	75	6	0	0	53	373	286	3,992	104.5
農学部	1,200	1,333	10	1	1	0	19	66	55	1,262	105.2
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	441	504	48	11	0	0	98	107	89	306	69.4
教育学研究科	159	198	10	2	0	0	17	37	27	152	95.6

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)／(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	680	562	43	6	0	0	22	41	36	498	73.2
経済学研究科	220	219	61	19	0	2	24	54	35	139	63.2
理学研究科	1,153	1,155	39	21	0	0	39	121	90	1,005	87.2
医学研究科	842	906	65	36	0	0	31	42	29	810	96.2
薬学研究科	251	253	27	12	0	0	3	7	7	231	92.0
工学研究科	1,745	2,031	252	97	0	0	37	98	83	1,814	104.0
農学研究科	886	928	87	32	0	1	52	93	66	777	87.7
人間・環境学研究科	532	701	92	17	0	0	98	142	106	480	90.2
エネルギー科学研究科	379	352	55	22	0	0	10	16	14	306	80.7
アジア・アフリカ地域研究研究科	138	169	23	15	0	0	21	27	16	117	84.8
情報学研究科	558	550	68	21	0	0	20	46	36	473	84.8
生命科学研究科	249	284	16	11	0	0	5	30	26	242	97.2

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館											
地球環境学舎	158	165	48	22	0	0	8	12	6	129	81.6
公共政策教育部	80	97	7	0	0	0	2	12	12	83	103.8
経営管理教育部	165	167	35	0	0	0	9	14	14	144	87.3

(平成23年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の 対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	563	0	0	0	0	26	36	29	508	105.8
文学部	880	1,019	2	2	0	0	39	131	107	871	99.0
教育学部	260	286	0	0	0	0	7	29	19	260	100.0
法学部	1,340	1,593	3	0	3	0	5	206	166	1,419	105.9
経済学部	1,000	1,173	35	14	1	0	52	116	100	1,006	100.6
理学部	1,244	1,389	1	0	1	0	51	138	101	1,236	99.4
医学部	1,225	1,285	0	0	0	0	11	92	79	1,195	97.6
薬学部	380	401	1	1	0	0	1	12	8	391	102.9
工学部	3,820	4,339	89	11	0	0	52	360	272	4,004	104.8
農学部	1,200	1,339	10	1	1	0	29	74	56	1,252	104.3
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	417	507	56	11	0	0	89	108	82	325	77.9
教育学研究科	159	194	14	2	0	0	16	30	25	151	95.0

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	640	492	39	7	0	0	30	41	35	420	65.6
経済学研究科	220	205	65	19	0	4	14	37	25	143	65.0
理学研究科	1,134	1,141	48	23	0	3	39	135	112	964	85.0
医学研究科	871	947	78	38	0	33	34	44	37	805	92.4
薬学研究科	236	213	28	13	0	0	1	4	3	196	83.1
工学研究科	1,967	2,059	273	103	0	3	44	111	94	1,815	92.3
農学研究科	886	921	110	42	0	19	53	99	76	731	82.5
人間・環境学研究科	532	687	76	18	0	0	91	138	98	480	90.2
エネルギー科学研究科	365	380	57	22	0	3	7	27	23	325	89.0
アジア・アフリカ地域研究研究科	142	167	22	13	0	0	19	28	19	116	81.7
情報学研究科	558	573	87	27	0	24	29	49	37	456	81.7
生命科学研究科	249	266	16	9	0	0	7	33	27	223	89.6

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の 対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館											
地球環境学舎	148	171	64	30	0	10	11	8	7	113	76.4
公共政策教育部	80	89	6	1	0	0	0	10	10	78	97.5
経営管理教育部	180	190	48	0	0	6	12	18	17	155	86.1

(平成24年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	582	0	0	0	0	29	47	33	520	108.3
文学部	880	1,002	3	3	0	0	39	100	78	882	100.2
教育学部	260	290	0	0	0	0	7	29	21	262	100.8
法学部	1,340	1,569	2	0	2	0	10	181	149	1,408	105.1
経済学部	1,000	1,182	35	14	1	0	50	123	95	1,022	102.2
理学部	1,244	1,400	1	1	0	0	42	149	112	1,245	100.1
医学部	1,232	1,299	0	0	0	0	21	90	80	1,198	97.2
薬学部	380	405	0	0	0	0	2	12	10	393	103.4
工学部	3,820	4,342	103	11	0	9	56	366	280	3,986	104.3
農学部	1,200	1,332	7	0	0	0	17	69	54	1,261	105.1
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	393	491	58	9	0	0	87	115	93	302	76.8
教育学研究科	159	194	14	0	0	0	13	33	28	153	96.2

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)／(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	600	491	43	7	0	0	23	40	34	427	71.2
経済学研究科	220	240	78	16	0	10	12	42	31	171	77.7
理学研究科	1,134	1,104	43	19	0	5	40	128	113	927	81.7
医学研究科	881	981	84	36	1	36	26	41	36	846	96.0
薬学研究科	244	223	35	14	0	1	1	2	2	205	84.0
工学研究科	1,967	2,060	273	108	0	8	54	103	83	1,807	91.9
農学研究科	886	893	110	35	0	28	44	72	57	729	82.3
人間・環境学研究科	532	656	78	17	0	0	99	140	94	446	83.8
エネルギー科学研究科	365	381	60	22	0	7	3	28	23	326	89.3
アジア・アフリカ地域研究研究科	146	161	15	12	0	0	24	32	22	103	70.5
情報学研究科	558	586	111	36	0	45	23	47	33	449	80.5
生命科学研究科	249	274	19	11	0	0	6	32	26	231	92.8

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の 対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)／(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館											
地球環境学舎	148	163	49	29	0	16	12	16	11	95	64.2
公共政策教育部	80	88	5	1	0	0	5	5	5	77	96.3
経営管理教育部	180	187	59	2	0	15	16	13	11	143	79.4

(平成25年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	587	0	0	0	0	38	47	35	514	107.1
文学部	880	1,007	4	4	0	0	36	101	84	883	100.3
教育学部	260	283	0	0	0	0	4	22	19	260	100.0
法学部	1,340	1,565	2	1	1	0	9	184	156	1,398	104.3
経済学部	1,000	1,186	34	14	0	0	41	123	89	1,042	104.2
理学部	1,244	1,388	1	1	0	0	35	134	104	1,248	100.3
医学部	1,239	1,313	0	0	0	0	14	98	88	1,211	97.7
薬学部	380	405	1	0	0	0	5	11	9	391	102.9
工学部	3,820	4,344	113	15	0	19	61	369	295	3,954	103.5
農学部	1,200	1,343	13	0	0	0	20	74	57	1,266	105.5
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	385	473	64	14	2	0	80	108	91	286	74.3
教育学研究科	159	187	14	2	0	0	14	28	23	148	93.1

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	600	480	39	9	0	0	15	42	32	424	70.7
経済学研究科	220	254	77	16	0	17	21	42	31	169	76.8
理学研究科	1,134	1,168	59	26	0	8	55	145	115	964	85.0
医学研究科	881	1,045	75	36	1	68	23	51	43	874	99.2
薬学研究科	252	221	30	11	0	1	2	3	3	204	81.0
工学研究科	1,967	2,055	264	108	0	9	46	109	91	1,801	91.6
農学研究科	886	902	101	33	0	28	45	86	69	727	82.1
人間・環境学研究科	532	630	79	17	0	0	85	135	98	430	80.8
エネルギー科学研究科	365	365	59	29	1	12	6	25	23	294	80.5
アジア・アフリカ地域研究研究科	150	156	14	12	0	0	29	36	24	91	60.7
情報学研究科	558	587	104	33	0	43	14	60	49	448	80.3
生命科学研究科	249	277	23	11	0	0	8	29	24	234	94.0

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館	20	10	1	0	0	0	0	0	0	10	50.0
地球環境学舎	148	155	50	24	0	19	14	27	21	77	52.0
公共政策教育部	80	93	3	0	0	0	2	9	9	82	102.5
経営管理教育部	180	198	65	3	0	18	9	18	17	151	83.9

(平成26年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	581	0	0	0	0	35	45	39	507	105.6
文学部	880	1,009	7	6	0	0	37	73	62	904	102.7
教育学部	260	288	0	0	0	0	8	24	20	260	100.0
法学部	1,340	1,561	2	1	1	0	14	185	164	1,381	103.1
経済学部	1,000	1,126	40	14	1	0	32	85	67	1,012	101.2
理学部	1,244	1,409	1	1	0	0	38	120	105	1,265	101.7
医学部	1,246	1,313	0	0	0	0	18	93	86	1,209	97.0
薬学部	380	412	2	0	0	0	5	13	12	395	103.9
工学部	3,820	4,366	133	20	0	29	61	336	273	3,983	104.3
農学部	1,200	1,339	20	3	0	0	17	55	45	1,274	106.2
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	385	450	68	15	0	0	64	34	22	349	90.6
教育学研究科	159	181	16	3	0	0	10	15	13	155	97.5

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	600	475	36	8	0	0	18	27	26	423	70.5
経済学研究科	220	255	88	19	1	14	28	27	25	168	76.4
理学研究科	1,134	1,114	66	18	0	7	42	106	90	957	84.4
医学研究科	881	1,093	71	33	0	29	33	54	45	953	108.2
薬学研究科	260	205	23	8	0	2	3	5	5	187	71.9
工学研究科	1,967	2,052	265	84	0	8	55	93	83	1,822	92.6
農学研究科	886	897	97	25	0	29	41	67	54	748	84.4
人間・環境学研究科	532	610	79	20	0	0	94	66	53	443	83.3
エネルギー科学研究科	365	357	48	15	0	11	6	25	21	304	83.3
アジア・アフリカ地域研究研究科	150	144	17	12	0	0	15	28	16	101	67.3
情報学研究科	558	567	99	23	0	48	16	45	37	443	79.4
生命科学研究科	249	286	36	24	0	19	12	15	14	217	87.1

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館	40	26	3	0	0	0	0	0	0	26	65.0
地球環境学舎	148	159	61	25	0	12	9	12	9	104	70.3
公共政策教育部	80	88	5	1	0	0	1	5	5	81	101.3
経営管理教育部	180	194	71	4	0	18	14	11	10	148	82.2

(平成27年度)

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の 対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)÷(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
総合人間学部	480	592	1	1	0	0	36	53	47	508	105.8
文学部	880	1,009	9	8	0	0	48	70	56	897	101.9
教育学部	260	293	1	0	0	0	2	28	24	267	102.7
法学部	1,340	1,541	2	2	0	0	13	179	161	1,365	101.9
経済学部	1,000	1,146	34	13	1	0	55	71	59	1,018	101.8
理学部	1,244	1,417	2	2	0	0	39	124	106	1,270	102.1
医学部	1,248	1,320	0	0	0	0	19	87	75	1,226	98.2
薬学部	380	416	3	0	0	0	6	15	12	398	104.7
工学部	3,820	4,349	133	21	0	36	68	335	279	3,945	103.3
農学部	1,200	1,333	23	4	0	0	22	48	39	1,268	105.7
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
文学研究科	385	453	69	15	0	0	66	37	26	346	89.9
教育学研究科	159	192	17	4	0	0	12	12	12	164	103.1

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超過率 (K) (J)／(A)× 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
法学研究科	600	469	39	8	0	0	22	21	18	421	70.2
経済学研究科	220	252	96	20	1	27	26	24	18	160	72.7
理学研究科	1,134	1,102	72	29	0	7	39	91	73	954	84.1
医学研究科	915	1,134	81	31	0	35	37	57	53	978	106.9
薬学研究科	275	201	20	7	0	1	4	4	2	187	68.0
工学研究科	1,967	2,027	264	84	0	8	50	81	71	1,814	92.2
農学研究科	896	915	130	38	0	50	38	42	35	754	84.2
人間・環境学研究科	532	624	100	22	0	0	70	68	47	485	91.2
エネルギー科学研究科	365	350	47	18	0	15	8	22	20	289	79.2
アジア・アフリカ地域研究研究科	150	148	21	14	0	0	10	26	12	112	74.7
情報学研究科	558	553	91	24	0	35	18	25	16	460	82.4
生命科学研究科	249	268	39	15	0	20	5	13	12	216	86.7

学部・研究科名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)－(D,E,F,G,I の合計)】	定員超 過率 (K) (J)／(A) × 100
			外国人 留学生 数 (C)				休学者 数 (G)	留年者 数 (H)	左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)		
				左記の外国人留学生のうち							
				国費 留学生数 (D)	外国政府派 遣留学生数 (E)	大学間交流協 定等に基づく留 学生等数 (F)					
総合生存学館	60	34	5	0	0	0	1	1	1	32	53.3
地球環境学舎	148	155	53	26	0	12	10	16	10	97	65.5
公共政策教育部	80	81	2	2	0	0	2	1	1	76	95.0
経営管理教育部	180	192	77	8	0	20	13	9	7	144	80.0

○計画の実施状況等

大学全体としての各年度における学部、研究科の定員超過率は妥当な範囲に収まっている。